

金融庁の1年

(平成22事務年度版)

平成23年11月

金融庁

はじめに

金融庁は、我が国の金融の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務として、透明かつ公正な行政の実施に努めています。

平成 22 事務年度（22 年 7 月～23 年 6 月）においては、①世界的な金融危機の再発防止に向けた国際的な金融規制改革の議論に引き続き積極的に参加するとともに、②我が国経済の成長力の向上に金融面で貢献するための施策を推進してまいりました。そして、③23 年 3 月に発生した東日本大震災については、金融機能の維持等に万全を期す対応を行いました。

具体的には、G20 首脳会合や F S B（金融安定理事会）等において、国際的な金融規制改革の議論が進められ、銀行の自己資本・流動性の新たな枠組み（パーゼルⅢ）に関し合意がなされました。システム上重要な金融機関（SIFIs）への対処等についても、更なる検討が続けられているところです。

また、政府全体の「新成長戦略」を踏まえ、金融が「実体経済を支えつつ、自らも成長産業として経済をリードする」役割を果たすために取り組むべき方策を、22 年 12 月、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」として取りまとめました。その上で、金融商品取引法等の改正法案を提出する（23 年 5 月成立・公布）など、同プランに盛り込んだ施策に迅速に取り組んでいます。

さらに、東日本大震災の発生直後から、金融機関に対し、預金通帳や印鑑を紛失した場合における預金の払戻しへの柔軟な対応等をはじめとする「金融上の措置」を適切に講ずるよう繰り返し要請するとともに、規制・検査・監督上の様々な特例を措置しました。また、中小企業金融円滑化法の期限の延長、金融機能強化法における震災特例の措置等といった、被災地における金融の円滑化に資する施策を行いました。

なお、これらをはじめとする金融行政上の様々な施策については、ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）の考え方に沿って、取り組んでいます。

本冊子「金融庁の 1 年」は、こうした金融庁の 22 事務年度における様々な取り組みを、制度の企画立案・検査・監督の各般にわたって取りまとめたものです。本冊子が、国民の皆さんにとって、金融庁並びに金融行政に対する理解を深めていただくきっかけとなれば幸いです。

平成 23 年 11 月

金融担当大臣

白見庄三郎 丞

本冊子の記載内容について

1. 本冊子は、平成 22 年 7 月 1 日から 23 年 6 月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。
2. 証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途その活動状況を取りまとめており（「証券取引等監視委員会の活動状況」及び「公認会計士・監査審査会の活動状況」参照）、本冊子には記載していません。

本編・目次

はじめに

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織

I 概要	1
II 特命担当大臣	1
III 所掌事務	1
IV 組織編成の特徴	1
第2節 平成23年度の体制整備	2

第2章 金融庁の行政運営

第1節 ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）への取組み

I 概要	3
II 国際的な金融規制改革等への対応	3
III 我が国経済の持続的成長に向けた金融面での取組み	6
IV 東日本大震災発生後の対応	8
V ベター・レギュレーションに向けたその他の取組み	12

第2節 財務局との連携

第3節 職員の任用等

I 平成22事務年度における職員の任用	20
II 服務規律の確保	20
III 法令等遵守調査室における情報受付	21

第4節 研究

I 金融庁における研究	22
II 専門性の高い調査研究の実施	22
III 金曜ランチを通じた啓蒙活動	23

第5節 研修

I 金融庁における研修	25
II 研修の実績	25

第6節 行政情報化の推進

I 概要	27
II 取組み実績	27

第7節 報道・広報

I 報道対応	30
II 広報活動	30

第8節	情報公開等	
I	開示請求の動向	31
II	文書管理等の状況	33
第9節	金融機関等との意見交換	34
第10節	パブリック・コメント手続の実績	35
第11節	金融行政アドバイザー制度	
I	制度の概要	36
II	平成22事務年度における取組み	36
第12節	金融サービス利用者相談室	
I	概要	37
II	相談等の受付状況	37
第13節	政策評価への取組み	39
第14節	金融庁業務継続計画の策定	41
第2部	東日本大震災への対応	
第3章	金融上の措置に関する要請と金融業界等における取組み	
第1節	金融上の措置に関する金融機関への要請	42
第2節	金融上の措置等の周知等	43
第3節	金融業界等における取組み	44
第4章	検査・監督・規制上の対応	
第1節	東日本大震災の発生に伴う金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化	
I	金融検査マニュアル	47
II	監督指針	48
第2節	金融機関等の報告の提出期限の弾力化	49
第3節	生命保険会社のIBNR備金に関する特例告示	50
第4節	有価証券報告書等の提出期限に係る特例措置	
I	経緯	51
II	概要	51
第5章	大震災を踏まえたその他の措置	
第1節	東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成23年6月22日成立）について	
I	経緯	52
II	概要	52
第2節	震災に伴う本人確認手続の特例措置	59
第3節	貸金業者からの借入手続等の弾力化	60

第4節	中小企業金融円滑化法に基づく開示・報告義務の弾力化	
Ⅰ	経緯	61
Ⅱ	概要	61
第5節	二重債務問題への対応	
Ⅰ	経緯等	62
Ⅱ	「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日、「二重債務問題に関する関係閣僚会合」決定）	62
Ⅲ	金融庁関連の施策	62
第6節	震災に伴う広報・相談体制の強化	
Ⅰ	被災者に向けた情報発信	63
Ⅱ	被災者に対する金融相談窓口の設置	63
第7節	夏期に向けた節電への取組み	64
第8節	その他	65
第3部	金融に関する制度の企画及び立案	
第6章	金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み	
第1節	金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年5月12日成立）の施行に伴う関係政令・内閣府令の整備	
Ⅰ	経緯	66
Ⅱ	概要	66
第2節	資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成23年5月17日成立）について	
Ⅰ	経緯	69
Ⅱ	概要	69
第3節	ディスクロージャー制度の充実・運用	
Ⅰ	四半期報告の大幅簡素化	73
Ⅱ	内部統制報告制度の運用の見直しに向けた取組み	73
Ⅲ	開示諸制度の整備	74
Ⅳ	開示諸制度の運用	76
Ⅴ	EDINET（電子開示システム）再構築後の運用状況等	77
Ⅵ	公認会計士等に対する監督等	77
第4節	その他金融・資本市場等に関する各種施策等	
Ⅰ	金融商品取引所をめぐる動き	79
Ⅱ	証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き	79
Ⅲ	会計基準・監査における国際的動向への対応	80
第7章	預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案	
第1節	中小企業金融円滑化法の一部を改正する法律（平成23年3月31日成立）について	
Ⅰ	経緯	83

II	概要	84
III	その他	84
第2節	預金保険法の一部を改正する法律（平成23年5月13日成立）について	
I	経緯	85
II	概要	85
第3節	保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成22年11月12日成立）及び同法の施行に伴う関係政令・主務省令の整備について	
I	経緯	89
II	概要	89
III	その他	92
第4節	改正貸金業法の完全施行の円滑な実施について	
I	経緯	93
II	完全施行後の対応	94
第5節	振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題について	
I	振り込め詐欺救済法の概要	95
II	「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」の設置	95
第8章	審議会等の活動状況	
第1節	金融審議会	
I	金融審議会の構成	97
II	平成22事務年度の開催実績	97
第2節	自動車損害賠償責任保険審議会	
I	設置	99
II	自動車損害賠償責任保険審議会の組織	99
III	自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況	99
第3節	企業会計審議会	
I	最近の活動状況	101
II	平成22事務年度の審議状況	101
第4節	金融トラブル連絡調整協議会	
I	経緯	102
II	議論の状況	102
第9章	政府全体の施策における金融庁の取組み	
第1節	政府の経済対策等における金融庁の取組み	
I	「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策～円高、デフレへの緊急対応～」（平成22年9月10日閣議決定）	104
II	「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ2～」（平成22年10月8日閣議決定）	104
III	「平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度～新成長戦略実現	

	に向けたステップ3へ～」（平成23年1月24日閣議決定）	105
第2節	「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」に関する取組み	
I	経緯等	106
II	「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」 （平成22年12月24日公表）	106
III	「新成長戦略実現2011」（平成23年1月25日閣議決定）	106
第3節	金融に関する税制	108
第4節	規制・制度改革等に関する取組み	
I	規制・制度改革に関する取組み	110
II	地域再生に関する取組み	113
第5節	消費者行政に関する取組み	
I	経緯等	114
II	「消費者基本計画」の工程の明確化、検証・評価	114
III	「消費者基本計画」における金融庁関連の施策	114
第6節	金融経済教育の取組み	
I	概要	116
II	金融経済教育の具体的な取組み状況	116
第10章	銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り	
第1節	銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り	118
第2節	日本銀行による金融資産の買入れ	119
第4部	金融監督等	
第11章	業態横断的な監督をめぐる動き	
第1節	オフサイト・モニタリング	
I	オフサイト・モニタリングの意義	120
II	オフサイト・モニタリングの実施	120
III	早期是正措置の概要及び運用	121
IV	早期警戒制度について	123
第2節	金融上の行政処分について	
I	行政処分の趣旨	125
II	行政処分の業態別発動状況	125
第3節	反社会的勢力への対応について	
I	経緯	127
II	これまでの対応	127
第4節	金融コングロマリット監督	129
第5節	指定紛争解決機関	130
第12章	預金取扱金融機関の監督をめぐる動き	
第1節	監督指針・監督方針	

I	主要行等向けの総合的な監督指針・監督方針	131
II	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針・監督方針	133
III	中小企業金融円滑化法に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）	136
第2節	預金取扱金融機関の概況	
I	主要行等の平成22年度決算概況	137
II	地域銀行の平成22年度決算概況	137
III	再編等の状況	138
IV	不良債権処理等の推移	138
第3節	預金取扱金融機関に対する行政処分等について	
I	銀行	141
II	協同組織金融機関	141
III	破綻処理について	142
第4節	バーゼルⅡ（自己資本比率規制）への対応	144
第5節	資本増強制度の運用状況	
I	旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法	145
II	金融機能強化法	146
第6節	地域密着型金融の推進	
I	経緯	147
II	地域密着型金融の推進に係る取組み	147
第7節	中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化	
I	対応	149
II	現状	151
第8節	偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応	
I	被害及び補償の状況	153
II	対応	153
第9節	口座不正利用対策	
I	金融庁における取組状況	154
II	金融機関における取組状況	154
第10節	振り込め詐欺への対応	155
第13章	信託会社等の監督をめぐる動き	
第1節	信託会社等に関する総合的な監督指針	156
第2節	信託会社等の新規参入	157
第3節	信託会社等に対する行政処分	158
第4節	類似商号への対応	159
第14章	保険会社等の監督をめぐる動き	
第1節	保険会社向けの総合的な監督指針・監督方針	
I	保険会社向けの総合的な監督指針の改正	160

II	22事務年度保険会社等向け監督方針に基づく対応	161
第2節	保険会社の概況	
I	平成23年3月期決算状況	163
II	再編等の状況	164
第3節	保険金等の不適切な不払い問題等への対応につて	
I	生命保険会社	165
II	損害保険会社	165
第4節	少額短期保険業者の監督をめぐる動き	166
第5節	認可特定保険業者への対応について	
I	認可特定保険業者向けの総合的な監督指針の策定	167
II	監督対応の基本的な考え方	167
第6節	ソルベンシー・マージン比率の見直しについて	
I	連結財務健全性基準の導入に伴う整備	168
II	経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に向けてのフィールドテストの結果概要	168
第15章	証券会社等の監督をめぐる動き	
第1節	監督指針・監督方針	
I	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	169
II	平成22事務年度金融商品取引業者等向け監督方針	170
第2節	第一種金融商品取引業	
I	第一種金融商品取引業者の概況	172
II	第一種金融商品取引業者に対する行政処分	175
III	投資者保護基金について	176
第3節	第二種金融商品取引業	
I	第二種金融商品取引業者の概況	177
II	第二種金融商品取引業者に対する行政処分	177
III	第二種金融商品取引業協会の認定	177
第4節	投資助言・代理業	
I	投資助言・代理業者の概況	178
II	投資助言・代理業者に対する行政処分	178
第5節	投資運用業	
I	投資運用業者の概況	179
II	投資運用業者に対する行政処分	179
第6節	登録金融機関、金融商品仲介業者	
I	登録金融機関の概況	181
II	金融商品仲介業者の概況	181
第7節	信用格付業者	
I	信用格付業者の概況	182
II	信用格付業者の特定関係法人	182

第8節	認定投資者保護団体	183
第9節	未公開株取引等の問題に対する対応状況について	
I	相談件数の状況等	184
II	対応	184
第16章	その他の金融業の監督をめぐる動き	
第1節	事務ガイドライン第三分冊	185
第2節	貸金業者等の監督をめぐる動き	
I	貸金業者向けの総合的な監督指針	186
II	貸金業者の数の推移	186
III	貸金業者に対する行政処分	186
IV	貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況	186
V	貸金業務取扱主任者の登録状況	186
VI	登録講習機関の講習実施状況	187
VII	指定信用情報機関の概況	187
第3節	抵当証券業者の監督をめぐる動き	188
第4節	前払式支払手段発行者・資金移動業者の監督をめぐる動き	
I	前払式支払手段発行者の概況	189
II	前払式支払手段の払戻手続	189
III	前払式支払手段の発行保証金の還付手続	190
IV	資金移動業者の概況	190
第5節	S P C等の監督をめぐる動き	
I	S P C等の概況	192
II	資産の流動化の状況	192
第6節	不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き	193
第7節	確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き	194
第8節	電子債権記録機関の監督をめぐる動き	195
第17章	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定	196
第18章	法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）	
I	本制度導入以降の状況	197
II	本制度の手続き	199
第19章	一般的な法令解釈に係る書面照会手続	
I	本照会手続導入の経緯	202
II	本照会手続の概要	202

第20章	疑わしい取引の届出制度	
I	疑わしい取引の届出制度	204
II	疑わしい取引の届出に関する概況	204
第21章	課徴金納付命令	
I	課徴金制度について	206
II	課徴金納付命令等の状況	207
第5部	金融検査	
第22章	金融検査の実施状況	
第1節	平成22検査事務年度の検査基本計画及びその実績	208
第2節	平成22検査事務年度検査基本方針に基づいた施策	
I	検査運営の基本的な考え方	209
II	各種検査の基本的枠組み	209
III	検査重点事項	209
IV	金融検査の質的向上に向けた取組み	213
V	今後の課題	215
第3節	金融コングロマリットに対する検査	
I	金融コングロマリットの一体的な実態把握	217
II	検査実施状況の概要	217
第4節	銀行等に対する検査	
I	検査実施状況の概要	218
II	検査結果の概要	219
第5節	協同組織金融機関に対する検査	
I	信用金庫に対する検査	220
II	信用組合に対する検査	220
III	検査結果の概要	220
IV	労働金庫に対する検査	220
V	信用農業協同組合連合会等に対する検査	221
VI	農業協同組合に対する検査	221
第6節	中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査	
I	概要	223
II	実施状況（23年6月末時点）	223
第7節	保険会社等に対する検査	
I	検査実施状況の概要	224
II	検査結果の概要	224
第8節	その他の金融機関に対する検査	
I	貸金業者に対する検査	225
II	前払式支払手段発行者に対する検査	225
III	資金移動業者に対する検査	225

IV 信用保証協会に対する検査	225
V 火災共済協同組合に対する検査	226
VI 少額短期保険業者に対する検査	226
VII 信託会社に対する検査	227
第9節 政策金融機関等に対する検査	228

第23章 金融検査の透明性・実効性の向上のための方策

第1節 検査マニュアルの整備	
I 保険検査マニュアルの全面改定	229
II 経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し等に係る改定 (案)の公表	229
III 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査マニ ュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化について	230
第2節 金融検査評価制度	
I 制度の概要	231
II 「金融検査評価結果の分布状況」の公表	231
第3節 検査モニター制度	
I 平成22検査事務年度の検査モニターの実施状況	232
II オフサイト検査モニター(アンケート方式)の集計結果	232
第4節 意見申出制度	233
第5節 金融検査結果事例集	
I 金融検査結果事例集の概要	234
II 平成22検査事務年度版の事例集について	234
第6節 金融検査体制の整備	
I 平成22年度の金融検査体制の整備	235
II 今後の体制整備について	237
第7節 検査情報の受付について	
I 概要	238
II 情報の受付状況	238

第6部 国際関係の動き

第24章 金融危機再発防止に向けた国際的な取組み

第1節 首脳・閣僚級の国際会議(金融サミット等)	
I 概要	239
II 活動状況	239
III 当庁の対応	240
第2節 金融安定理事会(FSB)(旧 金融安定化フォーラム(FSF))	
I 概要	241
II 活動状況	241

第25章	金融監督国際機構	
第1節	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）	
I	概要	243
II	活動状況	244
第2節	証券監督者国際機構（IOSCO）	
I	概要	246
II	活動状況	248
III	その他	250
第3節	保険監督者国際機構（IAIS）	
I	概要	252
II	活動状況	253
第4節	ジョイント・フォーラム	
I	概要	255
II	活動状況	255
第26章	金融に関するその他の国際的フォーラム	
第1節	国際通貨基金（IMF）	
I	概要	256
II	活動状況	256
第2節	経済協力開発機構（OECD）	
I	概要	258
II	活動状況	258
第3節	世界貿易機関（WTO）	
I	概要	259
II	活動状況（金融サービス分野）	259
第4節	経済連携協定（EPA）	
I	概要	261
II	活動状況	261
第5節	金融活動作業部会（FATF）	
I	概要	262
II	活動状況	263
第27章	海外の金融当局との連携強化	
I	金融監督者間の2国間連携強化	265
II	金融庁の技術支援の取組み	265

資料編・目次

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織

資料1-1-1 金融庁の組織（平成22年度）266

資料1-1-2 内閣府設置法（抜粋）267

資料1-1-3 金融庁の各局等の所掌事務（平成22年度）268

第2節 平成23年度の体制整備

資料1-2-1 金融庁の組織（平成23年度）269

資料1-2-2 金融庁の各局等の所掌事務（平成23年度）270

第2章 金融庁の行政運営

第4節 研究

資料2-4-1 平成22年度金融研究センター常勤研究官・特別研究員の選定
について271

資料2-4-2 22事務年度に公表した金融研究研修センター・ディスカッ
ションペーパー272

資料2-4-3 アジアの成長と金融セクターの役割
（第7回国際コンファレンス）273

資料2-4-4 平成22事務年度金融ランチョン277

第5節 研修

資料2-5-1 平成22年度金融庁研修体系図279

資料2-5-2 平成22事務年度（平成22年7月～23年6月）
研修実施状況280

資料2-5-3 検査局に所属する職員を対象とした研修
（22検査事務年度）283

第7節 報道・広報

資料2-7-1 記者会見等の実施回数等284

資料2-7-2 平成22事務年度政府広報実績285

第10節 パブリック・コメント手続の実績

資料2-10-1 意見提出手続（パブリック・コメント手続）実施一覧
平成22事務年度（平成22年7月～平成23年6月）286

第12節 金融サービス利用者相談室

資料2-12-1 「金融サービス利用者相談室」運営方針について288

資料2-12-2 金融サービス利用者相談室パンフレット289

資料2-12-3 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
（平成22年4月1日～23年3月31日）291

第13節 政策評価への取組み	
資料2-13-1 金融庁における政策評価への取組み	293
第14節 金融庁業務継続計画の策定	
資料2-14-1 金融庁業務継続計画 (新型インフルエンザ対応編)の概要	298
資料2-14-2 金融庁業務継続計画 (首都直下地震対応編)の概要	301

第2部 東日本大震災への対応

第3章 金融上の措置に関する要請と金融業界等における取組み

第1節 金融上の措置に関する金融機関への要請

資料3-1-1 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について	304
資料3-1-2 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について	306
資料3-1-3 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた年度末金融の円滑化について	307

第3節 金融業界等における取組み

資料3-3-1 「東北地方太平洋沖地震に係る災害に対する金融上の措置」への対応について(全国銀行協会)	308
東北地方太平洋沖地震への地方銀行の対応について(全国地方銀行協会)	309
「東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置」への対応について(第二地方銀行協会)	311
東北地方太平洋沖地震に係る金融上の措置への対応について(全国信用金庫協会)	312
東北地方太平洋沖地震に係る金融上の措置について(全国信用組合中央協会)	314
資料3-3-2 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金口座宛の振込手数料について(全国銀行協会)	316
資料3-3-3 東北地方太平洋沖地震にかかる災害により休業している手形交換所の当面の手形交換の取扱いについて(全国銀行協会)	318
資料3-3-4 東日本大震災において被災された方による取引金融機関以外での預金の払戻しについて(全国銀行協会)	321
東日本大震災に伴う被災地域の信用金庫のお客さまに対する銀行での預金払出しの取扱開始について(全国信用金庫協会)	323
東日本大震災に伴う被災地域の信用組合のお客さまに対する銀行での預金払出しの取扱開始について	

	(全国信用組合中央協会)	325
資料3-3-5	平成23年東日本大震災に係る親族等本人以外への預金払出しについて (全国銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会)	327
資料3-3-6	東日本大震災に係る被災者預金口座照会制度の創設について (全国銀行協会)	336
	東日本大震災に係る「被災者預金口座照会制度」への参加について (全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会)	337
資料3-3-7	東日本大震災への対応 (本人開示手数料等) について (全国銀行協会)	339
資料3-3-8	「東北地方太平洋沖地震」への対応について (生命保険協会)	340
	保険料払込猶予期間の再延長等の実施について (生命保険協会)	341
	被災者への継続手続き・保険料払い込みの猶予期間の見直しについて (日本損害保険協会)	343
資料3-3-9	災害地域生保契約照会制度の開始について (生命保険協会)	344
	3月28日(月)から「地震保険契約会社照会センター」を開設します (日本損害保険協会)	345
	3月28日(月)から地震保険の契約会社照会を各損害保険会社にて受付致します (日本損害保険協会)	346
	地震保険の契約会社照会について、ホームページからの照会受付を開始します (日本損害保険協会)	347
	地震保険以外の契約会社照会についてもホームページからの照会受付を開始します (日本損害保険協会)	348
資料3-3-10	地震保険金の早期お支払いに向けた対応について (日本損害保険協会)	349
資料3-3-11	未成年者生保支援ネットワークの創設について (生命保険協会)	350
資料3-3-12	地震保険を漏れなくお支払いするための取り組み (日本損害保険協会)	351
資料3-3-13	東北地方太平洋沖地震の被災者に係る信用情報への対応について (株式会社日本信用情報機構)	352
	「東北地方太平洋沖地震」における信用情報の取扱いについて (株式会社シー・アイ・シー)	353
資料3-3-14	会長通牒「東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について」及び「東北地方太平洋沖地震による災害に関する学校法人監査の対応について」の公表について (日本公認会計士協会)	354

資料3-3-15	東日本大震災による被災企業及び被災地域の復興支援に向けた東証の対応方針（株式会社東京証券取引所）	362
	東日本大震災による被災上場会社等に対する支援策について（株式会社大阪証券取引所）	364
	東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の制定等について（証券会員制法人札幌証券取引所）	366
	取引参加者負担金等に関する規則の特例の制定について（株式会社名古屋証券取引所）	367
	パブリック・コメントの実施について（証券会員制法人福岡証券取引所）	368

第4章 検査・監督・規制上の対応

第1節 東日本大震災の発生に伴う金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化

資料4-1-1	今般の措置の概要（金融検査マニュアル、監督指針の特例措置）	371
---------	-------------------------------	-----

第2節 金融機関等の報告の提出期限の弾力化

資料4-2-1	東北地方太平洋沖地震による金融機関等の報告の提出期限等に係る特例措置について	373
---------	----------------------------------------	-----

第3節 生命保険会社のIBNR備金に関する特例告示

資料4-3-1	保険業法施行規則第七十三条第一項第二号の規定に基づき、平成二十三年三月三十一日を末日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例を定める件（特例告示）の公表について	375
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------	-----

第4節 有価証券報告書等の提出期限に係る特例措置

資料4-4-1	有価証券報告書等の提出期限に係る特例措置について	376
資料4-4-2	東日本大震災による有価証券報告書等の提出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令の公布について	378

第5章 大震災を踏まえたその他の措置

第1節 東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実に図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成23年6月22日成立）について

資料5-1-1	金融機能強化法等の改正に係る説明資料	379
---------	--------------------	-----

第3節 貸金業者からの借入手続等の弾力化

資料5-3-1	貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令の概要	390
---------	-------------------------	-----

第4節 中小企業金融円滑化法に基づく開示・報告義務の弾力化

資料5-4-1	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令等の概要	392
---------	-----------------------------------------------------	-----

第5節 二重債務問題への対応	
資料5-5-1 二重債務問題への対応方針	394
第7節 夏期に向けた節電への取組み	
資料5-7-1 電気事業法第27条に基づく電気の使用制限	395
第3部 金融に関する制度の企画及び立案	
第6章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み	
第1節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年5月12日成立）の施行に伴う関係政令・内閣府令の整備	
資料6-1-1 平成22年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令等について	396
資料6-1-2 平成22年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令等の概要	397
第2節 資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成23年5月17日成立）について	
資料6-2-1 資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要	402
資料6-2-2 資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要	405
資料6-2-3 参考資料（資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律）	408
第3節 ディスクロージャー制度の充実・運用	
資料6-3-1 有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の名称等について（警告書の発出を行った発行会社等）	424
資料6-3-2 「公認会計士制度に関する懇談会」の開催について	425
資料6-3-3 公認会計士制度に関する懇談会の開催状況	427
第4節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等	
資料6-4-1 「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」（2009年6月30日・企業会計審議会）	429
資料6-4-2 金融担当大臣談話－IFRS適用に関する検討について－（平成23年6月21日）	430
資料6-4-3 国際会計基準（IFRS）財団モニタリング・ボードについて	432
資料6-4-4 「中小企業の会計に関する検討会」の設置について	433
資料6-4-5 外国監査法人等に対する検査監督の考え方	435
第7章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案	
第1節 中小企業金融円滑化法の一部を改正する法律（平成23年3月31日成立）について	
資料7-1-1 中小企業金融円滑化法の期限の延長等について	438

資料7-1-2	金融担当大臣談話 —改正中小企業金融円滑化法の成立・施行等にあたって— (平成23年4月1日)	439
第2節	預金保険法の一部を改正する法律(平成23年5月13日成立)について	
資料7-2-1	「預金保険法の一部を改正する法律案」の概要 (住専債権に係る二次損失の処理等)	440
資料7-2-2	預金保険法の一部を改正する法律案の概要	441
	預金保険法の一部を改正する法律に係る説明資料	442
第3節	保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成22年11月 12日成立)及び同法の施行に伴う関係政令・主務省令の整備について	
資料7-3-1	「保険業法等の一部を改正する法律」の一部を改正する法律 の概要	450
資料7-3-2	共済事業の移行について	451
資料7-3-3	政令・主務省令のポイント	452
第4節	改正貸金業法の完全施行の円滑な実施について	
資料7-4-1	貸金業法改正等の概要	453
資料7-4-2	「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」の設置 について	459
資料7-4-3	借り手の目線に立った10の方策	460
資料7-4-4	改正貸金業法に関する内閣府令の改正の概要	472
資料7-4-5	「改正貸金業法フォローアップチーム」の設置について ..	480
資料7-4-6	あなたは大丈夫?キャンペーン —貸金業法が大きく変わります!—	481
資料7-4-7	貸金相談デスクの開設について	483
資料7-4-8	返しきれない借金で悩んでいませんか?	484
資料7-4-9	改正貸金業法完全施行後の1年の状況について	485
資料7-4-10	貸金業利用者に関する調査結果概要(23年4月実施)	500
資料7-4-11	「多重債務問題の解決に資する取組みを通じ健全な消費者金 融市場の形成に寄与した金融機関」に対する大臣顕彰につい て	501
資料7-4-12	顕彰金融機関の取組みの概要	502
第5節	振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題について	
資料7-5-1	振り込め詐欺救済法の制度概要	503
資料7-5-2	「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関 するプロジェクトチーム」の設置について	504
第8章	審議会等の活動状況	
第1節	金融審議会	
資料8-1-1	金融審議会の構成	505
資料8-1-2	諮問事項	506

資料 8-1-3	金融審議会委員名簿	507
資料 8-1-4	「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」メンバー名簿	508
資料 8-1-5	「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」メンバー名簿	510
第 2 節 自動車損害賠償責任保険審議会		
資料 8-2-1	自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿	511
第 3 節 企業会計審議会		
資料 8-3-1	企業会計審議会の組織図	512
資料 8-3-2	「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」（2009年6月30日・企業会計審議会）	513
資料 8-3-3	企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議（2011年6月30日）金融担当大臣冒頭あいさつ	514
第 4 節 金融トラブル連絡調整協議会		
資料 8-4-1	金融トラブル連絡調整協議会委員名簿	517
資料 8-4-2	金融トラブル連絡調整協議会の開催状況	518
資料 8-4-3	金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデルについて	521
資料 8-4-4	金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備にかかる今後の課題について（座長メモ）要旨	523
資料 8-4-5	金融ADR制度に関する取組状況について	525
	金融ADR制度について	526
	金融ADR機関の苦情処理手続実施状況（平成22年10月1日～平成22年12月31日）	527
	金融ADR機関の紛争解決手続実施状況（平成22年10月1日～平成22年12月31日）	528
第 9 章 政府全体の施策における金融庁の取組み		
第 1 節 政府の経済対策等における金融庁の取組み		
資料 9-1-1	新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策～円高・デフレへの緊急対応～（抄）	529
資料 9-1-2	円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ2～（抄）	530
第 2 節 「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」に関する取組み		
資料 9-2-1	新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（抄）（平成22年6月18日閣議決定）	531
資料 9-2-2	金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて～	536
資料 9-2-3	「新成長戦略実現2011」（抄）	

	(平成23年 1月25日閣議決定)	537
第3節	金融に関する税制	
資料9-3-1	平成23年度税制改正について 一税制改正大綱における金融庁関係の主要項目一	539
第4節	規制・制度改革等に関する取組み	
資料9-4-1	「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年 9月10日閣議決定)における規制・制度改革事項(金融庁 関連項目抜粋)	547
資料9-4-2	「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(平成22年 10月8日閣議決定)における規制・制度改革事項(金融庁関 連項目抜粋)	551
資料9-4-3	「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案 等への対処方針」(平成23年4月8日閣議決定)(金融庁関 連項目抜粋)	552
資料9-4-4	「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定) (金融庁関連項目抜粋)	554
資料9-4-5	地域再生に関する取組み(当庁関連項目抜粋)	556
第5節	消費者行政に関する取組み	
資料9-5-1	消費者基本計画(抄)(平成22年3月30日閣議決定)	557
第6節	金融経済教育の取組み	
資料9-6-1	金融庁における金融経済教育への取組み	560
資料9-6-2	実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイド ブック	563
資料9-6-3	生活設計・資産運用について考えるシンポジウム	564
資料9-6-4	平成22年度金融知識普及功績者一覧	566
資料9-6-5	金融知識普及を目的として金融機関団体等が開催した各種事 業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況	568
第4部	金融監督等	
第11章	業態横断的な監督をめぐる動き	
第1節	オフサイト・モニタリング	
資料11-1-1	早期是正措置の概念図	569
資料11-1-2	早期警戒制度について	570
資料11-1-3	早期警戒制度の導入について	571
第2節	金融上の行政処分について	
資料11-2-1	金融上の行政処分について	572
資料11-2-2	行政処分の件数(平成14年4月～平成22事務年度)	576
第12章	預金取扱金融機関の監督をめぐる動き	
第1節	監督指針・監督方針	

資料12-1-1	【参考】監督方針の構成（主要行）	577
資料12-1-2	地域密着型金融の推進に関する監督指針の改正	578
資料12-1-3	【参考】監督方針の構成（中小・地域金融機関）	581
資料12-1-4	中小企業金融円滑化法の期限の延長に伴い策定した監督指針の概要	582
第2節 預金取扱金融機関の概況		
資料12-2-1	主要行等の平成23年3月期決算の概要	583
資料12-2-2	主要行等の平成23年3月期決算状況【単体】 ＜速報ベース＞	584
資料12-2-3	主要行等の平成23年3月期決算状況【連結】 ＜速報ベース＞	585
資料12-2-4	地域銀行の平成23年3月期決算の概要	586
資料12-2-5	リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の 違い	587
資料12-2-6	リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係	588
資料12-2-7	自己査定における債権分類基準	589
資料12-2-8	平成23年3月期における金融再生法開示債権の状況等 （ポイント）	590
資料12-2-9	金融再生法開示債権等の推移	592
資料12-2-10	全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因	595
資料12-2-11	金融再生法開示債権の保全状況の推移	596
資料12-2-12	担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の推移 （アンケートによる全数調査）	599
資料12-2-13	不良債権処分損等の推移（全国銀行）	600
資料12-2-14	リスク管理債権額等の推移	603
資料12-2-15	自己査定による債務者区分の推移	606
資料12-2-16	金融再生プログラム ー主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生ー	607
資料12-2-17	不良債権比率の推移（主要行）	608
第3節 預金取扱金融機関に対する行政処分等について		
資料12-3-1	金融担当大臣談話ー日本振興銀行株式会社についてー	609
資料12-3-2	株式会社第二日本承継銀行が日本振興銀行株式会社の事業の 譲受け等を行うべき旨の決定について	612
第4節 バーゼルⅡ（自己資本比率規制）への対応		
資料12-4-1	バーゼルⅡ（自己資本比率規制）について	613
資料12-4-2	バーゼルⅡのリスク計測手法に係る承認先 （平成22事務年度）	616
第5節 資本増強制度の運用状況		
資料12-5-1	経営健全化計画履行状況報告（平成22年6月）	617
資料12-5-2	経営健全化計画履行状況報告（平成22年12月）	625

資料12-5-3	株式会社新生銀行に対する行政処分について	633
資料12-5-4	金融機能強化法に基づく経営強化計画の履行状況 (平成22年3月期)の概要	634
資料12-5-5	金融機能強化法に基づく経営強化計画の履行状況 (平成22年3月期)の概要	638
資料12-5-6	金融機能強化法に基づく経営強化計画の履行状況 (平成22年9月期)の概要	639
資料12-5-7	金融機能強化法に基づく経営強化計画の履行状況 (平成22年9月期)の概要	643
第7節 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化		
資料12-7-1	これまでの中小企業金融をはじめとした企業金融等に関する 対応(金融監督庁設立以降)	644
資料12-7-2	中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況 (平成23年3月末時点)	656
資料12-7-3	日銀短観D. I. の推移	657
資料12-7-4	中小企業の業況等に関するアンケート調査結果	658
資料12-7-5	法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表	660
資料12-7-6	不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達	661
第8節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応		
資料12-8-1	偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況 について	662
資料12-8-2	偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成23年3 月末)について	669
第13章 信託会社等の監督をめぐる動き		
第2節 信託会社等の新規参入		
資料13-2-1	信託会社等の新規参入状況	672
第14章 保険会社等の監督をめぐる動き		
第1節 保険会社向けの総合的な監督指針・監督方針		
資料14-1-1	監督方針の構成(保険会社等)	673
第2節 保険会社の概況		
資料14-2-1	生命保険会社の平成23年3月期決算(速報)の概要	674
資料14-2-2	損害保険会社の平成23年3月期決算(速報)の概要	675
資料14-2-3	生命保険会社一覧表	676
資料14-2-4	損害保険会社一覧表	677
資料14-2-5	保険持株会社一覧表	678
資料14-2-6	生命保険会社の推移	679
資料14-2-7	損害保険会社の推移	680

第4節 少額短期保険業者の監督をめぐる動き	
資料14-4-1 少額短期保険業者一覧	681
第5節 認可特定保険業者への対応について	
資料14-5-1 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針の概要	683
第6節 ソルベンシー・マージン比率の見直しについて	
資料14-6-1 連結ベースの財務健全性基準について	684
資料14-6-2 ソルベンシー・マージン比率とは	686
資料14-6-3 保険会社の連結財務規制	687
資料14-6-4 経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールド テストの結果について	688
第15章 証券会社等の監督をめぐる動き	
第1節 監督指針・監督方針	
資料15-1-1 【参考】監督方針の構成（金融商品取引業者等）	690
第2節 第一種金融商品取引業	
資料15-2-1 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）数の推移	691
資料15-2-2 国内証券会社の平成23年3月期決算概況	692
資料15-2-3 株式市況と証券会社の損益の推移	693
資料15-2-4 投資者保護基金の概要	694
第3節 第二種金融商品取引業	
資料15-3-1 金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）数の推移	695
第4節 投資助言・代理業	
資料15-4-1 金融商品取引業者（投資助言・代理業）数の推移	696
第5節 投資運用業	
資料15-5-1 金融商品取引業者（投資運用業）数の推移	697
資料15-5-2 投資法人の合併について	698
資料15-5-3 投資信託の純資産総額の推移	699
第6節 登録金融機関、金融商品仲介業者	
資料15-6-1 登録金融機関数及び金融商品仲介業者数の推移	700
第7節 信用格付業者	
資料15-7-1 信用格付業者登録一覧	701
第16章 その他の金融業の監督をめぐる動き	
第2節 貸金業者等の監督をめぐる動き	
資料16-2-1 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況	702
第7節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き	
資料16-7-1 確定拠出年金運営管理機関登録数の推移	703
第20章 疑わしい取引の届出制度	
資料20-1 疑わしい取引の届出制度の概念図	704

第21章 課徴金納付命令

資料21-1	調査から課徴金納付命令までの流れ	705
	課徴金制度に係る手続等の流れ	706
資料21-2	課徴金納付命令の実績	707

第5部 金融検査

第22章 金融検査の実施状況

第1節 平成22検査事務年度の検査基本計画及びその実績

資料22-1-1	平成22検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画	718
資料22-1-2	平成22検査事務年度における検査計画及びその実績	729
資料22-1-3	グループ・コングロマリットの一体的な実態把握状況	730
資料22-1-4	通年・専担検査の実施状況	733
資料22-1-5	システム統合リスク検査実施状況	735
資料22-1-6	銀行等に対する検査の実施状況	736
資料22-1-7	信用金庫等に対する検査の実施状況	741
資料22-1-8	信用組合に対する検査の実施状況	745
資料22-1-9	中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する 検査の実施状況	748
資料22-1-10	保険会社に対する検査の実施状況	765
資料22-1-11	外国銀行支店等に対する検査の実施状況	766
資料22-1-12	政策金融機関等に対する検査の実施状況	767
資料22-1-13	平成21検査事務年度における検査計画及びその実績	768
資料22-1-14	グループ・コングロマリットの一体的な実態把握状況	769
資料22-1-15	通年・専担検査の実施状況	771
資料22-1-16	システム統合リスク検査実施状況	773
資料22-1-17	銀行等に対する検査の実施状況	774
資料22-1-18	信用金庫等に対する検査の実施状況	778
資料22-1-19	主な検査対象機関及び根拠法令	795

第23章 金融検査の透明性・実効性の向上等のための方策

第2節 金融検査評価制度

資料23-2-1	金融検査評価結果の分布状況について	796
----------	-------------------	-----

第3節 検査モニター制度

資料23-3-1	「オフサイト検査モニター」の集計結果について	798
----------	------------------------	-----

第4節 意見申出制度

資料23-4-1	意見申出実績	803
----------	--------	-----

第5節 金融検査結果事例集

資料23-5-1	金融検査結果事例集（平成22検査事務年度前期版）	805
資料23-5-2	金融検査結果事例集（平成22検査事務年度後期版）	807

第6節 金融検査体制の整備	
資料23-6-1 金融庁検査局と財務省財務（支）局・証券取引等監視委員会との関係	809
第7節 検査情報の受付について	
資料23-7-1 検査情報受付窓口	810
第6部 国際関係の動き	
第25章 金融監督国際機構	
第1節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）	
資料25-1-1 バーゼル銀行監督委員会機構図	813
第2節 証券監督者国際機構（IOSCO）	
資料25-2-1 IOSCO機構図	814
第3節 保険監督者国際機構（IAIS）	
資料25-3-1 IAIS組織図	815
第26章 金融に関するその他の国際的フォーラム	
第4節 経済連携協定（EPA）	
資料26-4-1 経済連携協定（EPA）締結・交渉状況	816
巻末資料1 この1年の主な出来事	818
巻末資料2 最近の主な金融関連立法	852
巻末資料3 この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等（平成22事務年度）	854
金融庁の所在地等	858

本 編

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織（資料1-1-1～3参照）

I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、さらに、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第2項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、22年度末現在、全体で一般職1,508名及び特別職5名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名）の体制となっている。

II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

III 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

IV 組織編成の特徴

金融庁は、金融システム改革の進展等を踏まえ、従来型の銀行・保険・証券といった縦割り型の組織ではなく、企画・検査・監督・監視といった機能別組織編成を採用している。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各部局が相互に適切な緊張関係を確保しつつ、密接な連携を図る組織的基礎が作られている。

第2節 平成23年度の体制整備（資料1-2-1～2参照）

現下の政策課題に的確に対応すべく、51名（グロス）の増員（29名の純増）並びに総括審議官（国際担当）の「金融国際政策審議官」への名称変更、「参事官（開示・国際証券担当）」の新設及び「開示検査課」の新設等の体制整備を図った。

1. 国際的な金融規制改革等への対応強化〔13人〕

金融規制改革、国際会計基準へのコンバージェンス（収れん）等に係る国際的な議論に対応し、新しい自己資本比率規制などの規制・監督の枠組みを適切に導入・実施する。

2. 経済成長を支える「金融戦略」の実現に向けた取組み〔12人〕

「金融戦略」を受けた「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」に盛り込まれた諸施策等を着実に実施する。

3. 国民が安心して利用できる金融システム確立のための対応の強化等〔26人〕

利用者の保護・利用者利便の向上、及び公正・透明な市場の構築に資する政策を更に推し進める等の観点から、無登録ファンドや不公正ファイナンス事案などへの対応の強化等を行う。

	22年度末定員	23年度増員	計画削減・振替等	23年度末定員
総務企画局	355	19	5	379
検査局	423	6	▲17	412
監督局	288	10	▲1	297
証券取引等監視委員会	384	16	▲8	392
公認会計士・監査審査会	58	0	▲1	57
計	1,508	51	▲22	1,537

第2章 金融庁の行政運営

第1節 ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）への取組み

I 概要

ベター・レギュレーションへの取組みは、平成23年で4年が経過した。ベター・レギュレーションとは、「より良い規制環境を実現するための金融規制・監督の質的向上」を指し、19年夏以降、以下の「4つの柱」と「当面の5つの取組み」の下で進めてきている。

【4つの柱】

- ①ルール・ベースとプリンシプル・ベースの最適な組合せ
- ②優先課題の早期認識と効果的対応
- ③金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視
- ④行政対応の透明性・予測可能性の向上

【当面の5つの取組み】

- ①金融機関等との対話の充実
- ②情報発信の強化
- ③海外当局との連携強化
- ④調査機能の強化による市場動向の的確な把握
- ⑤職員の資質向上

22事務年度（22年7月～23年6月）においては、リーマン・ブラザーズの破綻（20年9月）からおよそ2年が経過し、世界的な金融危機の再発防止に向けた金融規制改革について、これまで行われてきた様々な議論に関し、国際的な合意を目指す段階となった。

一方で、我が国経済の成長力を高めるための中長期的な戦略として「新成長戦略」が策定され（22年6月）、同戦略に基づき、その実現に向けた取組みが政府全体で行われることとなった。「新成長戦略」においては、7つの戦略分野の一つとして「金融戦略」が掲げられ、金融庁としても、重要な課題としてこれに取り組むこととなった。

このような課題への取組みを続けている中、23年3月11日午後2時46分、東日本大震災が発生した。大きな人的・物的被害をもたらした未曾有の災害に対し、金融庁では、震災発生直後から、金融機能の維持等に万全を期す対応を行ってきたところである。

以下では、この1年の我が国の金融行政にとって優先度の高いこれらの課題を中心に、限られた行政資源の中で、ベター・レギュレーションの観点から、どのような取組みを行ってきたかを記述する。

II 国際的な金融規制改革等への対応

1. 国際的な金融規制改革の動向

世界的な金融危機に対し、その発生直後は、危機の拡大・深刻化をいかに防ぐかという観点から、国際的な努力がなされてきた。その後、各国による政策対応が功を奏し、金融危機が小康状態へと至る中で、国際的な議論の重点は、短期的な危機対応から、中長期的な規制再構築へと移っていった。

22年7月及び9月に開催された中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）会合では、国際的な金融規制改革の中核的課題とされてきた、銀行の自己資本・流動性の新たな枠組み（以下「バーゼルⅢ」という。）の大枠について合意がなされ、同年11月の第5回G20首脳会合（ソウル・サミット）において、その内容が了承された。バーゼルⅢの詳細は、同年12月、バーゼル銀行監督委員会により、「バーゼルⅢテキスト」として公表された。

ソウル・サミット（同年11月）においては、システム上重要な金融機関（SIFIs）への対処等につき、更なる検討を行っていくことについても、合意された。現在、23年11月に開催予定の第6回G20首脳会合（カンヌ・サミット）に向け、システム上重要な金融機関（SIFIs）をはじめ、シャドバンキング（銀行業務の外で金融仲介をする行為）、マクロ健全性政策の枠組み、市場の健全性及び効率性、商品デリバティブ市場、消費者保護等の諸点について、国際的な議論が行われているところである。

2. 国際的な金融規制改革とベター・レギュレーション

（1）バーゼルⅢとベター・レギュレーション

20年9月のリーマン・ブラザーズの破綻を契機として、金融危機の再発防止に向けた国際的な金融規制改革は、首脳レベルでの主要な課題となった。その中でも、バーゼルⅢは、国際的な議論における中核的な課題とされてきた。

バーゼルⅢを巡る国際的な議論においては、①過度なレバレッジ取引（少額の投資資金で多額の取引を行うこと）を抑制し、自己資本の質と量の双方を改善する、②ストレス時に耐えるだけの流動性を確保する、といった政策目的を、いかに持続的な経済成長と整合的に実施していくかが重要な政策課題となった。

より良い規制体系を実現するためには、ベター・レギュレーションの柱の一つにあるように、新たな規制が金融機関の「自助努力」を尊重するものであること、また、金融機関に適切な「インセンティブ」を与えるものであることが極めて重要である。

このような考え方にに基づき、我が国は、国際的な議論の場において、金融機関の前向きな自助努力を引き出すために、規制対応に必要な十分な準備期間をとるべきこと、また、新たな規制が金融機関の行動や実体経済に与える影響について十分配慮すべきことを、一貫して主張してきたところである。

こうした我が国の主張は、規制の段階的实施やグランドファザリング（新規制実施後も、既存の取扱いを一定期間認めること）などの形でバーゼルⅢに反映されることとなり、バーゼルⅢは、金融機関の前向きな自助努力が促されるとともに、中長期的な金融システムの強靱性の強化と持続的な経済成長とのバランスに配慮が払われた内容となっている。

（２）システム上重要な金融機関（SIFIs）とベター・レギュレーション

金融危機の再発防止に向けた国際的な議論においては、システム上重要な金融機関（以下「SIFIs」という。）に関し、政府が救済してくれるという期待（Too big to fail）から生じるモラルハザードを防止することが、課題として認識された。

22年10月にまとめられた金融安定理事会（FSB）報告においては、「グローバルな」システム上重要な金融機関（以下「G-SIFIs」という。）を、23年半ばまでに特定した上で、23年12月までに、G-SIFIsの損失吸収力を向上させる施策の内容を策定することとされている。また、SIFIsに関する実効的な破綻処理の枠組みの整備、監督の強化等についても、検討することとされている。

より良い金融システムを国際的に実現していくためには、国際的に共通のルールを設けることが必要であり、今回の金融危機を受けて、その重要性はますます高まっていると言える。

他方で、こうしたルール・ベースの規制が過度に画一的なものとなれば、各国ごとの多様な金融システム・制度のあり方や、金融機関の多様なビジネスを阻害し、経済成長にとって不可欠な適切なリスクテイクを妨げるおそれもある。

このため、各国共通の「ルール・ベース」の手法だけでなく、各国当局によるそれぞれの実情を踏まえた監督などの「プリンシプル・ベース」の手法も使いながら、全体として適切な規制体系を構築することが重要である。

我が国は、以上のような「ルール・ベース」と「プリンシプル・

ベース」の最適な組合せをはじめとするベター・レギュレーションの考え方を踏まえ、SIFIsに関する国際的な議論の場において、以下のような主張を行っているところである。

- ・ 金融機関のグローバルなシステム上の重要性を判定する際には、規模に限らず、幅広い要素を勘案すべき。
- ・ 規制の内容は、経済等への影響に鑑み、過度なものとせず、各金融機関が金融システムにもたらすリスクの程度に応じたものとするべき。
- ・ 追加的な資本規制のみならず、監督の強化等を含めた多様な施策を包括的に進めていくべき。

(3) その他の検討課題

シャドーバンキング等、その他の検討課題についても、現在、カンヌ・サミット（23年11月開催予定）に向けて、国際的な議論が進行しているところである。

我が国としては、「ルール・ベースとプリンシプル・ベースの最適な組合せ」、「金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視」などのベター・レギュレーションの考え方を踏まえた主張を行い、より良い国際的な規制体系の構築に積極的に貢献していく考えである。

Ⅲ 我が国経済の持続的成長に向けた金融面での取り組み

1. これまでの経緯

我が国の経済の成長力を高める中長期的な戦略として、22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」（以下「新成長戦略」）においては、7つの戦略分析の一つとして「金融戦略」が掲げられるとともに、その中で、「実体経済を支えること」及び「金融自身が成長産業として経済をリードすること」が金融の役割とされている。

「金融戦略」については、「新成長戦略」の工程表に基づき、同年12月24日、「金融資本市場および金融産業の活性化等のためのアクションプラン」の取りまとめが行われたところである。

「アクションプラン」は、39の方策を以下の3つの柱に整理し、その実現に向けた道筋を示しており、金融庁は、「アクションプラン」に盛り込まれた施策に迅速に取り組んでいる。

- I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給
- II. アジアと日本とをつなぐ金融
- III. 国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備

2. 我が国経済の持続的成長に向けた金融面での取組みとベター・レギュレーション

(1) ルール・ベースとプリンシプル・ベースの最適な組合せ

金融行政における様々な施策のうち、例えば企業開示や金融業者の業務範囲に関するものについては、利用者保護や、行政の予測可能性の向上等の観点から、規制を法令で明確に定める「ルール・ベース」の規制手法が適当であると考えられる。

他方、例えば金融円滑化の推進等に関する施策については、借り手の状況が千差万別であり、きめ細かな対応が求められること等から、規制を法令により一律にかけるのではなく、金融機関自身が実情に即して、創意工夫をこらすことができるよう、主要な原則を示しつつ、それに沿った金融機関の自助努力を促す「プリンシプル・ベース」の規制手法が有効であると考えられる。

このような観点を踏まえ、「アクションプラン」に盛り込まれた施策の性格に応じ、以下のような対応を行ったところである。

- 「外国企業等による英文開示の範囲拡大」、「プロ等に限定した投資運用業の規制緩和」等の、開示制度や金融業者の業務範囲に関する規制については、法律改正により対応。
- 「地域密着型金融の促進」、「将来の成長可能性を重視した金融機関の取組の促進」等の、借り手に対する金融サービスの提供の在り方に関する規制については、主として監督指針の改正により対応（監督上の着眼点を示すことにより、金融機関の自助努力を促進）。

(2) 行政対応の透明性・予測可能性の向上

実務上利用されているスキームや取引形態の中には、法令を制定する際に想定されていなかった等の理由により、法令上の規制に該当するのかが必ずしも明確でないケースがある。このようなケースにおいては、法令上の規制への該当の有無を明確化することが、金融取引等を活発化させる上で有効である。

「アクションプラン」の中には、このような観点から取り上げられた施策も盛り込まれている。

具体的には、コンテンツ（映画等）の製作委員会等については、従前の法令では、その出資持分が金融商品取引法上の「有価証券」に該当しないことが、必ずしも明確ではなかった。

このため、金融商品取引法の関連内閣府令の改正を行うことにより、コンテンツ（映画等）の製作委員会等、一定の条件を満たす民法上の任意組合について、金融商品取引法の規制対象とすべき「有価証券」には該当しないことを明確化した。

（3）優先課題の早期認識と効果的対応

「アクションプラン」は、22年6月の政府の「新成長戦略」で掲げられた課題を中心に、金融庁として、当面、集中的に取り組むべき具体的課題とその実施スケジュールを整理したものである。

一方で、金融行政を適切に推進していくためには、「アクションプラン」の着実な実施のみならず、金融行政上の優先課題を早期に認識し、効果的に対応していく観点から、金融業に関するより中長期的課題を洗い出し、検討を行うことが重要である。

このような観点を踏まえ、金融審議会に「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」（以下「ワーキング・グループ」）を設け、我が国金融業の中長期的な在り方について、検討を行っている。

- （注）・ 23年3月7日、金融担当大臣より、金融審議会に対し、「我が国金融業の中期的な在り方についての検討」について諮問。これを受け、同年6月24日、第1回ワーキング・グループを開催。
- ・ ワーキング・グループでは、「我が国金融機関の国際競争力の強化」、「地域経済における金融機能の向上」、更には両者があいまって我が国経済・金融業の一層の発展を図るための中長期的な課題等、我が国金融業の中長期的な在り方について検討を行っていく上での、考慮すべき論点等について議論。

IV 東日本大震災発生後の対応

1. 震災発生後の金融庁の対応

ⅡやⅢで述べたとおり、金融庁では、平時より、ベター・レギュレーションの「4つの柱」と「当面の5つの取組み」を踏まえながら、金融行政を推進してきた。そのような中、23年3月11日午後2時46分、東日本大震災が発生した。

金融庁では、震災発生直後の午後3時に災害対策本部を立ち上げ、当

日中に、金融機関に対し、預金通帳等を紛失しても、預金者であることを確認して払戻しに応じることをはじめとする「金融上の措置」を要請した。

その後も、金融庁としては、①決済機能の維持、②利用者に対する適切な金融サービスの提供、③市場機能の維持、④被災地金融機関の財務の健全性の維持、等の課題への対応に、全力を傾注してきたところである。

2. 震災発生後の金融庁の対応とベター・レギュレーション

(1) ルール・ベースとプリンシプル・ベースの最適な組合せ

今般の震災のように、甚大な被害をもたらす未曾有の災害が発生した場合、平常時のルールを単純に当てはめることは適切ではなく、被災地の状況に応じた弾力的な監督手法をとることが重要である。

また、被災者の状況は千差万別であるため、一律の対応ではなく、被災者に最も近いところにいる金融機関によるきめ細かな対応が、平常時にも増して強く求められることとなる。

このような観点を踏まえ、以下のような対応を行ったところである。

○ 金融庁から金融機関に対して、被災者への「金融上の措置」を適切に講じるよう、繰り返し要請。

こうした要請に応じ、金融業界において、次のような自主的な取組みを実施。

<預金取扱金融機関>

・預金の代理払い

－ 相当数の金融機関が、自らの預金者が他の地域に避難している場合に、避難先の他の金融機関において預金の払戻しに応じる取組みを実施。

・預金口座照会制度

－ 全国銀行協会が、死亡者や行方不明者の預金口座に関して、どの金融機関に口座を有しているのかわからない親族・遺族等のために、同協会が窓口となって金融機関に照会するサービスを提供。

<保険会社>

・保険金の迅速な支払い

－ 生命保険各社が、保険契約者からの申し出による必要書類の一部省略等により、簡易・迅速に保険金を支払い。
－ 損害保険各社が、地震保険の加入者に迅速に保険金を支払うため、被害が甚大な地域の損害調査を共同で実施。

・契約保険会社の照会制度

- 一 生命保険協会及び日本損害保険協会が、被災した保険契約者等に迅速に保険金を支払うため、契約した保険会社が不明な場合に、契約保険会社を確認して連絡する窓口を設置。

○ 被災地の状況を踏まえ、「金融検査マニュアル」、「監督指針」を改訂。

- ・ 「金融検査マニュアル」においては、金融機関は債務者の財務状況を把握のうえ、貸出金等の資産を自己査定することとされている。

しかしながら、震災により、債務者と連絡がとれず、実態把握が一時的に困難な場合があることから、このような場合については、震災後の実態を可能な限り自己査定に反映させ、それも困難なときはそれまで（例えば震災前）に把握している情報により査定することによりの特例を措置。

- ・ 「監督指針」においては、実現可能性の高い抜本的な「経営再建計画」が策定されている場合、当該債務者に対する貸出金は「貸出条件緩和債権」に該当しないものと判断して差し支えないこととされている。

しかしながら、震災の影響により、直ちに「経営再建計画」を策定することが困難な場合があることから、①中小企業に限定されている策定猶予（最長1年間）を中小企業以外にも認める、②中小企業については策定猶予の再延長（最長1年間）を認める、といった特例を措置。

○ 夏期の節電に当たり、政府全体での共通の目標・ルール（電気事業法に基づく大口需要家を対象とした電気の使用制限等）に加え、金融機関等が自ら策定する節電行動計画（金融庁が事前・事後に検証）を組み合わせ、対応。

- 一 金融機関等の節電に当たっては、使用電力の削減目標は定めるものの、店舗の閉鎖やATMの停止など、具体的な削減の方法は、一律にルール化せず、金融機関等自身が、金融システムや利用者への影響等を考慮しつつ、節電行動計画において、自主的に定めることとしている。

（2）行政対応の透明性・予測可能性の向上

震災直後は、様々な情報が錯綜するため、正確な情報を提供するとともに、行政対応の透明性・予測可能性の向上を図ることが、平常時にも増して、強く求められることとなる。

このような観点を踏まえ、以下のような対応を行ったところである。

○ 3月13日に公表した、①金融・証券市場において通常通り取引

が行われることとなっているとともに、②市場の厳格な監視を行う旨の大臣談話をはじめとする、数々の大臣談話や震災関連情報を公表し、行政当局の方針を明確化。

- 東日本大震災の発生に伴い実施した金融検査マニュアル・監督指針の特例措置等についての質問・回答を取りまとめ、23年5月、『平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化について』に関するよくあるご質問（FAQ）」として公表。

（3）情報発信の強化

災害発生時には、通信手段の障害等により、情報の入手手段が限られることとなりがちであるため、様々な手段を用いて情報発信の強化を図ることが、極めて重要な課題となる。

このような観点を踏まえ、以下のような対応を行ったところである。

- 金融庁のウェブサイトにて、震災関連の特設ページを設置（英語版を含む）。

情報の掲載に当たっては、利用者類型別（預金者、保険加入者等）に分類するなど、利用しやすい配置等に配慮。

- 金融庁の携帯電話専用ウェブサイト（英語版を含む）やツイッターを開設し、震災関連情報を提供。その他、テレビのテロップ放送、避難所等に掲示される「壁新聞」等、様々な媒体を駆使して、震災関連情報を提供。

（4）優先課題の早期認識と効果的対応

震災直後は、現在進行形で発生している喫緊の課題に対し、迅速に対応することが求められるが、一方で、将来的に発生が予想され、優先的に取り組むべき課題を早期に認識し、それに効果的に対応することも、重要な課題である。

このような観点を踏まえ、以下のような対応を行ったところである。

- 被災地の金融機能を維持・強化することや、預金者に安心感を与えることが、被災地の復興や、金融システムの安定にとって極めて重要な課題であるとの認識の下、金融機能強化法を改正。
 - ― ①経営強化計画の策定において経営責任を求めないこと、②収益性・効率性に関する目標を求めないこと、③資本参加コストを平時に求められる水準よりも引き下げることを内容とする震災の特例を措置。
 - ― 自ら被災又は被災者への貸付を相当程度有し、今後の財務が

必ずしも見通し難い面がある協同組織金融機関については、国と中央機関が共同して資本参加する等の枠組みを新設。

- 被災者が復興に向けて再スタートを切るにあたり、既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の問題（いわゆる「二重債務問題」）が生じることが想定されたことから、政府全体の二重債務問題に関する対応策の策定に積極的に参画。

金融庁関連の対応策として、金融機能強化法の改正や、個人向け私的整理ガイドラインの策定等に積極的に取り組み。

V ベター・レギュレーションに向けたその他の取り組み

以上、「国際的な金融規制改革等への対応」、「我が国経済の持続的成長に向けた金融面での取り組み」、「東日本大震災発生後の対応」に当たり、金融庁としていかにベター・レギュレーションの考え方の中で課題に取り組んできたかについて記述してきたが、ベター・レギュレーションに向けたその他の取り組み（22年7月～23年6月）についてまとめると、次のとおりである。

【ベター・レギュレーションの4つの柱について】

1. ルール・ベースとプリンシプル・ベースの最適な組合せ

新たな法令の施行や既存の法令の適用に当たり、引き続き、ルール・ベースとプリンシプル・ベースの適切なバランスを図ることにより、全体としての規制の実効性を確保することを目指すとともに、プリンシプルの趣旨を関係者と共有するための取り組みを継続。

- (1) 21年12月に施行された中小企業金融円滑化法においては、金融機関に対し、中小企業や住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等に努めるよう求める一方、その実施に当たっては、金融機関それぞれの特性に応じた体制整備を求めていくプリンシプル・ベースの枠組みを導入。

23年3月、同法の期限を1年間延長し、ルール・ベースとプリンシプル・ベースを組み合わせた上記の枠組みを継続。

- (2) 同法の1年延長と合わせ、金融機関が規模や特性等に応じてコンサルティング機能を発揮することを後押しするため、23年4月、当該機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき役割を具体化した「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」を策定・公表。

2. 優先課題の早期認識と効果的対応

中小企業者の業況・資金繰りや、改正貸金業法の完全施行（22年6月）後の状況、欧州のマクロ経済・金融動向等を注意深くフォローするなど、金融システムに内在するリスクの早期認識に努め、認識された課題に対しては効果的に対応。

- (1) 21年12月に施行された中小企業金融円滑化法について、施行後の状況や効果・影響などを引き続き注視。その上で、中小企業者の業況・資金繰りの厳しさや、先行きの不透明感等に鑑みると、今後、貸付条件の変更等の需要が一定程度あると考えられたことから、こうした需要に応えるため、23年3月、同法の期限を1年間延長。
- (2) 改正貸金業法の完全施行を機に設置された「改正貸金業法フォローアップチーム」において、完全施行後の状況や影響等の実態を把握するため、関係者からのヒアリング等を実施。その過程で、クレジットカードの現金化により返済能力を超える債務を増大させる危険性があることが、課題として浮上したため、消費者庁等の関係省庁と連携して対応策を検討するとともに、消費者に対し注意喚起。
- (3) 金融システムにおけるリスクを早期に把握する観点から、ギリシャ、アイルランド、ポルトガルなど、欧州各国のソブリン債務をめぐるマクロ経済・金融動向を注視し、そうした地域における本邦金融機関の保有するリスクの確認等、本邦金融機関の財務の健全性等に与える影響のモニタリングを実施。
- (4) 利用者保護にかかる問題事案を早期に発見するため、23年4月以降、監督部局及び「金融サービス利用者相談室」において、利用者から寄せられた相談等についての定期的な情報交換を開始。

3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視

金融機関や市場参加者の自主的な取り組みによる経営改善や、金融機関の利用者利便の向上等を促す観点から、引き続き、金融機関のインセンティブを高める施策や事例の公表等を推進。

- (1) アジアを中心に、海外進出を図ろうとする中堅・中小企業が増えていくことを踏まえ、顧客企業の海外進出支援に向けた金融機関の自助努力を後押しするため、22年12月21日、財務省・経済産業省と連名で、本邦金融機関、国際協力銀行及び日本貿易振興機構等の連携による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化策を

公表。

(2) 金融機関の自主的な取組みによる内部管理体制の強化等を促す観点から、「金融検査結果事例集」及び「金融検査評定制度」(金融検査の結果について、対象先金融機関に段階評価を提示する制度)を充実・強化。

- ・ 22 事務年度中の検査結果を中心に取りまとめた「金融検査結果事例集」(23 年 2 月、7 月の 2 回公表)において、過去最多の事例数(658 事例)を収録するとともに、貸金業者にかかる事例を新たに掲載。

また、他行の事例を見習った自主的なコンサルティング機能の発揮に向けた取組みを促すため、特に「金融検査マニュアル」の「金融円滑化編」に関する事例については、「指摘」事例に比べて、「評価」事例を数多く掲載。

- ・ 「金融検査マニュアル」における「金融円滑化編」の導入後、金融機関の態勢が整備されてきたことを踏まえ、金融機関の金融の円滑化に向けた取組みを促進するため、「金融円滑化編」を「金融検査評定制度」の対象に追加すべく制度案を公表。

(3) 地域金融機関が地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして位置づけ、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することが重要であるとの認識の下、地域金融機関による自主性・創造性を発揮した取組みを促す観点から、23 年 5 月、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正。

その一環として、地域金融機関による地域密着型金融への取組みが深化・定着していくような動機付け・環境整備を図る観点から、財務局等において、地域密着型金融に関する会議(シンポジウム)を開催。同年 2～3 月に開催されたシンポジウムにおいては、地域密着型金融の取組みについて、より広域での知見・ノウハウの共有化を図るため、他地域を主要営業地域とする地域金融機関の経営者が、「地域密着型金融の推進のサポート役」として、自行における地域密着型金融の取組みを発表。

(4) 自筆で必要な書類を記入することが困難な者に対し代筆を行う態勢の整備や、視覚障がい者にも利用しやすい A T M の増設など、障がいをもつ者に対して障がいのない者と同等のサービスを提供する金融機関の自主的な取組みを促すため、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の改正(23 年 4 月)や、視覚障がい者団体と金融機関との間の意見交換会の開催等を実施。

(5) 健全な消費者金融市場の形成に向けた金融機関の取組みを後押しす

る観点から、23年6月、改正貸金業法の完全施行（22年6月）から1年の節目にあたり、多重債務問題の解決に資する優れた取組みを通じ、健全な消費者金融市場の形成に寄与した金融機関のうち、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に当該取組みを推進している金融機関について、大臣より顕彰。

4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

新たな制度の導入や利用者からの問合せ状況等を踏まえ、Q&Aの拡充等により、引き続き、透明性・予測可能性の向上に努力。

- (1) 金融商品取引法の公開買付制度に係る法令解釈の明確化を図るため公表している「株券等の公開買付けに関するQ&A」について23年4月、質問・回答を追加し、公表。
- (2) 企業会計審議会から、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂に関する意見書」が公表され、財務報告に係る内部統制の基準・実施基準の更なる簡素化・明確化等が行われたことに伴い、23年3月、「内部統制報告制度に関するQ&A」について、質問・回答を追加し、公表。

【ベター・レギュレーションの当面の5つの取組みについて】

1. 金融機関等との対話の充実

- (1) 中小企業等を取り巻く厳しい状況や東日本大震災の発生を踏まえ、引き続き、全国各地で中小企業者等との意見交換会を実施するなど、金融円滑化に向けた対話を充実。
 - ・ 金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、中小企業・団体等から直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等について、ヒアリングや意見交換を実施（22年9月）。
 - ・ 全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所等を対象に、中小企業の業況や資金繰り等に関するアンケート調査を実施（22年5月、8月、11月、23年2月）。
 - ・ 東日本大震災の発生以降、職員を被災地に派遣し、金融機関の被害状況及び顧客対応への取組み状況の把握等を推進（23年3月～5月）。
- (2) 中小企業金融円滑化法の施行後実施した、金融関係団体との対話等を踏まえ、金融機関の事務負担の軽減を図る観点から、同法の期限の1年間延長（23年3月末、改正法が成立）に合わせ、報告資料を大幅

に簡素化。

簡素化する報告資料の検討にあたっては、金融関係団体と意見交換を行い、可能な限り、金融機関における削減ニーズの高いものを選定。

2. 情報発信の強化

(1) 個別金融機関の破たん処理をはじめ、重要な施策の検討開始・方針決定を行う際には、大臣談話を公表し、国民向けに積極的に情報発信。

- ・ 22年9月10日、日本振興銀行より、預金保険法第74条第5項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出があったことに伴い、同行の破たんが我が国金融システムの安定性に影響を与えることはなく、預金者等に冷静な対応をお願いする旨の大臣談話を公表。
- ・ 22年12月14日、中小企業金融円滑化法の期限を1年間延長するとともに、開示・報告資料の大幅簡素化や、金融機関のコンサルティング機能の発揮を促す旨の大臣談話を公表。
- ・ 23年3月13日、市場における取引が翌14日（東日本大震災発生の翌営業日）以降も通常通り行われることとなっている中、金融庁においては、災害の発生に乗じた不適切な取引を防止するため、市場の厳格な監視を行う旨の大臣談話を公表。
- ・ 23年3月24日、東日本大震災に伴う本人確認方法の特例措置（本人確認書類の紛失等により正規の方法による確認が困難な場合、事後遅滞なく正規の方法による確認を行うことを前提に、申告により本人確認を行うことを認める等）に関する大臣談話を公表。
- ・ 23年4月1日、中小企業金融円滑化法の期限を1年間延長する改正法が公布・施行された旨の大臣談話を公表。
- ・ 23年5月13日、金融機能強化法における国の資本参加の申請期限を5年間延長するとともに、資本参加の際に経営責任が問われないことを明確化する等の震災の特例を設ける旨の大臣談話を公表。
- ・ 23年6月21日、国際会計基準(IFRS)の適用に関する国内外の様々な状況変化を踏まえ、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論を6月中に開始する旨の大臣談話を公表。

(2) 東日本大震災の被災者等に震災関連情報を提供するため、23年4月5日以降、ツイッターを開設するとともに、6月11日、東日本大震災の発生から3ヶ月が経過したことを機に、提供する情報の範囲を拡大し、震災に限らず、金融に関する様々な取組み等の情報を提供開始。

3. 海外当局との連携強化

(1) 我が国金融機関のアジア進出を支援するため、大臣の海外訪問の機会等を利用して、規制緩和・市場開放の要望をアジア諸国の金融当局に対し積極的に伝えるなど、アジア諸国の金融当局との対話を一層強化。

(2) 23年4月、金融庁金融国際政策審議官が、証券監督者国際機構（IOSCO）の専門委員会の議長に就任するなど、金融規制等をめぐる国際的な議論に積極的に参画。

また、従来から行っていた二国間金融協議に加え、日米規制改革イニシアティブの後継として22年11月に新設された「日米経済調和対話」や、日EU・EPA交渉入り合意を目指し22年4月に新設された「日EU合同ハイレベル・グループ」に積極的に参加。更に、23年3月、日ベトナムEPAに基づく金融協議の立上げに向け、ベトナム金融当局と事前協議を開催。

監督カレッジを設置した金融機関について、海外当局と監督上の対応について認識を共有し、連携を強化。

(3) 金融庁金融研究センターにおいて、世界各国の当局者、研究者、実務家等を招き、望ましい金融規制・監督のあり方等について、情報・意見交換を行うため、国際コンファレンスを開催（23年2月に開催された国際コンファレンスでは、アジア開発銀行研究所及び慶應義塾大学グローバルCOEとの共催により、「アジアの成長と金融セクターの役割」をテーマに、報告・議論）。

4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握

(1) 国内外の市場動向等のタイムリーな把握、リスク要因の分析に当たり、市場関係者との意見交換をこれまで以上に頻繁に行うとともに、金融システム全体のリスクを迅速・的確に把握。また、庁内各部局が収集・分析している情報を集約し、横断的に共有。

(2) 不公正取引等のリスクを的確に把握する観点から、発行市場におけるファイナンスの動向や、新たな金融商品・取引形態等に関する市場動向の分析を引き続き行い、分析結果については、必要に応じて自主規制機関とも共有。

5. 職員の資質向上

(1) 金融庁業務の専門性の習得や国際性の涵養を図るべく、国際機関、在外公館、海外当局への職員派遣を拡大するなど、職員派遣制度を充

実し、職員の資質向上に注力。

(2) 多様なバックグラウンドを有する職員がそれぞれの専門性と資質を十分に活かせるよう、任用面における取組み等を引き続き推進。

- ・ 金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法に基づく交流採用や、任期付若しくは任期を定めない中途採用の形で、年間を通じて積極的に採用。
- ・ 若手職員について、官民人事交流法に基づく交流派遣や地方自治体及び財務局への派遣を実施。
- ・ 東日本大震災の発生後、職員 31 名を福島・岩手の二県に派遣し、被災地の生活実態やニーズを踏まえた被災地支援を積極的に実施。

(3) 専門的な研修を充実するべく、「先端金融商品研修」など、最新かつ専門的な研修を実施。

また、証券検査においては、新任検査官に対して、検査実務のノウハウの指導・助言を行うトレーナーを配置し、密度の濃い職員教育を実践。

第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地方の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任された権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務省財務（支）局長を直接指揮監督することになっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間の十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得る観点から、金融庁幹部が地域に赴き、地域金融機関や中小企業経営者等との間で、意見交換を行っている。

1. 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回、定例的に開催している（平成22事務年度は、7、10、1、6月）。会議には、関東及び近畿財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

2. 理財部長会議

財務（支）局理財部長をメンバーとする会議で、年2回（11、3月）、定例的に開催しているが、22事務年度は、東日本大震災の発生により、3月の開催を見合わせたため、年1回（11月）開催となった。

（上記のほか、各局等において、必要に応じて、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした説明会等を開催している。）

3. 地方における業務説明会

金融庁幹部が地域に赴き、年1回（22事務年度は、9月）、地元金融機関の役員等を対象として金融庁の考え方や取り組んでいる施策等について説明及び意見交換を行うとともに、財務（支）局管内の中小企業を訪問し、中小企業金融の円滑化のための施策等について意見交換を行っている。

第3節 職員の任用等

I 平成22事務年度における職員の任用

金融は非常に高い専門性が求められる分野であり、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）に向けての取組みを実現させていくためには、金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に遅れをとることのないよう、その資質の向上を図ることが前提となる。

こうした観点から、人事制度上の工夫や官民の人材交流などを通じ、職員の専門性向上に資する任用に取り組んでいる。具体的には、

- ① 専門性の習得や国際性の涵養を図るべく、国際機関や在外公館、国内外の大学院等への職員の派遣を拡大
- ② 官民人事交流法に基づく派遣、地方自治体への派遣及び若手職員の財務局への派遣を実施
- ③ 民間企業において業務を経験した人材や弁護士・公認会計士などの専門家を引き続き積極的に採用等を行っている。

<民間及び他府省等からの人材確保（23年6月1日現在）>

○民間からの人材確保

職 種	在職者
弁護士等	37
公認会計士	48
不動産鑑定士	7
アクチュアリー	8
研究者	3
情報処理技術者等	17
金融実務経験者	207
計	327

○他府省（財務省以外）からの人材の確保

省 庁 名	在職者
会計検査院	4
内閣府	4
警察庁	5
公正取引委員会	1
総務省	7
法務省	10
外務省	1
厚生労働省	4
農林水産省	8
経済産業省	7
国土交通省	6
最高裁判所	12
計	69

○その他政府関係機関等からの人材確保 13名

II 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

- (1) 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（22年12月）。
- (2) 全職員を対象に、倫理監督官（長官）が、金融庁職員としての心構えやその考え方などについて、講話を実施した（23年1月）。
- (3) 全職員を対象に、具体的事例を用いた倫理研修を実施した（23年1月）。

（平成22事務年度における懲戒処分等の件数）

懲戒処分	矯正措置
2件	3件

Ⅲ 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁職員の法令遵守に万全を期し、金融行政の透明性、公正性を担保する観点から、15年6月13日に法律の専門家4名により構成される「コンプライアンス対応室」を設置し、情報の受付を始めるとともに、同室顧問である久保利弁護士が郵便により直接情報を受け付ける、いわゆる「ヘルプライン」としての窓口も別途設けた。

公益通報保護法（平成16年法律第122号）の施行（18年4月1日）等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報を適切に処理する一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受け付ける窓口」を設置した。なお、これらの体制整備に合わせ、名称を「法令等遵守調査室」に変更した。

○法令等遵守調査室のメンバー（23年6月1日現在）

- 室長 野村 修也（総務企画局参事・中央大学法科大学院教授・弁護士）
- 石塚 智教（監督局総務課）
- 奥久 潤一（審判官）
- 唐澤 英城（検査局総務課・検事）
- 増島 雅和（監督局保険課・弁護士）
- 宮根 宏一（検査局総務課）
- 西原 一幸（総務企画局市場課・弁護士）
- 大越 有人（監督局証券課）
- 佐藤 しほり（審判官）
- 顧問 久保利 英明（総務企画局参事・弁護士）

第4節 研究

I 金融庁における研究

金融庁内での先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、平成13年7月、研究開発室及び研究官を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと開発研修室を束ねる、金融研究研修センターを発足させた。22年9月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、名称を金融研究センター（以下「センター」という。）、英語名 Financial Service Agency Institute (略称：FSA Institute)へ変更した。

センターの研究部門では、金融行政の適切な運営を学術面から支援していくため、民間有識者やアカデミズムと相互交流を行い、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となるよう、金融行政の理論的基盤をなす質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場への研究の還元・普及に努めている。

II 専門性の高い調査研究の実施

1. 研究官・特別研究員の選定について（資料2-4-1参照）

金融研究センターでは、調査・研究活動の更なる充実を図ることを目的として、それまで在籍していた研究官・研究員との契約関係を一旦解消した上で、広く日本の国公立大学・シンクタンク等において金融に関する研究を行っている者の中から、センターが指定する研究プロジェクトのいずれかに取り組み、金融行政とアカデミズムの架け橋となる「研究官・特別研究員」を選定すべく、平成22年10月から公募・面接を行ってきた。選考の結果、2名の常勤研究官と8名の特別研究員を採用することとした。

2. センター研究官等による主な調査研究（資料2-4-2参照）

(1) 金融環境の変化に伴う金融行政等政策対応に関する実証的・理論的研究

1990年代のいわゆるバブル経済の崩壊やサブプライム問題に端を発する金融危機などに見られるように金融資産価格の急激な変動は、経済に大きな影響を与えることとなる。このことに鑑み、金融危機を招くような資産価格の変動に留意しつつ、フォワードルッキングな金融行政等の政策、また事後的に経済危機の影響を緩和し、より早い経済の回復を図るための政策を検討するため、実証的・理論的調査研究を行っている。22事務年度には、①バブルの発生と金融システムの発展の関係にかかる研究、②バブルと金融仲介機能及びマクロ経済の関係にかかる研究、③プロシクリシティ（景気変動増幅効果）を抑えるために最適な銀行の自己資本規制のあり方の研究を行い、研究成果について海外の研究機関主催のコンファレンス等の場で積極的な対外発信を行った。

(2) 資産運用業に関連する課題の実証的研究

「貯蓄から投資」、「市場型間接金融」への流れの中で、資産運用業の重要性が高

まっていることを受け、資産運用業に関連する課題の実証的研究を行っている。22事務年度は、①資本市場の統合が投資家に与える影響に関する研究、②我が国上場投資信託（ETF）市場の価格形成の効率性についての実証的研究、③我が国事業法人を参照組織とするCDS（注）スプレッドの決定要因に関する実証的研究を行った。

（注）クレジット・デフォルト・スワップ（Credit Default Swap）

（3）マクロプルーデンスのあり方に関する調査研究

先般の世界的な金融危機の経験から、各国の監督当局においては、個別金融機関の財務の健全性についての監督のみならず、金融システム全体の安定性へのリスクを把握し、これに対応する必要があるとの認識が高まっており、マクロプルーデンスを重視した規制・監督枠組みの構築に関する議論等がなされている。このことに鑑み、マクロプルーデンスのあり方について、国際比較を含む調査研究を行っている。22事務年度は、米国、欧州におけるマクロプルーデンス体制の構築に向けた取り組みについて調査研究を行った。

3. 国際コンファレンス・研究会（資料2-4-3参照）

- （1）諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等について、官学を中心とした国際コンファレンスを開催している。22事務年度は、23年2月3日に「アジアの成長と金融セクターの役割」をテーマとして開催し、経済成長著しいアジアにおいて持続的な経済成長を支えるために求められる金融セクターの役割や望ましい金融規制・監督のあり方について報告・議論を行った。
- （2）会計基準と企業競争力をテーマとして、国際会計基準（IFRS）のもとで、原価計算その他の管理会計を円滑に行っていくための望ましいあり方を幅広く検討していくことを目的に、「会計基準と企業競争力に関する研究会」を庁内関係部局の職員の参加も得て、計3回開催した。
- （3）企業財務等に関する動向や海外情勢等についての情報交換・研究を行うことを目的に「企業財務研究会」を、庁内関係部局の職員その他、外部の参加者（登録制）も得て計2回開催した。

Ⅲ 金曜ランチオンを通じた啓蒙活動（資料2-4-4参照）

庁内職員の知見・先見性向上を目的に、専門的知識を有する外部講師（学者や実務

家、専門家等)を招き、主に金融や経済等の最前線にあたる内容をテーマに、講演及び質疑応答を行う「金曜ランチオン」を、主に隔週金曜日の昼休み時間帯に、食事持込可などのカジュアルな雰囲気の中で、22 事務年度中に合計 19 回開催した。

第5節 研修

I 金融庁における研修

「我が国の金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑化を図る」という金融庁任務の的確な遂行に資するため、職員に対する研修の充実を図っている。

金融行政は、極めて高い専門性が求められる分野であり、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応し、金融行政の質を高めていくためには、職員の一層の資質の向上を図ることが重要である。

こうした観点から、多様なバックグラウンドを有する職員がそれぞれの専門性と資質に、さらに磨きをかけられるように人材の育成に努めている。

II 研修の実績

1. 概要

研修体系は、一般研修・実務研修・通信研修の3区分で構成される。

なお、一部の研修については、財務（支）局等の職員も受講することから、財務省との共同研修を開催している。

2. 平成22年度の研修方針及び研修計画（資料2-5-1参照）

(1) 22年度の研修については、ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）に向けた取組みとして、職員の専門能力の向上、業務に必要な知識・スキルの習得に資する研修の充実を図ることを、基本的な方針とした。

(2) 22年度の研修計画については、計71コースの研修を計画した。研修計画の策定に当たっては、実務研修について、業務に合わせた研修スケジュールの弾力化を図るほか、引続き受講科目を選択できるような仕組みとするなど、研修生がより参加しやすい環境とした。また、金融実務にかかる専門的な分野については、受講機会の拡大や研修内容の充実・強化を図った。

3. 22事務年度の研修実施状況（資料2-5-2参照）

(1) 概況

ベター・レギュレーションに向けた取組みとして職員の資質の向上を図るため、金融実務にかかる専門的な研修を充実させることに注力しつつ、概ね研修計画のとおり実施した。

(2) 研修区分ごとの研修実施状況

ア. 一般研修

各役職に求められる能力の養成・強化を目的とした「役職別研修」や、実践的

な英語力の維持・向上等を目的とした「外国語研修」などを実施した。

イ. 実務研修

金融庁の業務に必要な専門的知識、技能の習得及び向上を目的として実施する実務研修については、国際財務報告基準にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「国際財務報告基準（IFRS）研修」や、先端金融商品にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「先端金融商品研修」などを実施した。

ウ. 通信研修

通信教材等を用いて習得させる研修として、「ファイナンシャル・プランニング中級及び初級コース」、「公認内部監査コース」を新たに実施した。

4. 検査局に所属する職員を対象とした研修の特徴的な取組み（資料2-5-3）

（1）概要

検査局では、所属する職員に対して、資料2-5-2に記載した研修のほか、金融検査に影響を与える各種要因及び具体的な検査手法等、金融検査の実施に必要な知識・スキルの習得を目的として、例年、金融証券検査官が在庁する時期に勉強会等の研修を随時開催している。

（2）研修の内容

ア. 出勤日研修

検査官の出勤日に研修日を設け、検査現場でのOJTを補完することを目的として、少人数の班編成による意見交換会や、検査手法に係る勉強会等の出勤日研修を実施した。

イ. 全体研修

検査局の全職員を対象として、訓話及び検査に係る留意事項の周知等を内容とした全体研修を実施した。

第6節 行政情報化の推進

I 概要

電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に則し、行政情報化推進会議、情報システム調達会議の下、情報化統括責任者（CIO）、CIO補佐官等を構成員とする金融庁PMOの支援・助言を受けつつ、

- ① 業務・システム最適化計画の実施
- ② 情報システム調達の適正化
- ③ 電子申請・届出の利用促進
- ④ 情報セキュリティ対策の強化

などの取組みを行っているところである。

22年度は、行政情報化推進会議及び情報システム調達会議を必要に応じて、適宜開催した。

II 取組み実績

1. 業務・システム最適化計画の実施

「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める」こととされたことから、金融庁においても、次に掲げる最適化計画を策定した。

No.	最適化計画	最適化実施時期
1	有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画	20年度
2	金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画	24年度(予定)
3	金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画	18年度から順次

22事務年度において、

No.1に関しては、XBRL（財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語）データの利活用の向上等を図ることを目的として、EDINETタクソノミ（XBRLを用いた財務情報の電子的な様式）の基本的な部分を国際標準技術仕様に準拠させ、25年度に稼働する予定の次世代EDINETに適用するための開発を行った。併せて、投資家の利便性の向上を図ることを目的として、XBRL対象範囲の拡大及び検索機能の向上、分析機能の提供の開発を行うため、23年3月に最適化計画の改定を行った。

No.2に関しては、設計工程の進捗に遅延が発生したが、当初計画から1年遅れの23年3月に完了し、設計・開発事業者から成果物の納入を受けた。併せて、プロジェク

トの全体スケジュールも変更したため、23 年5月に最適化計画の改定を行い、25 年1月の新システム稼働に向け開発等を行っている。

No. 3に関しては、経費・業務処理時間について、引き続き所期の削減目標を達成した。

2. 情報システム調達最適化

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(16年3月30日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」とされている。

これを受け、情報システム調達への全庁的な取組みを強化するため、17年4月に長官、各局長等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」を設置し、政府調達案件の契約方針を審議するほか、年間の調達計画及び進捗状況の報告を行っているところであり、22年度は4回開催した。

また、CIO補佐官は、情報システムの調達仕様書の確認を行うほか、金融庁情報システム調達会議では、審議案件について評価を行っている。更に、最適化対象システムにおいては、開発・運用支援事業者との定例会に参加し、支援・助言を行っている。

3. 電子申請・届出の利用促進

「IT新改革戦略」(18年1月19日IT戦略本部決定)等において、オンライン利用率の向上が掲げられており、金融庁としても、広報誌への利用案内の掲載等の周知活動を実施し、利用促進に取り組んだ。

21年度におけるオンライン利用件数は、1,209,305件である。(22年度のオンライン利用件数については、現在、取り纏め作業中である。)また、近年のオンライン利用による申請・届出件等手続件数は下表のとおりである。

(参考 オンライン利用の状況)

(単位:件)

	18年度	19年度	20年度	21年度
申請・届出等手続件数	1,107,214	1,379,960	1,198,715	1,209,305
EDINETの利用による提出件数	53,055	64,483	81,846	93,180

※ オンライン利用促進対象とされている4手続(生命保険募集人登録事務、生命保険募集人届出事務、損害保険代理店登録事務、損害保険代理店届出事務)については、業界団体(生命保険協会、損害保険協会)との連携等により、生保手続は17年度以降、損保手続も19年度以降オンライン利用率100%を達成し維持している。

4. 情報セキュリティ対策の実施状況

- ・全職員に対して、情報セキュリティ対策実施状況の自己点検を行った結果、情報セキュリティ対策は、概ね適切に実施されていることが確認できた。
- ・全ての情報システムの端末、ウェブサーバ、電子メールサーバ等の機器を対象に、

技術的な情報セキュリティ対策の実施状況に関する検査を行った結果、全ての検査項目で適切に実施されていることが確認できた。

- ・全職員に情報セキュリティに関する理解を浸透させるため、情報セキュリティ研修を年度中に 10 回以上開催することで、研修の受講率は改善し、情報セキュリティ対策に関する理解は着実に浸透している。

- ・庁内の情報システムの安全性・信頼性の確保を図るため、情報システムの情報セキュリティ水準が、金融庁情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）に定める要件を満たしているかどうかを確認する監査を実施し、また、情報システムの運用の実施手順書の内容が、セキュリティポリシーに準拠しているかどうかを確認する監査を実施した。監査により指摘された問題点については、改善の措置を講じた。

5. IT人材育成の推進

金融行政を遂行するうえでIT知識を身につけることが必須と認識し、21年度から、新入職員及び職員の希望者を対象に「IT基礎知識研修」という研修科目を創設した。受講者はITパスポート試験合格程度の知識習得を目指しており、研修終了後、当該試験の受験を勧奨している。

また、総務省主催の情報システム統一研修への参加を勧奨し、IT知識の習得に努めている。

21年4月から、情報システムの専門知識を習得させることを目的として、職員を大学院に派遣しており、21、22年に引き続き、23年4月にも職員1名の派遣を行った。

第7節 報道・広報

I 報道対応

1. 報道発表及び記者会見等の実施（資料2-7-1参照）

平成22事務年度においては、467件の各種報道発表を行っている。

これらのうち、重要なものについては、政務三役（大臣、副大臣及び大臣政務官）による記者会見や担当者による記者説明を行い、その内容・趣旨等について正確な理解が得られるように努めている。

なお、記者会見をはじめとする情報発信については、閣議後の定例大臣記者会見（毎週2回）に関して、従来からの記者クラブ向け会見と、平成21年10月から開始した外国メディアや専門紙・雑誌・フリーなどのジャーナリストを対象とした会見を、22年6月に一本化（統合）したことにより、記者会見の完全オープン化を達成している。また、重要な報道発表時に実施する副大臣・大臣政務官による随時の記者会見や、事務方による記者ブリーフィングについても、引き続き、記者クラブに加え、上記のフリーなどのジャーナリストに対して積極的に開催を案内し、その参加を得ており、金融庁の施策・考え方を直接的に発信・説明する機会の充実に努めている。

II 広報活動（震災に伴う広報・相談体制の強化は、後掲「第2部第5章第6節」参照）

1. 金融庁ウェブサイトによる広報の充実

「中小企業等に対する金融円滑化法対策」、「改正貸金業法の全面施行」、「振り込め詐欺に関する注意喚起」、「商品券（プリペイドカード）の払戻し」等、国民生活に重大な関わりがある分野を中心に、ウェブサイトの情報内容の充実を図るとともに、ウェブサイト上の月刊広報誌「アクセスFSA」及び、その英語版である「FSA Newsletter」の特集やお知らせコーナーを活用し、写真や図、表を用いて正確でわかりやすい情報発信に努めている。

2. 政府広報の活用（資料2-7-2参照）

金融行政にかかる広報を限られた予算の中で効率的・効果的に行うため、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、資料2-7-2のとおり、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

第8節 情報公開等

I 開示請求の動向

1. 情報公開

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年4月1日施行）に基づく、22年度の開示請求の受付件数は164件となっている。

(2) 主な開示請求

22年度に受付けた開示請求のうち、主なものは以下のとおりである。

- ① 個別金融機関からの不祥事件届・報告書等の文書
- ② 個別金融機関からの届出・営業報告書等の文書
- ③ 行政処分関連資料等

開示請求の受付及び処理状況（22年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
総務企画局	1	49	10	16	26	4	12	8
検 査 局	0	7	0	4	4	2	1	0
監 督 局	1	98	3	63	66	24	0	9
小 計	2	154	13	83	96	30	13	17
証券取引等 監視委員会	0	10	0	1	1	4	0	5
公認会計士・ 監査審査会	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2	164	13	84	97	34	13	22

（注1）本表は、22年4月から23年3月末までの計数を取りまとめたものである。

（注2）「翌年度繰越」22件については、23年6月30日までに全て決定済。

（注3）23年度における6月30日までの開示請求件数は21件である。

※ うち13件は6月30日までに決定済。

(3) 不服申立等

22年度における不服申立受理件数は7件となっている。うち6件は同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている（残りの1件も22年6月30日までに諮問済）。

22年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は4件（うち前年度以前からの繰越事案は、1件）。3件については、同年度中に裁決・決定を行っている。残りの1件も23年6月30日までに裁決・決定を行っている。

2. 個人情報

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、17年4月1日施行）に基づく、22年度の開示請求の受付件数は703件となっている。

(2) 主な本人情報の開示請求

22年度に受け付けた本人情報の開示請求のうち、主なものは以下のとおりである。

- ① 本人からの個別金融機関に対する申立ての記録
- ② 公認会計士試験における本人の点数

開示請求の受付及び処理状況（22年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
総務企画局	0	4	0	2	2	1	1	0
検 査 局	0	0	0	0	0	0	0	0
監 督 局	0	5	1	4	5	0	0	0
小 計	0	9	1	6	7	1	1	0
証券取引等 監視委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公認会計士・ 監査審査会	32	694	716	1	717	0	1	8
合 計	32	703	717	7	724	1	2	8

（注1）本表は、22年4月から23年3月末までの計数を取りまとめたものである。

（注2）「翌年度繰越」8件については、23年6月30日までに全て決定済。

（注3）23年度における6月30日までの開示請求件数は49件である。

※うち25件は6月30日までに決定済。6件は、請求が取下げられた。

(3) 不服申立等

22年度における不服申立受理件数は2件となっている。うち1件は、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問し、残りの1件は、23年6月30日までに諮問済。

Ⅱ 文書管理等の状況

1. 「公文書管理法」施行に伴う必要な規則等の整備

公文書管理法（以下「法」という。）の施行にあわせ、行政文書管理規則を改定し、改定前に規定していた手続き等で改定後に規定していない手続き等を取りまとめた文書として、行政文書管理規則細則を定めた。また、行政機関の保有する行政文書の「管理」全般については、法において、その責任及び権限が総括審議官に一元化される中で、保有個人情報の「管理」について、長官から証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の事務局長に委任されたままとり、整合性を欠いたものとなっていた。法の趣旨を踏まえ、行政文書の「管理」に関する責任及び権限について、保有個人情報の「管理」を含め、総括審議官に一元化することが適当と考えられることから、個人情報管理規則等の改正も行った。

2. 内部管理体制

(1) 研修

新規採用者、転入職員に焦点を当てつつ、最終的に全職員に周知できるように、情報管理研修を実施（合計12回）。

(2) 自主点検・内部監査

各課室の文書管理・個人情報管理の状況について、文書管理者の責任で22年9～10月にかけて自主点検を実施。

また、自主点検後に、各局監査担当者の責任で22年10～11月に監査を実施。

3. 文書管理の状況

(1) 金融庁においては、2. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・内部監査を通じて、その保有している情報の管理の徹底に努めている。

しかしながら、22事務年度（22年7月～23年6月）において、金融庁保有の情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が11件発生した（郵便物の誤送付、メール誤送信、行政文書の所在不明、行政文書の誤廃棄など）。

ただし、上記の事例については、誤送信についてはメールの削除の依頼、誤送付については後日回収したほか、所在不明文書なども外部に漏えいした可能性は極めて低く、2次被害も確認されていない。

(2) 再発防止策

上記事案を受けて金融庁は、事案の原因を究明の上、以下の再発防止策を講じている。

- ① 文書発送における取扱いの見直し
- ② メール誤送信の再発防止のためのルールの見直し及び徹底
- ③ 受理した行政文書を直ちに行政文書ファイルに編みこむよう徹底
- ④ 上記について組織内において周知徹底等

第9節 金融機関等との意見交換

金融庁としては、金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を素早く把握する上で重要と考えており、このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めてきている。

(参考) 金融機関等との意見交換会の開催実績 (平成22年7月～23年6月)

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
8回	10回	10回	3回
信用組合	生命保険会社	損害保険会社	証券会社
3回	7回	7回	2回
投資信託会社	投資顧問業者	金融先物取引業者	信託
1回	1回	1回	3回
外資系事業者団体	貸金業者	労働金庫	—
1回	2回	2回	—

第10節 パブリック・コメント手続の実績（資料2-10-1参照）

平成18年4月1日に施行された改正行政手続法により、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る観点から、政省令などの命令等を定める際に、原則として最低30日以上意見提出期間を置き、広く一般の意見や情報の公募を行う意見公募手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が義務付けられている。

当庁においては、22年7月から23年6月末までの1年間に、上記改正行政手続法を踏まえ、同法に基づく意見公募手続40件のほか、任意の意見公募手続9件、計49件について、幅広く意見・情報の募集を行った。

第11節 金融行政アドバイザー制度

I 制度の概要

金融行政アドバイザー制度は、国民から広く金融行政に関する意見や反響を的確に把握収集することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民への積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に5名配置された金融行政アドバイザーが、①金融行政に関する意見等を報告するほか、②金融行政に関する広報に参画することである。

（参考1）金融行政アドバイザー委嘱状況

委嘱者数は各財務（支）局5名、合計55名。内訳は次のとおり。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 金融機関の利用者（中小企業経営者等） | : 20名 |
| ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等 | : 16名 |
| ③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等 | : 5名 |
| ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 | : 14名 |

（参考2）金融行政アドバイザーの選定基準

- ① 金融機関等の利用者や商工会議所等の経営相談員等で、金融行政に関心を持ち公平かつ率直に意見等を報告できる者及び金融知識の普及活動、金融経済教育、利用者保護策等に素養のある者。
- ② 財務（支）局管轄内に住所あるいは勤務先のいずれかを有する者。

II 平成22事務年度における取組み

1. 金融行政に関する意見等を報告

22年12月～23年2月、財務（支）局において「金融行政アドバイザー連絡会議」を開催し、アドバイザーより金融行政に関するご意見を頂いた。

寄せられた意見等は今後の金融行政の企画立案及び事務運営の改善のための貴重な材料として役立てるほか、検査・監督の実務に際しても重要な情報として活用していくこととしている。

2. 金融行政に関する広報に参画

財務（支）局が開催する地域密着型金融に関するシンポジウムにパネリストとして参加頂いたほか、アドバイザーが参加する各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いた。

第12節 金融サービス利用者相談室

I 概要（資料2-12-1～2参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。平成21年4月1日からは、ナビダイヤルを導入し、全国一律の通話料金で相談等を受け付けている。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
2. 金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
3. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
4. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

II 相談等の受付状況（資料2-12-3参照）

22年4月1日から23年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

1. 総受付件数は53,036件となっている。1日当たりの平均受付件数は218件となり21年度（219件）と同水準になっている。
2. 分野別では、預金・融資等が17,379件（33%）、保険商品等が10,539件（20%）、投資商品等が15,592件（29%）、貸金等が7,959件（15%）、金融行政一般・その他が1,567件（3%）となっている。
3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。
（1）預金・融資等については、融資の実行・返済に関する相談や一般的な照会・質問等が寄せられており、受付件数は21年度に比べてやや減少している。

- (2) 保険商品等については、保険金の支払認定や、保険会社の顧客対応に関する相談等が寄せられており、受付件数は21年度に比べてやや減少している。
- (3) 投資商品等については、未公開株、債券等に関する相談等が寄せられており、受付件数は21年度に比べてやや増加している。
- (4) 貸金等については、一般的な照会・質問に関するもの、個別取引・契約の結果に関する相談等が寄せられており、受付件数は21年度に比べて増加している。

4. また、寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介しており、22年度では、新たに、保険内容の顧客説明に関する相談や未公開株取引に関する相談、貸金業法の総量規制に関する相談等の相談事例等を追加して80事例とした。

(参考)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

22年4月1日～6月30日・・・22年7月30日公表(第20回)

22年7月1日～9月30日・・・22年10月29日公表(第21回)

22年10月1日～12月31日・・・23年1月31日公表(第22回)

23年1月1日～3月31日・・・23年4月28日公表(第23回)

第13節 政策評価への取組み（資料2-13-1参照）

金融庁においては、平成14年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：20年7月～24年3月）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間は21年度より4月～翌年3月末までの会計年度ベースに変更）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

なお、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

【評価の実施状況】

年度	実績評価	事前 事業評価	事後 事業評価	総合 評価	規制の事前 評価 (RIA)	租税特別措 置等に係る 政策評価
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	—	—	—		
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	—	—		
16年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	—	—		
17年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	—	1件		
18年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	—		
19年度	26件 (18年度計画に掲げた政策)	3件	3件	—	11件	
20年度	25件 (19年度計画に掲げた政策)	1件	6件	1件	23件	
21年度	24件 (20年度計画に掲げた政策)	1件	4件	—	25件	
22年度	24件 (21年度計画に掲げた政策)	—	3件	—	19件	7件

(参考)

○実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する

実績を測定しその達成度を評価するもの。(例：個人投資家の参加拡大)

○事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。(例：有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化)

○総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。(例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」)

○規制の事前評価（R I A : Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法。平成 19 年 10 月より評価の実施が義務化された。

○租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。平成 22 年 5 月より評価の実施が義務化された。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「活動について」中の「政策評価」を参照。

第14節 金融庁業務継続計画の策定

金融庁では、「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン（平成21年8月7日、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定）に基づき、新型インフルエンザ発生時においても金融庁がその機能を維持し必要な業務を継続するための方法や手順を示すことを目的として、「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を策定した。（資料2-14-1参照）

また、金融庁における業務継続計画としては、20年6月に、首都直下地震を想定した「金融庁業務継続計画」を策定したところであるが、本計画についても、新型インフルエンザ対応の業務継続計画策定に合わせ、所要の見直しを行った。（資料2-14-2参照）

第2部 東日本大震災への対応

第3章 金融上の措置に関する要請と金融業界等における取組み

第1節 金融上の措置に関する金融機関への要請

今般の東日本大震災の発生を受け、金融庁・財務局では、金融機関に対し、金融上の措置を適切に講ずるよう、地震発生当日を含め、以下のとおり、要請を行った。

1. 「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について」（金融担当大臣及び日本銀行総裁の連名にて、平成23年3月11日発出）

（1）預金取扱金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への要請

預金取扱金融機関に対し、預金証書等を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応じることや、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること等を要請した。（資料3-1-1参照）

（2）証券会社への要請

証券会社に対し、有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力をすることや、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの適切な措置を講ずること等を要請した。（資料3-1-1参照）

（3）保険会社等への要請

保険会社等に対し、保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮することや、保険料の払込みについては、猶予期間の延長を行う等適切な措置を講ずること等を要請した。（資料3-1-1参照）

（4）火災共済協同組合への要請

火災共済共同組合に対し、共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮することや、共済掛金の払込みについては、猶予期間の延長を行う等適切な措置を講ずること等を要請した。（資料3-1-1参照）

2. 「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置の更なる周知徹底等について」（23年3月20日発出）

預金取扱金融機関に対し、上記1.（1）の要請の内容について、改めて各営業店への周知徹底を図るとともに、本支店間の連携を密にし、必要に応じて他の金融機関とも連携をとり、被災者の状況に応じてきめ細かく弾力的・迅速な対応に努めるよう要

請した。

また、被災に遭われた中小企業者及び住宅ローン借入者からの貸付条件の変更等の申込みに対しては、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、積極的な対応を徹底するよう努めることを要請した。(資料3-1-2参照)

3. 「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害等を踏まえた年度末金融の円滑化について」(23年3月23日発出)

預金取扱金融機関に対し、手形決済等が増加する年度末の資金需要期を迎えることから、災害時における手形の不渡処分について配慮することや、災害の影響を直接、間接に受けている顧客から、返済猶予等の貸付条件の変更等やつなぎ資金の供与等の申込みがあった場合には、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえ、できる限りこれに応じるよう努めること等を要請した。(資料3-1-3参照)

第2節 金融上の措置等の周知等

金融上の措置等について、金融庁ウェブサイトへの掲載、避難所へのポスター掲示等により周知を図った(第5章第6節参照)。さらに、以下のとおり、被災地を訪問し、金融上の措置等の周知を図るとともに、地元行政機関や経済団体、金融機関等との意見交換等を行った。

1. 特に、事業者に対する措置の周知を徹底すべく、東北財務局及び関東財務局において、被災地県の経済団体・金融団体の代表者を対象に「被災企業金融支援緊急対策会議」を開催し、金融上の措置等の周知を図るとともに、各団体から意見・要望を聴取した。
(宮城県3月29日、福島県3月30日、青森県・岩手県3月31日、茨城県4月6日、栃木県4月8日、千葉県4月15日)
2. 自見金融担当大臣が宮城県仙台市・石巻市を訪問し、地元金融機関と意見交換を実施するとともに、郵便局、石巻信用金庫及び石巻商工信用組合の営業現場を視察した(4月15日・16日)。
また、9月21日には福島県を訪問し、地元行政機関や金融機関と意見交換を実施するとともに、郵便局、あぶくま信用金庫及び相双信用組合の営業現場を視察した。
3. 和田大臣政務官が岩手県を訪問し、地元行政機関や金融機関等と意見交換を実施した(5月3日～5日)。
4. 金融庁職員を現地に派遣し、金融機関の被害状況及び顧客対応への取組み状況の把握等に努めた。

第3節 金融業界等における取組み

今般の震災を受けて、金融業界等においては、各種の取組みを行った（23年6月末現在）。

1. 金融庁・財務局による要請内容の周知徹底（資料3-3-1参照）

全国銀行協会をはじめ各協会等においては、金融庁・財務局からの要請（第1節参照）を踏まえ、必要な金融上の措置を講じ、被災地域における金融の円滑化に万全を期すよう、傘下金融機関に対して当該要請内容の周知徹底を図った。

2. 義援金口座宛の振込手数料の無料扱い等（資料3-3-2参照）

義援金の自行宛振込手数料を無料扱いとしている義援金口座については、他行宛振込手数料についても無料扱いとするよう、傘下金融機関に対して要請を行った。また、「義援金の募集」を装った振り込め詐欺について注意喚起を行った。

3. 休業手形交換所の手形交換の集約（資料3-3-3参照）

岩手県、宮城県及び福島県の主要手形交換所において手形交換参加地域を拡大し、休業手形交換所参加金融機関の店舗が支払場所となっている手形を含めて、手形交換を実施した。

4. 預金の代理払い（資料3-3-4参照）

相当数の金融機関（注）が、自らの預金者が他の地域に避難している場合に、避難先の他の金融機関において預金の払戻しに応じる取扱いを実施した。また、被災地域の6信用金庫及び3信用組合（注）の預金者について、避難先の銀行においても預金引出しを可能とした。

（注）東邦銀行、常陽銀行、筑波銀行、きらやか銀行、北日本銀行、仙台銀行、福島銀行、大東銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、宮古信用金庫、杜の都信用金庫、石巻信用金庫、気仙沼信用金庫、ひまわり信用金庫、あぶくま信用金庫、いわき信用組合、相双信用組合、石巻商工信用組合等

5. 親族等預金者本人以外への預金払出し（資料3-3-5参照）

金融機関は、預金者本人の死亡や行方不明時に、親・子ども・配偶者等から預金の払出しの求めがあった場合には、必要な要件を満たすことを確認のうえで一定金額の払出しに応じるなど、柔軟な対応に努めた。全国銀行協会・全国信用金庫協会・全国信用組合中央協会においては、既にこうした対応を実施している金融機関における取組みの継続を促すとともに、これらの取組みを参考事例として傘下金融機関に周知し、柔軟な取組みを行うよう要請した。

6. 預金口座照会制度の構築（資料3-3-6参照）

全国銀行協会は、死亡者や行方不明者の預金口座に関して、どの金融機関に口座を有しているのか分からない親族・遺族等のために、協会が窓口となって金融機関に照会するサービスを実施した。

7. 本人開示の手数料の無料化（資料3-3-7参照）

全国銀行協会は、6月15日より1年間、各市町村発行の「罹災証明書」を提示・提出した本人を対象に、全国銀行個人信用情報センターにおける本人開示の手数料を無料化した。

8. 保険料払込みの猶予（資料3-3-8参照）

生命保険・損害保険各社において、被災した保険契約者については、申し出があれば保険料の支払い等を猶予する取扱いを実施した。

9. 契約保険会社の照会制度の構築（資料3-3-9参照）

日本損害保険協会及び生命保険協会は、被災した保険の契約者等に迅速に保険金を支払うため、契約した保険会社が不明な場合でも、契約の保険会社を確認する体制を導入した。

10. 保険金の迅速な支払い（資料3-3-8、3-3-10参照）

生命保険各社においては、保険契約者からの申し出により手続きに必要となる書類を一部省略したり、営業職員等の契約者訪問活動を通じた請求の案内を実施すること等により、簡易・迅速な支払いを行った。また、市町村において届出人の申述書等により行方不明者に係る死亡届を受理する取扱いが可能となったことを受け、この手続きによる戸籍の除籍を受けた保険金支払いを開始した。

損害保険各社においては、各社が共同で、航空写真・衛星写真を活用し、被災地域の損害状況を、一括で、迅速に認定したり（全損地域については、住所を丁目、番地までホームページに掲載）、軽微な事案及び東京電力福島第一原発の事故に伴う警戒区域から他の区域へ避難している契約者等につき、簡略な調査手続きをもって査定を実施すること等により、地震保険の簡易・迅速な支払いを行った。

11. 未成年者に対する生命保険金の適切な支払い（資料3-3-11参照）

生命保険協会は、今回の震災により親その他の親権を有する者の全員を亡くした未成年者に対して生命保険金を適切に支払うため、関係者間による情報連携のためのネットワーク（未成年者生保支援ネットワーク）を創設した。

12. 保険金の確実な支払いのための法務省・総務省との連携

迅速・確実な保険金の支払いを行うため、（生命保険・損害保険の）保険金等の受取人の法定相続人を特定することを目的として、支払義務が発生している各保険会社による戸籍謄本・住民票の写しの円滑な請求が可能となるよう、法務省及び総務省から、

各地方自治体に対して周知を図った。

13. 保険金を漏れなく支払うための取組み（資料3-3-12 参照）

日本損害保険協会は、被災した地震保険の加入者に保険金を漏れなく支払うために、被災地の地方テレビ局 12 局において、保険金の請求手続きを案内するテレビCMを放映した。また、当協会では、新聞、ラジオ、ポスター、チラシを活用した案内も実施した。

14. 信用情報に関する適切な取扱い（資料3-3-13 参照）

㈱日本信用情報機構（J I C C）と㈱シー・アイ・シーが、それぞれ加盟会員に対し、①被災地域の顧客に対し返済・支払を猶予した場合は、延滞情報登録基準に該当しない取扱いとすること、②信用情報の登録更新が困難な場合は、信用情報機関が当該信用情報に「正確性・最新性が確保されていない」旨を表す情報を付加して他の会員に提供すること、を通知した。

15. 監査上の留意事項の公表（資料3-3-14 参照）

日本公認会計士協会が、今般の震災に関する監査上の留意事項を公表した。

16. 取引所による上場企業等への支援（資料3-3-15 参照）

各金融商品取引所は、被災した企業等につき、上場制度において柔軟な対応を図るとともに、震災復興に向けた資金調達に寄与する商品の上場を推進する旨を公表した。

第4章 検査・監督・規制上の対応

第1節 東日本大震災の発生に伴う金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、金融機関による債務者の実態把握が困難となったこと等を踏まえ、金融庁では、同年3月31日、「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化について」を公表し、金融機関が自己査定を行う上での特例等を定めた（資料4-1-1参照）。

また、当庁検査局職員が被災地（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）に赴き、金融機関を対象に当該特例措置等の内容について説明会を開催する等、周知活動を行った。

さらに、当該特例措置等の内容に対する関係者の理解の向上に資することを目的として、同年5月24日、被災地における説明会で寄せられた様々な質問事項などを中心に、「よくあるご質問（FAQ）」（『平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化について』に関するよくあるご質問（FAQ）」を作成し、公表した。

なお、当該「FAQ」についても、当庁検査局職員が被災地に赴き、金融機関を対象に、「FAQ」の内容について説明会を開催する等、周知活動を行った。

（注）上記の他、同年8月22日、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の適用開始に合わせ、当該ガイドラインに基づき弁済計画が成立した場合の債務者区分の取り扱いを「FAQ」に追加記載するなど、「金融検査マニュアル」の運用明確化を図った。

I 金融検査マニュアル

東日本大震災の発生に伴う「金融検査マニュアル」に係る特例措置等の概要は以下のとおりである。

1. 特例措置の概要

東日本大震災の影響について、金融機関は、金融機関及び債務者の被害状況並びに担保物件・保証人の状況等の実態を、合理的に判断できる範囲内で、可能な限り自己査定に反映させることとした。その上でもなお、災害の影響のため、債務者との連絡が一時的に取れないこと等により、一時的に当該債務者などの実態把握が困難であり、又は担保物件の実査・再評価が困難であること等により、基準日における自己査定を行うことができない一部の資産については、以下の方法によることも妨げないこととした。

- ① 債務者区分において、東日本大震災の影響のため、債務者との連絡が一時的に取れないこと等により当該債務者の実態把握が一時的に困難である場合に

は、それまでに把握している情報を用いること。

- ② 担保評価及びその処分可能見込額の算出において、東日本大震災の影響のため、担保物の実査を行うことができない等により、担保評価及びその処分可能見込額の算出が一時的に困難であり、その他の簡便な方法によっても合理的に見積もることが困難である場合には、それまでに把握している担保評価及びその処分可能見込額を用いること。

また、上記の取扱いを行った場合には、財務諸表等への注記が必要となる場合があることに留意することとし、具体的な注記内容については、金融機関の利害関係者に対して必要な会計事実を明瞭に表示する観点から会計監査人の意見等を踏まえつつ検討する必要があるが、特に預金者等に対して適切な情報開示を行う観点からは、少なくとも、それまでに把握している情報を用いて査定した事実を記載することとした。

2. 運用の明確化の概要

被災地に限らず、震災の影響を受けている債務者を対象として、以下のとおり運用を明確化した。

- ① 債務者区分において、赤字企業の場合、東日本大震災の影響による固定資産の滅失・毀損や生産活動の停滞等により赤字となっている債務者で、返済能力について特に問題ないと認められる債務者については、正常先と判断して差し支えないことを明確化。
- ② 貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金計上額において、東日本大震災の影響により生じた特定先に係る損失額又は倒産件数が、その他の債務者に対する貸倒実績率又は倒産確率に影響しない場合については、予想損失率の算定に際して、当該損失額又は倒産件数を異常値として控除して差し支えないことを明確化。

II 監督指針

監督指針においては、被災地に限らず、震災の影響により、直ちに経営再建計画を策定することが困難な債務者を対象として、以下の措置を講じた。

- ① 現行、中小企業に限って貸出条件変更時の経営再建計画の策定を最長1年間猶予しているが、この取扱を中小企業以外にも適用。併せて、既に貸出条件変更に応じた中小企業の経営再建計画の策定猶予期間の再延長を可とした。
- ② 現行、中小企業以外は経営再建計画の計画期間を概ね3年、中小企業は原則5年としているが、合理的な期間の延長を可とした（金融検査マニュアルも併せて措置）。

第2節 金融機関等の報告の提出期限の弾力化

今般の東日本大震災の影響により、被災地にある金融機関等においては、銀行法等に基づく報告や届出等について、提出をすることに相当の事務負担が生じる懸念があった。

このため、被災地にある金融機関等が、期限どおりに必要な報告書類を当局宛提出できない場合には、各金融機関の業務の実情等を十分に踏まえ、提出期限を延長するなどの弾力的な対応をすることとした。(資料4-2-1参照)

第3節 生命保険会社のIBNR備金に関する特例告示（資料4-3-1参照）

生命保険会社及び外国生命保険会社等は、決算において、既に発生した保険事故から生じる将来の損失に備え、支払備金（IBNR）を積み立てることとなっている。

また、生命保険会社及び外国生命保険会社等の支払備金（IBNR）の具体的計算は、告示において、過去3年の実績等に基づき機械的に計算することとなっている。

このような中、東日本大震災が発生したことを踏まえて、生命保険会社及び外国生命保険会社等が積み立てる支払備金（IBNR）については、その影響を勘案し、現行告示の計算方法に加えて、警察当局が発表する死亡者数等に基づく合理的な方法に拠ることができるよう、平成23年4月28日付で特例告示を公布、施行した。

第4節 有価証券報告書等の提出期限に係る特例措置

I 経緯

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」及び「東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号）」により、東日本大震災発生日（平成23年3月11日）以後、法令に規定される履行期限が到来する義務であって、東日本大震災により履行できなかったものについての行政上及び刑事上の責任は、23年6月30日まで免責された。

これにより、金融商品取引法に規定する有価証券報告書等の開示書類のうち、東日本大震災発生日以後に同法の規定による提出期限が到来するものについては、東日本大震災により本来の提出期限までに提出できなかった場合でも、23年6月30日までに提出すればよいこととされた。

しかしながら、①上記特例により23年6月30日まで提出期限が延長された有価証券報告書等の中には、同日までの提出が遅延する事例、②23年6月30日以後に本来の提出期限が到来する有価証券報告書等（例えば、3月決算の上場会社等の有価証券報告書）であっても、東日本大震災により、本来の提出期限までの提出が遅延する事例の発生が見込まれたことから、当該有価証券報告書等に係る免責期限を延長するための政令を制定した。

II 概要（資料4-4-1～2参照）

東日本大震災による金融商品取引法の規定による有価証券報告書等の提出の義務の不履行について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第4条第3項の規定に基づき、東日本大震災により履行できなかったものについての行政上及び刑事上の責任を免責するという特例措置の期限を延長するための政令を制定し、その期限を23年6月30日から同年9月30日に延長した。なお、本政令は公布の日（23年6月22日）に施行された。

なお、本政令による延長の対象となる報告書は次のとおりである。

- （1）有価証券報告書（金融商品取引法第24条第1項）
- （2）四半期報告書（金融商品取引法第24条の4の7第1項）
- （3）半期報告書（金融商品取引法第24条の5第1項）
- （4）親会社等状況報告書（金融商品取引法第24条の7第1項）

第5章 大震災を踏まえたその他の措置

第1節 東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成23年6月22日成立）について

I 経緯

東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、予め、広域にわたる被災地域において面的に金融機能を維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを設けることが、地域経済の復興を図るうえで不可欠となった。

そこで、国の資本参加を通じて、金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである金融機能強化法に震災の特例を設けることとした「東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が、平成23年5月27日に閣議決定され、第177回国会（常会）に提出された。その後、国会における審議を経て、6月22日に成立、6月29日に公布された。

II 概要（資料5-1-1参照）

1. 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正関係

（1）震災特例金融機関等に対する資本の増強に係る特例等

ア. 震災特例金融機関等に対する資本の増強に係る特例

信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった金融機関等（以下「震災特例金融機関等」という。）が国の資本参加の申込みをする場合には、以下の特例を設けることとした。

（ア）経営強化計画の記載事項の特例

次に掲げる事項については、経営強化計画への記載を不要とすることとした。

- a. 収益性及び業務の効率の向上の程度その他の経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標
- b. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

（イ）国の資本参加の要件の特例

- a. 次に掲げる事項については、資本参加の要件から除外することとした。
 - （a）経営強化計画の実施により収益及び業務の効率の向上等が見込まれ

ること

- (b) 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等でないとき又は当該金融機関等が協同組織金融機関であるときは、当該金融機関等の存続が地域の経済にとって不可欠な金融機関等であること 等
- b. 「適切に資産の査定がされていること」との要件を「資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切にされていること」とすることとした。

(ウ) 国の資本参加の選択肢の多様化

銀行等に対する資本参加に係る資本の種類については、原則優先株式とされているところ、優先株式に限らないこととしたとともに、劣後特約付社債又は劣後特約付金銭消費貸借も可能とすることとした。

イ. 金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に係る特例

- (ア) 当事者に震災特例金融機関等が含まれる金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が国の資本参加の申込みをする場合には、ア. (ア) ~ (ウ) と同等の特例を設けることとした。

(イ) 国の資本参加の上限額の特例

銀行持株会社等が金融組織再編成の当事者となる場合においては、銀行持株会社等に係る資本参加の額は自己資本比率を回復させるまでの範囲内とされているところ、当事者に震災特例金融機関等が含まれるか否かにかかわらず、必要な額の資本参加を受けることができることとした。

ウ. 協同組織中央金融機関による震災特例協同組織金融機関に対する資本増強に係る特例

- (ア) 協同組織中央金融機関が経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が震災特例協同組織金融機関（信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった協同組織金融機関をいう。）である場合には、ア. (ア) 及び (イ) と同等の特例を設けることとした。
- (イ) 協同組織中央金融機関を経由して国の資本参加が行われる場合において、震災特例協同組織金融機関が発行する優先出資は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下「優先出資法」という。）第4条第2項に規定する総口数の規制の適用にあたっては、ないものとみなすこととした。

エ. 協同組織中央金融機関等に対する資本増強に係る特例

協同組織中央金融機関等が信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信

用供与を実施するために必要となった協同組織金融機関等に特定支援を行うために国の資本参加の申込みをする場合には、以下の特例を設けることとした。

- (ア) 「収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項」については、協同組織金融機能強化方針への記載を不要とすることとした。
- (イ) 「取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定を他の勘定と区分して経理する旨」を協同組織金融機能強化方針に記載することとした。
- (ウ) 協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等は、協同組織金融機能強化方針に記載された事項の実施状況等について主務大臣への報告をしなければならないとされているところ、国の資本参加に係る勘定とその他の勘定とを区分して経理することにより、当該国の資本参加に係る勘定に係る事項の実施状況等のみを主務大臣への報告の対象とすることとした。

(2) 協同組織中央金融機関による特定震災特例協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特例

国の資本参加の申込みを行うにあたり、協同組織中央金融機関が経営強化計画の提出を求める協同組織金融機関が、震災特例協同組織金融機関のうち東日本大震災の被災者であること又は東日本大震災の被災者である債務者に対する債権を相当程度有していることその他の事由によりその経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受け、財務の状況を実に見通すことが困難となったと認められるもの（以下「特定震災特例協同組織金融機関」という。）である場合には、当該特定震災特例協同組織金融機関に対し、当該経営強化計画に代えて、下記の経営強化計画（以下「特定震災特例経営強化計画」という。）の提出を求めることができることとしたほか、以下の特例を設けることとした。

ア. 経営強化計画の記載事項等の特例

(ア) 特定震災特例経営強化計画の記載事項の特例

特定震災特例経営強化計画には、(1) ア. (ア) a. 及び b. に掲げる事項については、記載を不要としたほか、次に掲げる事項を記載することとした。

- a. 経営指導契約（特定震災特例協同組織金融機関の経営の改善を支援するために協同組織中央金融機関が当該特定震災特例協同組織金融機関との間で締結する契約をいう。）の内容
- b. 被災債権（東日本大震災の被災者である債務者に対する債権をいう。）の譲渡その他の処分について損害担保を特定震災特例協同組織金融機関が行う場合にあつては、その旨及び内容

(イ) 国の資本参加の要件の特例

- a. 資本参加の要件から「経営強化計画の実施により収益及び業務の効率

の向上等が見込まれること」及び「償還等が困難と認められる場合でないこと」を除外することとした。

- b. 「協同組織中央金融機関が特定震災特例協同組織金融機関の被災債権の管理・回収に関する指導等を行い、当該特定震災特例協同組織金融機関は当該指導等に基づき適切に業務を実施すること」との要件を追加することとした。

イ. 資本参加後に行う認定の申請

特別対象協同組織金融機関等（特定震災特例協同組織金融機関又は当該特定震災特例協同組織金融機関との合併等により信託受益権等に係る取得優先出資等に係る発行者若しくは債務者となった協同組織金融機関）は、当該信託受益権等の買取りから 10 年を経過する日まで（延長可）に、主務大臣に対し、ウ. 「経営が改善した旨の認定」又はエ. 「事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定」のいずれかを申請しなければならないこととした。

ウ. 経営が改善した旨の認定

(ア) 特別対象協同組織金融機関等が破綻金融機関でなく、かつ、その財務の状況が、資産の額が負債の額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合には、当該特別対象協同組織金融機関等は、経営が改善したことを示すために必要な書類及び次に掲げる事項を記載した計画（以下「特別経営強化計画」という。）を主務大臣に提出して、協同組織中央金融機関と連名で、経営が改善した旨の認定を申請することができることとした。

a. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等の方策

b. 収益の見通し 等

(イ) 主務大臣は、経営が改善した旨の認定の申請を受けたときは、次に該当する場合に限り、その認定を行うことができることとした。

a. 計画に記載された方策の実施により中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が地域経済の活性化のために適切なものであること

b. 信託受益権等につき、その処分をし、又は償還を受けることが困難であると認められる場合でないこと 等

(ウ) 特別対象協同組織金融機関等が経営が改善した旨の認定を受けたときは、当該特別対象協同組織金融機関等又はこれに係る協同組織中央金融機関が実施している特定震災特例経営強化計画及び特定震災特例経営強化指導計画（協同組織中央金融機関が経営強化指導計画に代えて主務大臣に提出するもの）は、それぞれその効力を失うこととした。

エ. 事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定

(ア) 特別対象協同組織金融機関等は、その財務の状況が、資産の額が負債の

額に協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合に該当しない場合には、事業再構築（合併、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は会員若しくは組合員からの出資その他の協同組織中央金融機関以外の者からの支援の受入れであって、経営の健全化のために行われるものをいう。）の内容及び資本整理の内容等を記載した書類を主務大臣に提出して、協同組織中央金融機関と連名で、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を申請することができることとした。

(イ) 主務大臣は、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定の申請を受けたときは、次に掲げる要件に該当する場合に限り、その認定を行うことができることとした。

- a. 事業再構築の内容が適切であり、当該特別対象協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における金融機能の維持又は強化に資するものであること
- b. 資本整理を行うことが当該特別対象協同組織金融機関等の損失の填補を行うために必要なものであり、当該資本整理の内容が適切であること等

オ. 優先出資に係る特例等

(ア) 協同組織中央金融機関を経由して国の資本参加が行われる場合において、特定震災特例協同組織金融機関が発行する優先出資は、優先出資法第4条第2項に規定する総口数の規制の適用にあたっては、ないものとみなすこととした。

(イ) 特定震災特例協同組織金融機関が国の資本参加に係る優先出資を発行する場合における信用金庫法等に基づく総会等の決議等は、信用金庫法第48条の3等の規定にかかわらず、出席した会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって仮にすることができることとしたほか、所要の規定を整備することとした。

(ウ) 優先出資法第15条第1項において、協同組織金融機関が行う自己優先出資の消却は配当可能な剰余金等をもって行うものとされているところ、国の資本参加に係る優先出資を消却する場合には、資本準備金を剰余金に振り替えたものをもって行うことができることとしたほか、所要の規定を整備することとした。

(エ) 事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を受けた特別対象協同組織金融機関等又は事業再構築の相手方となる金融機関は、預金保険機構（以下「機構」という。）が、これらの金融機関間において損害担保契約の履行により生ずる損失の一部を補填するための契約を締結することを、機構に申し込むことができることとした。

カ. 優先出資の消却に必要な金銭の贈与

事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を受けた特別対象協同組織金融機関等又は事業再構築の相手方となる金融機関は、資本整理として信託受益権等に係る優先出資の消却を行う必要があるときは、機構が必要な金銭の贈与を行うことを、協同組織中央金融機関と連名で、機構に申し込むことができることとした。

キ. 機構における勘定間の繰入れ

(ア) 機構は、優先出資の消却に必要な金銭の贈与の実施により、一般勘定から支出された金額の範囲内に限り、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から一般勘定に繰り入れるものとする事とした。

(イ) 機構は、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定に係る資本整理として、信託受益権等に係る優先出資について消却や清算による残余財産の分配が行われたことにより金融機能強化勘定に損失が生じた場合には、当該損失の額の範囲内に限り、運営委員会の議決を経て、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、一般勘定から金融機能強化勘定に繰入れをすることができる事とした。

(ウ) 機構は、事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定に係る資本整理として、信託受益権等に係る優先出資について消却や清算による残余財産の分配が行われたことにより金融機能強化勘定に損失が生じた場合には、当該損失の額から(イ)により金融機能強化勘定に繰入れをした金額を控除した金額の範囲内に限り、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から金融機能強化勘定に繰入れをすることができる事とした。

(3) 金融機関等が国の資本参加の申込みをする期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとした。

2. 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正

金融機関等が経営基盤強化に関する計画を主務大臣に提出する期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとした。

3. 経過措置等

(1) この法律の施行前に国の資本参加を受けた金融機関等が震災特例金融機関等である場合には、経営強化計画の変更時等に経営強化計画の記載事項を緩和する等の特例を適用することができる事とした。

(2) 震災特例金融機関等に係る登録免許税の特例を定める事とした。

4. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において政令で定め

る日から施行することとした。

第2節 震災に伴う本人確認手続きの特例措置

東日本大震災に起因する災害を踏まえた特例措置として、警察庁及び関係省庁と共に犯罪収益移転防止法施行規則に関して二点の改正（平成23年3月25日公布、施行）を行った。

- ① 第一に、犯罪収益移転防止法においては、顧客が金融機関に口座を開設する場合等には、金融機関等に対し、運転免許証等による本人確認を行うことを義務付けているが、東日本大震災で被災した顧客については、こうした正規の本人確認方法によることが困難な場合には、暫定的な措置として、当分の間、顧客からの申告による方法とすることができることとする。
- ② 第二に、東日本大震災に係る寄附のために、寄附専用口座向けに行われる現金での送金については、本人確認義務の対象外とする措置を併せて行っている（送金額が200万円以下のものに限る。）。

なお、いわゆる義援金詐欺等の犯罪が発生していることを踏まえ、今般の措置を講ずるに当たっては、各金融機関に対し、公知の機関の災害義援金口座など、当該寄附が今回の地震に係る寄附に当てられることが容易かつ確実に判断できる口座を対象として運用するよう要請を行っている。

第3節 貸金業者からの借入手続等の弾力化

貸金業法上の東日本大震災への対応としては、今般の震災の被災者が、貸金業者から、返済能力を超えない借入れを行おうとする場合に、例えば特定の書面を用意できないなど、法令に定める手続き等が問題となって、本来なら借りることができる資金を借りられないという不都合が生ずるおそれがあれば、これを取り除く必要があることから、今般の震災の被災者を対象として、平成23年10月31日までの時限措置として、以下のような「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を4月28日に公布し、即日施行した。(資料5-3-1参照)

- ① 総量規制に抵触する顧客が、既に総量規制の例外として認められている「社会通念上緊急に必要と認められる費用」として、緊急に必要となった生活費等のために借入れを行う場合について、貸金業者への提出が必要とされていた領収証等を不要とし、さらに、その返済期間については、最長3カ月であったところを、最長6カ月とした。
- ② 個人事業主が借入れを行う場合について、100万円を超えて借入れを行う場合に必要であった事業計画等の提出を不要とし、100万円以内の借入れの場合と同様、事業・収支等のより簡素な情報に基づいた審査を受ければ足りることとした。
- ③ 自らの収入だけに照らせば総量規制に抵触する主婦・主夫等が、自身と配偶者の年収を合算した額を基準として借入れを行う際に必要となっていた、配偶者との身分関係を証明する住民票等を、6ヶ月以内に提出すればよいこととした。
- ④ 極度額方式による借入れ（いわゆるキャッシング）を一定額以上利用した顧客に求められる源泉徴収票等の提出期限について、2ヶ月以内としていたところ、6ヶ月以内の提出で足りることとした。

第4節 中小企業金融円滑化法に基づく開示・報告義務の弾力化

I 経緯

中小企業金融円滑化法は、全ての対象金融機関に対して、同法に基づく体制整備及び貸付条件の変更等の実施状況について、定期的の開示及び行政庁への報告を行うよう義務づけているところ、東日本大震災の被災地域等にある金融機関については、同法に基づく貸付条件の変更等により積極的に取り組むことができるよう、被災地の実情に応じた形で開示・報告を行うことが適当である。

このような観点から、中小企業金融円滑化法に基づく開示・報告義務の弾力化を行うための、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令等」を、平成23年5月31日に公布・施行した。

II 概要（資料5-4-1参照）

（1）開示・報告の期限の猶予

金融機関から、法定の期限までに開示・報告を行うことができないとの申請があった場合、金融庁長官等の承認により、開示・報告書提出の時期を延期できることとした。

（2）一部被災地域の営業店分の開示・報告の緩和

東日本大震災により、開示・報告を行うために必要な書類の滅失等の理由で開示・報告のための資料作成に支障が生じた営業店等がある場合は、その理由を注記の上、可能な範囲で開示・報告を行うことができることとした。

（3）開示・報告における「みなし謝絶」ルールの緩和

借り手である中小企業者等から貸付条件の変更等の申込みを受け付けた後、東日本大震災により、債務者と連絡を取ることが困難である等の理由で、審査に追加的な時間が必要となる場合には、当該借り手に係る債権の額及び件数を注記の上、「みなし謝絶」ルール（貸付条件の変更等の申込み後3ヶ月を経過しても審査中である債権は「謝絶」として取扱う）の適用除外とすることができることとした。

（4）開示・報告様式の簡素化の早期適用

東日本大震災により、開示・報告に支障が生じた金融機関は、その理由を注記の上、23年3月31日の同法の期限延長に併せて簡素化した開示・報告様式（原則6月末時点の開示・報告から適用）を、3月末時点の開示・報告から適用することができることとした。

第5節 二重債務問題への対応

I 経緯等

東日本大震災の発生直後から、国は金融機関に対し、被災者の厳しい状況に照らし、まずは返済猶予等の条件変更に対応するよう要請した。しかしながら、今後、被災者が復興に向けて再スタートを切るにあたり、既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の問題（いわゆる「二重債務問題」）が生じることが想定される。震災からの着実な復興のためには、この二重債務問題に対し、可能な限りの対策を政府として準備する必要がある。

II 「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日、「二重債務問題に関する関係閣僚会合」決定）（資料5-5-1参照）

上記の問題意識から、政府では、内閣官房を中心に、二重債務問題への対応策について検討が進められ、23年6月17日に開催された「二重債務問題に関する関係閣僚会合」において、「二重債務問題への対応方針」が決定された。

「二重債務問題への対応方針」では、二重債務問題への対応策が、①中小企業及び農林水産業等向け対応、②個人住宅ローン向け対応、③金融機関向け対応、に大別され、このうち①と②については、さらに旧債務、新債務に分類されて、盛り込まれている。

III 金融庁関連の施策

二重債務問題への対応についての金融庁所管に関する施策は、以下のとおりである。

1. 個人向けの私的整理ガイドラインの策定等

金融機関が、事業性資金を借りている個人事業者や住宅ローン債務者である個人に対し、自己破産によらず、私的に債務整理を行った場合の債務免除についても無税償却等が可能となる施策を検討することとし、その一環として、個人向けの私的整理ガイドラインを策定するもの。同ガイドラインは、全国銀行協会を事務局とする研究会において検討され、23年7月15日、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」として取りまとめられ、8月22日、適用が開始された。

また、被災された債務者がガイドラインの運営委員会を利用する際の弁護士費用等を補助するため、「平成23年度東日本大震災復旧・復興予備費」10.7億円を使用することとした（平成23年8月19日閣議決定）。

2. 金融検査マニュアルの運用明確化

十分な資本的性質が認められる借入金については、金融機関が債務者の財務状況等を判断するにあたって、負債ではなく資本としてみなすことができる旨「金融検査マニュアル」に記載済みであるが、その運用の明確化や周知の徹底を図るもの。

第6節 震災に伴う広報・相談体制の強化

I 被災者に向けた情報発信

1. 震災関連情報を集約した特設ウェブページの新設

被災者の方々が、金融庁ウェブサイトから、災害に対する金融上の措置等に係る重要情報を簡易・迅速に入手できるように、平成23年3月14日に震災関連情報を集約した特設ウェブページを新設し、その後、英語版の特設ウェブページも開設した。さらに、3月25日に「金融機関等の相談窓口一覧」を特設ウェブページ内に掲載するなど、逐次、情報の追加・更新や構成の見直しを図り、内容の充実・利便性の向上に努めている。

2. 情報提供手段の多様化

避難所にいる被災者の方々など、より多くの方々が、金融庁が提供する震災関連情報をタイムリーに入手できるように、4月1日に携帯電話専用ウェブサイトを立ち上げたほか、4月5日に公式ツイッター（twitter）の運用を開始し、情報提供手段の多様化を図った。

（注）公式ツイッターについては、6月11日、震災の発生から3ヶ月が経過したことを機に、提供する情報の範囲を拡大し、震災に限らず、金融に関する様々な取り組み等の情報の提供を開始している。

3. 被災地における周知活動（資料2-7-2参照）

3月25日に東北財務局及び関東財務局を通じて避難所に災害に対する金融上の措置等に関するポスターを掲示したほか、政府広報を活用し、3月30日以降、避難所等への掲示を目的として原則週2回発行されていた壁新聞や、4月20日・23日に発行された地方紙記事下広告「被災者のみなさまへ政府からのお知らせです。」に、預金の払戻しや借入金の返済猶予などに関する情報を掲載するなど、被災地における周知活動に取り組んだ。

II 被災者に対する金融相談窓口の設置

被災者の方々からの金融上の相談に対応するために、東北財務局及び関東財務局に、3月19日に「金融相談窓口」を設置した。

また、行政機関等が一堂に会し相談を受け付ける「被災者支援特別行政相談所」が、4月14日に仙台市、4月20日に岩沼市、4月27日に松島町、5月10日に塩竈市で開催されるに当たり、東北財務局が、臨時の「金融相談窓口」を設置した。

第7節 夏期に向けた節電への取組み（資料5-7-1参照）

今般の東日本大震災により、東京電力及び東北電力両管内における電力供給力が大幅に落ち込んでいる状況を踏まえ、平成23年5月13日、電力需給緊急対策本部で決定された「夏期の電力需給対策について」において、東京・東北電力管内全域の最大使用電力の抑制目標を、契約電力500kW以上の事業者である大口需要家、契約電力500kW未満の事業者である小口需要家及び家庭部門について、一律15%削減とすることとなった。

このうち、大口需要家に対しては電気事業法に基づく罰則付きの規制が課せられることとなり、具体的には、大口需要家単位で

①東京電力管内は7月1日～9月22日の平日9時から20時までの、

②東北電力管内は7月1日～9月9日の平日9時から20時までの、

使用電力の上限を、今年の同期間・時間帯における使用最大電力から15%削減することとなった。ただし、本規制の実施に当たっては、適用除外や制限緩和が認められており、具体的には、

①複数の大口需要家の事業所が共同して使用最大電力の抑制に取り組む「共同使用制限スキーム」の利用を可能とすること、

②金融機関のシステムセンターなど、安定的な経済活動・社会生活に不可欠な需要設備について電気の使用制限を緩和すること、

③人員等を大幅に増加して被災者の求めに応じている金融機関など、被災地の復旧・復興に不可欠な需要設備について電気の使用制限を緩和すること、

などとされた。

金融庁としては、電気事業法上の規制に加え、金融界全体として15%削減の目標を掲げ、その取組みを着実に実施させる観点から、6月3日、東京電力又は東北電力管内に本社・本店を置く金融機関等に対し、節電行動計画の策定等を要請した（銀行法第24条等に基づく報告徴求等）。具体的には、小口需要家も含めて金融機関単位で、それが困難な場合にはグループ毎・業態毎等で

①東京電力管内は7月1日～9月22日の平日9時から20時までの、

②東北電力管内は7月1日～9月9日の平日9時から20時までの、

使用電力の上限を今年の同期間・時間帯における使用最大電力から15%削減することとした。ただし、15%削減の対象からは、電気事業法の制限緩和の対象となるシステムセンター、被災地の本店・支店を除くこととした。

第8節 その他

被災者の生活支援や被災地の復興に向けた義援金の募集が活発となる中で、義援金の募集を装った振り込め詐欺など、国民の善意につけこんだ卑劣な犯罪が発生していることを踏まえ、平成23年3月18日、金融庁のウェブサイトにおいて注意喚起を行っている。

第3部 金融に関する制度の企画及び立案

第6章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年5月12日成立）の施行に伴う関係政令・内閣府令の整備

I 経緯

今次の世界的な金融危機を受けた国際的な議論や、我が国金融・資本市場において見られた問題等を背景として、我が国金融システムの強化及び投資家等の保護を図る観点から、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が、22年5月12日に成立し、同月19日に公布された。

これを受け、改正法のうち公布後1年以内に施行することとされている事項のほか、22年1月21日に公表した「金融・資本市場に係る制度整備について」に基づいた事項、更に、証券取引等監視委員会による建議に基づく事項等について、関係政令・内閣府令の整備を行った（同年12月27日に公布、23年4月1日から施行）。

II 概要（資料6-1-1～2参照）

1. 関係政令・内閣府令の概要

(1) 清算関連の基盤整備に係る諸制度

改正法では、国内清算機関に、特定の大株主による清算機関の運営への不当な影響力の行使を避けるため主要株主規制を導入するとともに、資本の充実によるリスク管理体制の向上の観点から最低資本金規制を導入した。また、国内清算機関と外国清算機関との連携方式による清算制度及び外国清算機関制度を導入するとともに、債務引受け以外の更改等の方法で行う場合も金商法上の債務引受業に含まれることを明記し、「金融商品債務引受業」の概念を実質化した。

これを受け、政令・内閣府令では、以下の措置を講じた。

ア. 国内清算機関の最低資本金を10億円と規定。

イ. 外国清算機関が我が国金融機関を相手方として、直接に、又は国内清算機関と連携して、清算業務を行うための免許又は認可に必要な経験年数を3年と規定。

ウ. 外国清算機関が清算を行う取引のうち、我が国資本市場への影響が軽微な取引について、債務引受業に関する規制を適用除外。

(2) 証券会社の連結規制・監督等

改正法では、単体ベースの規制・監督ではその業務やリスク等の全体像の把握が困難な証券会社グループについて、連結自己資本規制等、連結ベースでの規制・監督を行う制度を導入した。具体的には、一定規模以上の総資産額を有

する大規模な証券会社について、当該証券会社とその子会社等を対象とする連結規制・監督（川下連結）を行うこととした。また、川下連結の対象となる証券会社（特別金融商品取引業者）の親会社のうち、証券会社の経営管理を事業として行っているもの、又は、グループとして証券会社に資金支援を行っているものについて、金融庁長官が指定した場合、当該親会社（指定親会社）を含めたグループ全体の連結規制・監督（川上連結）を行うこととする枠組みとした。

これを受け、政令・内閣府令では、連結規制・監督（川下連結）の対象となる証券会社の総資産の基準額を1兆円と規定するとともに、連結規制・監督の対象となる証券会社・親会社に求める報告事項等の詳細を規定した。

（3）ヘッジ・ファンド規制

我が国所在のファンド運用者については、①投資一任業者、②投資信託運用業者、③集団投資スキーム（自己運用）のいずれかの形態であれば既に規制が課されていた（登録制等）。一方、外国投資信託を国内から直接設定・指図する運用形態（投資一任業務と整理されるものを除く。）は、それまで規制の対象外であったが、この形態による運用もごく一部に見られるため、政令において、登録対象に加えた。

（4）地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し

高度な金融知識が求められる複雑な金融商品が増える中、地方公共団体には、必要な金融知識を踏まえた投資判断が行われ得る態勢が必ずしも整っていない団体も含まれていることから、全ての地方公共団体を一律に「一般投資家へ移行可能な特定投資家」に分類することは必ずしも適当ではないとの指摘もあった。そこで、投資者保護の一層の充実の観点から、内閣府令において、地方公共団体は、「一般投資家へ移行可能な特定投資家」から「特定投資家へ移行可能な一般投資家」に分類を変更した。

（5）デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等の見直し

22年9月13日に公表した「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」では、個人顧客を相手方とする店頭デリバティブ取引については、金融商品取引業者等が自由に商品内容を設計でき、価格の透明性も低く、投資者被害が発生しやすいため、その全般について不招請勧誘を禁止することとした。これを受け、政令において、不招請勧誘規制の適用対象について、個人顧客を相手方として行う店頭デリバティブ取引全般を規定した。また、これに合わせ、再勧誘の禁止及び勧誘受諾意思確認義務等についても同様に対象範囲を拡大した。

（6）デリバティブ取引の参照指標の追加

不動産の価格変動リスクに対するヘッジ手段として、不動産デリバティブ取

引に関するニーズが高まりつつある状況を踏まえ、フォワード・ルッキングな投資者保護のための対応として、不動産インデックス・不動産価格等を参照指標とするデリバティブ取引を業規制・行為規制の対象にした。具体的には、政令・内閣府令において、デリバティブ取引の参照指標に、行政機関や不動産関連業務を行う団体が発表・提供する不動産インデックス・不動産価格等を追加した。

(7) 証券取引等監視委員会による建議関係

22年10月19日、証券取引等監視委員会から金融庁長官に対して、事業型ファンドの販売に関し、契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充する必要があるとの建議が行われた。

これを受け、内閣府令において、事業型ファンドに係る分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、契約締結前交付書面の記載事項に、具体的な分別管理先や分別管理の実施状況に関する事項を追加した。

(8) 有価証券関連以外の外国市場デリバティブ取引に係る規制の明確化

従来より、外国業者が、国内の金融商品取引業者等から有価証券関連以外の外国市場デリバティブ取引（金利先物取引等）の注文を受けることは、取引ニーズが高く、弊害も小さいため、規制対象外との取扱いがされてきた。

ただし、こうした取扱いは法令上必ずしも明確ではないことから、内閣府令において、外国業者が、外国から国内の金融商品取引業者等の注文（取次ぎによるものを含む。）を受ける行為や、勧誘をすることなく外国から国内のプロ顧客（金融商品取引業者や適格機関投資家、資本金10億円以上の株式会社等）の注文を受ける行為が金融商品取引業から除外されることを明確化した。

第2節 資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成23年5月17日成立）について

I 経緯

我が国においては、少子高齢化が進展し、経済の低成長が続く中、家計部門に適切な投資機会を提供し、企業等に多様な資金調達手段を確保することを通じて、金融がこれまで以上に実体経済をしっかりと支えることが求められている。

また、我が国は、1,400兆円を超える家計部門の金融資産、高度な人材・技術等を有し、成長著しいアジア経済圏に隣接しており、こうした好条件を活かし、我が国の金融業が成長産業として発展し、付加価値を高めることが求められている。

このような状況を踏まえ、資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、①多様で円滑な資金供給の実現、②国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供、③市場の信頼性の確保に係る施策を盛り込んだ「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が、平成23年3月11日に閣議決定され、同年4月1日に国会に提出された。

本法案は、まず参議院で先議された。参議院財政金融委員会における審議においては、原案から公認会計士制度の見直しに関する規定を削除する修正が行われた。修正された法案は、同年4月27日の本会議において賛成多数で可決され、衆議院に送付、衆議院財務金融委員会の審議を経て、同年5月17日、衆議院本会議において可決・成立し、同年5月25日に公布された。

なお、公認会計士制度の見直しについては、参議院財政金融委員会及び衆議院財務金融委員会において、「公認会計士制度及び会計の専門家の活用に関しては、会計をめぐる国際的な動向や、公認会計士試験合格者数の適正な規模についての議論などを踏まえ、その在り方を引き続き検討すること。また公認会計士による監査を充実・強化していくため、専門職業家団体による自主規律の重要性に配慮して、その自主規制を活用した有効かつ効率的な監督を行うこと」との附帯決議が全会一致で付された。

II 概要（資料6-2-1～3参照）

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律は、我が国資本市場及び金融業の基盤強化を図るために必要な制度整備を行うものであり、①新株予約権無償割当てによる増資（いわゆるライツ・オファリング）に係る開示制度等の整備、②コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大、③銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁、④プロ等に限定した投資運用業の規制緩和、⑤資産流動化スキームに係る規制の弾力化、⑥英文開示の範囲拡大、⑦無登

録業者による未公開株等の取引に関する対応、⑧投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充等の措置を講じるものである。

主な改正内容は、以下のとおりである。

1. 新株予約権無償割当てによる増資（いわゆるライツ・オファリング）に係る開示制度等の整備

- (1) 「引受人」の定義に、有価証券の募集等の際し、新株予約権証券の取得者が行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約をする者を追加するとともに、有価証券の引受けに関する所要の規定を整備することとした。
- (2) 募集の対象となる新株予約権証券が金融商品取引所に上場されている、又はその発行後、遅滞なく上場されることが予定されていること、及び、当該新株予約権証券について有価証券届出書等の提出がなされた旨その他一定の事項を当該提出を行った後、遅滞なく、日刊新聞紙に掲載すること、という要件を満たした場合には、目論見書の作成・交付を必要としないこととした。
- (3) 新株予約権のうち会社法第 277 条の規定により割り当てられるものであって、当該新株予約権が行使されることが確保されることにより公開買付けによらないで取得されても投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものについて、その行使を公開買付規制の適用対象とできるようにすることとした。
- (4) 新株予約権無償割当てについての決定を内部者取引に係る重要事実に追加することとした。

2. コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大

特定融資枠契約の適用対象に以下の法人類型等を追加することとした。

- ① 純資産 10 億円超の株式会社
- ② 大会社等の子会社
- ③ 純資産の額が 10 億円を超える者等に相当する外国会社
- ④ 金融機関（証券会社・貸金業者等）
- ⑤ 資産流動化のための合同会社

3. 銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁

ファイナンス・リース取引及び同取引の代理・媒介業務を銀行業・保険会社の付随業務に追加することとした。

4. プロ等に限定した投資運用業の規制緩和

- (1) 投資運用業の登録要件の緩和
適格投資家向け投資運用業（投資運用業のうち、全ての運用財産に係る権利者が適格投資家のみであって、その総額が一定の金額を超えないもの）について、投資運用業の登録要件を一部緩和することとした。

- (2) 有価証券の取得勧誘に係る業規制の緩和
適格投資家向け投資運用業を行う者が、適格投資家を相手方として行う、自己が運用する投資信託等に係る有価証券の私募の取扱いを行う業務等に関する業規制の特例を定めることとした。
- 5. 資産流動化スキームに係る規制の弾力化
 - (1) 資産流動化計画の変更届出義務の緩和
資産流動化計画の軽微な変更について、届出義務を免除することとした。
 - (2) 資産の取得及び資金調達に係る規制の見直し
 - ア. 従たる特定資産の信託設定義務等の免除
不動産等に付随して用いられる軽微な特定資産について、信託設定義務等を免除することとした。
 - イ. 特定資産の価格調査に係る規制の見直し
取得する不動産の価格について、鑑定評価及び第三者による価格調査を二重に義務付けることを廃止し、第三者による鑑定評価義務に一本化することとした。
 - ウ. 特定資産の譲渡人による重要事項の告知義務の廃止
特定資産の譲渡人による特定目的会社に対する重要事項の告知義務を廃止することとした。
 - エ. 資金の借入れに係る規制の見直し
特定目的会社の資金の借入れについて、特定目的借入れの用途制限の撤廃等を行うこととした。
 - (3) 資産流動化の応用スキームの促進
特定目的信託における社債的受益権（あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権）の発行要件について、他の種類の受益権の発行義務の廃止等を行うこととした。
- 6. 英文開示の範囲拡大
 - (1) 届出書を提出しなければならない外国会社は、公益又は投資者保護に欠けることがない場合には、届出書の提出に代えて、有価証券の募集又は売出しに関する事項を記載した書類及び外国において開示が行われている有価証券届出書等に類する書類であって英語で記載されているものを提出することができることとした。この場合、当該英語で記載された書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものの要約の翻訳文等を添付しなければならないこととした。
 - (2) 有価証券報告書を提出しなければならない外国会社は、公益又は投資者保護に欠けることがない場合には、臨時報告書に代えて、臨時報告書に記載すべき内容で英語で記載されているものを提出することができることとした。
- 7. 無登録業者による未公開株等の取引に関する対応
 - (1) 無登録業者による表示・勧誘行為の禁止

無登録業者が、金融商品取引業を行う旨の表示をすること、及び、金融商品取引業を行うことを目的として、金融商品取引契約の締結について勧誘をすることを禁止することとした。

(2) 無登録業者による未公開有価証券の売付け等の効果

無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とすることとした。

(3) 無登録業者に対する罰則の引上げ

無登録業者等に対する法定刑を、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科から、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科に引き上げるとともに、法人に対して行為者よりも重課（5億円以下の罰金）することとした。

8. 投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充

投資助言・代理業の登録拒否事由に金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者を追加することとした。

9. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれ定める日とした。

(1) 無登録業者に対する罰則の引上げに係る規定

公布の日から起算して20日を経過した日

(2) 無登録業者による表示・勧誘行為の禁止、無登録業者による未公開有価証券の売付け等の効果、審判対象である事実、法令適用及び課徴金額等に関する規定の見直し、裁判所の禁止・停止命令の申立てに係る裁判管轄の拡大、銀行等の決算公告の免除、保険会社の業務の代理・事務の代行の規制の見直し、資産の流動化に関する規制の見直し等に係る規定

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

第3節 ディスクロージャー制度の充実・運用

I 四半期報告の大幅簡素化

平成23年3月に、我が国の会計基準設定主体である企業会計基準委員会（ASBJ）が公表した「四半期財務諸表に関する会計基準」等を踏まえ、以下を主な内容とする四半期報告の大幅簡素化を行い、23年4月以後に開始する事業年度に係る四半期連結財務諸表等から適用した。

1. 財務情報について

四半期累計期間に係る損益計算書の作成・開示のみを義務付け、四半期会計期間（3か月）に係る損益計算書の作成・開示は任意とすることや、第2四半期に係るキャッシュ・フロー計算書の作成・開示のみを義務づけ、第1四半期及び第3四半期に係るキャッシュ・フロー計算書の作成・開示は任意とする、等の改正を行った。

2. 財務情報以外の情報について

同時に、四半期報告書の財務情報以外の情報についても簡素化を行い、「株価の推移」の記載を不要とし、「従業員の状況」、「生産、受注及び販売の状況」及び「設備の状況」については、四半期累計期間に著しい変動があった場合にのみ記載を求める等の改正を行った。

II 内部統制報告制度の運用の見直しに向けた取組み

1. 内部統制の基準・実施基準の改訂

企業会計審議会内部統制部会では、22年5月から、内部統制報告制度の運用の見直しを図るため、内部統制の基準・実施基準の更なる簡素化・明確化等の審議・検討を開始した。

企業会計審議会は、内部統制部会での審議等を踏まえ、23年3月に、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」を公表した。

今般の内部統制報告制度の見直しの主な内容は、（1）企業の創意工夫を活かした監査人の対応の確保、（2）内部統制の効率的な運用手法を確立するための見直し、（3）「重要な欠陥」の用語の見直し、などである。

2. Q&A改訂及び事例集の公表

23年3月に、基準等の改訂と併せて、「内部統制報告制度に関するQ&A」を改訂するとともに、新たに、中堅・中小上場企業向けの効率的な内部統制実務として、「内部統制報告制度に関する事例集」を公表した。

3. 内部統制府令等の改正

23年3月に、内部統制の基準・実施基準の改訂を踏まえ、内部統制府令及び内部統制府令の取扱いに関する留意事項(内部統制府令ガイドライン)を改正した。

Ⅲ 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家、発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、適時に開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような開示諸制度の整備を行った。

1. 無登録業者の信用格付（無登録格付）を提供する際の金融商品取引業者等の説明事項における、グループ指定制度の創設

同一グループ内に信用格付業の登録業者が存在する場合、当該グループに属する無登録業者のうち、情報の公表状況等が登録業者と同じ水準である等こと、「グループ共通の格付方法等」を採用していること、登録業者を通じて「グループ共通の格付方法等」を公表していること、という要件を満たす法人を金融庁長官が指定した場合における、当該法人の付与する格付に係る説明事項の変更を行った（22年10月1日から適用）。

2. 格付の公的利用の見直し

格付符号の一人歩きによる弊害や、発行者が都合の良い格付を恣意的に選択することを防止する観点から、発行開示書類における格付に関する事項の記載の見直しとして、有価証券届出書等の様式について、「取得格付」欄の削除、信用格付業者から格付を取得する場合には、欄外に信用格付の内容、前提及び限界の説明等の記載を求めることとした（23年1月1日から適用）。

3. 新株予約権証券の募集・売出しに該当するか否かを判定するための人数通算において、通算対象から過去に行った新株予約権証券（ストック・オプション）の取得勧誘・売付け勧誘等の除外

新株予約権証券の取得勧誘・売付け勧誘等が募集・売出しに該当するか否かを判定するための人数通算について、過去（取得勧誘の場合は6月以内・売付け勧誘等の場合は1月以内）に行われた当該新株予約権証券と同種の有価証券に該当する新株予約権証券（ストック・オプション）の取得勧誘・売付け勧誘等の相手方（発行会社の役員・使用人）の人数を通算しないこととした（23年4月6日以後に開始する取得勧誘又は売付け勧誘等について適用）。

4. 有価証券届出書の提出義務が免除される新株予約券証券（ストック・オプション）の取得勧誘・売付け勧誘等の除外

新株予約権証券（ストック・オプション）の募集・売出しの相手方が、当該新株予約権証券の発行会社の「完全孫会社」（完全子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社）（現行は、当該会社・完全子会社）の役

員・使用人である場合には、開示義務を免除することとした（23年4月6日以後に開始する取得勧誘又は売付け勧誘等について適用）。

5. 公開買付届出書の記載事項の簡略化

公開買付届出書の記載事項のうち、公開買付者・対象者の有価証券報告書等に記載されている「経理の状況」や「最近3年間の損益状況等」などについては、当該有価証券報告書等を提出した旨の記載に替えることを可とし、その場合には、当該有価証券報告書等の該当箇所を記載した書面を公開買付届出書の添付書類とした。また、公開買付届出書の記載事項は簡略化しつつも、公開買付説明書には、簡潔な説明の記載を求めることとした（23年4月6日から適用）。

6. 適格機関投資家における届出要件等の新設

(1) 外国の法令に準拠する年金基金（これに類するものを含む。）のうち、届出時における純資産額が100億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者を適格機関投資家に含めることとした（23年4月6日以後に提出される届出について適用）。

(2) 従来の届出の受付期間を撤廃するとともに、金融庁長官は、届出を受け付けた日の属する月の1月分を翌々月の初日までにまとめて官報に掲載する旨を規定した（23年4月6日以後に提出される届出について適用）。

(3) 従来の特定目的会社における適格機関投資家の届出の要件に加え、新たに下記の要件を追加した。

特定目的会社のうち、

ア. 適格機関投資家である信託会社等に特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるため、信託契約を締結している場合、又は

イ. 金融商品取引業者である投資運用業者（業務受託者）に特定資産の管理及び処分に係る業務を委託している場合

であって、金融庁長官に届出を行った者を適格機関投資家に含めることとした（23年5月1日以後に提出される届出について適用）。

なお、この場合には、適格機関投資家になる旨の社員総会の決議を行い、その議事録の写しを届出の添付書類とした。

7. 連結財務諸表規則等の改正

ASBJが、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び「包括利益の表示に関する会計基準」を策定・公表したことに伴い、連結財務諸表規則等の改正を行った。

(1) 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に伴う改正

有価証券報告書等に記載される財務諸表について、前期の財務諸表を当期の財務諸表の一部を構成する「比較情報」として位置づけた。また、会計方針を変更した場合には、原則として、変更後の会計方針を前期以前の財務諸表に遡及適用したと仮定して会計処理を行うこととし、注記の規定を整備した（23年4月1日

から適用)。

(2) 「包括利益の表示に関する会計基準」に伴う改正

その他有価証券評価差額金等その他の包括利益の内訳及び包括利益が表示される「連結包括利益計算書」を、連結財務諸表の一つとして新たに導入した。

なお、「連結損益計算書」と「連結包括利益計算書」を別に作成する「2 計算書方式」と、「連結損益計算書」と併せて「連結損益及び包括利益計算書」として作成する「1 計算書方式」を選択できる(23 年3月31 日から適用。22 年9月30 日から早期適用可)。

IV 開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資者が投資判断を行うに当たり必要な情報が、理解しやすく、誤解を与えない形で適切に開示されることを確保するため、金融庁では、各財務局と連携して、提出される開示書類の審査並びに違反行為への適切な対応を行っている。

具体的には、以下のような対応を行っている。

1. 有価証券報告書等の審査

(1) 有価証券報告書に係る審査

有価証券報告書は、企業等の事業年度終了後3ヶ月以内に当該企業等の本店所在地を管轄する財務局(資本金50億円以上の企業は関東財務局)に提出されるが、当該提出された事業年度に係る有価証券報告書について、財務内容を中心に開示内容の審査を行った。

審査の結果、36社より訂正報告書の提出がなされ、13社について、より企業の実態に即した会計処理の方針を選択することとなった。

(2) その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局において受理時の審査を行っており、例えば、上場会社の提出する有価証券届出書を対象にした大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届出書や、公開買付者が提出する公開買付届出書などの記載内容が十分であるかについて審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を求めた。

2. 課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出した発行者や、定められた提出期限までに開示書類を提出しない者などに対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

平成22事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりであり、このうち証券取引等監視委員会からの勧告に基づき開始決定を行ったものが17件、各財務局で行った報告徴取などの結果に基づき開始決定を行った

ものが2件である。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載	15件
有価証券届出書等の不提出	3件
大量保有報告書等の不提出	2件

3. 無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出

近年、「未公開株」「私募債」「ファンド」などの取引に関して、高齢者を中心にトラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにも関わらず、当該届出を行わないまま、有価証券の取得勧誘を行っている事例が見られる。

このため、無届けで募集行為を行っていると認められる者に対しては、企業内容等の開示に関する留意事項に基づく警告書を発出し、発行者に是正を促すとともに、投資者に対して注意を呼びかけている。

平成22事務年度には2件の警告を発出し（資料6—3—1参照）、このうち1件については、その後、有価証券届出書の不提出を理由として課徴金納付命令の開始決定を行った。

V EDINET（電子開示システム）再構築後の運用状況等

18年3月に策定された「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、XBRL（財務情報を効率的に処理するためのコンピュータ言語）の導入及びそれに伴うシステムの再構築を行い、20年3月17日に新システムが稼動した。

なお、22年度のEDINETへのアクセス件数は、月約1,550万件（平均）、XBRLによる財務諸表のダウンロード件数は月約40万件（平均）となっている。

22年度は、XBRLデータの利活用の向上等を図ることを目的として、EDINETタクソノミ（XBRLを用いた財務情報の電子的な様式）の構造に係る国際標準仕様を25年度に稼動する予定の次世代EDINETに導入するための開発を行うとともに、次世代EDINETにおいて、XBRLデータの利活用の向上等を図ることを目的として、21年度から引き続いて、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等の試験的な開発を行った。

VI 公認会計士等に対する監督等

1. 公認会計士・監査法人に対する行政処分

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。

このため、金融庁は、公認会計士・監査法人の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人に対する適切な監督に努めてきた。

22 事務年度の公認会計士法に基づく処分は次のとおり。

- | | | | |
|---|-----------|-----------|--------------|
| ① | 22 年 9 月 | 公認会計士 1 名 | 業務停止 3 月 |
| ② | 22 年 9 月 | 公認会計士 1 名 | 業務停止 1 月 |
| ③ | 22 年 10 月 | 監査法人 1 法人 | 業務改善命令 |
| ④ | 22 年 12 月 | 公認会計士 1 名 | 業務停止 1 年 3 月 |
| ⑤ | 23 年 3 月 | 公認会計士 1 名 | 業務停止 1 月 |
| ⑥ | 23 年 3 月 | 公認会計士 1 名 | 業務停止 1 月 |

(参考)

- ・ 公認会計士の登録数 : 21,351 名 (23 年 6 月末現在)
- ・ 監査法人の数 : 212 法人 (23 年 6 月末現在)

2. 公認会計士試験合格者等の活動領域拡大に向けた取組み等

公認会計士試験合格者等の育成と活動領域拡大に向けた取り組みをより一層推進するため、22 年 11 月、「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域拡大に関する意見交換会」が開催され、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会・金融 4 団体の当面の取り組みを取りまとめた「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大のための当面のアクションプラン」(21 年 7 月)が改訂された。

これに基づき、合格者等の意識改革や企業向け就職説明会の開催、経済界における周知活動、試験合格者向けパンフレットの記載内容のさらなる充実など、関係団体と連携しながら、合格者等の活動領域の拡大に係る環境整備に向けた取り組みを引き続き行った。

一方、公認会計士試験・資格制度等に関する検討を行うため、21 年 12 月から 10 回にわたり、「公認会計士制度に関する懇談会」が開催された。同懇談会で合意された事項については、「中間報告書」として、22 年 8 月 4 日から 9 月 2 日まで意見募集が行われた後、23 年 1 月にとりまとめられた。(資料 6-3-2~3 参照)

また、同懇談会での議論を踏まえた公認会計士試験・資格制度等の見直しを盛り込んだ「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が、23 年 3 月、閣議決定され、同年 4 月、国会に提出された。(第 2 節、資料 6-2-1~3 参照)

第4節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

I 金融商品取引所をめぐる動き

1. TOKYO AIM 取引所のプロ向け社債市場開設

TOKYO AIM 取引所は、柔軟な開示手続き等による企業の機動的な社債発行を可能とするプロ向け社債市場「TOKYO PRO-BOND Market」の開設のため、平成 23 年 5 月、規則改正に係る金融庁の認可を得て、市場開設に向けての準備を進めている。

2. 大阪証券取引所の新興市場の統合

大阪証券取引所は、21 年 9 月に全株式を取得し完全子会社としていたジャスダック証券取引所と 22 年 4 月に経営統合した後、同年 10 月、規則改正に係る金融庁の認可を得て、大阪証券取引所の「ヘラクレス」と旧ジャスダック証券取引所の「JASDAQ」、「NEO」を市場統合し、新「JASDAQ」市場を開設した。

II 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

1. 経緯

今次の世界的な金融危機を受け、国際的に重要な問題として認識された課題（※1）のみならず、わが国金融・資本市場において、早急に取り組むべき諸課題について整理した「金融・資本市場に係る制度整備について（※2）」（以下「制度整備」という）を 22 年 1 月に公表、諸課題に取り組んできた。

※1 21 年 9 月の G20 ピッツバーグ・サミットでは、「遅くとも 2012 年末までに、標準化されたすべての店頭（OTC）デリバティブ契約は、適当な場合には、取引所又は電子取引基盤を通じて取引され、中央清算機関を通じて決済されるべきである。店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関に報告されるべきである。」旨、合意された。

※2 証券・デリバティブ決済システムに関連する取組みとして、①店頭デリバティブ取引について、一定の取引規模がある取引を対象にした清算集中義務や取引情報の保存・報告義務等の導入、②国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化（日本国債清算機関の態勢強化、貸株取引に係る DVP 決済のルール化等）が盛り込まれた。

2. 概要

（1）店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上

前述の G20 ピッツバーグ宣言を受け、我が国においても「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（22 年 5 月成立）において「24 年 11 月ま

でに一定の店頭デリバティブ取引等について清算機関の利用を義務付ける」といった措置を講じており、店頭デリバティブ取引のうちCDS取引について、日本証券クリアリング機構（JSCC）が清算業務の開始に向け、検討に着手している（23年7月にもサービス開始予定）。

（2）国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化

国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化については、制度整備において、市場参加者に対し検討を行うことを求めている。このうち、国債取引の決済リスクの削減については、日本国債清算機関の態勢強化の他、国債取引の決済期間の短縮化やフェイル慣行の確立・普及の方策について市場関係者において検討が進められ、22年6月に「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」が、22年12月には「貸株取引の決済リスク削減に関する工程表」が策定・公表された。両工程表は23年6月に、これまでの検討状況を反映した更新版が公表されている。当庁としても、検討にオブザーバー参加するなど、市場関係者の取組を支援している。

Ⅲ 会計基準・監査における国際的動向への対応

1. 会計基準におけるわが国の対応と国際的動向

（1）わが国における国際会計基準（IFRS）への対応

ア. IFRSの日本企業への任意適用

金融・資本取引や企業活動の国際化等を踏まえ、21年6月に企業会計審議会より公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を受け、21年12月に「連結財務諸表規則」等を改正した後、22年3月期末から、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に対してIFRSの任意適用を認めてきている（資料6-4-1参照）。

イ. 我が国におけるIFRSの取扱いについての議論

我が国におけるIFRSの取扱いに関しては、21年6月に、企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」が示され、22年3月期以降任意適用が認められた。

IFRSの取扱いについては、米国の動向など「中間報告」以降の内外の状況変化、22年3月期から任意適用が開始されている事実、EUによる同等性評価の進捗、東日本大震災の影響を踏まえ、23年6月よりさまざまな立場からの委員を加えた企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議において議論が開始されている。

この議論に当たっては、会計基準が単なる技術論だけでなく、国にお

ける歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目し、さまざまな立場からの意見に広く耳を傾け、会計基準がこれらにもたらす影響を十分に検討し、同時に国内の動向や米国をはじめとする諸外国の状況等を十分に見極めながら総合的な成熟された議論が展開されることが適当であることが示されている。

また、21年6月の中間報告では、仮に24年に強制適用を判断する場合、少なくとも3年の準備期間が必要（27年又は28年に適用開始）とされていたが、23年6月30日の企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議では、少なくとも27年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5－7年程度の十分な準備期間の設定を行うことが大臣より示された。なお、6月21日の大臣談話を踏まえ、28年3月期で使用終了とされていた米国基準での開示に係る使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする連結財務諸表規則等の改正が行われ、8月末に公布・施行された（資料6－4－2参照）。

（2）基準設定主体のガバナンス強化

我が国としては、国際会計基準審議会（IASB）のガバナンス強化等に積極的に関与していくこととしている。

具体的には、IASBにおける基準設定及びIASBの母体であるIFRS財団のガバナンスに関しては、

- ・ IFRS財団のガバナンス強化の一環として設立されたIFRS財団モニタリング・ボードや証券市場における会計・監査・開示等の問題を検討している証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際会議へのメンバーとしての参加、
- ・ 22年7月にIFRS財団モニタリング・ボードに設置された、IFRS財団ガバナンス改革のためのワーキング・グループの議長国としての活動の他、
- ・ 関係者との意見交換のためにIASBやIFRS財団が開催した円卓会議への参加

等を通じて、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも連携して積極的な意見発信を行っている（資料6－4－3参照）。

（3）非上場会社等の会計基準

非上場会社等の会計基準については、22年8月に、民間団体が中心となった非上場会社の会計基準に関する懇談会による報告書公表等を受け、中小企業の会計処理方法、中小企業におけるその活用策等の具体的な内容について検討を行うため、「中小企業の会計に関する検討会」が、金融庁、中小企業庁を共同事務局として設置された。本検討会の下には、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設置し、これを通じた

精力的な検討を行い、23年秋頃に成果をとりまとめることを目指している（資料6-4-4参照）。

2. 監査におけるわが国の対応と国際的動向

(1) 国際監査基準（ISA）への対応

ISAについては、監査人が遵守すべき必須手続とそれ以外の部分との区分が不明確である等の指摘を受け、国際監査・保証基準審議会（IAASB）において、①各基準の目的の明確化、②必須手続とそれ以外の部分の区分、③監査報告書における記載区分の見直し等を主たる内容とするISAの全面的な見直し作業が進められた（明瞭化（クラリティ）プロジェクト）。21年3月、作業の完了が公表され、21年12月15日以降開始事業年度に係る監査から適用することとされた。

これらへの対応として、企業会計審議会においては、22年（監査基準）、23年（中間監査基準等）について、上記③を中心に監査基準等を改訂した。

- 22年3月5日 「監査基準の改訂について」（公開草案）を公表
- 〃 3月29日 「監査基準の改訂に関する意見書」を公表
- 23年4月8日 「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂について」（公開草案）を公表
- 〃 6月30日 「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」を公表

(2) 外国監査法人等の届出制度

我が国では、改正公認会計士法の下で、20年4月より外国監査法人等の届出・監督制度を導入したところであり、21年9月、外国監査法人等に対する検査・監督の方針等を「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」として公表した。当該考え方においては、外国において①監査制度や監査人監督体制の同等性、②情報交換の取極め、③相互主義が確保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとしている。

これを踏まえ、15の外国監査法人監督当局（欧州・アジア）と、検査・監督の相互依拠の前提となる、諸外国の監査制度や監査人監督体制の同等性評価を進めるとともに、情報交換等の取極め等に係る書簡交換に向けた調整を行っているところである（資料6-4-5参照）。

第7章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節 中小企業金融円滑化法の一部を改正する法律（平成23年3月31日成立）について

I 経緯（資料7-1-1参照）

中小企業金融円滑化法は、世界的な金融・資本市場の混乱により、我が国も厳しい経済金融情勢及び雇用環境にあった中で、中小企業者や住宅ローンの借り手に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時的な措置を講じることを目的として、平成21年12月に制定されたものである。

※中小企業金融円滑化法は、

- ①金融機関に対し、中小企業者や住宅ローンの借り手の申込みがあった場合に、できる限り貸付条件の変更等を行う努力義務を課すとともに、
- ②その実効性を担保するための金融機関の開示・報告義務等や、
- ③政府の責務等を定める法律であり、制定当時、23年3月末をもって失効するものとされていた。

同法施行後、金融庁は、その円滑な実施に努めるとともに、関係者へのヒアリングや検査・監督等を通じ、その施行状況や効果・影響等の検証を行った。

これを踏まえ、22年12月14日に、「中小企業金融円滑化法の期限の延長等について」として、中小企業金融円滑化法の期限を1年間延長すること等を内容とする方針を決定・公表した。

具体的には、以下の状況を総合的に勘案し、中小企業金融円滑化法の期限を1年間延長するとともに運用面での改善を図ることとした（運用面での改善については、第12章第7節参照）。

- ①中小企業者の業況や資金繰りは、改善しつつあるものの、引き続き厳しい状況にある。こうした中、同法に基づく貸付条件の変更等の実行率は、審査中の案件を除き9割を超える水準となっており、今後も、先行きの不透明感から、貸付条件の変更等に対する需要は一定程度ある。
- ②一方で、貸付条件の変更等に際しては、金融規律も考慮し、実効性ある経営再建計画を策定・実行することが重要である。
- ③このため、同法を機に、金融機関が、貸付条件の変更等を行う間に、借り手に対する経営相談・指導等のコンサルティング機能を十分発揮することにより、中小企業者の経営改善が着実に図られ、返済能力等の改善につながる、という流れを定着させる必要がある。

この方針に基づき、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案」を、23年1月25日、第177回国会（常会）に提出した。その後、同法案は、国会審議を経て、同年3月31日に可決・成立し、同日に公布・施行されている。なお、同法案については、同日の参議院財政金融委員会

において、附帯決議が付されている。

II 概要

中小企業金融円滑化法の一部を改正する法律は、中小企業金融円滑化法が失効するものとされる期限を、23年3月31日から24年3月31日まで1年間延長するものである。

※中小企業金融円滑化法の内容に変更はない。

III その他（資料7-1-2参照）

東日本大震災の発生以降、中小企業金融円滑化法の果たす役割が大きくなってきているとの認識に基づき、金融庁は、金融機関に対し、震災発生当日から、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえた積極的な対応を行うよう繰り返し要請を行った。加えて、4月1日に公表した「金融担当大臣談話」の中でも、「この地震により被災された方々からの貸付条件の変更等の申込みに対して、円滑化法の趣旨を踏まえ、積極的な対応に努めていただく」よう求めているところである。

こうした金融庁の対応も含めて、中小企業金融円滑化法の期限が延長されたことについては、パンフレットを作成し、中小企業関連団体等を通じて広く配布するなど、広報を実施している。

第2節 預金保険法の一部を改正する法律（平成23年5月13日成立）について

I 経緯

住専債権の回収について、平成23年12月を目途に完了するものとされていたことを踏まえ、住専処理を終結させるとともに、これに伴い関連業務が終了する整理回収機構の機能を見直すこと等を盛り込んだ「預金保険法の一部を改正する法律案」が、23年3月11日に閣議決定され、4月1日に第177回国会（常会）に提出された。その後、国会における審議を経て、5月13日に成立、5月20日に公布された。

（注）住専とは、「住宅金融専門会社」の略称で、もともとは個人向け住宅ローンのために金融機関等の共同出資により設立された。いわゆるバブル経済のもと、銀行や農林系金融機関の融資を受け、不動産業向け融資を急速に拡大した。バブル崩壊後、住専の不良債権は膨らみ、住専7社を整理した場合の損失は巨額となるため、金融システムを混乱させないために、どう住専を処理するかが問題となった。

この住専問題について、7年12月に具体的な処理方策が閣議決定され、一次損失の処理策等が取りまとめられるとともに、8年1月に二次損失処理の枠組み等が閣議了解された。これらに基づき、8年6月に「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法」、いわゆる住専処理法が成立した。

II 概要（資料7-2-1～2参照）

預金保険法の一部を改正する法律は、住専処理を終結させるとともに、これに伴い関連業務が終了する整理回収機構の機能を見直すための法整備を行うものであり、主な改正内容は、以下のとおりである。

1. 住専処理を終結させるための措置

（1）協定後勘定からの繰入れ

協定銀行（整理回収機構）は、協定後勘定から住専二次損失の処理のために必要な金額を住専勘定に繰り入れることができることとした。

（2）住専債権の移転

ア. 協定銀行は、住専債権を住専勘定から協定後勘定に移転することができることとした。この場合において、その移転した住専債権の額に相当する金額を協定後勘定から住専勘定に繰り入れることとした。

イ. 協定後勘定に移転した住専債権は破綻金融機関からの譲受債権等とみなして、預金保険機構（以下「機構」という。）の財産調査権の対象とするなど所

要の規定を適用することとした。

2. 整理回収機構の機能の見直し

(1) 承継機能協定等

ア. 承継機能協定

- (ア) 内閣総理大臣は、機構に対し、協定銀行（機構の子会社である場合に限る。）に被管理金融機関の業務を引き継がせ、その業務を暫定的に維持継続させることを目的とする協定（以下「承継機能協定」という。）を協定銀行と締結することを指示することができることとした。
- (イ) 機構は、当該指示を受けた場合には、協定銀行と承継機能協定を締結することとした。また、承継機能協定を締結したときは、その内容を直ちに内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならないこととした。
- (ウ) 承継機能協定は、承継協定銀行が、被管理金融機関から引き継いだ業務に係る経理について、被管理金融機関ごとに、特別の勘定（以下「承継勘定」という。）を設けて整理すること等を含むものでなければならないこととした。
- (エ) 承継協定銀行を承継銀行又は協定承継銀行とみなして、機構がその経営管理を行うなど所要の規定を適用することとした。

イ. 経営管理の終了等

- (ア) 機構は、承継協定銀行がその業務を引き継いだ被管理金融機関に対する管理を命ずる処分の日から2年以内（やむを得ない場合は1年延長可）に、当該被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部の譲渡等を講ずることにより、当該被管理金融機関の業務承継に係る事業の経営管理を終えることとした。
- (イ) 機構は、経営管理の終了期限の延長をしようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならないほか、経営管理を終了したときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならないこととした。
- (ウ) 再承継金融機関等は、機構が、再承継を援助するため、資金援助（資産の買取り・損害担保等）を行うことを、機構に申し込むことができることとした。

(2) 特定回収困難債権の買取り等

ア. 目的

この法律の目的に特定回収困難債権の買取りの制度を確立することを加えることとした。

イ. 特定回収困難債権の買取り

- (ア) 機構は、金融機関が保有する貸付債権又はこれに類する資産のうち、債

務者又は保証人が暴力団員であって貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること、貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因となる行為が行われることが見込まれることその他の金融機関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがある特段の事情があるもの（以下「特定回収困難債権」という。）について買取りを行うことができることとした。

(イ) 機構は、特定回収困難債権の買取りを行う場合には、内閣総理大臣及び財務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならないこととした。

ウ. 特定回収困難債権の買取りの委託等

(ア) 機構は、金融機関の特定回収困難債権の買取りを行う旨の決定をする場合には、協定銀行に対し、買取りを行うことを委託することができることとした。その場合には、あらかじめ、協定銀行と、特定回収困難債権の買取り並びに当該買い取った特定回収困難債権（以下「買取債権」という。）の管理及び処分に関する協定（以下「困難債権整理回収協定」という。）を締結することとした。

(イ) 困難債権整理回収協定には、困難債権協定銀行（困難債権整理回収協定を締結した協定銀行をいう。）は、特定回収困難債権の買取りの委託の申出を受けた場合に機構と委託の契約を締結し、特定回収困難債権を機構に代わって買取り、その買取債権の管理及び処分を行うこと等を含むこととした。

(ウ) 困難債権整理回収協定を締結しようとするときは、委員会の議決を経て、内容を定め、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならないこととした。

(エ) 機構は、買取りの委託の申出をするときは、委員会の議決を経て、特定回収困難債権の買取りの価格、損失の補填その他の当該委託に関する条件を定め、これを困難債権協定銀行に対して提示することとした。

(オ) 困難債権整理回収協定の定めによる業務について、債権の回収に際して機構に財産調査権が付与されるなど整理回収業務に係る所要の規定を準用することとした。

3. その他の措置

(1) 預金等に係る保険金の支払等のための措置

金融機関は、保険事故が発生した場合における支払対象預金等に係る保険金の支払又はその払戻しその他の保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施の確保を図るための措置を講じなければならないこととした。

(2) 役員任期

機構の役員任期が満了したときは、当該役員は、後任者が任命されるまで

引き続きその職務を行うこととした。

4. 経過措置等

- (1) 罰則に関する経過措置等所要の措置を定めることとした。
- (2) 承継協定銀行の破綻金融機関からの不動産の取得等に関し所要の税制の扱いを定めることとした。

5. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、預金等に係る保険金の支払等のための措置については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

第3節 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成22年11月12日成立）及び同法の施行に伴う関係政令・主務省令の整備について

I 経緯

共済事業は、契約者から金銭を預かり、一定の事故が発生した場合には確実に契約を履行することが求められる事業であり、契約者保護等の観点が重要である。保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下「平成17年改正法」という。）においては、このような観点も踏まえ、それまで保険業法の規制対象とされていなかった「特定」の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の対象とする等の措置が講じられた。

他方、保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体の中には、改正後の保険業法の規制に直ちには適合することが容易でないものも存在しており、また、公益法人については、公益法人制度改革により、平成25年11月までに新法人（一般社団／財団法人等）に移行することとなり、新法人への移行後は、そのままの形態では、共済事業を行うことができない状況にあった。

このような状況を踏まえ、平成17年改正法の公布の際現に共済事業を行ってきた団体のうち、一定の要件に該当するものについて、現行の制度共済の例等を参考に、保険業法の規制の特例を設け、契約者の保護を図りつつ、当分の間、その実態に即した監督の下で事業の継続を可能とする「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（以下「平成22年改正法」という。）が、第176回国会（臨時会）において、22年11月12日可決・成立し、同月19日公布された（平成22年法律第51号）。

これを受け、平成22年改正法の施行に必要な関係政令・主務省令等についてパブリックコメントの検討等を経て、23年5月13日に施行したところである。

（注）「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」は、22年5月11日、第174回国会（常会）に提出されたが、同国会の会期末に継続審議案件とされていた。

II 概要

1. 平成22年改正法の概要（資料7-3-1～2参照）

平成22年改正法の主な概要は、以下のとおりである。

（1）対象

ア. 平成17年改正法の公布の際現に特定保険業（同法による改正後の保険業であって、同法による改正前の保険業に該当しないものをいう。以下同じ。）を行っていた者（当該者と密接な関係を有する者を含む。）であって、一般社団法人又は一般財団法人であるもののうち、次の要件に該当するものは、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができることとした。

- (ア) 一般社団法人にあっては、理事会を置くものであること。
- (イ) 理事又は監事のうちに、保険業法に基づく免許等の取消し、業務廃止命令等を受けた法人等の役員であった者で、その処分の日から5年を経過しない者がいないこと。
- (ウ) 申請者の行う特定保険業が、平成17年改正法の公布の際現に当該申請者又は当該申請者と密接な関係を有する者が行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められること。
- (エ) 特定保険業を的確に遂行するために必要な財産的基礎及び人的構成を有すること。
- (オ) 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

イ. 認可特定保険業者の認可手続

- (ア) 上記ア. の認可を受けようとする者は、25年11月30日までに所要の事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならないこととする。
- (イ) 上記(ア)の申請書には、定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書等を添付しなければならないこととした。

ウ. 認可特定保険業者に対する包括移転

平成17年改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者(一般社団法人又は一般財団法人である者を除く。)が、上記ア. の認可を受けた者(以下「認可特定保険業者」という。)に保険契約の移転を行う場合における所要の規定を整備することとした。

(2) 業務

- ア. 認可特定保険業者は、特定保険業及びこれに附帯する業務並びに保険代理業(以下「特定保険業等」という。)を行うことができることとし、これら以外の業務を新たに行うには、特定保険業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして行政庁の承認を要することとした。
- イ. 認可特定保険業者は、保険料として收受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の主務省令で定める方法によらなければならないこととした。
- ウ. 認可特定保険業者は、重要事項の顧客への説明、顧客情報の適切な取扱い、第三者に委託する場合における業務の的確な遂行等、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないこととした。

(3) 経理・監督

- ア. 認可特定保険業者は、特定保険業等に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理しなければならないこととし、行政庁の承認を受けた場合を除き、特定保険業等に係る会計から他の業務に係る会計へ資金運用等をしてはならないこととした。

- イ. 認可特定保険業者は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、その事務所に備え置き、保険契約者等の縦覧に供しなければならないこととした。
- ウ. 認可特定保険業者は、毎決算期において、主務省令で定める方法により、責任準備金、支払備金及び価格変動準備金を積み立てなければならないこととした。
- エ. 認可特定保険業者（主務省令で定める要件に該当する者を除く。）は、保険計理人を選任し、保険料の算出方法等に係る保険数理に関する事項に関与させなければならないこととした。
- オ. 認可特定保険業者に対する報告徴求、立入検査、業務改善命令、業務停止命令、認可取消し等の監督に関する所要の規定を整備することとした。
- カ. 行政庁は、認可特定保険業者の経営の健全性を判断するための基準を定めることができることとした。

(4) その他

- ア. 平成 17 年改正法附則における行政庁は、次に掲げる者とする事とした。
 - (ア) 旧民法第 34 条の規定により設立された法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 95 条の規定によりなお従前の例により当該法人の業務の監督を行っていた行政機関
 - (イ) (ア) に掲げる法人以外の法人については、内閣総理大臣
- イ. 不正の手段による認可の取得、業務及び財産の状況に関する説明書類の虚偽記載、契約者等に対する虚偽告知等に係る罰則の規定を設けることとした。
- ウ. 政府は、この法律の施行後 5 年を目処として、この法律による改正後の規定の実施状況、共済に係る制度の整備の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、この法律に規定する特定保険業に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。

2. 政令・主務省令の概要（資料 7-3-3 参照）

平成 22 年改正法に併せて、保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令及び認可特定保険業者等に関する命令が公布・施行されており、主に以下のような点について、同法の実施に必要な細目が規定されている。

- ① 財産的基礎に係る審査基準等の特定保険業の認可に関する規定
- ② 資産運用の方法、業務運営に関する措置、保険代理業等の業務に関する規定
- ③ 開示書類、責任準備金、保険計理人の選任等の経理に関する規定
- ④ 権限の委任に関する規定

Ⅲ その他

平成 22 年改正法の施行に当たっては、関係省庁及び都道府県が行政庁となること等を踏まえ、本制度の円滑な実施を図るため、説明会を開催したほか、金融庁HPに「改正保険業法における認可特定保険業者について」を掲載し、幅広く周知を行ったところである。

第4節 改正貸金業法の完全施行の円滑な実施について

I 経緯

多重債務問題の深刻化に加え、平成15年貸金業規制法改正法附則において、施行後3年を目途として必要な見直しを行うとされていたこと等を背景として、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成18年法律第115号。以下「改正貸金業法」という。）が18年12月13日に可決・成立し、同年12月20日に公布された。また、改正貸金業法を受けて、「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令」等の関係政令・内閣府令が整備され、19年11月7日に公布された。

改正貸金業法は、貸し手への規制を通じて新たな多重債務者の発生を防ぐことを目的としているが、一方で改正貸金業法の施行により、急激な与信の引締め等が生じないよう、段階的に施行され、総量規制の導入（借入残高が年収の3分の1を超える者への新規の貸付けを停止）、上限金利の引下げ（年利29.2%→15～20%）、貸金業務取扱主任者の営業所への配置の義務化、財産的基礎の5千万円への引上げを含む完全施行は22年6月18日に実施された。（資料7-4-1参照）

完全施行に先立ち、完全施行の円滑な実施のために講ずべき施策の必要性の有無などについて調査・検討するため、21年11月13日、金融庁及び消費者庁の副大臣・大臣政務官、並びに法務省の大臣政務官から構成される「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」が設置された。（資料7-4-2参照）同プロジェクトチームでは、幅広い関係者からヒアリングを行うなど調査・検討が進められ、22年4月2日には、「借り手の目線に立った10の方策」を中心とする報告書「改正貸金業法の完全施行について」がとりまとめられた。（資料7-4-3参照）

同方策を推進するため、金融庁では、総量規制に抵触している者の借入残高を段階的に減らしていくための借換えの推進、個人事業者の安定的な「事業所得」を総量規制における「年収」として算入、一定の要件を満たすNPOバンクに対する総量規制の適用除外等の施策を実施するため、改正貸金業法に関する内閣府令について、所要の改正を行った。（資料7-4-4参照【府令改正の概要】）

（参考）改正貸金業法の段階的施行

- 第一段階（19年1月20日施行）
 - ・罰則の引上げ
- 第二段階（19年12月19日施行）
 - ・新貸金業協会の設立
 - ・取立て規制の強化 等
- 第三段階（21年6月18日施行）
 - ・貸金業務取扱主任者の国家資格の創設
 - ・財産的基礎の2千万円への引上げ
 - ・指定信用情報機関の指定申請の受け付けの開始
- 第四段階（22年6月18日施行）
 - ・総量規制の導入（借入残高が年収の3分の1を超える者への新規の貸付けを停止）

- ・ 上限金利の引下げ（年利 29.2%→15～20%）
- ・ 貸金業務取扱主任者の営業所への配置の義務化
- ・ 財産的基礎の5千万円への引上げ 等

II 完全施行後の対応

改正貸金業法の完全施行に際しては、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」に替えて、自見金融担当大臣の指示で、22年6月22日に金融庁、消費者庁及び法務省の副大臣・大臣政務官からなる「改正貸金業法フォローアップチーム」が設置され、このフォローアップチームの下で、①制度の周知徹底、②実態把握、③制度のフォローアップ・点検の三本の柱を中心とした取組みを推進している。（資料7-4-5参照）

このうち、①制度の周知徹底については、「あなたは大丈夫？キャンペーン—貸金業法が大きく変わります！—」（22年5月～23年6月末）を通じた、政府広報等を活用した周知・広報の結果、直近（23年4月実施）の意識調査において、貸金業法の改正の認知度が約7割強に上るなど、一定の成果が見られている。また、同年7月23日には、改正貸金業法に関する相談等の受付窓口として金融庁に「貸金相談デスク」を開設し、利用者の窓口としたほか、各地の多重債務相談窓口を周知するため、消費者向けのみならず事業者向け相談窓口も記載した、47都道府県別のポスターを作成し、関係機関へ配布を行った。（資料7-4-6～8参照）

また、②実態把握については、22事務年度中5回にわたり「関係者ヒアリング」を実施したほか、貸金業を利用している一般消費者・事業者等への意識調査を22年11月、23年4月に行った。（資料7-4-9、10参照）

これによると、

- (1) 金融庁・財務局等に寄せられている相談の状況や、これまでに行った関係者ヒアリングを見ると、多重債務相談を含む貸金業又はヤミ金に関する相談等は、改正貸金業法の完全施行以降、落ち着きを見せてきている
- (2) 警察庁によれば、自ら命を絶たれた方のうち、多重債務が原因とされている方の比率は平成19年以降、一貫して減少してきている（平成19年：5.96%→平成22年：4.12%）

といった状況となっており、こうした現状を踏まえると、③制度のフォローアップ・点検については、23年6月時点では、特定の制度の見直しが必要となるような実態は把握されていない。

さらに、同法の完全施行に当たって、金融庁では、健全な消費者金融市場の形成に向けて、預金取扱金融機関においても、積極的な役割を担うよう懇諭してきたところであり、完全施行から約1年の節目にあたる23年6月20日には、全国の金融機関において更に積極的な取組みが行われることを期待して、自見大臣より直接、多重債務問題の解決に資する優れた取組みを通じ、健全な消費者金融市場の形成に寄与した金融機関の顕彰を実施した。（資料7-4-11、12参照）

第5節 振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題について

I 振り込め詐欺救済法の概要

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座（犯罪利用口座）に一定の残高が残っている場合に、当該残高を原資として返金を行うことにより被害の回復を図ること等を目的とした法律であり、平成20年6月に施行されている。

本法律に定める手続の対象となる預貯金口座は、詐欺やヤミ金融など「人の財産を害する罪の犯罪行為」（いわゆる財産犯）において振込先として利用された口座である。同法上の救済手続は、①こうした口座の凍結とその後の失権手続、②被害者への返金手続の2段階で構成されている。

以上の救済手続を経ても、被害者からの返金申請がなかった場合など、返金しきれずに残金が発生する場合もある。この残金については、同法上、預金保険機構に納付されることとされている（以下「預保納付金」という）。

この預保納付金について、預金保険機構は、まず、犯罪とは無関係であるにもかかわらず誤って預貯金口座を失権されてしまった名義人（口座名義人）を事後的に救済することができるよう、その一定割合を留保（保管）することが法令上義務付けられている。他方、預保納付金のうち、上記により留保（保管）されたもの以外の額については、同法上、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」とされている。また、いったん留保（保管）した預保納付金についても、口座名義人の事後的な救済のために支払う「必要がなくなったとき」には、同様に、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」とされている。

（資料7-5-1参照）

II 「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」の設置

振り込め詐欺救済法の定める救済制度の運用状況について、預保納付金の累計額が一定の水準（23年5月末：45億円）に達していることや、被害者への返金が必ずしも十分に行われていないことなどを踏まえ、「金融機関における被害者に対する返金率の向上」とともに「犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」とされている「預保納付金の具体的な使途」について検討を開始し、結論を得ることが適当であると考えられた。

こうした観点から、22年9月9日、関係省庁である金融庁、内閣府（犯罪被害者等施策担当）、財務省の政務から構成される「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」が設置された。（資料7-5-2参照）

同プロジェクトチームは、これまでに、関係行政機関、金融機関、犯罪被害者支援団体、学識経験者等から計4回のヒアリングを行った。「金融機関における被害者に対する返金率の向上」については、金融機関がより積極的に「被害が疑われる者」へ連絡するよう、金融業界に対して、実態を踏まえた標準的な取扱いを検討するよう要請を行い、

これを受け、23年3月、全国銀行協会においては、事務取扱手続を改正し、連絡対象者を選択する標準的な目安の設定や連絡方法の統一化を実施した。また、「預保納付金の具体的使途」については、6月末現在、引き続き、とりまとめに向けた検討を行っている。

第8章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

I 金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され（金融庁設置法第7条）、現在その傘下に金融分科会とその下部機関、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会が設置されている。（資料8-1-1参照）

II 平成22事務年度の開催実績

1. 第25回総会・第13回金融分科会合同会合（平成23年3月7日開催）

今後の金融審議会の運営について、事務局より説明を行うとともに、金融分科会の下にある第一部会、第二部会、特別部会のほか、ワーキング・グループ等を廃止する一方、公認会計士制度部会、自動車損害賠償責任保険制度部会については引き続き設置することが決定された。

その後、事務局より最近の金融・資本市場制度の整備・改善への取り組み状況等について説明を行った上で、審議会に対し、(1)我が国金融業の中長期的な在り方についての検討、(2)保険会社グループ経営に関する規制の在り方等についての検討、(3)インサイダー取引規制における純粋持株会社の取扱い等についての検討、に関する諮問が行われた。（資料8-1-2～3参照）

2. 「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」（第1回（23年6月24日開催））

23年3月7日の金融審議会総会・金融分科会合同会合における諮問を受けて、我が国金融機関の国際競争力の強化、地域経済における金融機能の向上、更には両者があいまって我が国経済・金融業の一層の発展を図るための課題や問題点等について検討を行うため、「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」を設置した。

事務局より、我が国の金融を取り巻く内外の社会経済環境の変化等について、説明を行った上で、今後議論すべき論点等について、委員による自由討議を行った。（資料8-1-4参照）

3. 「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」（第1回（23年6月29日開催））

23年3月7日の金融審議会総会・金融分科会合同会合における諮問を受けて、保険会社による外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直しを含む保険会社のグループ経営の向上に資するような規制の在り方等について検討を行うため、「保

險会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」を設置した。

事務局より1.(2)の諮問事項に関する背景等について説明を行った上で、実務メンバーによる諮問事項に関する見解等の説明、質疑及び意見交換が行われた。(資料8-1-5参照)

4. 「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」(第1回(23年7月8日開催予定))

23年3月7日の金融審議会総会・金融分科会合同会合における諮問を受けて、インサイダー取引規制に係る合併等の重要事実に係る軽微基準及び決算情報変更に係る重要事実について、上場会社等が純粹持株会社である場合には連結ベースの決算値を基準とするような特例を設けること等について検討を行うため、「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」を設置する予定としている。

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会

I 設置

自動車損害賠償責任保険審議会（自賠審）は、自動車損害賠償保障法（自賠法）第31条を設立根拠として金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議を行っている。

（注）内閣総理大臣の諮問事項

- ① 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）を含む損害保険事業の免許
- ② 自賠責保険にかかる約款又は算出方法書の変更認可又は変更命令
- ③ 基準料率等について、自賠法等による変更命令
- ④ 基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令 等

II 自動車損害賠償責任保険審議会の組織（資料8-2-1参照）

自賠審は委員13人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（7名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（3名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（3名）から内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命されることとなっている。

会長は委員のうちから互選により決定されることとなっており、現会長は、山下友信氏（東京大学大学院教授）である。

III 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況

平成23年1月14日、20日に、第128回・第129回の自賠審が開催され、自賠責保険の基準料率の検証結果等について審議が行われた。

審議の結果、23年4月1日からの自賠責保険の基準料率は、平均で11.7%の引上げとなった。

引上げ前の自賠責保険の基準料率は、平成19契約年度までの累計収支残および累積運用益を5年間で還元することを前提に、20年4月に引下げられた料率で、純保険料率の予定損害率は133.8%であった。

第128回自賠審において報告された22年度の料率検証結果では、平成23契約年度の純保険料率の損害率は、予定損害率を超える139.9%と想定され、現行の基準料率を続けた場合には、24年度には、発生運用益で累計収支の赤字を補てんしきれなくなることが確実であることが示された。

今後の料率水準については、「料率を本来の水準に戻す際には2段階に分けて戻すことが適当」との意見が出された一方で、「自動車ユーザーの負担軽減のため、損保会社等が経費削減に向けた取り組みの方針を示すべき」との意見も出された。

第129回自賠審においては、「平成20年4月の料率変更時に前提とされた、平成24

年度までの5年間を収支均衡期間とする枠組みは維持しつつ、純保険料率に関して、今年度の検証結果により前回変更時の見込みとの乖離が明らかとなった部分について、これを調整するための引上げを行うことが適当であり、これにより、25年度に本来の料率水準に戻すための料率の変更を行う際に、契約者の保険料負担が急激に増加することを緩和することが可能となる。」との方向性でまとまった。

この考え方に沿い、損害保険料率算出機構から届出がなされた新たな基準料率が、23年4月1日から適用されることについて答申がなされた。

新たな基準料率は、例えば、自家用自動車2年契約で24,950円（現行の基準料率は22,470円であり、引上げ幅は+2,480円）。

この他、第128回自賠審においては、23年度の民間保険会社の運用益の使途、JA共済の運用益の使途及び自動車安全特別会計の運用益の使途等について、報告がなされた。

第129回自賠審においては、第128回自賠審での付加保険料率の議論を受け、付加保険料率見直し検討スケジュール（案）、自賠責保険付加率に関する検討体制（案）等について報告がなされた。また、自賠責保険事業を行う各共済組合が、自賠責共済規程の一部を、基準料率の届出に伴い変更することについて、各所管行政庁が行う承認・認可に対して同意することについて、異議はない旨の答申がなされた。

第3節 企業会計審議会

I 最近の活動状況

企業会計審議会（会長：安藤英義 専修大学教授）は、企業会計の基準及び監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議等することとされており、総会の下、企画調整部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（資料8-3-1参照）

なお、会計基準の設定については、現在、企業会計審議会では行っておらず、民間の会計基準設定主体として平成13年7月に設立された企業会計基準委員会（ASBJ）において行われている。

II 平成22事務年度の審議状況

1. 総会における審議状況

21年6月30日には企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」が公表された（資料8-3-2参照）。

23年6月30日には、総会・企画調整部会合同会議が開催され、IFRSに関する議論が再開され、その後審議が続いている（資料8-3-3参照）。

2. 監査部会（部会長：脇田良一 名古屋経済大学大学院教授）における審議状況

国際監査基準（ISA）における明瞭性（クラリティ）プロジェクト（注）を踏まえ、22年3月に年度の監査報告書の記載区分や記載内容の見直しを行う監査基準の改訂が行われたが、同様の観点から、中間監査基準及び四半期レビュー基準の見直しを行い、23年6月30日に「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」を取りまとめ、公表した。

（注）監査において必ず実施すべき手続き（要求事項）と、それ以外の手続とに区分することにより、監査基準の内容を明確化するプロジェクト。2004年から開始され、2009年3月に完了。これにより、37本の基準が改正された。

3. 内部統制部会（部会長：八田進二 青山学院大学大学院教授）における審議状況

内部統制報告制度は、20年4月より導入されているが、財務諸表作成者や監査人等から、その後の実際の取組みに基づく要望や意見が寄せられた。

こうした要望等を踏まえ、23年5月から、内部統制報告制度の運用の見直しを図るため、内部統制の基準・実施基準の更なる簡素化・明確化等の審議を開始し、23年3月30日に、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」をとりまとめ、公表した。

第4節 金融トラブル連絡調整協議会

I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授）は、金融審議会答申（平成12年6月）を踏まえ、同審議会答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善のため、消費者行政機関（内閣府等）、消費者団体、業界団体・自主規制機関、弁護士会及び関係行政機関（金融庁等）の担当者による任意の自主的な協議会として同年9月に設置されたものである。（資料8-4-1参照）

（注）早期に実施すべきとされた項目は、

- ① 個別紛争処理における機関間連携の強化
- ② 苦情・紛争処理手続の透明化
- ③ 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
- ④ 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
- ⑤ 広報活動を含む消費者アクセスの改善の各点である。

II 議論の状況

12年9月7日の第1回会合以降、審議会答申の目的を達成するために、これまで41回の協議会を開催してきた。（資料8-4-2参照）

1. 苦情・紛争解決支援モデルの策定等

（1）標準化に向けたモデルの作成

協議会では、苦情・紛争処理手続の透明性の向上に関して議論していく中から、手続の整備を進めていくためには指針となるべき「モデル規則」が必要とのコンセンサスが生まれた。その結果、ワーキンググループを編成して、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」（以下「モデル」という。）を策定（14年4月25日）した。

（2）モデルを活用した裁判外紛争解決支援制度の改善

各団体における運用について、各団体における苦情・紛争解決支援機関の概要、相談の取扱状況、苦情・紛争解決支援の状況、手続周知のための取組み、機関間連携の取組みなどを取りまとめた上、モデルに沿った苦情・紛争解決支援が行われているかについて、フォローアップを行った。（資料8-4-3参照）

2. 座長メモ

第35回から第38回協議会にかけ、協議会におけるこれまで8年間の取組みを踏まえた金融ADRの今後の課題について議論が行われ、「金融分野における裁判外の苦

情・紛争解決支援制度（金融ADR）の整備にかかる今後の課題について」（座長メモ）がとりまとめられた（20年6月24日）。（資料8-4-4参照）

3. 第41回金融トラブル連絡調整協議会

23年2月14日、第41回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、前回の協議会以降の金融ADR制度に関する当局の取組状況を説明し、また、指定紛争解決機関の業務実施状況（22年度第3四半期）を報告するとともに、今後の金トラ協の進め方等について議論を行った。（資料8-4-5参照）

第9章 政府全体の施策における金融庁の取組み

第1節 政府の経済対策等における金融庁の取組み

I 「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策 ～円高、デフレへの緊急対応～」 (平成22年9月10日閣議決定。以下「緊急対応経済対策」という。)(資料9-1-1参照)

1. 経緯等

「緊急対応経済対策」は、「デフレ脱却」を当面の経済財政運営の重要な目標として掲げ、円高や海外経済の減速懸念等の我が国景気の大きな下振れリスクの影響を最小限に食い止めるための緊急的な対応を目的として策定された。

経済対策の実施においては、短期的な観点から細切れ的な対応を行うことは厳に避けなければならないとの認識の下、緊急的な対応(ステップ1)に続き、今後の景気・雇用の動向を踏まえた機動的対応(ステップ2)、23年度における新成長戦略の本格実施(ステップ3)により、時間軸を考慮した「3段階」の政策展開を行い、デフレ脱却と、景気の自立的回復に向けた道筋を確かなものとしていくこととされている。

「緊急対応経済対策」では、「緊急的な対応」(ステップ1)として、「雇用」の基盤づくり、「投資」の基盤づくり、「消費」の基盤づくり、「耐震化・ゲリラ豪雨対策等の「地域の防災対策」、「日本を元気にする規制改革100」という5つの柱に基づいて、具体的施策が示されている。

2. 金融庁関連の施策

「緊急対応経済対策」においては、金融庁所管に関する施策として、以下の施策が盛り込まれている。

○中小企業に対する金融支援

- ・円高等が企業金融に与える影響の把握と民間金融機関に対する中小企業等への金融円滑化の要請

○既定の規制・制度改革の実施時期を前倒しする事項

- ・銀行の投資専門子会社による劣後ローンの供給の解禁
- ・完全孫会社の役員向けストックオプションに係る有価証券届出書の届出免除
- ・金融商品取引所に上場している受益証券発行信託の受益証券にかかる、信託財産状況報告書の交付義務免除 等

II 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策 ～新成長戦略実現に向けたステップ2～」

(22年10月8日閣議決定。以下「緊急総合経済対策」という。)(資料9-1-2参

照)

1. 経緯等

「緊急総合経済対策」は、「緊急対応経済対策」に続く形で、ステップ2として、景気・雇用動向を踏まえ、機動的・弾力的な対応を行うため策定された。

新成長戦略に基づき中長期的な需要の強化に資する施策・事業を大胆に推進するべく、「雇用・人材育成」「新成長戦略の推進・加速」「子育て、医療・介護・福祉等」「地域活性化、社会資本整備、中小企業対策等」「規制・制度改革」という5つの柱に基づいて、具体的施策が示されている。

2. 金融庁関連の施策

「緊急総合経済対策」には、国を開く経済戦略分野を中心とした規制・改革事項として、以下の施策が盛り込まれている。

- ①外国企業等による英文開示の範囲拡大等、制度整備の実施
- ②銀行本体によるファイナンス・リースの活用の解禁
- ③保険会社が外国保険会社の買収等を行う場合に障壁となる規制の見直しの検討
- ④保険会社における資産運用比率規制の撤廃の検討
- ⑤プロ投資家を顧客とする投資運用業の規制緩和

Ⅲ 「平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度 ～新成長戦略実現に向けたステップ3へ～」

(23年1月24日閣議決定。以下「経済見通しと基本的態度」という。)

1. 経緯等

「経済見通しと基本的態度」には、22年度の経済情勢を踏まえ、23年度の経済財政運営の基本的態度、ステップ3としての対策の柱が示されている。

2. 金融庁関連の施策

「経済見通しと基本的態度」には、金融庁所管に関する施策として、「中小企業金融円滑化法の1年延長を図る」ことが盛り込まれている。中小企業金融円滑化法の1年延長を行うための改正法は、23年3月31日、成立・施行された。

第2節 「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」に関する取組み

I 経緯等

「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定。以下「新成長戦略」という。)においては、「グリーン・イノベーション」、「ライフ・イノベーション」、「アジア経済」、「観光・地域」、「科学・技術・情報通信」、「雇用・人材」、「金融」という7つの戦略分野の具体的施策が示されている。(資料9-2-1参照)

「金融戦略」において、「新成長戦略」における金融の役割は、①実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うこと、②金融自身が成長産業として経済をリードすることとされている。「新成長戦略」の工程表には、個別の施策と併せて、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランの策定」が、「早期実施事項(2010年度に実施する事項)」の1つとして盛り込まれた。

II 「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(22年12月24日公表。以下「アクションプラン」という。)

「新成長戦略」の工程表における記述を踏まえ、金融庁では、「アクションプラン」の策定に向けた検討を進め、中間案の公表、意見募集、公開ヒアリング等を経て、22年12月24日、「アクションプラン」を公表した。

「アクションプラン」は、金融がその役割を十分に発揮する環境を整備するための39の方策を、以下の3つの柱に整理し、その実現に向けた道筋を示している。金融庁では、「アクションプラン」に盛り込んだ施策に、迅速に取り組んでいるところである。(資料9-2-2参照)

①企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給

—— 金融業が実体経済を支える役割を十全に発揮するため、中小企業、新興企業等それぞれのニーズに応じた、多様で円滑な資金供給の実現を促進する。

②アジアと日本とをつなぐ金融

—— 日本市場の魅力を向上させ、公正性・透明性を確保するとともに、内外の利用者にとっても信頼できる利便性の高い金融資本市場を実現する。また、我が国の金融機関が、アジア各国で活動する際の障壁を除去する。

③国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備

—— 様々な主体に対して適切な投資機会を提供するため、それぞれの資産規模や知識に応じ、金融資産を安心して有効に活用し、適切なリスクを取り、リターンを得ることができる環境を整備する。

III 「新成長戦略実現2011」(23年1月25日閣議決定)

「新成長戦略実現2011」は、新成長戦略に掲げる施策について、2010年においてどのような具体の成果が表れたのか、2011年においてどのような成果が挙がるのか、またその実現に当たって何が課題となるのかを、国民に対し明らかにするとともに、成長戦略の基本的な考え方を示すべく、取りまとめられたものである。

金融庁所管に関する施策については、以下の成果等が盛り込まれている。(資料9-2-3参照)

<2010年の主要な成果>

- ①NPO等を支える小規模金融制度の見直し等
- ②金融資本市場・金融産業活性化等のためのアクションプラン策定

<2011年に見込まれる主要な成果と課題>

- ①アジア拠点化の推進等
- ②総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設の推進
- ③金融資本市場・金融産業活性化等のためのアクションプラン実行

第3節 金融に関する税制

平成23年度税制改正要望を取りまとめるにあたり、証券税制や金融一体課税のあり方等について検討を行うため、大臣政務官を座長とする「金融税制研究会」を設置し、平成22年5月31日から7月13日までの間計6回開催の上、論点整理を公表した。

金融税制研究会において論点整理がまとめられた後、副大臣を座長とする「金融税制調査会」を設置し、22年7月30日より8月10日までの間計3回開催の上、更に議論を行った。

また、要望を取りまとめるにあたっては、金融庁ホームページにおいても広く税制改正に係る意見を募集したところであり、計201件の意見が寄せられた。

金融税制研究会、金融税制調査会及び意見公募の結果等を踏まえ、金融庁の平成23年度税制改正要望としては、経済の持続的な成長への貢献、アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立、国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大等の観点から、22年8月末、証券の軽減税率の延長や金融商品間の損益通算の範囲拡大、イスラム金融に関する所要の税制措置をはじめ、種々の税制改正要望を行った。

本要望の結果、平成23年度税制改正大綱（22年12月16日閣議決定）において金融証券税制を中心に様々な措置が認められた（資料9-3-1）。主要な措置は以下のとおり。

1. 証券の軽減税率の延長

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率については、景気回復に万全を期すため、平成25年末まで2年延長された。

2. 金融商品に係る損益通算範囲等の拡大

平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率になることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討するとされたところであり、今後の税制改正要望により早期の実現を目指す。

3. イスラム金融に関する所要の税制措置

イスラム債として活用可能な社債的受益権の税制上の取扱いについて、海外投資家が受ける社債的受益権の収益の分配に係る源泉所得税を非課税とし、社債的受益権の発行スキームにおいて、資金調達者による信託財産の買戻しに係る登録免許税及び不動産取得税を非課税とする等の所要の改正がなされた。

4. 証券貸借取引に関する所要の税制措置

我が国短期金融市場への外国金融機関等の参加を促進し当該市場の活性化を図るため、外国金融機関等が証券貸借取引で支払を受ける利子及び貸借料が非課税とされた。

5. 国際課税原則の見直し（「総合主義」から「帰属主義」への変更）

非居住者及び外国法人に対する課税原則について、今般のOECDモデル租税条約の改定を踏まえ、今後、国内法をいわゆる「総合主義」から「帰属主義」に見直すとともに、これに応じた適切な課税を確保するために必要な法整備を検討するとされたところであり、税制当局とともに具体的な検討を行い、早期の実現を目指す。

6. 特定口座の利便性向上に向けた所要の措置

税法に限定列挙されている特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に「新株予約権無償割当」により取得した上場新株予約権等が追加された。

7. 店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化

金融商品間の課税の中立性を高める観点から、店頭デリバティブ取引等に係る所得については、市場デリバティブ取引等に係る所得と同様に、20%申告分離課税とした上で、両者の損益通算及び損失額の3年間の繰越控除が可能とされた。

第4節 規制・制度改革等に関する取組み

I 規制・制度改革に関する取組み

1. 概要

規制・制度改革については、「行政刷新会議」及びその下に設けられた「規制・制度改革に関する分科会」を中心に、取組みが進められた。その結果、平成22事務年度においては、政府の対応方針が、「規制・制度改革に係る方針」(23年4月8日閣議決定)等の形で取りまとめられた。

▽22事務年度における規制・制度改革への取組み状況

年・月	取組み状況
22年7月	▽行政刷新会議が「規制・制度改革に関する分科会の今後の活動について」を公表(20日)
9月	▽「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策～円高、デフレへの緊急対応～」を閣議決定(10日) ▽「国民の声」おかしなルールの見直し(国の規制・制度の改革)についての集中受付を実施(10日～10月14日)
10月	▽「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ2～」を閣議決定(8日)
23年1月	▽規制・制度改革に関する分科会が「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」を公表(26日)
3月	▽行政刷新会議が規制仕分けを実施(6日、7日)
4月	▽「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対応方針」を閣議決定(8日) ・ 22年9～10月の集中受付の際に寄せられた要望についての検討の結果、各府省において「実施」または「検討」等を行うとされた事項について、規制・制度改革の内容や実施時期等の対応方針を取りまとめ。 ▽「規制・制度改革に係る方針」を閣議決定(8日) ・ 23年1月の分科会中間とりまとめや、3月の規制仕分けにおける評価結果を踏まえ、既に政府内の調整が終了している事項について、規制・制度改革の内容や実施時期等の対応方針を取りまとめ。

2. 「規制・制度改革に係る方針」等における金融庁関連の施策

ア. 「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策～円高、デフレへの緊急対応～」(22年9月10日閣議決定。以下「緊急対応経済対策」という。再掲)(資料9-4-1参照)

「緊急対応経済対策」では、財源を使わない景気対策として、既定の改革の実施時期を前倒しすることを含め、都市再生・住宅、環境・エネルギー、医療・介護、観光振興をはじめとした地域活性化及び国を開く経済戦略の5分野を中心に、需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項が取りまとめられた。

金融庁所管に関する施策としては、以下の施策が盛り込まれている。

▽既定の改革の実施時期を前倒しする事項

- ①公開買付期間中における自己買付け
- ②完全孫会社の役員向けストックオプションに係る有価証券届出書の届出免除
- ③発行者による上場株券等に係る公開買付届出書の記載事項の簡略化
- ④発行者以外の者による株券等に係る公開買付届出書の記載事項の簡略化
- ⑤ストックオプションの開示規制の適用除外
- ⑥公開買付届出書における「対象者の状況」の「その他」の記載事項の簡素化
- ⑦公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書等の提出が公開買付届出書の訂正届出書の提出事由とならないことの明確化
- ⑧金融庁ホームページの適格機関投資家の公表方法における該当条項を示した専用のリストによる個社名での公表
- ⑨有価証券届出書等における売出人の住所の記載方法の簡素化
- ⑩株式公開に係る有価証券届出書等における記載内容（第三者割当等による取得者の概況）の柔軟化
- ⑪有価証券報告書等における事業等のリスクの記載時点の見直し
- ⑫有価証券届出書等における記載上の注意（自己株式の処分）の明確化
- ⑬金融商品取引所に上場している受益証券発行信託の受益証券にかかる、信託財産状況報告書の交付義務免除

▽5分野を中心とした需要・雇用創出効果の高い規制・制度改革事項

- ①保険会社が海外不動産投資等を行う場合に障壁となる規制の見直しの検討
- ②銀行の投資専門子会社による劣後ローンの供給の解禁

イ. 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策 ～新成長戦略実現に向けたステップ2～」(22年10月8日閣議決定。以下「緊急総合経済対策」という。再掲)(資料9-4-2参照)

「緊急総合経済対策」では、財源を使わない景気対策として、及び新成長戦略を推進する政策ツールとして、規制・制度改革を強力に推進する観点から、規制・制度改革事項が取りまとめられた。

金融庁所管に関する施策としては、以下の施策が盛り込まれている。

▽国を開く経済戦略分野を中心とした規制・制度改革事項

- ①外国企業等による英文開示の範囲拡大等、制度整備の実施
- ②銀行本体によるファイナンス・リースの活用の解禁
- ③保険会社が外国保険会社の買収等を行う場合に障壁となる規制の見直しの

検討

- ④保険会社における資産運用比率規制の撤廃の検討
- ⑤プロ投資家を顧客とする投資運用業の規制緩和

ウ. 「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」（23年4月8日閣議決定）（資料9-4-3参照）

行政刷新会議は、22年9月10日～10月14日を集中受付期間とし、国の規制・制度の改革提案について広く国民から受付を実施した。寄せられた要望について、各府省において「実施」または「検討」等を行うとされた事項については、「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」として閣議決定された。

金融庁所管に関する施策としては、以下の施策が盛り込まれている。

▽各府省において実施するとされた事項

- ①届出により機関投資家となった者の公表方法の改善
- ②金融庁が公表している「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」の公表方法の改善
- ③特定融資枠契約（コミットメントライン）の借主の対象範囲の拡大
- ④銀行本体によるファイナンス・リースの活用解禁

▽各府省において「検討」等を行うとされた事項

- ①保険会社の共同行為の認可申請における記載事項の簡素化
- ②認可を受けて共同行為を行う保険会社に課せられる届出事項の簡素化
- ③金融商品取引法上の特定投資家に該当する「特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」の確認の容易化
- ④貸金業法に基づく報告事務の簡素化
- ⑤学校法人向けシンジケートローンの金融商品取引法の適用除外
- ⑥保険持株会社の子法人（子会社を除く。）等、関連法人等の業務範囲規制の明確化
- ⑦振替一般債の供託の対象への追加

エ. 「規制・制度改革に係る方針」（23年4月8日閣議決定）（資料9-4-4参照）

「規制・制度改革に関する分科会」が取りまとめた「規制・制度改革に関する分科会中間とりまとめ」（23年1月26日）や、規制仕分け（3月6～7日）の評価結果を踏まえ、既に政府内での調整が終了している事項については、「規制・制度改革に係る方針」として閣議決定された。

金融庁所管に関する施策としては、以下の施策が盛り込まれている。

- ①コミュニティを支える中小企業の資金調達の多様化
- ②社債市場の活性化及び国際化の推進（社債以外の債務に付与されるコベナンツ情報の開示）
- ③社債市場の活性化及び国際化の推進（社債管理者の設置）
- ④デリバティブ取引規制の運用（清算機関（CCP）・取引情報蓄積機関制度

の細目の検討)

- ⑤金融商品取引法に基づく単体財務諸表開示の簡素化
- ⑥有価証券報告書提出銀行の場合の決算公告の免除
- ⑦協調リースの集団投資スキーム持分の適用除外要件の明確化
- ⑧異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁
- ⑨銀行の子会社の業務範囲の拡大（リース子会社等の収入制限の緩和）
- ⑩企業グループの組織再編に資する規制の見直し（（１）保険契約の包括移転に係る規制についての検討）
- ⑪企業グループの組織再編に資する規制の見直し（（２）保険募集人等の委託の在り方の見直し）
- ⑫投資法人における「減資」制度の導入

Ⅱ 地域再生に関する取組み

1. 概要

政府においては、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 4 条第 1 項に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として、地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定。最終変更：23 年 4 月 26 日）を定めている。

当該基本方針においては地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策が記載されているほか、内閣府地域活性化統合事務局においては、当該地域再生計画と連動する施策及び各府省庁が実施する地域再生に資する施策を集約のうえホームページに掲載している（当庁にかかる施策としては、資料 9-4-5 参照。）。

2. 地域再生計画の認定

22 事務年度において、内閣府地域再生事業推進室が全国の地方公共団体から受け付けた地域再生計画の認定申請（第 17 回<22 年 9 月 27 日～10 月 8 日>、第 18 回<23 年 1 月 24 日～2 月 4 日>、第 19 回<23 年 5 月 9 日～24 日>）には、金融庁関連の地域再生事項は含まれていなかった。

第5節 消費者行政に関する取組み

I 経緯等

消費者基本法において、政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならないこととされており、平成22年3月30日、22年度から26年度までの5年間を対象とする新たな「消費者基本計画」が閣議決定された。

「消費者基本計画」では、重点的な取組みとして、①消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援、②地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上、③経済社会の発展への対応が挙げられ、それぞれについて今後5年間に講ずべき具体的な施策が掲げられている。

II 「消費者基本計画」の工程の明確化、検証・評価

1. 工程の明確化

「消費者基本計画」においては、「消費者庁と各施策の推進に当たる関係府省庁等は、重要課題ごとの施策の実施についての工程を明確化」することとされており、22年9月、「消費者基本計画」の各施策について、工程表が作成された。

2. 検証・評価

「消費者基本計画」においては、同計画を実効性のあるものとするために、盛り込まれた具体的な施策の取組状況について、十分な検証・評価を行うこととされている。このため、「消費者基本計画」の各施策につき、消費者委員会、消費者団体等から寄せられた意見も踏まえて検証・評価が行われ、その結果は、23年7月、「平成22年度の具体的な施策の実施状況に関する検証及び評価の結果」として公表された。

また、「消費者基本計画」においては、検証・評価により必要となる「消費者基本計画」の見直しについて、閣議決定を行い公表することとされている。このため、上記の検証・評価の結果を踏まえた見直しが行われ、23年7月8日、「消費者基本計画」の改訂版が閣議決定された。

III 「消費者基本計画」における金融庁関連の施策

「消費者基本計画」の改訂版には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。（資料9-5-1参照）

(1) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

- ①「多重債務問題改善プログラム」の着実な実施
- ②外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者に対する金融商品取引法の厳正な運用
- ③未公開株取引等を利用した詐欺的商法に関する取締りの強化
- ④無登録業者による未公開株の販売等に関する裁判所への差止命令の申立て
- ⑤消費者信用分野における諸問題についての検討

- ⑥不正利用口座に関する金融機関等への情報提供の状況の公表、振り込み詐欺等の被害者に対して返金されずに預金保険機構に納められた預保納付金の具体的使途等についての検討
 - ⑦偽造キャッシュカードによる被害防止に向けた注意喚起の実施、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等の促進
 - ⑧振り込み詐欺被害の未然防止、拡大防止、被害回復に向けた金融機関の取組みの促進
- (2) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実
- ①学校における消費者教育に対する支援
 - ②社会教育施設等地域における消費者教育の推進
- (3) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保
- ①審議会における生活者・消費者を代表する委員の積極的な選任
 - ②消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備
- (4) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進
- ①「多重債務問題改善プログラム」の着実な実施（再掲）
 - ②金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施
 - ③金融サービス利用者相談室の在り方についての検証、役割の検討・拡充

第6節 金融経済教育の取組み

I 概要

金融経済教育については、多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日、多重債務者対策本部決定）に「多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化」が、金融・資本市場競争力強化プラン（20年12月21日 金融庁）に「金融経済教育の一層の推進による金融経済リテラシーの一層の向上」が、更に、消費者基本計画（22年3月30日閣議決定）においても「消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実」が盛り込まれているとおり、政府全体としてのその重要性が認識されているところである。

金融庁では、こうした背景から、17年6月に金融経済教育懇談会がとりまとめた「金融経済教育に関する論点整理」も踏まえ、以下のとおり様々な取組みを行っている。（資料9-6-1参照）

II 金融経済教育の具体的な取組み状況

1. パンフレット等の作成・配布

近年、社会問題となっている未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のパンフレット「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を22年12月に作成し、地方公共団体等へ広く配布した。また、一般社会人及び高齢者等を対象に金融の基礎知識をまとめたパンフレット「はじめての金融ガイド」等を、全国の地方公共団体、高校、大学等に、広く配布した。（資料9-6-2参照）

2. シンポジウムの開催

地域住民を対象に、金融取引に関するトラブル事例にもふれながら、生活設計や資産運用の在り方について考えていただくためのシンポジウムを、財務局との共催で、福岡市、金沢市、高松市、東京都、札幌市、熊本市で開催した。（資料9-6-3参照）

3. 金融広報中央委員会との連携

金融広報中央委員会が行う各種の金融知識普及活動に対し、作文コンクールにおける審査や金融担当大臣賞の授与等の協力を行っている。また、23年5月に各財務局、各金融広報委員会に対して、「金融経済教育に関する各地での協力」について依頼する事務連絡文書を金融庁、金融広報中央委員会の連名で発出し、金融広報中央委員会との連携を強化した。

4. 金融知識普及功績者表彰

当庁は、金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰

している（22 事務年度 14 件）。（資料9－6－4 参照）

5. 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした（22 事務年度 15 件）。（資料9－6－5 参照）

第10章 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

第1節 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号）」による銀行の株式保有制限（銀行の株式保有をTier1以下に制限）の導入に伴い、銀行等の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行の株式の処分等の円滑を図ることを目的として、平成14年に設立された認可法人である。

機構の設立後、18年9月末までに買い取られた株式については、その後処分が進められていたが、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、20年10月15日以降、市場の状況が改善するまで市中売却は凍結されている。

また、20年9月以降の株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正により、以下のような措置が取られた。

1. 株式買取り再開等（21年3月9日公布、同年3月10日施行）

18年9月末までとされていた機構による株式買取り期限を24年3月末まで延長し、株式の買取りを再開した。また、従来、事業法人が保有する銀行株の機構への売却は、銀行による当該事業法人の株式売却後にのみ可能であったが、事業法人による銀行株売却を先行して行えるよう手当てを行った。

これらの措置を踏まえ、機構の借入れの際に付される政府保証枠を「2兆円」から「20兆円」に拡大した（20年度第2次補正予算で手当て、21年度も継続）。

2. 買取り対象の拡大（21年7月3日公布、同年7月6日施行）

さらに、上記株式買取り再開にかかる法改正の審議の際、参議院財政金融委員会において「資産の買取り等を含めた多様な措置について、検討を行うこと」との附帯決議がなされたこと、及びその後の経済情勢等を踏まえ、一定の信用力等があることを条件に、金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ETF、J-REIT及び事業法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を、機構の買取り対象に追加した。

これらの措置を受け、22事務年度（22年7月～23年6月末）において、機構は、1,408億円（買取り再開後の累計5,899億円）の株式等の買取りを行っている。

第2節 日本銀行による金融資産の買入れ

日本銀行は、平成22年10月5日の政策委員会・金融政策決定会合において、金融緩和を一段と強力に推進するために、金融資産の買入れ（総額5兆円程度）を決定した。そのうちETF（4,500億円程度）、J-REIT（500億円程度）の買入れについて、当庁及び財務省は、日本銀行から日本銀行法第43条（他業認可）に基づく認可申請を受け、10月28日付で認可を行った。

その後、東北地方太平洋沖地震の発生を踏まえ、日本銀行は、平成23年3月14日の同会合において、金融資産の買入限度額の引上げ（総額10兆円程度）を決定、これを受け、当庁及び財務省は、ETF、J-REITの買入限度額の引上げ（ETF9,000億円程度、J-REIT1,000億円程度）について3月15日付で認可を行った。

（注）ETF、J-REITの買入れについては、日本銀行法第43条において、日本銀行が財務大臣及び内閣総理大臣（金融庁長官に委任）の認可を受けた上で他業を行うことができる旨規定されている。

23年6月30日現在のETF、J-REITの買入累計額は、それぞれ3,185億円、197億円となっている。

（参考）日本銀行による銀行保有株式の買入れ

日本銀行においても、14年9月、金融機関による保有株式削減努力をさらに促すため、金融機関からの保有株式の買入れを決定、同年11月から16年9月末までの間に累計20,180億円の株式の買入れを行った。これら買入株式の処分については、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、20年10月15日以降、市中売却は凍結されている。

その後も、世界的な金融市場での混乱を受け、株式市場の不安定な状況が続いたことから、日本銀行は、最大1兆円の枠内で、金融機関保有株式の買入れを再開することを決定した。再開後の買入れは、21年2月23日から22年4月末まで実施され、買入累計額は3,878億円となった（処分は24年4月以降、29年9月末までの予定）。

第4部 金融監督等

第11章 業態横断的な監督をめぐる動き

第1節 オフサイト・モニタリング

I オフサイト・モニタリングの意義

監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

具体的には、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求めるなどして、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性及び業務の適切性の確保等に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促している。

II オフサイト・モニタリングの実施

金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化する中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する重要性が高まっていることから、財務会計情報に加え、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等について報告を求め、常時把握し、分析を行っている。加えて、金融機関との定期的な面談や意見交換等を通じて、金融機関との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するように努めている。

1. 各業態におけるオフサイト・モニタリングの対応

(1) 預金取扱金融機関

毎期の決算に基づく報告のほか、市場リスク、流動性リスク、信用リスク等のリスク情報について、各リスクの顕在化速度に応じた頻度で報告を求めるなど経営の健全性に関する検証や決算ヒアリング、総合的なヒアリング等の各種ヒアリングを実施している。

加えて、平成22事務年度においては、主要行等と中小・地域金融機関に関しては、「平成22事務年度主要行等向け監督方針」及び「平成22事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」を策定し、①円滑な金融仲介機能の発揮、②リスク管理と金融システムの安定、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野とする監督を行った。

(2) 保険会社等

毎期の決算に基づく報告（業務報告書等）のほか、契約動向や資産の保有状

況等について定期的に報告を求めるなど財務の健全性に関する検証や決算ヒアリング、保険計理人ヒアリング等を実施している。

加えて、22 事務年度においては、「平成 22 事務年度保険会社等向け監督方針」を策定し、①リスク管理の高度化の促進、②顧客保護と利用者利便の向上、③保険会社等の属性に応じた監督対応の 3 点を重点分野とする監督を行った。

(3) 金融商品取引業者

毎期の決算に基づく報告（事業報告書等）のほか、金融商品取引法上の健全性指標である自己資本規制比率、主要勘定残高等について月次で報告を求めるなど財務の健全性に関して検証を行っている。

加えて、22 事務年度においては、金融商品取引業者等に関し、「平成 22 事務年度金融商品取引業者等向け監督方針」を策定し、①市場仲介機能の適切な発揮、②質の高いリスク管理の促進、③顧客保護と利用者利便の向上の 3 点を重点分野とする監督を行った。

2. リスク分析の高度化

平成 22 事務年度においては、金利を含むマクロ経済の動向等が金融システムや個々の金融機関の財務に及ぼす影響やリスクについて、フォーワード・ルッキングに特定・把握するとともに、分析した情報を監督行政に活用するなど、行政のリスク感応度を高めた。例えば、金融機関からの徴求資料やヒアリングに基づいて得た情報について蓄積・分析するとともに、市場関係者との意見交換の結果やマクロ経済・金融資本市場に係る各種指標なども加味しつつ、金融機関のリスク特性についてのタイムリーな把握に努めた。その上で、各金融機関において、そのリスク特性に見合った適切なリスク管理が行われるよう、ヒアリングでの情報提供等を通じて促した。

3. モニタリング・システムの整備

限られた人員・予算の下で、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことが不可欠であり、システムの維持及び機能強化を図っている。

22 事務年度は、預金取扱金融機関、保険会社等及び金融商品取引業者を対象としてシステムを運用している。データの暗号化、オンラインによるデータ徴求等により、事務の効率化、利便性の向上、情報管理面での安全性の向上に資しているが、金融機関をとりまく環境変化を踏まえ、既存の様式改正などのシステム改修を実施した。

Ⅲ 早期是正措置の概要及び運用

1. 早期是正措置の趣旨（資料 11-1-1 参照）

10年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、予め定めた是正措置命令を発動するものである。

これにより、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、

などが期待される。

2. 発動基準

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令（銀行法第26条第1項等）の1形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（同条第2項等）。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により算出されるものであり、株主資本（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子として、また、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。

自己資本は、各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要不可欠な財務基盤であり、その充実は、各金融機関が金融市場において預金者や投資家からの十分な信認を確保する上で極めて重要である。

$$\text{(注) 自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額（資本金等）}}{\text{リスクアセット額}}$$

3. 措置区分

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。

当初は第1から第3までの3段階であったが、10年10月に成立した早期健全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保すべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は4段階となっている。

また、10年12月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己資本比率に基づくこととなった。

さらに、14年12月の事務ガイドラインの改正で、早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を3年から1年へ短縮するなどの厳格化を行った。

	自己資本比率		措置の内容
	国際基準行	国内基準行	
第1区分	8%未満4%以上	4%未満2%以上	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第2区分	4%未満2%以上	2%未満1%以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	2%未満0%以上	1%未満0%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止

4. 発動実績

22事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※ 早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14件
信用金庫	23件
労働金庫	0件
信用組合	69件
系統金融機関	3件

(注)労働金庫は、厚生労働大臣と金融庁長官の連名、系統金融機関については、農林水産大臣と金融庁長官の連名で命令が発出される。

IV 早期警戒制度について

1. 趣旨（資料11-1-2参照）

14年10月の「金融再生プログラム」においては、「早期警戒制度の活用」として「自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する」こととされた。

これを受け、早期是正措置の対象とはならない段階における金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要があるとの観点から、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促す仕組みとして同年12月に「早期警戒制度」を整備した。

2. 概要

基本的な収益指標、大口与信の集中状況、有価証券の価格変動等による影響、預金動向や流動性準備の水準を基準として、収益性、信用リスク、市場リスクや資金繰りについて経営改善が必要と認められる金融機関に関して、原因及び改善策等についてヒアリング等を行い、必要な場合には、銀行法第24条等に基づき報告を求めるところを通じて、必要な経営改善を促すこととしている。

さらに、業務の改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、銀行法第26条等に基づき業務改善命令を発出することとしている。

なお、14年12月の制度の導入時に設けられた収益性改善措置、安定性改善措置、資金繰り改善措置の3つの措置に加え、15年3月の「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を受けて、同年6月末から新たに「信用リスク改善措置」を追加した。

また、19年3月末から実施されたバーゼルⅡの第2の柱への対応として、18年3月には主要行等向け及び中小・地域金融機関向けの各監督指針を改正し、銀行勘定の金利リスクに係るモニタリング（19年4月より実施）を含む早期警戒制度の規定の見直しを行った。

保険会社に対しては、15年8月に早期警戒制度を導入し、早期是正措置の対象とはならない保険会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、早め早めの経営改善を促すこととした。

さらに、金融商品取引業者に対しては、20年4月から第一種金融商品取引業を行う者について早期警戒制度を導入。自己資本規制比率の変動や有価証券の価格変動、為替変動の影響等の観点から個々の金融商品取引業者のリスクの所在を特定、早期の経営改善への取組みを促すこととした。（資料11-1-3参照）

第2節 金融上の行政処分について

I 行政処分の趣旨（資料11-2-1参照）

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分（注1）を行っているところである。

平成19年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。20年4月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

II 行政処分の業態別発動状況（資料11-2-2参照）

22事務年度における行政処分の業態別発動件数（注2）は、以下の通り。

※【 】内の件数は業務停止命令等（注3）の件数。

① 銀行等	:	15件【5件】
② 協同組織金融機関	:	5件【0件】
③ 金融商品取引業者等	:	49件【25件】
④ 保険会社等	:	0件【0件】
⑤ 貸金業者	:	1件【0件】
⑥ 特定目的会社	:	0件【0件】
⑦ 前払式支払手段発行者	:	0件【0件】
⑧ 資金移動業者	:	0件【0件】
⑨ 抵当証券業者	:	0件【0件】

（注1）本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（業務改善命令、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等）をいう。

（注2）本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等、外国銀行支店等、その他銀行（ゆうちょ銀行も含む。）、地域銀行、信託会社、銀行代理業者）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、証券金融会社、登録金融機関）、保険会社等（生命保険会社（かんぽ生命も含む。）、損害保険会社、特定保険事業者、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険代理人）、をいう。

(注3) 本節でいう業務停止命令等とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等をいう。

第3節 反社会的勢力への対応について

I 経緯

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議）を踏まえ、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、18年7月21日、関係省庁の申合わせにより暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが設置された。また、20年12月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、暴力団対策として、暴力団及び周辺者の経済活動からの排除に取り組んでいくこととしている。金融庁としては、関係省庁と連携を図りつつ、上記の目的の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

II これまでの対応

1. 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム

18年6月20日、第7回犯罪対策閣僚会議において暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置を指示され、同年7月21日、関係省庁の申し合わせにより設置された（19年7月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称）。

2. 企業活動からの暴力団排除

(1) 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの下部組織として企業活動からの暴力団排除グループが設置された。同グループにおいて、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の策定に向けた検討を重ねた。19年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会における申し合わせにより同指針が策定され、同年7月3日、第9回犯罪対策閣僚会議において報告された。

(2) 金融庁では、19年7月、政府指針の周知を図るべく、関係業界団体に対して要請文を発出し、さらに、20年3月、政府指針の内容を踏まえた各業態の監督指針の改正を行い、金融取引等からの反社会的勢力の排除に努めている。

(3) 金融庁、警察庁及び全国銀行協会等で構成する「反社会的勢力介入排除対策協議会」や、各都道府県単位で設置される「銀行警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの検討結果等を踏まえ、全国銀行協会は、暴力団排除条項の参考例を制定した（融資取引：20年11月、普通預金規定等：21年9月）。全国信用金庫協会など他の業界団体においても、この取組みを参考として、順次、暴力団排除条項の参考例を提示した。その後、全国銀行協会は、23年6月に、反社会的勢力の活動実態に即して排除対象をより明確化するために、参考例の一部改正を行った。

また、全国銀行協会は、22年4月に、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの稼働を開始した。

- (4) 金融庁、警察庁及び日本証券業協会等で構成する「証券保安連絡会」や、各都道府県単位で設置されている「証券警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの検討結果等を踏まえ、日本証券業協会は、21年3月に、国家公安委員会よりいわゆる暴力団対策法に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を受け、業務を開始した。また、22年5月に、暴力団排除条項の導入の義務化等を内容とする自主規制規則を制定した。

また、22年4月に、警察庁に対し、保有する暴力団情報を活用できるよう支援を求める旨要望し、警察庁は、同5月、情報提供を行う枠組みを構築する方針を公表した。

第4節 金融コングロマリット監督

「金融コングロマリット」とは、銀行、保険会社、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）又は投資運用業を行う者）のうち、2以上の異なる業態の金融機関を含むグループをいう（「金融庁組織規則第8条第4項第1号」）。

23年3月末時点において、「金融コングロマリット」に該当するグループは、国内系、外国系合わせて、117グループ、それらを構成する金融機関（銀行、保険会社、証券会社等）は303機関存在する。金融庁では、「金融コングロマリット」に該当するこれらのグループについて、コングロマリット化に伴って生じる新たなリスクが、グループ内の個々の金融機関の健全性に問題を生じさせていないか、平成17年6月24日に策定・公表した「金融コングロマリット監督指針」に基づき、ヒアリング等を通じて十分な実態把握を行うとともに、適時適切に監督上の措置を講じているところである。

なお、「金融コングロマリット」に対する実効性のあるモニタリングや、業態横断的な取引等に係る監督事務の企画・立案及び必要な調整を行う体制を一層整備する観点から、監督局内にコングロマリット室を設置し（18年7月から府令室）、コングロマリット監督の充実・強化に努めている。

第5節 指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法のほか、銀行法や保険業法等の金融関連法において、「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ADR制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、その中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

平成23年6月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

(平成23年6月30日現在)

指定日	機関名	業務の種別
H22. 9. 15	一般社団法人全国銀行協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行業務 ・ 農林中央金庫業務
H22. 9. 15	社団法人信託協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続対象信託業務 ・ 特定兼営業務
H22. 9. 15	社団法人生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険業務 ・ 外国生命保険業務
H22. 9. 15	社団法人日本損害保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険業務 ・ 外国損害保険業務 ・ 特定損害保険業務
H22. 9. 15	一般社団法人保険オンブズマン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険業務 ・ 外国損害保険業務 ・ 特定損害保険業務 ・ 保険仲立人保険業務
H22. 9. 15	一般社団法人日本少額短期保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少額短期保険業務
H22. 9. 15	日本貸金業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業務
H23. 2. 15	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定第一種金融商品取引業務

第12章 預金取扱金融機関の監督をめぐる動き

第1節 監督指針・監督方針

I 主要行等向けの総合的な監督指針・監督方針

1. 主要行等向けの総合的な監督指針の改正等

本監督指針は、平成17年10月28日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、22事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

(1) 金融機関に報告等を求める場合の監督事務の必要性等に関する具体的な点検方法について改正（22年7月28日）

金融機関に報告や資料提出を求める場合に行っている監督事務の必要性、方法等について行う点検の具体的内容に係る所要の改正を行った。

(2) 経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直しに係る改正（案）の公表（23年2月28日）

「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)を受けた「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(平成22年12月24日金融庁)に掲げられた、経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直しに係る所要の改正（案）について公表を行った。

(参考) 本件については、23年7月14日付で改正済。

(3) 仕組預金に対する不招請勧誘規制等に係る監督上の着眼点に関する改正（23年3月18日）

仕組預金に関して、「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方」(平成22年9月13日金融庁公表)に準じて、自主規制ルールの整備が求められた事項につき、各業者において、自主規制ルールを踏まえた適切な対応が行われているかを監督上の着眼点として追加する改正を行った。

(4) 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組みに係る改正（23年3月31日）

「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)及び「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(平成22年12月24日金融庁)に掲げられた、将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組みに係る所要の改正を行った。

(5) 障がい者等に配慮した金融サービスの提供に関する改正（23年4月15日）

障がい者等の金融取引の利便性を向上させる等の観点から、金融機関における業務運営態勢や店舗・設備等の整備などについて、監督上の着眼点として追加する改

正を行った。

2. 22事務年度主要行等向け監督方針に基づく対応（資料12-1-1参照）

22事務年度においては、下記の金融監督の基本的考え方に即し、①円滑な金融仲介機能の発揮、②リスク管理と金融システムの安定、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野と捉え、主要行等との率直かつ深度ある対話に努めつつ、監督に当たった。

（1）金融監督の基本的考え方

ベター・レギュレーションを基本に、その一層の定着・進化を図るため、①リスク感応度の高い行政、②国民の目線・利用者の立場に立った行政、③将来を見据えた行政、④金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政という監督姿勢で臨んだ。

（2）円滑な金融仲介機能の発揮

中小企業の業況は、依然厳しい状況が続いていると認識しており、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が引き続き強く期待される。このようなことを踏まえ、①借手企業から条件変更等の申出があった場合に、当該借手企業の経済状況等を十分踏まえた対応を行っているか検証するとともに、②コンサルティング機能を積極的に果たすことなどにより、借手企業の付加価値を高めるような価値創造型の金融仲介機能を積極的に発揮するように促す等の取組みを行った。

住宅ローンについては、グループ保証会社等が保証している場合、保証会社においても、金融円滑化の観点から、適切な対応がとられるよう、指導・協議・要請等を行っているか等についても検証した。

そのほか消費者向け貸付けについても、ニーズを踏まえ、積極的な対応を行っているか等の実態把握に努めた。

（3）リスク管理と金融システムの安定

主要行等が、適切な経営管理（ガバナンス）の下、強固で包括的なリスク管理をより徹底していくことは、個別金融機関の健全性や金融システムの安定のために必要であるのみならず、変化する環境の中で主要行等が安定的な資金供給を通じて実体経済と企業の成長をサポートするなど、金融仲介機能を十全に発揮するためにも必要なことである。このことを踏まえ、マクロ経済や金融市場の動向を注視する等、当局として、自らのリスク感応度を高めつつ、①財務基盤の強化、②リスク管理手法の改善、③グループ化や国際展開への対応について特に留意し、各行の自主的な取組みを促した。

（4）顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システム

の安定に資するものである。金融機関においては、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、顧客の目線に立ち創意工夫を凝らした金融商品・サービスの提供により競争力を高めていくことが重要である。このことを踏まえ、当局としては、①情報セキュリティ管理の徹底等、②顧客への説明態勢の充実等、③相談・苦情処理態勢の充実、④金融機能の不正利用の防止、⑤業務の継続性の確保に関する取組みについて、監督指針に照らしながら重点的に検証した。

Ⅱ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針・監督方針

1. 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針独自の改正（資料12-1-2参照）

地域金融機関における地域密着型金融の取組みの一層の促進を図るため、監督指針の改正を行い、以下のような基本的考え方を示した（23年5月16日）。

・地域経済の活性化や健全な発展のためには、地域の中小企業等が事業拡大や経営改善等を通じて経済活動を活性化していくとともに、地域金融機関を含めた地域の関係者が連携・協力しながら中小企業等の経営努力を積極的に支援していくことが重要である。なかでも、地域の情報ネットワークの要であり、人材やノウハウを有する地域金融機関においては、資金供給者としての役割にとどまらず、地域の中小企業等に対する経営支援や地域経済の活性化に積極的に貢献していくことが強く期待されている。

・このため、地域金融機関は、経営戦略や経営計画等の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に位置づけ、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」、「地域の面的再生への積極的な参画」、「地域や利用者に対する積極的な情報発信」の取組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。

・また、そのためには、経営陣が主導性を十分に発揮して、本部による営業店支援、外部専門家や外部機関等との連携、職員のモチベーション（動機付け）の向上に資する評価、専門的な人材の育成やノウハウの蓄積といった推進態勢の整備・充実を図っていくことが重要である。

2. 主要行等向けの総合的な監督指針と同様の改正等

(1) 金融機関に報告等を求める場合の監督事務の必要性等に関する具体的な点検方法について改正（22年7月28日）

(2) 経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直しに係る改正（案）の公表（23年2月28日）（参考）本件については、23年7月14日で改正済

- (3) 仕組預金に対する不招請勧誘規制等に係る監督上の着眼点に関する改正（23年3月18日）
- (4) 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組みに係る改正（23年3月31日）
- (5) 障がい者等に配慮した金融サービスの提供に関する改正（23年4月15日）

3. 22 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針に基づく対応（資料12-1-3参照）

22 事務年度においては、下記の金融監督の基本的考え方に即し、①円滑な金融仲介機能の発揮、②リスク管理と地域における金融システムの安定、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野と捉え、地域金融機関との率直かつ深度ある対話に努めつつ、監督に当たった。

(1) 金融監督の基本的考え方

ベター・レギュレーションを基本に、その一層の定着・進化を図るため、①リスク感応度の高い行政、②国民の目線・利用者の立場に立った行政、③将来を見据えた行政、④金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政という監督姿勢で臨んだ。

(2) 円滑な金融仲介機能の発揮

地域金融機関の円滑な金融仲介機能の発揮に向けて、以下のような取組みを行った。

ア. 地域密着型金融の更なる推進

(ア) 各種ヒアリングの機会を通じ、地域金融機関が、中長期的な視点に立って、人材育成や外部機関の活用等を戦略的に行うこと等により、目利き能力の向上やノウハウの蓄積に努め、利用者の期待やニーズに的確に対応するための取組みを組織全体として継続的に進めているか、といった観点等から各金融機関における地域密着型金融に関する取組み状況のフォローアップを行った。

なお、ヒアリングの際には、当該取組みが利用者と地域金融機関の双方にとってより実効的なものとなるよう建設的な意見交換を行うことにより、各金融機関の創意工夫を凝らした自主的な取組みを促した。

(イ) 地域金融機関の深度ある取組みに対する環境整備や動機付けを図るため、以下の取組みを行った。

a. 地域密着型金融の取組みに関する知見・ノウハウの共有化等を目的に、全国の財務局等（11箇所）において、地域密着型金融に関するシンポジウムを開催した。また、一部の地域金融機関の経営者に「地域密着型金融の推進の

サポート役」として、主要営業地域外の財務局が主催するシンポジウムに参加いただくなど、シンポジウムの充実を図った。(23年2～3月)

- b. 各金融機関の「特に先進的な取組み」や「広く実践されることが望ましい取組み」に対する顕彰を行った。なお、顕彰対象については、「中長期的な視点に立った組織全体としての継続的な取組み」や「コンサルティング機能を発揮している取組み」を重点的に選定した。(23年3～5月)

イ. 中小企業向け融資

中小企業の業況判断は、足元では改善傾向にあるが、先行きについては慎重な見方となっており、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の十全なる発揮が引き続き強く期待されることなどを踏まえ、借手企業から条件変更等の申出があった場合に、当該借手企業の経済状況等を十分踏まえた対応を行っているか等について検証した。

ウ. 住宅ローン

住宅ローンについては、グループ保証会社等が保証している場合、保証会社においても、金融円滑化の観点から、適切な対応がとられるよう、指導・協議・要請等を行っているか等について検証した。

エ. 健全な消費者金融市場の形成に向けた取組み

消費者向け貸付けについては、貸付けに対するニーズも踏まえ、積極的な対応を行っているか等の実態把握に努めた。

(3) リスク管理と地域における金融システムの安定

地域金融機関が、適切な経営管理（ガバナンス）の下、強固で包括的なリスク管理をより徹底していくことは、個別金融機関の健全性や地域金融システムの安定のために必要であるのみならず、変化する環境の中で地域金融機関が安定的な資金供給を通じて実体経済と企業の成長をサポートするなど、金融仲介機能を十全に発揮するためにも必要なことである。こうした観点を踏まえ、マクロ経済や金融市場の動向を注視する等、当局として、自らのリスク感応度を高めつつ、①リスク管理手法の改善、②収益性・財務の健全性の向上について特に留意し、各金融機関の自主的な取組みを促した。

(4) 顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資するものである。金融機関においては、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、顧客の目線に立ち創意工夫を凝らした金融商品・サービスの提供により競争力

を高めていくことが重要である。こうした観点を踏まえ、当局としては、①情報セキュリティ管理の徹底等、②顧客への説明態勢の充実等、③相談・苦情処理態勢の充実、④金融機能の不正利用の防止、⑤業務の継続性の確保に関する取組みについて、監督指針に照らしながら重点的に検証した。

Ⅲ 中小企業金融円滑化法に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）

中小企業金融円滑化法の延長を踏まえ、同法に基づく金融監督に関する指針を策定（23年4月4日）

経営改善や事業再生等のためには、債務者自身が本質的な経営課題を正確かつ十分に認識し、意欲を持って主体的に取り組む必要があると同時に、金融機関においては、コンサルティング機能を積極的に発揮することにより、そういった債務者の自助努力を最大限支援していくことが求められている。同指針において、貸付けの条件の変更等に関する相談または申込みを行った中小企業者に対し、金融機関がコンサルティング機能を発揮するにあたって恒常的に果たすべき役割を具体化した。（資料12-1-4参照）

第2節 預金取扱金融機関の概況

I 主要行等の平成22年度決算概況（資料12-2-1～3参照）

主要行等の22年度決算の概況は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 実質業務純益は、資金利益が減少する中、債券売却益が大幅に増加したことにより、前年同期（29,297億円）より2,858億円増の、32,155億円となった。
2. 与信関係費用は、前年同期（▲9,655億円）より5,724億円減の、▲3,922億円となった。
3. 株式等関係損益は、前年同期（622億円）より3,619億円悪化の、▲2,997億円となった。
4. 当期純利益は、株式等関係損益が悪化したものの、実質業務純益が増加したことに加え、与信関係費用が大幅に減少したことにより、前年同期（11,594億円）より6,910億円増の、18,504億円となった。
5. 自己資本比率は、前年同期（15.8%）より1.5%ポイント上昇し、17.3%となった。
6. 不良債権残高（金融再生法開示債権）は、前年同期（5.0兆円）より0.2兆円減の、4.9兆円となった。不良債権比率は、前年同期（1.9%）より僅かながら減少し、1.8%となった。

II 地域銀行の平成22年度決算概況（資料12-2-4参照）

地域銀行の22年度決算の概況は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 実質業務純益は、債券売却益が増加したものの、資金利益の減少等により、前年同期（18,082億円）より84億円減の、17,998億円となった。
2. 当期純利益は、株式等関係損益が悪化したものの、与信関係費用の減少により、前年同期（6,437億円）より90億円増の、6,527億円となった。
3. 自己資本比率（単体の加重平均）は、前年同期（11.3%）より0.3%ポイント上昇し、11.6%となった。
4. 不良債権残高（金融再生法開示債権）は、前年同期（6.6兆円）より0.1兆円増の、6.7兆円となった。不良債権比率は、前年同期と横ばいの3.2%となった。

Ⅲ 再編等の状況

1. 主要行等の再編等

22年7月以降に行われた主要行等における統合・再編は、以下のとおりである。

中央三井トラスト・ホールディングス、住友信託銀行

(内容) 23年4月1日に株式交換による経営統合を行い、三井住友トラスト・ホールディングスが発足。

24年4月1日を目途に傘下3信託銀行(住友信託銀行、中央三井信託銀行、中央三井アセット信託銀行)が合併を行う予定。

2. 地域銀行の再編等

22年7月以降に行われた地域銀行における統合・再編は、以下のとおりである。

十六銀行、岐阜銀行

(内容) 22年12月22日に十六銀行が株式交換により岐阜銀行を子会社化。

3. 外国銀行の参入

22年7月以降、新たに支店に係る営業免許の付与を受け、営業を開始した外国銀行はない。

4. 外国銀行の退出

22年7月以降、以下のとおり、外国銀行支店において銀行業の廃止があった。

	認可日	認可実行日	
デクシア クレディ ローカル (フランス) 銀行東京支店	23年5月17日	23年6月28日	廃止

Ⅳ 不良債権処理等の推移

1. 不良債権の概念 (資料12-2-5~7参照)

(1) 金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである(主要行については11年3月期より、地域銀行については11年9月期より、協同組織金融機関については12年3月期より、開示が義務付けられた)。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

(2) リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（SEC）と同様の基準に基づくものであり、10年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、11年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

2. 金融再生法開示債権等の現状（資料12-2-8～15参照）

(1) 金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

（単位：％、兆円）

	14年 3月期	17年 3月期	18年 3月期	19年 3月期	20年 3月期	21年 3月期	22年 3月期	22年 9月期	23年 3月期
不良債権比率	8.4	4.0	2.9	2.5	2.4	2.4	2.5	2.5	2.4
総与信	512.1	446.1	457.5	472.7	481.6	498.7	478.3	470.8	475.0
金融再生法 開示債権	43.2	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.5
破産更生 債権	7.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.6	2.4
危険債権	19.3	8.8	6.3	6.1	5.7	6.4	6.7	6.8	6.6
要管理 債権	16.5	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.2	2.5
正常債権	468.9	428.2	444.1	460.7	470.2	486.8	466.6	459.3	463.5

(2) リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

（単位：兆円）

17年 3月期	18年 3月期	19年 3月期	20年 3月期	21年 3月期	22年 3月期	22年 9月期	23年 3月期
17.5	13.1	11.8	11.2	11.6	11.4	11.3	11.3

3. 不良債権問題への取組み（資料12-2-16、17参照）

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、13年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」等のオフバランス化のルールを

設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

(注)

さらに、14年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を16年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定厳格化、自己査定の充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約2年半の間、強力に推進してきた結果、17年3月期には主要行の不良債権比率は2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

(注) なお、17年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2年・3年ルール」、「5割・8割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

第3節 預金取扱金融機関に対する行政処分等について

I 銀行

1. きらやか銀行（平成22年7月16日）

元行員による不祥事件が発生。経営陣による適切な業務運営態勢の構築への取り組みが不十分なものとなっている等の問題が認められたことから、銀行法第26条第1項の規定に基づき、業務改善命令を発出。

2. 日本振興銀行（22年9月10日）

同行より、預金保険法第74条第5項の規定に基づき、「その財産をもつて債務を完済することができない」旨の申出がなされ、当該申出及び同行の財務状況を踏まえ、同法に基づき金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行った。また、資産の劣化防止や預金者間の公平を図り、預金者等の保護に万全を期する必要があるため、銀行法第26条第1項の規定に基づき、一部業務の停止命令及び業務改善命令を発出した。（同行の破綻処理の詳細については、後記Ⅲ参照）

3. スタンダードチャータード銀行在日支店（23年2月15日）

当庁の立入検査等の結果、無認可営業等の法令違反、法令等遵守態勢上の問題点等が認められたこと、また、その背景として、経営管理態勢に基本的な問題が認められたことなどから、銀行法第47条第2項、第4項及び第26条第1項の規定に基づき、業務改善命令を発出。

4. みずほ銀行（23年5月31日）

23年3月にみずほ銀行において発生した大規模システム障害について、障害予防、危機管理対応や顧客対応などに問題が認められたことから、同行に対して銀行法第26条第1項の規定に基づき業務改善命令を発出。

また、みずほフィナンシャルグループにおいても、持株会社として、経営陣の機能発揮等に係る問題等が認められたことから、同グループに対して銀行法第52条の33第1項の規定に基づき、業務改善命令を発出。

II 協同組織金融機関

1. 中央商銀信用組合（22年8月26日）

金融検査等の結果、元理事長等、経営陣の法令遵守の姿勢が欠如している中で、21年4月に業務改善命令を受けているにも関わらず、実効性のある業務運営態勢の構築に向けた取り組みが不十分であるとともに、反社会的勢力への対応が不適切なものとなっているといった問題が認められたことから、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、業務改善命令を発出。

2. 結城信用金庫（22年9月24日）

営業店において顧客預金横領の不祥事件が発生。

法令等遵守態勢の確立に向けた取組みや営業店における相互牽制機能の発揮が不十分である等の問題点が認められたことから、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、業務改善命令を発出。

3. 津山信用金庫（22年10月22日）

営業店において元支店長による出納在庫現金の着服・流用事件が発生。

法令等遵守態勢及び経営管理態勢が不十分であるとともに、内部監査の実効性が確保されていない等の問題点が認められたことから、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、業務改善命令を発出。

4. 水戸信用金庫（22年11月5日）

金融検査等の結果、元役員による不祥事件が発生しているなど、牽制機能が発揮されておらず、経営管理態勢が不十分であるほか、法令等遵守態勢が確立されていない等の問題点が認められたことから、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、業務改善命令を発出。

5. 岡崎信用金庫（22年11月5日）

支店長等による横領事件が長期間に亘って行われているなど職員の法令等遵守意識の醸成が図られていないほか、相互牽制機能・内部監査機能が発揮されていない等の問題点が認められたことから、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、業務改善命令を発出。

Ⅲ 破綻処理について（資料12-3-1～2参照）

日本振興銀行については、22年5月27日に発出された一部業務停止命令及び業務改善命令を踏まえ、経営改善に取り組んでいたところであるが、同年9月10日、日本振興銀行より、預金保険法第74条第5項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出がなされた。

当該申出及び日本振興銀行の財務状況を踏まえ、同日、同法第74条第1項に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行うとともに、同法第77条に基づき預金保険機構を金融整理管財人に選任した。また、同日、資産の劣化防止や預金者間の公平を図り、預金者等の保護に万全を期する必要があるため、銀行法第26条第1項に基づき、一部業務停止命令及び業務改善命令を発出した。

一方、日本振興銀行は、同日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行うとともに、併せて保全処分の申立て等を行い、同日、同裁判所より保全処分命令が発令され、同月13日に再生手続開始の決定が行われた。

日本振興銀行の預金については、預金保険制度に基づき、預金者一人当たり元本1,000

万円までとその利息が保護された。なお、預金者一人当たり元本1,000万円を超える部分とその利息については、日本振興銀行の財産の状況に応じ、民事再生手続の下で作成される再生計画に従って弁済が行われることになるが、預金者の利便性を確保する観点から、預金保険制度の概算払制度により、同年12月13日から23年3月31日までの間、概算払が実施された。

また、23年1月17日以降、預金保険で保護される預金のうち満期日が事業譲渡予定日（同年4月25日）以降に到来するものについては、日本振興銀行及び（預金保険機構の全額出資により設立された）第二日本承継銀行から、預金者に対して、金利を当初の水準から引き下げた上で事業譲渡予定先である第二日本承継銀行に引き継がれることについて承諾するかどうかの意思確認が行われた。なお、預金が引き継がれることについての承諾がなく、解約された場合においては、預金保険で保護される元本とその破綻日までの利息が支払われた。

日本振興銀行の譲渡先については、22年9月10日に第二日本承継銀行と事業譲渡に関する基本合意を締結するとともに、預金保険法第91条第1項第2号に基づき第二日本承継銀行が日本振興銀行から業務を引き継ぐため事業の譲受けなどを行うべき旨の決定を行い、23年4月25日に第二日本承継銀行に事業譲渡が行われた。また、事業譲渡にあわせて、同日、預金保険機構において、同法第59条等に基づき、第二日本承継銀行及び日本振興銀行に対して資金援助（金銭の贈与等）が行われた。

なお、最終的な受皿については、預金保険機構が23年3月11日に募集を開始し、3月31日に募集を締め切った。その後、預金保険機構は、書類審査を通過した応募者から6月10日までに提出された事業計画書を審査するなど、関係者において引き続き最終的な受皿確保に向けた努力が継続されているところである。

第4節 バーゼルⅡ（自己資本比率規制）への対応

平成16年6月に、バーゼル銀行監督委員会が公表した自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の国際的な枠組みを受け、我が国でも19年3月末よりバーゼルⅡが実施された。バーゼルⅡは、「最低所要自己資本比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）及び「市場規律」（第3の柱）の3つの柱からなる規制上の枠組みであり、金融機関が抱えるリスクを従来の規制（バーゼルⅠ）よりも正確に計測すること等を通じて、金融機関により適切なリスク管理を促すものである。（資料12-4-1参照）

バーゼルⅡの国内実施については、順調に移行段階から定着段階へ進展しつつある。

22事務年度においては、当局の事前承認を要する計算手法について審査を実施し、信用リスクの基礎的内部格付手法について1HD及び2行、オペレーショナル・リスクの粗利益配分手法について2HD及び4行の承認を行った。（資料12-4-2参照）

そのほか、証券化エクスポージャーにかかる「利率」の開示の原則義務化を行う「追加Q&A」（解釈集）を公表するなど、実態及び実務に応じた解釈の明確化を図った。

また、21年7月にバーゼル銀行監督委員会から公表された「バーゼルⅡの枠組み強化に関する最終文書」（いわゆる「バーゼル2.5」）を受け、銀行勘定の再証券化商品のリスク・ウェイト引上げ等を含む証券化商品の取扱い強化及びトレーディング勘定のストレス時のデータを用いたバリュエーション・アット・リスク（ストレスVaR）の導入等を含む取扱いの強化を求めるなど、第1の柱及び第3の柱につき所要の告示改正を行った。

第5節 資本増強制度の運用状況

I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

1. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

- (1) 平成22年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年6月30日に、同年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年12月27日に報告内容の公表が行われた。(資料12-5-1~2参照)
- (2) 22年3月期の当期利益が経営健全化計画対比で大幅に下振れた新生銀行について、金融機能早期健全化法第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められたことから、金融機能早期健全化法第20条第2項及び銀行法第26条第1項に基づき、22年6月30日に業務改善命令を発出した。(資料12-5-3参照)

(注) なお、新生銀行については、21年3月期においても、業務改善命令を発出している。

2. 経営健全化計画の見直し

- (1) 経営健全化計画は、原則として4ヶ年計画であり、2年を経過する時期に新たな計画の策定を求めることとされている。22事務年度が見直し時期に当たるりそなホールディングス及びりそな銀行については、22年11月5日に、あおぞら銀行については、同年12月10日にそれぞれ見直し後の新しい経営健全化計画が公表された。
- (2) 上記1. - (2)の業務改善命令を受けた新生銀行については、当該命令に基づき提出された業務改善計画の内容が織り込まれた新しい経営健全化計画が、22年10月22日に公表された。

3. 公的資金の返済状況

22事務年度においては、公的資本増強行のうち、西日本シティ銀行、琉球銀行、りそなホールディングス、岐阜銀行、東日本銀行について、合計で約1兆2,865億円の優先株式の処分が行われた。

この結果、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額(約12.3兆円)に対して、23年6月末時点で注入額面ベースで約10.7兆円が返済されており、残額は約1.5兆円となっている。なお、すでに返済されている約10.7兆円に対し、約1.4兆円の利益(キャピタルゲイ

ン) を実現している。

Ⅱ 金融機能強化法

資本参加行の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき国の資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況報告がなされ、22年3月期（13金融機関）については同年7月30日に、同年9月期（13金融機関）については23年1月28日に報告内容を公表した。（資料12-5-4～7参照）

第6節 地域密着型金融の推進

I 経緯

地域密着型金融の取組みについては、二度にわたるアクションプログラムを経て、19年8月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、通常の監督行政の枠組みに位置づけて推進を図ってきた。こうした中、地域金融機関においては、顧客企業の経営改善支援や事業再生支援等、様々な取組みが行われてきた。

一方、中小企業をはじめとする利用者からは、そうした取組みにとどまらず、経営課題への適切な助言や販路拡大等の経営支援、ニーズに合致した多様な金融サービスの提供が強く期待されていた。また、地域密着型金融の推進については、本来、地道な企業訪問や経営相談・経営指導など中長期的な視点に立った継続的な取組みに関する姿勢や活動を評価・推進していくことが重要であるにもかかわらず、営業現場では短期的な量重視に偏りやすくなっていたほか、網羅的な実績作りに陥りがちな面が生じるなど、様々な課題も浮かび上がっていた。

このような課題認識を踏まえ、地域金融機関における地域密着型金融の取組みの一層の促進を図るため、平成23年5月16日に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、地域密着型金融の目指すべき方向等を示した。

II 地域密着型金融の推進に係る取組み

1. 基本的考え方等

地域金融機関は、経営戦略や経営計画等の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に位置づけ、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」、「地域の面的再生への積極的な参画」、「地域や利用者に対する積極的な情報発信」の取組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。

また、地域金融機関が、地域密着型金融を組織全体として継続的に推進していくためには、経営陣が主導性を十分に発揮して、推進態勢の整備・充実を図っていくことが重要である。

2. 当局の施策

当局は、上記の考え方を踏まえながら、各種ヒアリング等の機会を通じて、各地域金融機関における地域密着型金融の取組み状況についてフォローアップを実施したほか、地域金融機関における取組みを深化・定着させていくような動機付け・環境整

備の施策として、以下の取組みを実施した。

- (1) 地域密着型金融の取組みに関する知見・ノウハウの共有化等を目的に、全国の財務局等（11箇所）において、地域密着型金融に関するシンポジウムを開催した。また、一部の地域金融機関の経営者に「地域密着型金融の推進のサポート役」として、主要営業地域外の財務局が主催するシンポジウムに参加いただくなど、シンポジウムの充実を図った。（23年2～3月）
- (2) 各金融機関の「特に先進的な取組み」や「広く実践されることが望ましい取組み」に対する顕彰を行った。なお、顕彰対象については、「中長期的な視点に立った組織全体としての継続的な取組み」や「コンサルティング機能を発揮している取組み」を重点的に選定した。（23年3～5月）
- (3) 今後、平成23年5月16日に改正した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき、地域金融機関による地域密着型金融への取組みが、中長期的な視点に立って組織全体として継続して推進されているかフォローアップしていく。

第7節 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

I 対応

厳しい経済環境の下、東日本大震災の影響もあり、中小企業等の業況や資金繰りは引き続き厳しい状況となっている。このような中で、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっているとの認識の下、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を積極的に講じた。(資料 12-7-1 参照)

1. 中小企業金融円滑化法の期限の延長等

金融庁は、中小企業金融円滑化法施行後、その円滑な実施に努めるとともに、関係者へのヒアリングや検査・監督等を通じた施行状況や効果・影響等の検証を行ってきたところであり、これを踏まえ、平成 22 年 12 月 14 日、以下のような方針を決定・公表した。

- ① 中小企業金融円滑化法の期限を 1 年間延長する。
- ② 開示・報告資料については、大幅な簡素化をする。
- ③ 金融機関によるコンサルティング機能の発揮を促す観点から、監督指針の改定等を行う。

その後、この方針に基づき、次の施策を講じた。

(1) 改正中小企業金融円滑化法の国会提出及び迅速な施行

23 年 3 月末をもって失効するとされていた中小企業金融円滑化法の期限を 1 年間延長し、24 年 3 月までとする、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案」を、23 年 1 月 25 日、第 177 回国会（常会）に提出した。

その後、同法案は、国会審議を経て、同年 3 月 31 日に可決・成立し、同日に公布・施行した。

また、開示・報告資料を簡素化するため、同法の内閣府令等についても、同法の公布・施行に併せて、23 年 3 月 31 日に公布・施行した。

なお、23 年 4 月 1 日、同法及び関係内閣府令等の施行に合わせ、金融担当大臣談話を公表するとともに、主要経済団体及び金融関係団体に対し、同法等の周知及び金融の円滑化を要請する文書を発出した。併せて、パンフレットの作成・配布により、同法等の周知・広報に努めた。

(2) 監督上の措置

改正中小企業金融円滑化法の成立を踏まえ、金融機関によるコンサルティング機能の発揮を一層定着させるため、貸付けの条件の変更等に関する相談または申込みを行った中小企業者に対して金融機関が果たすべき役割を具体化した、「中小企業

等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針（コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割）」をとりまとめ・公表した。

2. 中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査の実施

中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査を 22 年 2 月より開始し、22 事務年度は 323 件（22 年 2 月より通算して 470 件）の検査に着手した。

3. 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

（1）中小企業者等へのヒアリング・アンケート調査

22 年 8、9 月に、金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、中小企業・団体等から、直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング・意見交換を行った。

また、22 年 8 月、11 月、23 年 2 月、5 月には、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所等を対象に、中小企業の業況や資金繰り等に関するアンケート調査を実施した。

（2）「金融円滑化ホットライン」等における情報の受付

金融サービス利用者相談室及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用した。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施した。

4. 金融機関に対する要請

（1）金融担当大臣から金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会等に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、22 年 12 月 6 日及び 23 年 2 月 21 日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

（2）文書による要請

上述 1.（1）のとおり、改正中小企業金融円滑化法等の施行に合わせた要請文書を発出した他、22 年 12 月 6 日及び 23 年 2 月 21 日に、金融関係団体に対し、コンサルティング機能を従前以上に発揮しながら、中小企業をはじめとした企業金融等

の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出した。

このほか、「口蹄疫の発生等を踏まえた金融の円滑化について」（22年5月18日付）、「平成22年3月下旬からの低温、降霜等による被害農業者等に対する金融の円滑化について」（22年6月22日付）、「高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた金融の円滑化について」（23年1月28日付）をそれぞれ発出した。

（3）その他

全ての都道府県において、22年11月から12月にかけて、金融関係団体、中小企業団体、政府系金融機関等の参加する「地域融資動向に関する情報交換会」を財務局、経済産業局、都道府県で共催した。

5. 地域密着型金融の推進

地域密着型金融の推進については、第4部第12章第6節「地域密着型金融の推進」を参照。

6. 円滑な中小企業・地域金融に向けた検査での対応等

23年2月に、「金融検査結果事例集（前期版）」を公表した。また、23年7月に、「金融検査結果事例集（後期版）」を公表し、「金融円滑化」において事例を紹介した。

（詳しくは、第5部第23章第5節「金融検査結果事例集」を参照。）

また、21事務年度に引き続き、中小企業の経営者等に対し、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕についての説明会を、各財務（支）局、沖縄総合事務局の協力を得て、全国各地で実施した（22事務年度中に、201件開催、10,231名が参加）。

II 現状

1. 貸付けの条件の変更等の実施状況

中小企業金融円滑化法の施行日（21年12月4日）から23年3月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の割合は、中小企業者向け貸付及び住宅ローンの双方で、審査中の案件等を除き、申込みの9割を超える水準となっており、全体として、金融機関の条件変更等へ向けた取組みが着実に進んでいると考えている。（資料12-7-2参照）

2. 金融機関の貸出態度や資金繰り等に関する中小企業の判断等

金融機関の貸出態度に関する中小企業の判断の指標である日銀短観の「貸出態度判断D. I.」（D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構

成比) をみると、21年3月期に▲14となった後、22年3月期に▲6となり、23年3月期、6月期ともに±0となっている。(資料12-7-3参照)

また、当庁が実施している「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果」では、中小企業の業況D. I. は、21年2月調査に▲97となった後、23年2月調査では▲71、5月調査では▲83と、資金繰りD. I. も、21年2月調査に▲88となった後、22年2月に▲78となり、23年2月調査では▲58、5月調査では▲67と推移しており、東日本大震災の影響もあり、足元としては厳しさが増している。(資料12-7-4参照)

3. 融資残高等

23年6月の民間金融機関の法人向け融資残高は、中小企業向けが対前年同月比▲1.9%の減少、中堅・大企業向けが同▲1.7%の減少となっている。(資料12-7-5参照)

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続き動産・債権譲渡担保融資、ABL等を推進している。(資料12-7-6)

第8節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

I 被害及び補償の状況（資料12-8-1参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、平成19年3月（18年12月末時点）より公表している。

23年3月末時点の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、20年度は435件、21年度は306件、22年度は244件となっている。22年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、98.5%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、20年度は5,047件、21年度は5,951件、22年度は6,213件となっている。22年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、54.5%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、20年度は266件、21年度は232件、22年度は219件となっている。22年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、51.9%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、20年度は136件、21年度は60件、22年度は72件となっている。22年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、52.9%（件数ベース）を金融機関が補償している。

II 対応

金融機関における対応状況の把握（資料12-8-2参照）

各預金取扱金融機関の23年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表した。

第9節 口座不正利用対策

I 金融庁における取組状況

金融庁では、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

調査を開始した平成15年9月以降23年3月末までに、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数の累計は32,976件となっている。なお、適宜金融機関と預金口座の不正利用防止について意見交換を実施した。

II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

15年9月以降23年3月末までに、金融庁及び全国の財務局等が情報提供を行った32,976件のうち、金融機関において、18,041件の利用停止、11,852件の強制解約等を行っている。

第10節 振り込め詐欺への対応

金融機能を不正に利用する振り込め詐欺への対応は重要であり、金融庁では、業界団体との意見交換の機会を活用し、振り込め詐欺の未然防止に向けた積極的な取組みや「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（振り込め詐欺救済法）の趣旨に沿った被害者救済に向けた取組みに努めるよう要請した。

第13章 信託会社等の監督をめぐる動き

第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針

「信託会社等に関する総合的な監督指針」については、平成16年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されたものであり、信託会社等の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものである。

第2節 信託会社等の新規参入（資料13-2-1参照）

平成16年12月30日の改正信託業法の施行に伴い、信託の担い手が拡大され、23年6月30日現在、運用型信託会社6社、管理型信託会社7社及び特定信託業者7社（24件）、自己信託1社、信託契約代理店169社（注）の参入がなされたところである。22年7月1日から23年6月30日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社等は、以下のとおり。

○ 特定信託業者（届出制）

グループ企業内で行われる信託業（委託者、受託者及び受益者が同一の会社集団に属していることが必要。）については、1社（1件）の届出を受理した。

（注）信託契約代理店169社のうち144社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されている信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである。

第3節 信託会社等に対する行政処分

○ ライツ信託株式会社（平成22年9月29日、12月22日、平成23年4月1日、6月30日）

ライツ信託株式会社に対し、受託審査や信託財産の管理に不備があったこと等から、22年6月29日に信託業法第45条第1項及び第43条の規定に基づき3ヶ月間の業務の一部停止命令及び業務改善命令を発出した。

その後においても、当該改善命令が履行されていない状況にあったことから、22年9月29日、12月22日及び23年4月1日に信託業法第45条第1項及び第43条の規定に基づき3ヶ月間の業務の一部停止命令及び業務改善命令を発出した。

当社は、23年6月20日の取締役会で信託業の廃止の方針を決議し、今後、既存信託契約の終了等により、信託業の廃止に向けた手続きを行うとしているが、受益者保護の観点から適切な手続きが行われる必要があるため、6月30日に信託業法第45条第1項及び第43条の規定に基づき6ヶ月間の業務の一部停止命令及び業務改善命令を発出した。

第4節 類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており（信託業法第14条第2項）、違反者には30万円以下の罰金が課せられる（信託業法第97条第3号）。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がその商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取ることにしている。

- ① 文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。
- ② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のホームページに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法（商号規制）違反である旨を記載することとする。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のホームページに「商号に「信託」等の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載することとする。

平成22事務年度は、商号に「信託」等の文字を使用している無免許・無登録業者19先について、金融庁及び財務局のホームページ上で注意喚起を行った。

第14章 保険会社等の監督をめぐる動き

第1節 保険会社向けの総合的な監督指針・監督方針

I 保険会社向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針は、平成17年8月12日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、22事務年度においても以下の通り改正を行っている。

1. 金融機関からの既報告や資料提出等の見直しに係る改正（22年7月28日）

金融機関からの既報告や資料提出等について、金融機関の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年一回定期的に点検を行うことを明記する改正を行った。

2. 指定格付機関制度の廃止に伴う改正（22年12月22日）

指定格付機関制度が廃止されることを踏まえ、同制度を利用しているソルベンシー規制等の保険関連規制につき、所要の改正を行った。

3. 商品審査等に係る改正（23年6月9日）

(1) 商品審査の実効性確保及び手続の迅速化について

保険契約者等のニーズの変化に即応した迅速な商品開発を可能とするため、商品審査の効率化・短縮化にかかる改正を行った。

(2) 自動振替貸付制度における保険契約者等保護の充実について

自動振替貸付制度を備えた保険商品について、当該制度の適用が保険契約者等の選択に委ねられるものになっているか、また、自動振替貸付を実行する場合に保険契約者等にその旨を遅滞なく通知することになっているかを明記する改正を行った。

(3) 保険商品・サービス等に関する表示の適正化について

保険商品・サービス等が実際のものより著しく有利であると保険契約者等が誤認することを防止するため、「相対的な優位性があることを意味する用語」等を広告表示で用いる場合には、その主張内容の根拠を明確に表示することを明記する改正を行った。

(4) 保険金の内払いに関する態勢の整備について

総損害額が確定する前に保険金の一部を支払う、いわゆる内払いを行う場合の保険会社の態勢整備について改正を行った。

(5) 保険持株会社の子会社等の業務範囲の明確化について

『国民の声』提案を受け、保険持株会社が直接または保険会社以外の子会社を通じて間接的に保有する子会社について、承認を受ければ一般事業会社も保有可能としている旨を明確化する改正を行った。

II 22 事務年度保険会社等向け監督方針に基づく対応（資料14-1-1参照）

本事務年度においては、下記の通り、「今後の金融監督の基本的考え方」に則し、国民生活や経済活動のために保険会社が果たすべき役割に十分に留意しつつ、①リスク管理の高度化の促進、②顧客保護と利用者利便の向上、③保険会社等の属性に応じた監督対応の3点を重点分野と捉え、保険会社等の監督にあたった。

1. 金融資本市場を取り巻く環境と今後の金融監督の基本的考え方

ベター・レギュレーションの一層の定着・進化を図るため、①リスク感応度の高い行政、②国民の目線・利用者の立場に立った行政、③将来を見据えた行政、④金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政を目指し、監督に取り組んだ。

2. リスク管理の高度化の促進

保険会社が様々なリスクを適切に把握し、契約者に対する責任を的確に果たすためには、リスク管理の高度化による財務の健全性確保とその財務情報の適切な開示が必要である。このことを踏まえ、当局としては、①金融危機を踏まえたリスク管理の高度化の促進、②ソルベンシー評価の見直し等について重点的に取り組んだ。

3. 顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資するものである。金融機関においては、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、顧客の目線に立ち創意工夫を凝らした金融商品・サービスの提供により競争力を高めていくことが重要である。このことを踏まえ、当局としては、①情報セキュリティ管理の徹底等、②適切な保険金支払管理態勢の構築、③適切な保険募集態勢の確立、④相談・苦情処理態勢の充実の4項目についての検証に重点的に取り組んだ。

4. 保険会社等の属性に応じた監督対応

保険会社等の業務規模は、大規模のものから少額短期保険業者のような総じて小規

模のものまで多様である。また、保険募集の形態も募集人・代理店を中心とするものや、通信販売を中心とするものなど多様化している。このような状況を踏まえ、保険会社等の業務規模・態様等の属性に応じた監督対応を適切に行った。

第2節 保険会社の概況

I 平成23年3月期決算状況

1. 生命保険会社（かんぽ生命を除く）（資料14-2-1参照）

（1）損益の状況

生命保険会社の本業による基礎的な収益を示す基礎利益をみると、22年3月期（2兆4,216億円）に比べ、保険料等収入は増加したものの、東日本大震災の支払備金等により、2兆1,444億円と減益になった。

さらに、有価証券の減損・売却損等であるキャピタル損益は、金融市場の低迷等により、▲2,573億円（前年は▲2,244億円）と赤字額が拡大したものの、危険準備金や価格変動準備金の取崩しを行ったこと等により、当期純利益（剰余）は9,211億円（前年は9,472億円）とほぼ前年と同水準を確保している。なお、有価証券含み益については、4兆5,802億円（前年は5兆5,447億円）と減少している。

（2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、金融市場の低迷により、有価証券の含み損益が減少し、マージン総額は減少したものの、保有株式の減少等により資産運用リスクが減少したこと等から、全体としては、前年と比較して上昇している（全社平均1,066.0%（前年比+14.7%））。

2. 損害保険会社（資料14-2-2参照）

（1）損益の状況

損害保険会社の本業による収益を示す保険引受利益をみると、正味収入保険料が22年3月期（7兆2,217億円）に比べ、ほぼ横ばいの7兆2,153億円となったものの、東日本大震災による発生保険金が増加したことなどから、1,823億円の赤字となった。

しかしながら、有価証券の売却益が増加したこと等から資産運用粗利益が4,812億円（前年は3,743億円）に増加し、当期純利益は1,176億円の黒字（前年は2,162億円の黒字）を確保した。なお、有価証券含み益は、2兆8,603億円（前年は3兆7,617億円）と減少している。

（2）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、有価証券の含み益の減少などによりマージン総額が減少したことから、全体としては、前年と比較して下落している（全社平均628.5%（前年比▲68.6%））。

Ⅱ 再編等の状況（資料14-2-3～7参照）

1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、ここ数年、多くの生・損保会社において業務提携・統合・合併等が行われ、保険業界の再編の動きがみられる。

なお、23年6月末現在における会社数は、生命保険会社43社、外国生命保険会社等4社、損害保険会社28社、外国損害保険会社等22社、保険持株会社9社である。

2. 主要会社の再編等

(1) 22年7月以降、以下のような経営統合等が行われた。

① 子会社化

23年2月、ジブラルタ生命がAIGエジソン生命、エイアイジースター生命を子会社化。

② 経営統合等

22年10月、あいおい損害保険（株）、ニッセイ同和損害保険（株）があいおい損害保険（株）を存続会社として合併し、あいおいニッセイ同和損害保険（株）となる。

23年5月、あいおいニッセイ同和損害保険（株）、アドリック損害保険（株）があいおいニッセイ同和損害保険（株）を存続会社として合併。

3. 新規参入について

22年7月以降、以下のとおり保険業の免許を付与した。

保険会社等名	免許日	免許の種類
a u損害保険株式会社	23年2月25日	損害保険業
スイス・リー・インターナショナル・エスイー	23年2月25日	外国損害保険業

4. 保険会社等の撤退について

22年7月以降、以下の保険会社等が撤退している。

保険会社等名	廃止日・解散日	免許の種類
スミセイ損害保険株式会社	23年1月1日	損害保険業
アシュアド・ギャランティ・ミュニシパル・コープ	23年4月8日	外国損害保険業

第3節 保険金等の不適切な不払い問題等への対応について

平成17年以降、保険金等の不払い等といった利用者保護に欠ける問題が生命保険会社、損害保険会社の双方で明らかになっている。

I 生命保険会社

生命保険会社においては、17年7月に、全社に対し保険金等の不払事案について保険業法に基づく報告を求め、不適切な不払いが多数認められた1社に対し、同年10月、業務改善命令及び一部業務停止命令を発出し、その取り組み内容や進捗状況等について定期的なフォローアップを行っている。

更に、19年2月には保険金等の追加的な支払いを要するものについて全社に対し保険業法に基づく報告を求め、多数多額の支払漏れ等が発生し、経営管理態勢及び業務運営態勢に一層の改善の必要性が認められた10社に対し、20年7月、業務改善命令を発出し、その取り組み内容や進捗状況等について定期的なフォローアップを行っている。また、当該フォローアップにおいて、23年2月及び8月に保険金等の追加支払い状況を報告するよう要請している。

業務改善命令を発出した10社については、

- ① 業務改善に関する委員会の設置による社内横断的な業務改善の推進
 - ② 内部監査部門内に保険金等支払業務に関する専門部署を設置し内部監査態勢強化
 - ③ 保険金等支払事案の全件事後検証の実施
- 等といった改善策を各社において実施するなど、徐々に改善が図られてきている。

II 損害保険会社

損害保険会社においては、17年11月に付随的な保険金の支払漏れが認められた26社及び19年3月に第三分野商品に係る不適切な不払いが認められた10社に対し業務改善命令を発出した。各社からの業務改善状況についての定期的な報告は解除したが、必要に応じてフォローアップを行っている。

また、18年12月、火災保険を取扱う損害保険会社(30社)に対し、保険料取過ぎ等に係る点検を要請した。これを受け、日本損害保険協会は、火災保険を含む全保険商品についての自主的な点検を実施していく旨を公表した。

各社は今後も点検を継続するとしているが、点検の進捗に伴い、新たに判明する保険料誤りの件数・金額は減少してきている。

第4節 少額短期保険業者の監督をめぐる動き（資料14-4-1参照）

改正前（平成18年4月以前）の保険業法の規制対象は、不特定の者を相手として保険の引受けを行うものと定義されていたため、特定の者を相手方として、何ら法律の根拠に基づくことなく保険の引受けを行ういわゆる「根拠法のない共済」は保険業法の規制対象外であった。これらの団体の中には、不適切な販売方法をとるものや財務基盤の脆弱なものがある等の問題が指摘されていた。

このため、保険業法の改正により、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業も原則として保険業法の規制対象とするとともに、保険会社と比べて扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取扱う少額短期保険業制度が創設された（18年4月施行）。

少額短期保険業者については、金融庁及び財務局の監督下に置かれ、23年6月末現在の業者数は70社となっている。

第5節 認可特定保険業者への対応について

I 認可特定保険業者向けの総合的な監督指針の策定

「保険業法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(平成22年法律第51号)により、「保険業法の一部を改正する法律」(平成17年法律第38号)の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、23年5月13日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

それに伴い監督当局(金融庁及び各財務局)が、これらの認可特定保険業者に対してどのような視点に立って対応していくべきかを体系的に整備した「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」について、23年3月11日に案を公表しパブリックコメントに付した上で、23年5月10日付で各財務局に対し発出したところである。

具体的には、経営管理、財務の健全性、業務の適切性といった監督上の評価項目について、それぞれ着眼点等を記載するとともに、各財務局において認可の審査等の事務処理を行う上での留意点等を記載している。(資料14-5-1参照)

II 監督対応の基本的な考え方

これまでの経緯から認可特定保険業者の実態はその態勢等の面で多種多様であることが想定されることから、認可特定保険業者向けの総合的な監督指針の適用にあたっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、業務の健全かつ適切な運営の確保等の観点から問題がない場合には、必ずしも不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要があるとしている。

第6節 ソルベンシー・マージン比率の見直しについて

I 連結財務健全性基準の導入に伴う整備（資料14-6-1～3参照）

保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループに関し、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社に波及するリスクを早期に把握することで、保険契約者等の保護を図るため、保険会社等の連結財務健全性基準の導入を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立した（平成22年5月12日成立、5月19日公布）。これらを踏まえ、保険会社等の連結財務健全性基準の具体的な算出方法等を定めた保険業法施行規則等を23年3月に公布した（24年3月末から施行）。

II 経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に向けてのフィールドテストの結果概要（資料14-6-4参照）

経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産負債の一体的な時価評価を通じ、保険会社の財務状況の的確な把握や、保険会社のリスク管理の高度化に資するものであることから、近年、国際的にも、保険監督者国際機構(IAIS)等において、その導入に向けた検討が行われている。また、我が国においても、平成22年度の保険会社等向け監督方針において、「保険会社の実態把握（フィールドテスト）を十分に行いつつ、経済価値ベースのソルベンシー評価の導入について検討を行っていく」としている。

こうした状況を踏まえ、22年6月から12月にかけて、全保険会社に対して、経済価値ベースの保険負債等を計算するフィールドテストを実施し、各社の対応状況や実務上の問題点等を把握の上、23年5月にその結果の概要を公表した。

第15章 証券会社等の監督をめぐる動き

第1節 監督指針・監督方針

I 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針は、平成19年9月30日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきており、22事務年度においても以下の改正等を行っている。

1. 金融商品取引業者等の事務負担軽減等の観点からの改正

【22年7月28日より適用。】

金融商品取引業者等により定期的に提出される報告について、金融商品取引業者等の事務負担軽減等の観点から、監督事務の必要性・方法等の点検作業の定例化及び他部署との連携強化について留意事項を追加した。

2. 多数国間投資保証機関のリスク・ウエイトの明示に伴う改正

【22年9月27日より適用。】

パーゼル委員会において、多数国間投資保証機関（MIGA）のリスク・ウエイトを0%と取り扱うことを明示するニュースレターが公表されたことを踏まえ、同機関のリスク・ウエイトが0%であることを明記した。

3. 主幹事引受制限等に係る改正

【(1)については23年1月1日より、(2)については22年9月22日より適用。】

(1) 金融商品取引業等に関する内閣府令の改正（23年1月1日施行）による主幹事引受制限の見直しを踏まえ、独立引受幹事会社の経験・実績に関する事項に、社債券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に関するものを追加した。

(2) 警告を行った無登録業者について、その名称を金融庁HPで公表することを明記した。

4. 金融商品取引業者グループに対する連結規制・監督の枠組みの導入等に伴う改正

【(3)③については23年3月18日より、その他については23年4月1日より適用。】

(1) 平成22年金融商品取引法改正により、金融商品取引業者グループに対する連結規制・監督の枠組みが導入されたことを踏まえ、グループ全体の健全性の状況等を踏まえた適切な行政対応が実施できるよう、以下の留意事項等を追加した。

- ① 「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」を適用して連結自己資本規制比率を算出する場合の留意点
- ② 連結自己資本規制比率の状況に応じて行政処分を行う場合の留意点
- ③ 外国グループの日本拠点である第一種金融商品取引業者のグループ内の日本拠

点に対する流動性の供給状況の把握等に関する留意点

(2) 「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方」(平成22年9月13日金融庁公表)において、自主規制ルールの整備が求められた事項につき、各業者において、自主規制ルールを踏まえた適切な対応が行われているかを監督上の着眼点として追加した。

(3) その他、以下の改正等を行った。

- ① 外国投資信託を国内から直接設定・指図する運用業に係る留意点の追加
- ② 勤労者財産形成促進法に基づく累積投資に係る払込金の取扱いの整備
- ③ 警告を行った類似商号使用者について、その名称を金融庁HPで公表することの明記

5. 投資法人等が登録免許税及び不動産取得税の軽減を受ける際に必要とされる金融庁長官(財務(支)局長)の証明書の発行に係る取扱いの整備

【23年4月1日より適用。】

- (1) 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行に係る取扱いについて、投資法人、信託会社等及び特定目的会社を取得する建物の倉庫以外の床面積割合を確認する方法として、行政書士が発行する証明書の添付を求めていたことに代え、国土交通大臣が発行する証明書の添付を求めることとした。
- (2) 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書及び不動産取得税の軽減に係る証明書の発行に係る取扱いについて、不動産の登記事項証明書の添付を求めることとした。

II 平成22事務年度金融商品取引業者等向け監督方針(資料15-1-1参照)

本事務年度においては、下記の通り、「今後の金融監督の基本的考え方」に則し、①市場仲介機能の適切な発揮、②質の高いリスク管理の促進、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野と捉え、金融商品取引業者等の監督にあたった。

1. 金融資本市場を取り巻く環境と今後の金融監督の基本的考え方

上記のような認識の下、平成22事務年度の監督行政においても、ベター・レギュレーションの一層の定着・進化を図ることを基本に据え、①リスク感応度の高い行政、②国民の目線・利用者の立場に立った行政、③将来を見据えた行政、④金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政について、特に重点的に取り組んだ。

2. 市場仲介機能の適切な発揮

金融商品取引業者等は、投資者及び資金調達者が市場にアクセスする際に市場仲介者としての公共的な役割を担っており、①市場仲介機能の適切な発揮に向けた内部管理態勢の整備、②顧客情報・法人関係情報の管理の徹底、③反社会的勢力排除の徹底に留意した。

3. 質の高いリスク管理の促進

金融商品取引業者等の収益環境は必ずしも良好とは言えない状況にある中で、金融商品取引業者等が、質の高いリスク管理を徹底することがますます重要になってきており、①証券会社グループ全体の統合的なリスク管理の促進、②各種ファンドへの対応に留意し、各金融商品取引業者等の自主的な取組みを促した。

4. 顧客保護と利用者利便の向上

金融商品取引業者等による顧客保護・利用者利便の向上に向け、①格付会社規制への対応、②勧誘・説明態勢等、③苦情・相談処理態勢の検証、④外国為替証拠金取引への規制強化等、⑤第二種金融商品取引業に係る自主規制、⑥業務の継続性、⑦金融犯罪等への対応について留意した。

第2節 第一種金融商品取引業

I 第一種金融商品取引業者の概況

1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（資料15-2-1参照）

(1) 第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、平成22年7月以降、7社が新規に登録を受けている。

また、第一種金融商品取引業者以外の金融商品取引業者3社が、第一種金融商品取引業を行うため、変更登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者23社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、23年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は331社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、280社となっている。

① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状況	登録年月日
チャイエックス・ジャパン(株)	○	新規登録	22年7月1日
みずほグローバルオルタナティブ インベストメンツ(株)	○	新規登録	22年9月6日
NSH証券(株)	○	新規登録	22年11月10日
ノーザン・トラスト・グロー バル・インベストメンツ(株)	○	変更登録	22年12月22日
光陽ファイナンシャルトレード(株)	○	変更登録	23年2月3日
ブラックロック・ジャパン(株)	○	変更登録	23年3月9日
BNPパリバ証券準備(株)	○	新規登録	23年4月1日
eワラント証券(株)	○	新規登録	23年4月22日
ナティクシス日本証券準備(株)	○	新規登録	23年4月22日
グリーンズレッジ・アジア・リミ テッド	○	新規登録	23年6月27日

② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第29条の登録の抹消を伴うもの） 又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
スパークス証券(株)	○	合併消滅	22年7月1日
ITG Japan Ltd.	○	廃止	22年7月9日
ケービーシー・ファイナンシャル・プロダクツ・ユークー・リミテッド	○	廃止	22年7月16日
EMCOM証券(株)	○	事業譲渡	22年7月20日
(株)セントレード	—	合併消滅	22年7月20日
ドレスナー・クラインオート(ジャパン) リミテッド	○	廃止	22年8月20日
ユニマット証券(株)	○	合併消滅	22年9月20日
オリエント証券(株)	○	廃止	22年9月30日
ラッセル・インベストメント(株)	○	変更登録	22年9月30日
ジェービックホールディングス(株)	○	廃止	22年10月15日
FX ZERO(株)	—	合併消滅	22年11月1日
アクシズ・ジャパン証券(株)	○	廃止	22年11月30日
飯田証券(株)	○	廃止	23年1月4日
佐世保証券(株)	○	合併消滅	23年1月4日
ドリームバイザー・ファイナンシャル(株)	○	廃止	23年1月31日
大成証券(株)	○	廃業	23年2月17日
住商アセットマネジメント証券(株)	○	廃業	23年2月23日
金十証券(株)	○	事業譲渡	23年3月15日
Phillip Financials(株)	—	合併消滅	23年4月1日
J. P. モルガン・ワールドワイド・セキュリティーズ・サービス(株)	○	合併消滅	23年4月1日
ブラックロック証券(株)	○	合併消滅	23年4月1日
ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ(ジャパン) リミテッド	○	事業譲渡	23年5月1日

(株)フォレックス・トレード	—	廃止	23年5月2日
ナティクス	○	事業譲渡	23年6月1日

注1) ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ (ジャパン) リミテッドは、BNPパリバ証券準備(株)に全ての事業を譲渡し、金融商品取引業を廃止。BNPパリバ証券準備(株)は23年5月1日付でBNPパリバ証券(株)に商号変更。

注2) ナティクスは、ナティクス日本証券準備(株)に全ての事業を譲渡し、金融商品取引業を廃止。ナティクス日本証券準備(株)は23年6月1日付でナティクス日本証券(株)に商号変更。

(2) 特別金融商品取引業者

23年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、16社となっている。

特別金融商品取引業者

SMBC日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	JPモルガン証券(株)
シティグループ証券(株)	大和証券キャピタル・マーケット(株)
ドイツ証券(株)	日本相互証券(株)
野村證券(株)	バークレイズ・キャピタル証券(株)
BNPパリバ証券(株)	みずほインベスターズ証券(株)
みずほ証券(株)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)
メリルリンチ日本証券(株)	モルガン・スタンレーMUFJ証券(株)

(3) 指定親会社

23年6月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第57条の12第1項に基づく指定を受けている指定親会社は、2社となっている。

指定親会社

指定親会社名	指定年月日
(株)大和証券グループ本社	23年4月22日
野村ホールディングス(株)	23年4月22日

2. 国内証券会社の22年度決算概要 (資料15-2-2~3参照)

国内証券会社265社の平成23年3月期決算(単体)における営業収益は、前期比14%減(同4,397億円減)の2兆7,506億円となった。

営業収益のうち、特に、トレーディング損益は、欧州諸国の財政不安による円高の進行等を要因とした国内株式相場下落や3月に発生した東日本大震災後の市場の混乱等により、株式や債券の売買業務で収益が伸び悩んだことや、一部の証券会社において、デリバティブに係る多額の損失が計上されたことにより前期比 35%減（同 2,819 億円減）の 5,157 億円と大幅な減益となった。

また、受入手数料についても前期比 10%減（同 1,900 億円減）の 1兆 8,099 億円と減少した。これは、当期における増資等の案件、調達額が少なく、引受け・売出し手数料が、同 39%減（同 904 億円減）の 1,424 億円と減少したことが主な要因である。さらに、東京証券取引所（一部）における株式 1 日平均売買代金が前期と同水準の約 1.5 兆円であったものの、前述の欧州問題等を要因とした株価下落を背景に、同取引所（同）における個人投資家の株式売買代金が前期比 19%減と低調だったこと等から、委託手数料が同 10%減（同 500 億円）の 4,719 億円と振るわなかったことも影響した。

一方、金融収益は、前期比 4%増（同 141 億円増）の 3,753 億円となった。

販売費・一般管理費は、役職員数の減少により人件費が前期比 7%減（同 786 億円減）の 1兆 370 億円となったこと等から、同 5%減（同 1,290 億円減）の 2兆 4,918 億円となった。

以上のことから、経常損益は前期比 75%減（同 2,456 億円減）の 823 億円と大幅な減益となった。

当期純損益は、前述の要因に加え、一部の証券会社において、多額の関係会社株式評価損を特別損失として計上したこと等が影響し、前期 1,801 億円の利益から一転、2,713 億円の損失計上となった。

II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

22 年 7 月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、延べ 9 社に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消 0 件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 4 件
- ③ 業務改善命令 5 件

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「電子情報処理組織の管理不十分」、「外務員登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為」、「無登録によるファンドの運用、分別管理義務違反」「届出されていない有価証券を募集により取得させる行為、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」、等となっている。

Ⅲ 投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（10年12月1日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社（金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）に投資者保護基金への加入を義務づけた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、14年7月1日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（23年6月末時点 289社、基金規模約 547億円）。（資料 15-2-4 参照）

第3節 第二種金融商品取引業

I 第二種金融商品取引業者の概況（資料15－3－1参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成23年6月末現在における第二種金融商品取引業者は1,293社となっている。

II 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

22年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、延べ6社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消し（業務改善命令を含む。）が4件、業務停止命令（業務改善命令を含む。）が2件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「分別管理が確保されていない状況で行う私募」、「特別の利益提供を約する行為」等となっている。

III 第二種金融商品取引業協会の認定

第二種金融商品取引業にかかる自主規制機関として設立された一般社団法人 第二種金融商品取引業協会に対し、23年6月30日、金融商品取引法第78条第1項に基づき、認定金融商品取引業協会としての認定を行った。

第4節 投資助言・代理業

I 投資助言・代理業者の概況（資料15-4-1参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成23年6月末時点では、投資助言・代理業の登録を有する者は1,111社となっている。

II 投資助言・代理業者に対する行政処分

22年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、13社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消しが8件（業務改善命令を含む。）、業務停止命令（業務改善命令を含む。）が5件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「無登録でのファンド私募・運用」、「無登録業者への名義貸し」等となっている。

第5節 投資運用業

I 投資運用業者の概況

1. 投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

平成23年6月末現在の投資運用業者数は320社（投資信託委託業者85社、投資法人資産運用業者47社、投資一任業者259社、自己運用業者26社）となっている。（資料15-5-1参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

2. 投資法人の推移

23年6月末現在の登録投資法人は47社（不動産系40社、証券系7社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるJ-REIT）35社で運用する資産残高の合計は、23年6月末で8兆1,993億円（前年比0.5%減）となっている。

なお、22年7月から23年6月末までに、投資法人同士の合併が3件行われている。（資料15-5-2参照）

3. 運用資産の推移

22年度は資金流入により運用資産は増加している。

投資信託については、純資産残高は23年3月末で公募投信65兆3,118億円（前年比2.5%増）（株式投信54兆2,162億円（同3.1%増）、公社債投信11兆0,956億円（同0.2%減）、私募投信30兆4,026億円（同横ばい）（株式投信29兆7,297億円（同横ばい）、公社債投信6,728億円（同3.8%減））となっている。（資料15-5-3参照）

投資一任契約資産残高については、23年3月末で130兆3,713億円（同1.2%減、（社）日本証券投資顧問業協会会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、平成23年3月末で直近決算期末の数値を単純合計すると、4,050億円（同5.7%増）となっている。

II 投資運用業者に対する行政処分

22年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、2社に対して行政処分を行っており、その内訳は業務停止命令（業務改善命令を含む。）が1件、業務改善命令が1件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「純財産額が、投資運用業を行う金融商品取引業者の政令で定める金額に満たない状況」、「投資一任契約において、不適切な運用が認められる状況」となっている。

第6節 登録金融機関、金融商品仲介業者

I 登録金融機関の概況

平成23年6月末現在における登録金融機関数は、1,135社となっている。(資料15-6-1参照)

登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

なお、22年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

II 金融商品仲介業者の概況

23年6月末現在における金融商品仲介業者数は、652社となっている。(資料15-6-1参照)

なお、22年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の状況については、関東財務局長が金融商品取引法第66条の22に基づく報告を求めたところ、法令違反が認められたため、1社に対して行政処分(業務停止命令、業務改善命令)を行っており、行政処分に至った違法行為の内容は、「顧客からの金銭の預託の禁止に違反」となっている。

第7節 信用格付業者

I 信用格付業者の概況（資料15-7-1参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している（平成22年4月に施行された改正金融商品取引法において、登録制をはじめとする格付会社規制に関する制度が導入）。

23年6月末現在における信用格付業者は6社が登録を受けている。

II 信用格付業者の特定関係法人

23年6月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、57社となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（23年6月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	17 法人
スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社	11 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	29 法人

第8節 認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、平成23年6月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

なお、「社団法人 日本損害保険協会」、「全国銀行協会」及び「社団法人 信託協会」は、22年9月15日付で指定紛争解決機関に指定されたことに伴い、22年10月1日付で認定投資者保護団体業務を廃止している。

(23年6月30日現在)

認定日	団体名	所在地
H19. 9. 30	社団法人生命保険協会	東京都千代田区丸ノ内3-4-1
H22. 1. 19	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相 談センター	東京都中央区日本橋茅場町2-1 -13

(注) 指定紛争解決機関制度の施行に伴い、「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」(指定日:23年2月15日)及び「社団法人 生命保険協会」(指定日:22年9月15日)が、指定紛争解決機関として指定されている。

このうち、「社団法人 生命保険協会」は、指定紛争解決機関としての業務開始に伴い、認定投資者保護団体業務に係る苦情・あっせんの新規受付を22年9月30日で終了し、23年10月1日をもって当該業務の廃止を予定している。

第9節 未公開株取引等の問題に対する対応状況について

I 相談件数の状況等

未公開株取引に関して、最近、金融庁金融サービス利用者相談室への相談件数が引き続き増加（平成19年度1,025件 → 20年度1,376件 → 21年度2,460件 → 22年度2,965件）している。

その相談内容には、無登録業者が関与する詐欺的なものが多く、金融庁等の行政機関から委託を受けたと説明するものや金融庁等の職員を名乗る事例も見られる。

また、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）の取引に関しても、無登録業者が関与する詐欺的事例のほか、金融商品取引業者（登録業者）による問題事例も発生している。

II 対応

こうした詐欺的な投資勧誘の問題について、金融庁は、従来から、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じ、厳正に対応
- ③ 無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告や警察当局との連携

さらに、最近の状況を踏まえ、被害の未然防止、被害の拡大防止、被害の回復に向けた以下の取組みを実施した。

- ① 政府公報オンライン及び新聞折込広告を通じた注意喚起を実施。
- ② 「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」の作成・配布。
- ③ 日本証券業協会が作成したポスター、リーフレットの配布に協力。
- ④ 無登録で金融商品取引業を行う者に対する警告書の発出等の事実について、ウェブサイトで公表（46件）。
- ⑤ 金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とするルールの創設、無登録業者による広告・勧誘行為の禁止、無登録業者に対する罰則の引上げを盛り込んだ改正金融商品取引法が成立（23年5月17日）。
- ⑥ 警察庁が設置した「資産形成事犯対策ワーキングチーム」等を通じた警察当局との連携の強化。

第16章 その他の金融業の監督をめぐる動き

第1節 事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、抵当証券業者、前払式支払手段発行者、資金移動業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関、登録講習機関等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

第2節 貸金業者等の監督をめぐる動き

I 貸金業者向けの総合的な監督指針

貸金業者向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針は、平成19年11月7日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行なってきたところであり、22事務年度においても以下のとおり改正を行なっている。

既報告や資料提出等の定期的な見直し（22年7月28日）

貸金業者に報告や資料提出を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定的よう配慮するとともに、現在行なっている監督事務の必要性、方法等については点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図ってきたところではあるが、その具体的な点検方法について追記を行なった。

II 貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、23年3月末現在、2,589業者（うち財務局長登録349業者、都道府県知事登録2,240業者）となり、22年3月末から1,468業者減少した。

III 貸金業者に対する行政処分

22事務年度中における財務局長登録の貸金業者に対する行政処分は、次の1件であった。

基準額超過極度方式基本契約に係る調査の未実施等の法令違反が認められた1社（関東財務局長登録）に対する行政処分（業務改善命令）。

IV 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況（資料16-2-1参照）

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として、21年6月18日に日本貸金業協会を指定している。同資格試験は、毎年少なくとも1回行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の34第1項）、22事務年度においては、22年11月21日に試験を実施している。

V 貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任しており、21年10月5日より登録申請の受付を開始している。

なお、23年6月末現在における貸金業務取扱主任者登録申請の受理件数は、39,076

件となっており、そのうち 38,949 人に対して主任者登録を行っている。

VI 登録講習機関の講習実施状況

貸金業務取扱主任者の登録講習については、22 年 9 月 30 日に日本貸金業協会を登録講習機関として登録し、当協会は、23 年 1 月から登録講習を実施している。

同講習は毎年 1 回以上行うこととされ（貸金業法施行規則第 26 条の 63 第 1 号）、22 事務年度は、23 年 1 月～2 月に計 3 回実施している。

VII 指定信用情報機関の概況

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第 3 段階施行（21 年 6 月 18 日）により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、貸金業法に基づく信用情報提供等業務を行う者として、22 年 6 月末までに次の事業者を指定している。

指定日	商号	主たる営業所の所在地
22 年 3 月 11 日	株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目 23 番 7 号
	株式会社日本信用情報機構	東京都千代田区神田多町二丁目 1 番地

第3節 抵当証券業者の監督をめぐる動き

抵当証券業者の概要

抵当証券業の規制等に関する法律（以下「旧法」という。）は、金融商品取引法の施行に伴い平成19年9月末に廃止されたが、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月14日法律第66号）の規定により、旧法の廃止前に登録を受けた抵当証券業者が、金融商品取引法の施行前に行った抵当証券の販売等は従前の例によるとされた。

また、当該業者が金融商品取引法の施行後に行う抵当証券の販売等については、旧法の規定が金融商品取引法の施行日から6年を経過する日までの間はなおその効力を有するとされた。

抵当証券業者の登録数については、バブル期に急速に増加し、ピーク時には175社（3年度末）であったが、バブル崩壊後の不動産市況の低迷等の影響もあり、23年6月末で1社まで減少している。

第4節 前払式支払手段発行者・資金移動業者の監督をめぐる動き

I 前払式支払手段発行者の概況

平成22年4月1日に施行された資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）においては、前払式証票の規制等に関する法律（資金決済法の施行に伴い廃止。以下「旧法」という。）において規制対象としていた紙型・磁気型・IC型の商品券やプリペイドカード等に加え、旧法において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段（発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をいう。）についても規制の対象とされている。

前払式支払手段の種類は、前払式支払手段発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家型前払式支払手段と、それ以外の第三者型前払式支払手段に区分される。また、前払式支払手段の発行者は、自家型前払式支払手段のみを発行する法人又は個人である自家型発行者（届出制）と、第三者型前払式支払手段を発行する法人である第三者型発行者（登録制）に区分される。

（前払式支払手段発行者数の推移）

	21年3月末	22年3月末	23年3月末
自家型発行者	531	569	689
第三者型発行者	1,198	1,133	1,117
合計	1,729	1,702	1,806

II 前払式支払手段の払戻手続

資金決済法においては、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、前払式支払手段の保有者に対して払戻しを実施することが新たに義務付けられている。

前払式支払手段発行者が、この払戻しを行おうとするときは、当該払戻しをする旨や60日を下らない一定の期間内に申出すべきこと等の事項について、日刊新聞紙による公告及び営業所・加盟店等への掲示により、前払式支払手段の利用者への周知を行わなければならないとされている。

金融庁及び財務局は、利用者の一層の保護を図る観点から、23年1月14日より金融庁ウェブサイトには払戻しに関する情報として「商品券（プリペイドカード）の払戻しについて」（資金決済法に基づく払戻手続実施中の商品券の発行者等一覧を含む。）を掲載するとともに、前払式支払手段発行者に対して、払戻申出期間について60日より可能な限り長い期間の設定等を要請するなどの取組みを行っている。

払戻手続については、資金決済法施行日から23年6月末までに154件実施されている。

Ⅲ 前払式支払手段の発行保証金の還付手続

資金決済法においては、旧法と同様に、発行された前払式支払手段の基準日（3月末と9月末）における未使用残高が1,000万円を超える前払式支払手段発行者については、未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託等が義務付けられている。

前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合であって、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認められるときは、財務（支）局によって発行保証金の還付手続が実施されることとなる。

発行保証金の還付手続については、旧法施行日（2年10月1日）から23年6月末までに39件実施されている。

(21 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者)

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
岡山プリペイドカード（株）	中国財務局	21 事務年度
（株）オーケーエンタープライズ	福岡財務支局	21 事務年度
（株）キンカ堂	関東財務局	22 事務年度
越前商業開発（株）	北陸財務局	22 事務年度
（株）エヌシーぐんま	関東財務局	22 事務年度

(22 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者)

発行者の名称	所管財務局	当該事務年度中の配当の実施
新潟県医薬品小売商業組合	関東財務局	未実施
大浦（株）	九州財務局	未実施
（株）中三	東北財務局	未実施

Ⅳ 資金移動業者の概況

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告（21年1月14日）において、「為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達により銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと（為替取引に関する制度の柔軟化）を認めることとし、このための制度設計を行うことが適当と考えられる。」とされている。

この報告を受けて、資金決済法においては、従来銀行等のみ認められてきた為替取引を少額の取引に限定して銀行等以外の者でも行えるように資金移動業が創設されている。

資金移動業者が営むことができる為替取引（少額の取引）については、政令において

100万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引と定められている。
23年6月末現在の資金移動業者数は16業者となっている。

第5節 S P C等の監督をめぐる動き

I S P C等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（平成9年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、10年6月に成立し、同年9月から施行された。同法の目的は、①特定目的会社（以下「S P C」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年5月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下「新法」という。）が同年11月から施行された。18年5月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。23年5月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われた。

（S P Cの登録・届出件数）

	21年3月末	22年3月末	23年3月末
新法S P C	1,061社	1,021社	961社
旧法S P C	4社	3社	3社

（注1）業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。

（注2）新法S P Cとは、12年11月以降、新法に基づき設立されたS P Cをいい、旧法S P Cとは、特例旧特定目的会社をいう。

II 資産の流動化の状況

（億円）

	20年9月末	21年9月末	22年9月末
資産対応証券の発行残高等	110,056	121,731	118,926
(1) 新法S P C	109,411	121,289	118,606
(2) 旧法S P C	645	442	320
① 不動産	50,618	58,931	59,742
② 不動産の信託受益権	38,497	46,842	46,370
③ 指名金銭債権	8,754	8,711	7,379
④ 指名金銭債権の信託受益権	11,029	6,698	4,998
⑤ その他	1,159	550	437

（注1）毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

（注2）①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳。

第6節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

不動産特定共同事業者の概況

不動産特定共同事業法は、平成3年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

不動産特定共同事業者の数は、23年3月末現在93社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が27社、都道府県知事許可業者が60社である。また、みなし業者の届出を行っている金融機関は6社ある。

第7節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乘せする年金制度として、平成13年6月に法案が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、23年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は198法人となっている。
(資料16-7-1参照)

第8節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き

電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、金銭債権の取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調整する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする新たな類型の金銭債権である電子記録債権について定めるとともに、その電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めている。

この法律が、平成19年6月20日に成立し、20年12月1日に施行されたことに併せて、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

22年6月4日に顧客等に関する情報管理に係る内部管理態勢の適切な整備を図るため、事務ガイドラインを改正した。

電子債権記録業を営む者として、22年9月30日に1社を指定し、23年6月末現在3社が指定を受けている。

第 17 章 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定

産業活力再生特別措置法は、平成 11 年 10 月 1 日に施行され、低生産性部門から高生産性部門への経営資源の迅速かつ円滑なシフトを図り、生産性を抜本的に改善していくための一群の政策パッケージを用意し、我が国産業活力の早期の再生を期することを目的としている。

本法は、その後の経済状況の変化に対応しつつ、制度面・資金調達面での支援をこれまで以上に拡充し、国際競争力の強化を目指した民主導の戦略的な産業再編等を促していくとともに、ベンチャー等の成長企業による新事業展開、地域中小企業の活性化等を後押しするため、23 年 5 月に改正され、①公正取引委員会との協議制度、②会社法の特例による組織再編手続の簡素化・多様化を図るための措置、③事業再編等を行う事業者に対する長期資金の調達支援のための融資制度の創設等が行われた（7 月 1 日施行）。

なお、22 事務年度において、金融庁では、下記 1 件の事業再構築計画の認定（産業活力再生特別措置法第 5 条第 1 項）を行った。

申請者	認定日
十六銀行、岐阜銀行	22 年 12 月 20 日 (事業再構築計画認定)

第18章 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

I 本制度導入以降の状況

1. 本制度導入の経緯

政府は、平成12年12月1日に閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画（第3回フォローアップ）」において、「IT革命の到来等の中で、民間企業の事業活動が迅速かつ公平に行われることを視野に入れて、行政処分を行う行政機関がその行政処分に関する法令解釈を迅速に明確化する手続を、我が国の法令体系に適合した形で導入を図る」こととし、更にこれを踏まえ、13年3月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」において、「平成13年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する」こととした（注）。

金融庁としては、この閣議決定を受けて、金融庁の所管する法令について、「法令適用事前確認手続」制度を導入すべく、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を策定し、13年7月16日より本制度の運用を開始することとしたところである。

（注）16年3月19日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の拡大等について」により、本制度の対象法令の分野は、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野」から、「民間企業等の事業活動に係る法令」に拡大された。

2. 本制度の見直し

（1）15年3月27日に、対日投資会議の下部組織である対日投資会議専門部会が公表した「対日投資促進プログラム」において、本制度の手続の活用を一層促進する観点から、各府省庁に対し、照会者から照会に対する回答の公表を延期する要望があった場合の具体的な手続を見直すことが求められたことを受け、同年7月4日に以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 照会者の公開の延期を希望する理由が合理的であると認められる場合には、公開の延期を認める。
- ② 延期のための具体的手続として、公開延期を希望する理由及び公開可能とする時期を照会書に付記することを求める。

（2）また、16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、日本版ノーアクションレター制度の見直しが盛り込まれ、各府省における

細則の見直しが掲げられたことから、同年5月14日に以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 照会者に対する回答にあたっては、具体的な見解及び根拠を明示する。
- ② 照会者又はその代理人から照会の取下げの申出があった場合は、当該申出に係る照会に対する回答を行わないものとする。

(3) さらに、「金融改革プログラム」(16年12月24日公表)において、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの1つとして、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げ、同工程表に則り、17年6月7日から7月4日にかけて、ノーアクションレター制度又はその運用上の改善要望に関するアンケートを実施し、同年10月7日にアンケート結果を公表するとともに、その結果を踏まえ以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 回答期間については、「いずれの場合においても、できるだけ早く回答することに努めることとする。」旨を明記する。
- ② 回答を行わないことができる事案から、「③申出に係る領域で近々法令改正が予定されている照会」を削除する。
- ③ 上記とあわせて、照会書及び回答書の参考様式を導入する。

(4) 加えて、「規制改革推進のための3か年計画」(19年6月22日閣議決定)を踏まえた「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の改正(19年6月22日閣議決定)や、金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の「中間論点整理(第一次)」(19年6月13日公表)を踏まえ、19年7月2日付で、以下を内容とする細則の改正を行った。

- ① 対象法令(条項)の範囲について、「当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれら権利を制限するものであって、照会の対象とすべきものと判断される場合」を追加する。
- ② 公表する事項から「照会者名」を削除し、あわせて「照会者名」が公表されることへの同意を照会の要件としない。
- ③ 照会書面の受付窓口を監督局総務課に一元化するとともに、記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付けること等を明記する。
- ④ 補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めること等を明記する。

3. 本制度の活用促進に向けた取組み

(1) 「金融改革プログラム」において、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの1つとして、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げ、同工程表に則り、以下の取組みを実施した。

- ① 細則の英訳(仮訳)を作成・公表(17年2月)
- ② アクセスFSAによる広報等により、本制度の概要を周知(17年3月)
- ③ アクセスFSAによる広報等により、17年10月の細則の概要を周知(17年11

月)

(2) また、19年7月の細則の改正についても、以下の取組みを実施した。

- ① 関係業界団体に対し改正通知文を発出 (19年6月)
- ② 記者レクの実施 (19年6月)
- ③ アクセスFSAによる広報等により、改正内容を周知 (19年7月)
- ④ 業界団体との意見交換会において、改正内容を周知 (19年7月)

II 本制度の手続き

1. 対象となる法令及び照会

本制度は、新規事業や取引を具体的に計画している民間企業等が、金融庁所管の法律及びこれに基づく政府令のうち、以下のような条項に関する書面で行う照会を対象としている。

- ① 申請に対する処分の根拠を定める条項であって、これに違反する行為が罰則の対象となるもの：(許可等を受けないで)新規事業や取引を行うことが、罰則の対象となっている無許可営業等にならないかどうか
- ② 届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定める条項であって、これに違反する行為が罰則の対象となるもの：(届出等を行わないで)新規事業や取引を行うことが、罰則の対象となっている無届営業等にならないかどうか
- ③ 不利益処分の根拠を定める条項であるもの：新規事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等(不利益処分)を受けることがないかどうか
- ④ 民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限する条項であって、照会の対象とすべきものと判断される場合：その事業や取引を行うことに関して、義務を課され、権利を制限されることがないかどうか

2. 照会の方法

本制度においては、照会者又はその依頼を受けた代理人(照会事項について専門的知見を有する弁護士・公認会計士等)が、当該照会に係る法令の条項(前記1.の①～④に記載された条項)を所管する金融庁の担当課室長宛に照会書を提出することにより照会を行うこととなる(なお、照会書面の受付は、監督局総務課にて一元的に行う。また、財務局・沖縄総合事務局所管の金融機関等は、財務局等に照会を行う)。

照会者が法人の場合には、役員名で照会を行うことを原則としており、この場合、代表権を有する役員である必要はないが、法令上の役員であることを原則としている。

また、照会者が代理人により照会を行う場合には、別途委任状を提出する必要がある(ただし、照会者と代理人が連名で照会書に記名押印して照会を行う場合には、委任状は不要である)。

3. 照会書の記載事項

照会者が提出する照会書には、次の内容を記載する必要がある。

- ① 照会者が計画している新規事業や取引の具体的内容
- ② 適用対象となるか否かを確認したい法令の条項
- ③ 法令の条項の適用の有無についての照会者の見解とその根拠
- ④ 照会及び回答内容を公表することについての同意

①については、②の法令の条項を適用するか否かの判断の前提となるものであるから、その判断に必要と認められる程度に具体的な記載がなされていることを要し、また、③については、専門家等による検討が行われて、論理的かつ明瞭なものとなっている必要がある。

なお、必要に応じ、金融庁の担当課室から、照会者に対して、照会書面の補正や追加書面の提出等所要の対応を求めることがある。ただし、照会者からの追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な事務負担とならないよう努めることとしている。

4. 回答の性質

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

5. 回答の方法

金融庁は、本制度に基づかない照会や、回答を行うまでの間に照会の取下げの申出があった場合のほか、下記「6. 回答を行わない場合」を除き、原則として、照会書を受領してから30日以内に見解及び根拠を明示した書面により回答を行うが、細則に定めたとおり、次のような場合には、回答までの期間を30日を超える期間としている。なお、いずれの場合においても補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めることとする。

- ① 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合： 原則60日以内
- ② 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合： 30日を超える合理的な期間内
- ③ 他府省との共管法令に係る照会の場合： 原則60日以内

回答期間について、細則でこのような例外を設けたのは、前記の13年3月27日付閣議決定において、「各府省は、慎重な判断を要する場合、担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じる場合等合理的な理由がある場合には、30日を超える回答期間を細則で定めることができる。」とされたことを受けて、

金融庁において、具体的な取扱いを定めたものである。

なお、金融庁が、照会者に対して、照会書の補正を求めた場合には、これに要した時間は回答期間に算入しない取扱いとなる。

6. 回答を行わない事案

以下の内容については、当庁に対する照会になじまないことや、当庁から回答を行うことが適当でないことから、照会に回答しない取扱いとなっている。

- ① 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している照会
- ② 民間における自主ルール、取り決めに関する照会
- ③ 既に公表されている告示等により法令適用についての考え方が明らかな事案に係る照会
- ④ 既に金融庁ウェブサイトにおいて回答が公表されている照会と同種類別の照会
- ⑤ 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に法令の執行が行われている事案に係る照会
- ⑥ 類似の事案が争訟の対象となっている照会

7. 公表の方法

金融庁は、原則として、回答を行ってから30日以内に、照会及び回答内容を金融庁ウェブサイト上で公表する。

ただし、照会者が、照会書に回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、金融庁は、回答から一定期間を超えてから公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。

8. 回答実績

金融庁では、22事務年度において、対象となる照会に対して2件の回答を行っており、制度導入からの累計は41件となっている。

第19章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続

I 本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度を補完するものとして、平成17年3月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針（以下「事務ガイドライン等」という。）を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年4月1日より運用を開始した。

II 本照会手続の概要

1. 照会者の範囲

本照会手続による照会者の範囲は、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体としている。

（注）ここにいう事業者団体とは、「金融庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体（当該団体に、連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る）」を指す。

2. 照会の対象

本照会手続の照会の対象は、以下の要件を満たすもので、法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものとしている。

- ① 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、一般的な法令解釈に係るものであること（ノーアクションレター制度の利用が可能でないこと）
- ② 事実関係の認定を伴う照会でないこと
- ③ 金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者（照会者が団体である場合はその団体の構成事業者）に共通する取引等に係る照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること
- ④ 過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかになっているものでないこと

3. 照会の方法

本照会手続における具体的な照会方法は、以下のとおりである。

- ① 照会は書面（電子的方法を含む）をもって行うものとし、照会先は法令を所管する金融庁の担当課室長とする。
- ② 照会書面には、以下の内容が記載されていることを必要とする旨を明示するもの

とする。なお、照会書面のほかに、照会内容及び上記2. の照会の対象となるかどうかを判断するために、照会書面の補正及び追加資料の提出が必要となる場合がある。

- ア. 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- イ. 照会に関する照会者の見解及び根拠
- ウ. 照会及び回答内容が公表されることに関する同意

4. 回答の方法

金融庁担当課室長は、照会に対する具体的な回答期限の目安として照会書面が到達してから原則として2ヶ月以内に書面により回答を行うよう努めることとする。また、2ヶ月以内に回答できない場合は、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。

5. 公表の方法

照会者に対する回答後、速やかに照会及び回答内容を金融庁ウェブサイト上に公表することとする（但し、照会者名及び担当課室長名は公表しない）。

6. 本制度の活用促進に向けた取組み

金融庁ウェブサイトにも本制度の概要を掲載しているほか、17年3月には業界団体との意見交換会において本照会手続の紹介を行うなどして活用促進を図っている。

7. 回答実績

制度導入からの累計は2件（22事務年度における照会は0件）。

8. その他利用上の留意点

(1) ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

(2) 回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではない。また、もとより、捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。

第20章 疑わしい取引の届出制度

I 疑わしい取引の届出制度

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）の規定により、金融機関等は、顧客から收受した財産が犯罪収益若しくは、テロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに行政庁に届出を行わなければならない義務が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて資金情報機関(注)に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。(資料20-1参照)

(注) 国際的にはF I U (Financial Intelligence Unit) と呼ばれている。日本におけるF I Uは、平成19年3月までは金融庁総務企画局総務課特定金融情報室が担当していたが、同年4月以降は国家公安委員会（警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官）にその機能が移管されている。

II 疑わしい取引の届出に関する概況

1. 届出の状況

22年1月から12月までの1年間に、784の金融機関等から291,310件(前年比24,514件増)の疑わしい取引の届出を受理した。

2. 研修会の開催

警察庁との共催により、22年9月から11月にかけて、各財務(支)局等において、金融機関等の疑わしい取引の届出担当者を対象に、疑わしい取引情報の犯罪捜査への活用事例や届出書の望ましい記載方法等について研修を行った。22年度の研修会には、946機関の疑わしい取引の届出担当者が参加した。

3. 疑わしい取引の届出等の徹底の要請

タリバーン関係者等リストを定めた外務省告示の改正に際し、警察庁からの要請を受けて、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認義務等の履行及び疑わしい取引の届出を徹底するよう要請を行っている(23年6月末現在、488の個人及び団体が指定されている)。

また、国際連合安全保障理事会決議第1929号が採択されたことを受け、22年8月3日付閣議了解「イランの拡散上機微な核活動等に関与する者に対する資産凍結等、核技術等に関連するイランによる投資の禁止及びイランへの大型通常兵器等の供給

等に関連する資金の移転の防止の措置について」に基づく外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）による、イランの核活動等に関与する団体及び個人に対する資産凍結等の措置等の実施に際し、22年8月3日、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認義務等の履行及び疑わしい取引の届出を引き続き徹底するよう要請を行っている。

さらに、22年9月3日付閣議了解「国際連合安全保障理事会決議第1929号の履行に付随する措置について」に基づく外為法による、イランの核活動等に寄与し得る銀行に対する資産凍結等の措置等の実施に際しても、同様の要請を行っている。

第21章 課徴金納付命令

I 課徴金制度について

1. 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年4月（公認会計士法については20年4月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

（注）制度の対象とする違反行為

（1）金融商品取引法

① 不公正取引

（インサイダー取引、相場操縦（伪装・馴合売買、違法な安定操作取引等）、風説の流布又は偽計）

② 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

③ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

④ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等

⑤ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

⑥ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

（2）公認会計士法

① 監査法人の社員（又は公認会計士）が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 監査法人の社員（又は公認会計士）が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17年4月1日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した。

2. 課徴金納付命令までの手続（資料21-1参照）

（1）金融商品取引法

① 証券取引等監視委員会が調査を行い、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行う。

② これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。

③ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

(2) 公認会計士法

- ① 金融庁長官が調査を行い、課徴金の対象となる虚偽証明の事実があると認める場合には、審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
- ② 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

II 課徴金納付命令等の状況（資料21-2参照）

22事務年度においては、不公正取引事件20件及び開示書類の虚偽記載等事件23件について課徴金納付命令の決定を行い、金融庁ウェブサイトにて、その概要を公表した。

1. 課徴金納付命令の実績

(1) 金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の虚偽記載	合計
18事務年度以前	18件	4件	22件
19事務年度	21件	10件	31件
20事務年度	15件	11件	26件
21事務年度	42件	9件	51件
22事務年度	20件	23件	43件

(2) 公認会計士法

平成20年4月の制度導入以降、課徴金納付命令の実績はない。

2. 審判期日の実績

(1) JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載

平成22(判)8(平成22年6月21日開始決定)

第1回 平成22年10月27日(審判手続終結)

(平成22年12月9日課徴金納付命令)

(2) 株式会社インターアクション役員による内部者取引

平成22(判)13(平成22年7月9日開始決定)

第1回 平成22年11月11日(審判手続終結)

(平成23年1月26日課徴金納付命令)

(3) ジェイオーグループホールディングス株式会社との契約締結者からの情報受領者による内部者取引

平成22(判)18(平成22年8月27日開始決定)

第1回 平成23年3月10日

第2回 平成23年5月18日(審判手続終結)

第5部 金融検査

第22章 金融検査の実施状況

第1節 平成22検査事務年度の検査基本計画及びその実績

平成22検査事務年度の検査実績は、年度計画645件に対し、588件となった。(資料22-1-1~2参照)

22検査事務年度の検査実施状況については、資料22-1-3~12参照。

なお、22検査事務年度の検査基本計画及びその実績については、以下のような特徴があることに留意する必要がある。

- ① 22検査事務年度においては、「預金等受入金融機関」に対する検査実施予定件数の半分近くを、「通常検査」の約半分の人数・日数で行うことができる「中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査」が占めていたこと。
- ② 今般の東日本大震災の発生に伴い、金融庁においては、検査実施中であった金融機関のうち、
 - ・ 地震の影響が大きい一部地域銀行に対する検査
 - ・ 地震による保険金支払い事務等に忙殺されている保険会社に対する検査について、検査の中止を行っていること。

(注1) 21検査事務年度の検査実施件数及び検査実施状況については、資料22-1-13~18参照。

(注2) 金融検査に関する主な検査対象機関及び根拠法令は、資料22-1-19参照。

第2節 平成22検査事務年度検査基本方針に基づいた施策（資料22-1-1参照）

I 検査運営の基本的な考え方

検査マニュアル前文五原則の実践強化

① 取組内容

金融検査に当たっては、「平成22検査事務年度検査基本方針」に基づき、リスクに対する感応度を高めながら、問題を先取りし、金融機関と深度ある双方向の議論を通じて課題を共有し、金融機関の自主的な経営改善につなげていくこととし、引き続き、ベター・レギュレーションを金融検査の運営指針として、その実践を進めてきた。

具体的には、金融検査マニュアルの前文に記載されている5原則（①重要なリスクに焦点をあてた検証、②問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明、③問題点の指摘と適切な取組みの評価、静的・動的な実態の検証、④指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化、⑤検証結果に対する真の理解（「納得感」）を基本に据え、双方向の議論を通じ、一層深度ある検証に努めた。

② 結果

22検査事務年度に検査を行った金融機関に対する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果をみると、検査実施に関する項目（「検査の検証の範囲」、「根拠等の提示」、「検証に当たっての双方向の議論」など）全体の平均で、「1（妥当）」、「2（概ね妥当）」との回答が92.5%となっている。（資料23-3-1参照）

このような結果を踏まえると、金融検査においては、金融機関の主体的・能動的な経営改善につながるよう、双方向の議論等を通じて、検証結果に対する真の理解（「納得感」）を得るなど、金融検査マニュアル前文5原則に基づく運営ができたと考えている。

II 各種検査の基本的枠組み

オン・オフ一体的なモニタリングの強化

金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、金融機関のリスク特性を十分見極めた、実効的かつ効率的な金融検査を実現するため、検査局が有するオンサイトデータの集積・分析機能と、監督局が有するオフサイトモニタリングデータの集積・分析機能とを一体化し、オン・オフ一体的なモニタリングをさらに強化することで、金融機関の負担軽減を図りつつ、一層メリハリのある金融検査の実施に努めた。

III 検査重点事項

1. 経営管理態勢の整備

① 取組内容

金融機関が、金融仲介機能の発揮、法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理を行うためには、経営陣の主導性とコミットメントが決定的に重要である。

このため、金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、経営陣との対話等を通じ、経営方針に基づく戦略目標（収益、費用、資本政策等）について、中期的な展望も踏まえ、その合理性や持続可能性の観点から十分な分析と検討が行われているか等について、重点的に検証を行った。

② 結果

上記の検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘し、金融機関における改善に向けた取組みを促したところである。

（指摘事例）

- ・ 理事会が、重点施策の実施状況について報告を受けるにとどまり、計画比未達等の原因分析や改善策の検討を行っていない事例。
- ・ 取締役会が、経営計画に掲げる主要施策の具体的な推進策や進捗管理等について、具体的な指示を行っていない事例。

2. 金融円滑化の一層の推進

① 取組内容

中小企業者等をめぐる環境は引き続き厳しい状況にある。このような中、金融機関においては、その業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、金融の円滑化を図るとともに、債務者の経営改善に関して積極的なサポートをすることが期待されている。

このため、金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、金融円滑化を一層推進する観点から、金融機関において、適切なリスク管理をベースとして、中小企業及び個人の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が整備されているかについて、重点的に検証してきたところである。22 事務年度においては、こうした観点に加え、金融機関がコンサルティング機能等を十分に果たしながら、引き続き、円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が整備されているかについて、重点的に検証を行った。

② 結果

上記の検証を行った結果、次のような評価できる事例や問題と考えられる事例が認められ、改善が必要な金融機関については、改善に向けた取組みを促したところである。

（評価事例）

- ・ 審査部門が、地域の面的再生に向け、ビジネスマッチングを通じて、販路拡大や

新事業展開の支援に積極的に取り組んでいる事例。

- ・ 債務超過に陥っている債務者に対し、過剰在庫の見直し等の経営改善計画の策定支援を行っている事例。
- ・ 事業継続が困難になった個人事業者に対し、事業承継や債務整理を提案・支援している事例。

(指摘事例)

- ・ 融資部門及び営業店が、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」の実現可能性の検証や進捗管理などについて十分に取り組んでいない事例。
- ・ 審査部門が、条件変更先に対する事後管理を十分行っていない事例。
- ・ 審査部門が、条件変更先に対するモニタリングについて、営業店に対し十分な指導を行っていない事例。

3. リスク管理態勢の整備

(1) 統合的リスク管理

① 取組内容

金融技術の進展により、金融取引が高度に複雑化していることから、金融機関は、従来のリスクカテゴリーの観点だけでは捉えられないリスクが発生すること等を念頭に置いて、リスク管理態勢の整備を図る必要がある。また、金融機関においては、統計的なリスク計測手法の限界を認識し、フォワード・ルッキングなシナリオに基づくストレス・テストを実施し、これを経営判断に活用すること等によって、金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じた適切なリスク管理態勢を整備する必要がある。

このため、金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、規模・特性及びリスク・プロファイルに応じた統合的リスク管理態勢が整備されているかについて、重点的に検証を行った。

② 結果

上記の検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘し、金融機関における改善に向けた取組みを促したところである。

(指摘事例)

- ・ 統合的リスク管理部門が、目的に応じたストレス・レベルを予め想定することなくシナリオを作成しているほか、金利リスク、集中リスク等の主要なリスクや、リスクの伝播構造、二次的影響等をストレス・テストのシナリオに十分勘案していない事例。
- ・ 統合的リスク管理部門が、ストレス・テストの結果報告において、収益面を考慮した影響度のほか、ストレス時に想定される内外環境に応じたリスク管理上の留意点を検討して経営陣に報告していないため、経営陣がシナリオの蓋然性を評価したり、危機時に機動的に対応するためにストレス・テストを活用できる態勢となっていない事例。

いない事例。

(2) 信用リスク管理

① 取組内容

金融機関における信用リスク管理の重要性を踏まえ、金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、金融機関の経営戦略や規模・特性等を踏まえた信用リスク管理態勢が整備されているか、個別の金融機関の状況に応じ、大口与信や複雑な形態の与信、海外向け与信等について、スキームの実態やリスク特性を十分に把握し、適切な審査・与信管理が行われているか等について、重点的に検証を行った。

② 結果

上記の検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘し、金融機関における改善に向けた取組みを促したところである。

(指摘事例)

- ・ 取締役会等が、大口与信グループに対する与信取引において、保全面のみを重視した対応を行い、債務者の財務実態の把握が不十分となっているほか、融資案件の把握・分析が不十分となっている事例。
- ・ 与信集中リスク管理について、理事会等が、リスク量がリスク目標を超過した状態が継続していることを把握しているにもかかわらず、関係部署に対して改善策の検討を指示しておらず、与信集中リスクの是正に向けた実効性ある管理態勢を構築していない事例。

(3) 金融グループ全体としてのリスク管理

① 取組内容

大手金融グループについては、金融システムに与える潜在的な影響度が高まっている一方、組織の巨大化・縦割り化や金融取引のグローバル化に伴い、グループ全体のリスクの把握が困難になっている。

このため、金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、金融危機の再発防止・金融システムの強化に向けた国際的な議論の動向も踏まえつつ、大手金融グループ全体として、総合的なリスク管理態勢や適切な内部管理態勢が整備されているかについて、重点的に検証を行った。

② 結果

上記の検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘し、金融機関における改善に向けた取組みを促したところである。

(指摘事例)

- ・ 統合的リスク管理部門において、グループ全体の大口・業種集中リスクが、リスク量、損益及び所要自己資本に与える影響度を把握していない事例。

- ・ 統合的リスク管理部門が、信用リスク計測に当たって、グループ全体の大口・業種集中リスクの影響度を把握していないほか、不動産価値の下落や業種相関等をストレス・テストに反映していない事例。

4. 顧客保護・利用者利便の向上

① 取組内容

金融機関においては、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、創意工夫を凝らした金融商品・サービスの提供により競争力を高めていくことが重要である。

このため、金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、金融機関による顧客保護・利用者利便の向上に向け、①顧客等に関する情報管理の徹底、②適正かつ安全な金融取引の確保、③相談・苦情等への適切な対応、④顧客に対する適切な説明について、重点的に検証を行った。

② 結果

上記の検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘し、金融機関における改善に向けた取組みを促したところである。

(指摘事例)

- ・ 個人情報保護委員会による顧客情報管理の改善に向けた指導が不十分なことから、個人データが紛失している事例。
- ・ 営業推進部門が、一定額の損失を被っている為替デリバティブ利用先を重点管理先として抽出し、同部門と営業店が一体となって重点的に管理・フォローしていくこととしているにもかかわらず、審査部門等が、把握している債務者の経営実態に係る情報を営業推進部門へ提供していないほか、営業推進部門から提供されている重点管理先のアフターフォロー結果を活用する仕組みを構築していない事例。
- ・ 営業推進部門が、「投資信託販売の手引き」を策定し、優越的地位の濫用防止の観点から、資金繰りが厳しいと認識している融資先等に対する投資信託の販売を禁止することなどを規定しているにもかかわらず、営業店や審査部門が行う、投資信託販売時における顧客の財務状況等の確認事項などの具体的なルールを定めていないため、要注意先以下に対し投資信託を販売している事例。

IV 金融検査の質的向上に向けた取組み

1. 検査結果の分析・情報発信の強化

① 取組内容

金融検査の目的は、単に指摘をすることではなく、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保と預金者等の保護を実現することにある。このため、検査結果の分析を強化し、そこから得られた分析結果を金融機関に還元して情報や問題意識の共有を図ることは、非常に重要な課題である。

このような問題意識に基づき、金融機関が適切な管理態勢を構築する上で参考となるような検査結果事例を取りまとめ、「金融検査結果事例集」として、年2回公表している。

さらに、情報発信の充実・強化を推進する観点から、業界横断的に内在する共通のリスクなど、最近の検査において認められた事例や一般的な傾向等を、業界団体との意見交換会の場等において、タイムリーに金融機関に紹介することに努めているところである。

② 結果

上記のような取組みは、金融機関における、管理態勢の改善に向けた自主的な取組みにつながり、ひいては業務の健全かつ適切な運営の確保につながるものと考えている。

2. 関係機関との連携強化

① 取組内容

国際的に活動する我が国金融機関グループや主要外国金融機関グループの在日拠点に対する検査を効果的・効率的に行う観点から、海外駐在検査官を米国、英国、シンガポールに派遣するとともに、検査局幹部が当地の海外当局等を直接訪問し、海外当局等と情報や問題意識の共有を含め、連携をさらに強化した。

また、金融業界団体や弁護士会等の様々な団体における意見交換や講演を通じて、情報や問題意識等の共有に努めたところである。

② 結果

上記のような取組みは、国際的に活動する我が国金融機関グループや主要外国金融機関グループの在日拠点に対する効果的・効率的な金融検査の実施につながったものと考えている。また、金融業界団体や弁護士会等の様々な団体における意見交換や講演を通じて、情報や問題意識の共有に努めたことは、金融機関の管理態勢の改善に向けた自主的な取組み等につながったものと考えている。

3. IT環境の変化への対応

① 取組内容

近年、金融機関においては、クラウド・コンピューティング（注）という新たな形態のサービスを導入する動きが確認されている。

このような状況を踏まえ、検査局にシステムの専門家等を含めたプロジェクト・チームを設置し、金融機関等に対するヒアリングを通じてクラウド・コンピューティングの利用実態を把握するとともに、それに対する金融検査のあり方について検討を行ったところである。

また、金融機関におけるクラウド・コンピューティングの利用実態等については、F

ISC等と連携して金融機関やベンダー等向けに説明会を実施し、情報や問題意識の共有を図ったところである（23年6～7月）。

（注）コンピュータとネットワークの新しい利用形態。データやサービスがインターネット上のサーバ群（「クラウド（雲）」と表現。）にあり、ユーザはそれらを利用することにより独自に情報システムを構築・管理する必要がないことが特徴。（出所：金融庁「平成21年度実績評価書」）

② 結果

このように、金融機関におけるクラウド・コンピューティングの利用実態を把握するとともに、それに対する金融検査のあり方について検討を進め、検査官に検査の着眼点等について研修等を行ったことは、ITの進展に適切に対応した金融検査を行うことにつながったものと考えている。

V 今後の課題

1. システムリスク等に関する検査体制の強化

システムリスクに関する検査は、これまで、システム統合やシステム更改など、リスクの発生する可能性が高いと思われる局面において、システムリスクに焦点を絞った検査を実施してきた。しかしながら、先般の一部主要行の大規模システム障害（これまで安定的に稼動してきた、一般にリスクが低いと思われてきた既存システムにおいて発生した事例）を踏まえると、今後は、発生確率は低いものの、障害発生時の影響が非常に大きいシステムリスクについても、十分に着目して検査を行っていく必要がある。このため、今後、コンピュータシステムに関する高い専門的知識を有する人材の確保を含めた、適切なシステムリスクに関する検査体制を整備することが、ますます重要な課題になりつつあるものと考えている。

なお、金融検査において、金融機関の専門的なリスク管理に対して的確な検証を行うためには、システムの専門家のほかにも、市場・信用リスクの専門家、公認会計士、不動産鑑定士、弁護士等の様々な専門的知識を有する民間出身の人材を積極的に採用し、金融検査の実務を担当させることも重要な課題であると考えている。

2. 保険会社に対する検査体制の強化

保険検査マニュアルについては、保険会社の統合的リスク管理態勢を検証するための項目を追加する等の改定を行ったところである（23年4月より適用を開始）。

内外の経済・金融環境が大きく変動している中で、保険会社は、個々のリスクを個別に管理するのではなく、リスク全体を統合して管理する、統合的リスク管理態勢の構築が極めて重要となっており、改訂保険検査マニュアルに則した適切な検査を行うことが重要な課題であると考えている。

3. 検査におけるITの活用

近年のIT化の進展に伴って、金融機関においても電子媒体を利用した業務運営が

行われており、金融検査に当たっても、電子媒体の検証が中心となっている。

このため、金融検査において電子媒体を用いた検証を行う際に、デジタルフォレンジック技術を活用し、例えば、電子メールの抽出・分析、財務会計データの分析（データアナリシス）を行うことや、金融機関の電子メールの復元・保全等（データリカバリー）を行うことは、効果的・効率的な金融検査の実施に資するものと考えている。

4. 海外当局等との連携強化

国際的に活動する我が国金融機関グループや主要外国金融機関グループの在日拠点に対する検査を効果的・効率的に行う観点から、海外当局等との間で情報や問題意識の共有を含めた連携をさらに強化することは、引き続き、重要な課題であると考えている。

第3節 金融コングロマリットに対する検査

I 金融コングロマリットの一体的な実態把握

金融のコングロマリット化の進展に伴い金融機関が抱えるリスクが複雑化・高度化している状況を踏まえ、金融コングロマリット全体のリスクを的確に把握する必要があることから、平成 22 検査事務年度においても「金融コングロマリット監督指針」や「金融持株会社に係る検査マニュアル」等を用いて、金融コングロマリットの実態に即した検査を実施してきた。

なお、17 年7月より、証券会社等に対する検査は、一義的には証券取引等監視委員会が行っているが、グループ全体での総合的なリスク管理等の状況についての確かつ効率的な検証を行う観点から、同委員会と連携し、必要に応じて証券会社に対し同時検査を実施している。

II 検査実施状況の概要（資料 22-1-3～4 参照）

金融コングロマリットの検査については、グループの金融機関に対して一体的に検査を実施し、効果的な実態把握に努めたところである。

なお、大手銀行グループ（国内・海外）に対する検査の実施に当たっては、必要に応じて証券取引等監視委員会と連携し、銀行、証券会社をグループとして一体的に検査することにより、効果的な実態把握に努めたところである。

第4節 銀行等に対する検査

I 検査実施状況の概要

銀行については、金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化に留意しつつ、経営管理態勢の整備といった観点から検証を行ったほか、リスク管理態勢の整備について検証を行うなど、規模及び特性に応じた検査を行った。

信託銀行については、「信託検査マニュアル」も用いて、信託の引受審査や運用管理、併營業務等の各種管理態勢について検証した。

1. 主要行等に対する検査実施状況の概要（資料22-1-3～6参照）

主要行等及びその銀行持株会社に対する検査については、銀行持株会社2社、主要行等16行に対して検査を実施し、そのうち、銀行持株会社2社、主要行等10行に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、主要行については、1行当たり平均して40.8日間の立入日数で、15.7人を投入するとともに、それ以外の銀行については、1行当たり平均して34日間の立入日数で、10人を投入している。

また、主要行の海外進出が加速する中、本部による管理態勢の適切性等を把握する観点から、海外拠点に対して調査を実施した。調査に当たっては、海外当局と意見交換を積極的に行う等、22検査事務年度においても海外当局との連携を強化している。

なお、当庁検査官をニューヨークに2名、ロンドンに1名、香港・シンガポールに1名派遣し、現地当局との意見交換や金融機関の活動状況のモニター等を行っている。

2. 地方銀行・第二地方銀行等に対する検査実施状況の概要（資料22-1-3、5、6、参照）

地方銀行・第二地方銀行に対する検査については、銀行持株会社4社（金融庁3社、財務局1社）、地方銀行38行（金融庁22行、財務（支）局16行）、第二地方銀行24行（金融庁15行、財務（支）局9行）に対して検査を実施し、そのうち、地方銀行24行、第二地方銀行14行に対して検査結果を通知している。システム統合を予定している銀行等に対する、システム統合リスク管理態勢の検証を目的とした検査（以下「システム統合リスク検査」という。）については、銀行持株会社1社、地方銀行3行、第二地方銀行1行に対して検査を実施し、銀行持株会社1社、地方銀行2行、第二地方銀行1行に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、地方銀行・第二地方銀行1行当たり平均して24.7日間の立入日数で、9.1人を投入している（システム統合リスク検査を除く）。

3. 外国銀行支店等に対する検査実施状況の概要（資料22-1-11参照）

外国銀行支店については、我が国の法令等を遵守する態勢の整備状況について検証するとともに、規模、特性、グループ展開等に照らして、実効性のある経営管理態勢や各種リスク管理態勢が整備されているか検証した。

外国銀行支店に対する検査については、外国銀行支店、外資系信託銀行合わせて5支店に対して検査を実施し、そのうち、4支店に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、外国銀行支店等1支店当たり平均して23.8日間の立入日数で、5.8人を投入している。

II 検査結果の概要

資料23-5-1、2を参照。

第5節 協同組織金融機関に対する検査

I 信用金庫に対する検査（資料22-1-7参照）

信用金庫は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施している。平成23年3月末現在の数は、271金庫である（22年3月末現在の数は272金庫）。

22検査事務年度は、161金庫に対して検査を実施し、そのうち、136金庫に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1金庫当たり平均して17.6日間の立入日数で、5.3人を投入している。

II 信用組合に対する検査（資料22-1-8参照）

信用組合は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施している。23年3月末現在の数は、158組合である（22年3月末現在の数は159組合）。

22検査事務年度は、88組合に対して検査を実施し、そのうち、75組合に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1組合当たり平均して18.3日間の立入日数で、4.7人を投入している。

III 検査結果の概要

資料23-5-1、2を参照。

IV 労働金庫に対する検査

労働金庫は、労働金庫法に基づき金融庁と厚生労働省等との共管となっており、財務（支）局が厚生労働省等と共同で検査を実施している（1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として財務（支）局が厚生労働省及び都道府県と共同で検査を実施）。23年3月末現在の数は、13金庫である（22年3月末現在の数は13金庫）。

22検査事務年度は、労働金庫に対する検査は実施していない。

別図 22-5-1 労働金庫の検査を行う行政庁

種 類	地 区	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
	労働金庫		主務大臣 (8金庫)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 労働金庫数は、23年3月末現在。

V 信用農業協同組合連合会等に対する検査

信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法に基づき金融庁と農林水産省等との共管となっている。また、信用漁業協同組合連合会等は、水産業協同組合法に基づき金融庁と農林水産省等との共管となっており、いずれも、財務(支)局が農林水産省等と共同で検査を実施している。国が所管している機関の23年3月末現在の数は、信用農業協同組合連合会が36連合会、信用漁業協同組合連合会が29連合会である(22年3月末現在の数は、それぞれ、36連合会、29連合会)。

22検査事務年度は、信用農業協同組合連合会等に対する検査は実施していない。

VI 農業協同組合に対する検査

平成22年6月18日に閣議決定された「規制・制度改革に係る対処方針」において、「農協に対する金融庁(財務局)の検査体制の整備状況を踏まえつつ、金融庁が農協の信用事業の検査を円滑に実施するという観点から、例えば、預金量が一定規模以上の場合や、不祥事件の再発のような法令等遵守態勢・各種リスク管理態勢等の適切性が疑われる場合等、都道府県知事の要請の必要性等を含め、金融庁(財務局)及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための基準・指針等を農林水産省・金融庁が共同で作成することによって、農協検査の実効性を高める」とされた。

農林水産省及び金融庁では、当該閣議決定等を踏まえ、農業協同組合法に基づく都道府県からの要請を受けて、都道府県、農林水産省及び金融庁の3者が連携して実施する検査(以下「3者要請検査」という。)が促進されるよう、「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」を共同で策定・公表した。

今後、財務局の検査体制の整備状況等を踏まえつつ、23年7月以降、順次、3者要請検査を実施していく予定である。

別図 22-5-2 信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

種 類 \ 地 区	都道府県の区 域を超える	都道府県の区域 と同じ	都道府県の区域 の一部
信用農業協同組合連合会	主務大臣 (該当なし)	主務大臣 都道府県知事 (36連合会)	都道府県知事 (該当なし)
信用漁業協同組合連合会	主務大臣 (該当なし)	主務大臣 都道府県知事 (29連合会)	都道府県知事 (1組合)
農 業 協 同 組 合	主務大臣 (注2) (該当なし)	都道府県知事 (注3) (2組合)	都道府県知事 (注3) (743組合)
漁 業 協 同 組 合	主務大臣 (該当なし)	都道府県知事 (注3) (5組合)	都道府県知事 (注3) (153組合)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 信用事業(農業協同組合法第10条第1項2号及び第3号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同条第6項及び第7項の事業)については農林水産大臣及び内閣総理大臣、当該事業以外の事業については農林水産大臣となる。

(注3) 都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認める場合には、主務大臣及び都道府県知事となる。

(注4) 金融機関数は、23年3月末現在。

第6節 中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査（資料22-1-9参照）

I 概要

中小企業や住宅ローンの借り手の資金繰りが厳しい状況にあることを踏まえ、金融機関に対し、中小企業等から申込みがあった場合に貸付条件の変更等を行う努力義務を課すこと等を内容とする中小企業金融円滑化法が平成21年12月に施行されたことをうけて、22年2月より中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査を開始した。

検査にあたっては、①新検査マニュアルの早期定着、②中小企業金融円滑化法の実効性確保、を図るための検査運営を行い、具体的には、中小企業金融円滑化法の施行期限の半年後（23年9月頃）までの間に、金融円滑化（中小企業金融円滑化法の実施状況を含む）に関する検査を、原則として全ての銀行、信用金庫、信用組合に対して実施し、必要に応じて、リスク管理等に関する検査を併せて実施することとした。その際、小規模な信用金庫・信用組合等の貸出残高の少ない金融機関に対しては、短期間・少人数での金融円滑化に関する簡易な検査を実施することとした。

II 実施状況（23年6月末時点）

金融円滑化に関する検査については、22年2月以降これまでに（23年6月末時点）、主要行14行、地方銀行55行、第二地方銀行34行、信用金庫246金庫、信用組合119組合、その他の銀行2行に対して実施した。このうち、小規模な信用金庫・信用組合等の貸出残高の少ない金融機関に対して短期間・少人数で実施する、金融円滑化に関する簡易な検査は155件である。

第7節 保険会社等に対する検査

I 検査実施状況の概要（資料22-1-10参照）

保険会社については、平成21検査事務年度に引き続き、資産運用リスク、保険引受リスクや責任準備金の管理態勢が整備されているか等について重点的に検証するとともに、保険会社における統合リスク管理態勢の整備・確立に向けた取組みが行われているか、ストレス・テストを実施・活用しているか、等についても検証した。

保険会社等に対する検査については、保険持株会社1社、生命保険会社6社、損害保険会社6社に対して検査を実施し、そのうち、保険持株会社1社、生命保険会社6社、損害保険会社2社に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、生命保険会社については、1社当たり平均して26.1日間の立入日数で、11.5人を投入し、損害保険会社については、1社当たり平均して20.3日間の立入日数で、9.4人を投入している。

II 検査結果の概要

資料23-5-2を参照。

第8節 その他の金融機関に対する検査

I 貸金業者に対する検査

貸金業者のうち、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営むものは、貸金業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、平成23年3月末現在の数は349業者である（22年3月末現在の数は409業者）。

22検査事務年度は、75業者に対して検査を実施し、そのうち、66業者に対して検査結果を通知している。

なお、貸金業者のうち、1の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営むものは、都道府県知事の検査・監督を受けている。

II 前払式支払手段発行者に対する検査

前払式支払手段発行者は、資金決済に関する法律に基づき、財務（支）局が検査を実施（注）しており、23年3月末現在の数は1,773業者（うち、第三者型発行者は1,121業者、自家型発行者は652業者）である（22年3月末現在の数は1,702業者（うち、第三者型発行者は1,133業者、自家型発行者は569業者））。

22検査事務年度は、138業者に対して検査を実施し、そのうち、116業者に対して検査結果を通知している。

（注）従来の前払式証票の規制等に関する法律における検査対象は、第三者型発行者のみであったが、資金決済に関する法律の施行（22年4月）により、自家型発行者等にも検査対象が拡大された。

III 資金移動業者に対する検査

資金移動業者は、資金決済に関する法律に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、23年3月末現在の数は11業者である（22年4月新設）。

22検査事務年度は、1業者に対して検査を実施している。

IV 信用保証協会に対する検査

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、財務（支）局、経済産業局及び都道府県又は市町村が検査を実施しており、23年3月末現在の数は52協会である（22年3月末現在の数は52協会）。

別図22-8-1 信用保証協会の検査を行う行政庁

種 類 \ 区 域	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
信用保証協会	主務大臣・都道府県知事 (47協会)	主務大臣・市町村長 (5協会)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 信用保証協会数は、23年3月末現在。

(注3) 都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない(23年3月末現在)。

V 火災共済協同組合に対する検査

火災共済協同組合は、中小企業等協同組合法に基づき、財務(支)局、経済産業局等が検査を実施している。23年3月末現在の数は42組合である(22年3月末現在の数は42組合)。

22検査事務年度は、1組合に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

別図 22-8-2 火災共済協同組合の検査を行う行政庁

種 類 \ 区 域	都道府県の区域を越える	都道府県の区域と同じ
火災共済協同組合	主務大臣 (該当なし)	主務大臣・都道府県知事 (42組合)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 火災共済協同組合数は、23年3月末現在。

(注3) 都道府県知事が行う検査は、組合員から請求があった場合と、組合員の業務若しくは会計が法令等に違反する疑いがある場合、又は組合の運営が著しく不当である疑いがあると認める場合に行われる。

VI 少額短期保険業者に対する検査

少額短期保険業者は、保険業法に基づき、財務(支)局が検査を実施しており、23年3月末の数は67業者である(22年3月末現在の数は66業者)。

22検査事務年度は、12業者に対して検査を実施し、8業者に対して検査結果を通知している。

VII 信託会社に対する検査

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、23年3月末現在の数は13社である（22年3月末現在の数は14社）。

22検査事務年度は、2社に対して検査を実施し、2社に対して検査結果を通知している。

第9節 政策金融機関等に対する検査（資料22-1-12参照）

平成15年4月に、政策金融機関等に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任されたことを受け、15検査事務年度から検査を実施している。検査においては、政策金融改革の進展を考慮しつつ、各機関の特性も踏まえ、民間金融機関に適用している金融検査マニュアル等を用いて検査を実施することとしている。

22検査事務年度は、政策金融機関等に対する検査は実施していない。

（参考）政策金融機関等とは、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、国際協力機構、住宅金融支援機構、郵便貯金・簡保生命保険管理機構の7機関をいう。

第23章 金融検査の透明性・実効性の向上等のための方策

第1節 検査マニュアルの整備

I 保険検査マニュアルの全面改定

1. 改定の趣旨、経緯

従来の「保険検査マニュアル」については、

- ① 個別の問題点に関する検証項目と態勢に関する検証項目とが混在していることから、誰のどの機能に問題があるかを検証し難い、
 - ② ガバナンス機能そのものを検証するカテゴリーやリスクを統合的に管理する態勢を検証する項目が設けられていないことから、ガバナンス機能やリスクの統合的な管理に関する問題点を検証し難い、
- という面があった。

このような問題意識を踏まえ、平成21年5月に策定した「金融検査におけるベター・レギュレーションに向けた取組み（アクションプランⅡ）」においては、「保険検査マニュアル」の改定について検討を行う旨を掲げ、検討を進めてきた。

その後、パブリックコメントを経たうえで、23年2月4日付で「保険検査マニュアル」の全面改定を実施した。

2. 改定の概要

「保険検査マニュアル」改定の概要は以下のとおりである。

- ① 全体の構成を、「Ⅰ. 経営陣による態勢整備」、「Ⅱ. 管理者による態勢整備」、「Ⅲ. 個別の問題点」に三層構造化。
- ② PDCAサイクルが有効に機能しているかという観点から、検証項目を加筆・整理。
- ③ リスクカテゴリーについて、「経営管理態勢」や「統合的リスク管理態勢」を新設。

II 経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し等に係る改定（案）の公表

「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)を受けた「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(平成22年12月24日金融庁より公表)において、「経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し」が掲げられたことを踏まえ、「保険検査マニュアル」について、第三者保証人を原則として徴求しないことを明記するなどの改定を行うため、23年2月28日から同年3月30日にかけて、改定案をパブリック・コメントに付した。

また、障がい者等の金融取引の利便性の向上に係る所要の改定についても、併せ

てパブリック・コメントに付した（本件については、平成 23 年 7 月 14 日付で改定済）。

Ⅲ 平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化について

特例措置等の内容については、第 4 章第 1 節を参照。

第2節 金融検査評価制度

I 制度の概要

金融検査評価制度（金融検査マニュアルの「金融円滑化編」を除く。）については、平成18年1月に試行を開始し、20年1月に全面的な本格施行に移行した。

本格施行に伴い、20年1月1日以降予告する（無予告の場合は、立入を開始する）検査について、その評価結果を選択的な行政対応（頻度・範囲・深度といった検査の濃淡）に反映させることとしている。

なお、21年12月に金融検査マニュアルに新設された金融円滑化編を検査評価の対象とするため、23年6月に「金融検査評価制度の一部改正（案）」をパブリック・コメントに付した。

II 「金融検査評価結果の分布状況」の公表

各業態に対するアンケートや意見交換会などの様々な機会を通じて、「自行、自金庫あるいは自組合のおよその位置（水準感）を知りたいので、評価の分布状況を公開してほしい」との要望が多数寄せられたことから、18年11月と19年12月に、業態ごと及び評価項目ごとに「C評価以下」となった項目数の割合等を公表した。また、20年12月には、これまで公表していた「C評価以下」の分布状況に加え、「A評価」と「B評価」の分布状況も公表した。さらに、22年1月には、全体の約8割強を占めているB評価について、そのレベル感を明確にするために運用上実施している3類型の書き分けの分布状況も参考としてあわせて公表した。

22事務年度においては、23年2月10日に、21年7月から22年6月末までに予告（無予告の場合は立入を開始）し、評価を実施した金融機関（176先）の評価結果の分布状況を前回と同様に公表した。（資料23-2-1参照）

第3節 検査モニター制度

I 平成22検査事務年度の検査モニターの実施状況

立入検査中、もしくは立入検査終了後に、金融庁検査局や財務（支）局等のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させずに、代表者等から検査に関する意見を直接聴取する「オンサイト検査モニター」、及びこれを補完する手段として、アンケート方式により検査に関する意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」を実施し、検査マニュアルの適切な運用の確保に努めているところである。

検査モニターの結果、検査実施上の問題点等が確認された場合においては、主任担当検査官に伝達して早期に改善を図ることとしているほか、その状況については、財務（支）局等の検査モニターも含め、速やかに金融庁検査局長まで報告を行う体制としている。

22検査事務年度のモニター実績は、オンサイトが345件、オフサイトが2方式合わせ304件となった。

II オフサイト検査モニター（アンケート方式）の集計結果

23年9月に、オフサイト検査モニター（アンケート方式）の集計結果を公表した。（資料23-3-1参照）

（参考）検査モニター制度の概要

1. オンサイト検査モニター

- ① 金融庁・財務（支）局等のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、立入検査中もしくは立入検査終了後に代表者等から直接意見聴取を行う。
なお、金融庁主担検査に財務局幹部が、財務（支）局主担検査に金融庁幹部が赴き、代表者等から意見を伺うクロスモニターも実施している。
- ② オンサイト検査モニターの実施時期については、金融機関の希望を聴取し、調整を行う。
- ③ 意見については、必要に応じて主任担当検査官に伝達する等の対応をとる。

2. オフサイト検査モニター

- ① オンサイト検査モニターを補完するものとして、アンケート方式①及び②により意見を受け付ける。
- ② アンケート方式によるモニターは、検査の執行状況等に係る「アンケート方式①」、検査結果通知に係る「アンケート方式②」の2回に分け実施する。
- ③ 提出期間は、「アンケート方式①」については、検査の立入開始から立入終了後10日目までの間、「アンケート方式②」については、検査結果通知書の交付から10日目までの間を目安とする。
- ④ 寄せられた意見については、必要に応じ、補足ヒアリングを行う。
- ⑤ アンケート結果は、金融庁の法令等遵守調査室にも回付する。
- ⑥ アンケート結果は、集計を行い、1年に1回程度公表する。

第4節 意見申出制度（資料23-4-1参照）

本制度は、検査官と被検査機関とが十分な議論を尽くした上でも、認識が相違した項目がある場合に、被検査機関が当該相違項目について意見を申し出る制度であり、検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、検査に対する信頼性を確保することを目的として、平成12年1月から実施している。

17年7月からは、意見申出の審理を行う意見申出審理会のメンバーに外部の専門家を加え、本制度の中立性・公平性、検査に対する信頼性の更なる向上を図っている。21年1月には、新たに意見申出審理会のメンバーとして6名を招聘し、10名体制とした。（23年6月末時点では9名体制。）

なお、意見申出の実績については、本制度導入以降、22検査事務年度末までに40機関より申出があり、その内訳は、銀行22件、協同組織金融機関9件、保険会社2件、貸金業者5件、その他（証券会社等）2件となっている。

申出内容については、370事案の申出のうち、資産査定に関するものが全体の約8割を占めている。また、被検査金融機関の意見が妥当と認められた事案は161事案であり、全体の約44%となっている。

（参考）意見申出制度について

① 対象検査

金融庁、財務（支）局等の実施する全ての金融検査。

② 対象項目

当該立入検査における検証項目のうち、検査官と被検査機関とが十分な議論を尽くした上でも認識が相違した項目を意見申出の対象とし、新たな論点及び主張は対象としない。

③ 提出期限

原則として立入終了後2週間以内（期限が土休日に当たる場合その翌営業日）とする。

なお、立入終了後に再度の立入を行った場合も、上記提出期限を適用する。

（注）郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とする。

④ 提出方法

立入終了の際に確認された意見相違項目について、必要に応じ疎明資料等を添付の上、提出する。

⑤ 提出先

被検査機関の代表者名において、金融庁検査局長宛に提出する。ただし、担当主任検査官又は本店所在地を管轄する財務（支）局等経由での提出もできる。

⑥ 審理方法

意見申出が行われた事項は、検査局意見申出審理会（立入検査を行った検査官以外の検査局幹部及び外部の専門家により構成）において、申出書に基づき、書面による審査を行う。

⑦ 審理結果の回答方法

申出項目の審理結果は、検査結果通知書に別紙として添付する方法で回答する。

第5節 金融検査結果事例集

I 金融検査結果事例集の概要

金融庁は、平成17年より、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるなどの観点から、指摘の内容・頻度等を勘案して金融機関が適切な管理態勢を構築する上で参考となるような事例を取りまとめ、公表してきている。

II 平成22検査事務年度版の事例集について（資料23-5-1～2参照）

情報発信の充実・強化を推進する観点からは、タイムリーに金融検査結果の事例集を公表することが重要であることから、21検査事務年度に引き続き、22検査事務年度においても、22年7月から23年6月までの間に通知された検査結果を中心に事例集を策定し、年2回（23年2月（「前期版」）及び23年7月（「後期版」））公表した。

なお、「前期版」より、金融円滑化に係る取組みにおいて、評価事例が数多く認められたこと等を踏まえ、名称を、従来の「金融検査指摘事例集」から「金融検査結果事例集」に変更している。

また、「後期版」においては、「新たな形態の銀行」、「信託業務」並びに「システムリスク管理態勢」について、22検査事務年度よりも過去に通知された検査結果の事例も含めた「別冊」を作成した。「新たな形態の銀行」及び「信託業務」は、金融機関のビジネスモデルの多様化等が進む中、他の金融機関にとって参考となる事例が相当数蓄積してきたこと等から、今般「別冊」として公表したものである。また、「システムリスク管理態勢」については、近時、一部の主要行において大規模なシステム障害が発生したこと等を踏まえ、システム投資戦略及びコンティンジェンシープランの整備等に関する事例を採り上げたものである。

さらに、貸金業者については、貸金業法の完全施行（22年6月）を受け、新たな監督指針等を踏まえた検査を近時行ってきており、検査結果事例も蓄積してきたことから、新たに「後期版」の事例集において採り上げている

掲載事例数は、「前期版」及び「後期版」併せて、評定事例51事例、個別事例426事例、「別冊」において「新たな形態の銀行」115事例、「信託業務」44事例、「システムリスク管理態勢」22事例となっている（うち評価事例は72事例）。この結果、合計で658事例（昨年度版は618事例）となり、過去最大の事例数となっている。

第6節 金融検査体制の整備

I 平成22年度の金融検査体制の整備

22年度の金融検査に従事する職員数は、7名の金融検査に従事する職員の増員が認められた一方、14名の定員合理化等により、430名から423名体制となった。（別図23-6-1参照）

（注）各課の所掌事務に関しては、「総務課」は、金融検査の方針及び実施計画の作成、金融検査についての財務（支）局との連絡調整、金融検査の実施のほか、金融検査に従事する職員の指導訓練及び金融検査に関する事務の指導監督等を担当し、「審査課」は、検査報告書の審査、金融検査結果の通知事務等を担当している。また、「検査監理官」は金融検査のうち重要なものの実施等を担当している。

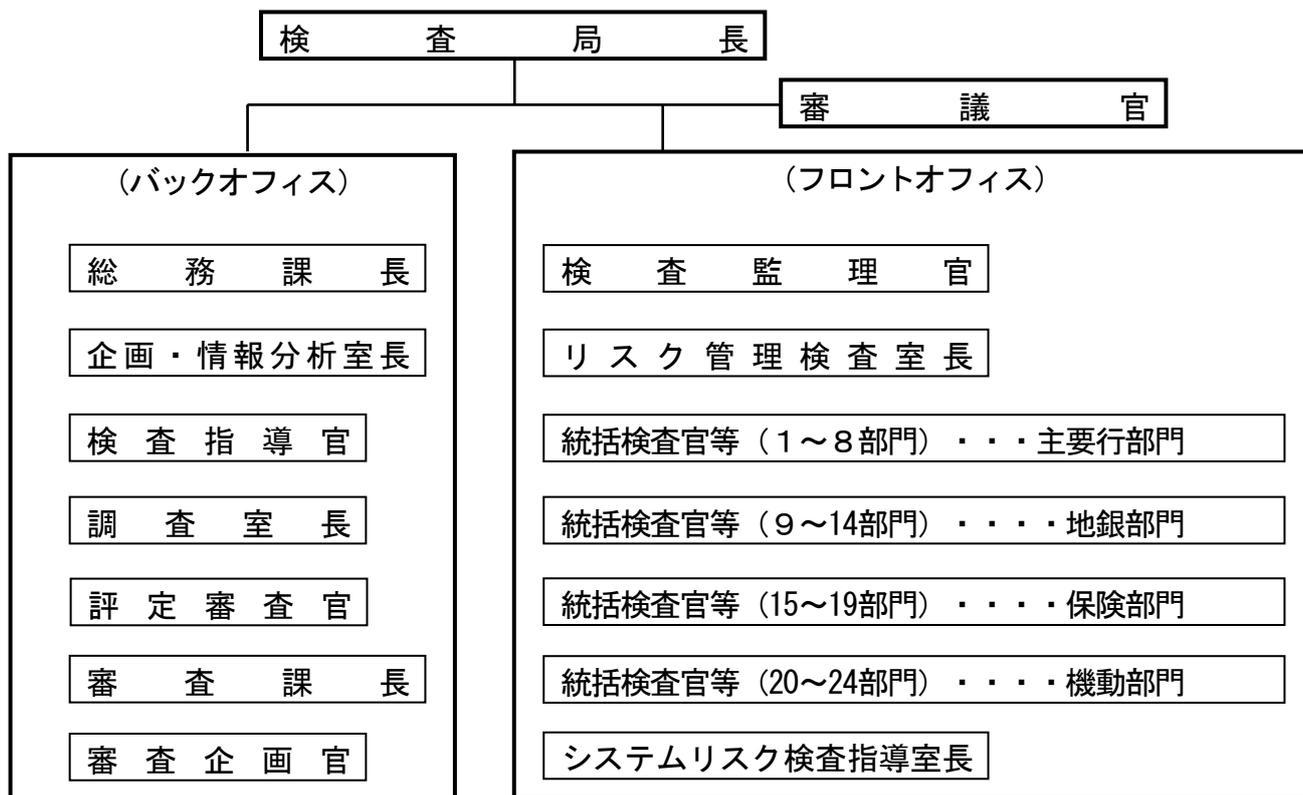
別図23-6-1 金融検査の体制

① 金融検査に従事する職員数の推移

	金融（監督）庁 検査局（部）	財務（大蔵）省 財務（支）局	合計
平成5年度	109人	291人	400人
平成10年度	164人	456人	620人
平成13年度	360人	571人	931人
平成14年度	404人	573人	977人
平成15年度	460人	577人	1037人
平成16年度	478人	576人	1054人
平成17年度	454人	538人	992人
平成18年度	454人	535人	989人
平成19年度	451人	519人	970人
平成20年度	441人	509人	950人
平成21年度	430人	500人	930人
平成22年度	423人	518人	941人
平成23年度	412人	521人	933人

（注）金融（監督）庁検査局（部）の平成5年度の人員は大蔵省大臣官房金融検査部の職員数である。

② 検査局の運営体制（23検査事務年度）【参考】



Ⅱ 今後の体制整備について

平成23年度機構・定員及び予算において、特別検査官等6名の増員が認められた一方、17名の定員合理化等により、412名体制となる見込みである。（別図23-6-1参照）

（注1）金融庁検査局と財務（支）局との関係（資料23-6-1参照）

金融庁長官は、民間金融機関等の検査に係る権限の一部を財務（支）局長に委任している。当該委任事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督している。

（注2）金融庁内における検査局と証券取引等監視委員会との関係（資料23-6-1参照）

証券会社等に対する検査については、17年7月以降、原則として監視委員会に一元化されることとされた。

他方、検査局が行うコングロマリット検査の実効性・効率性を確保するため、検査局が当該コングロマリット下の証券会社等を一体的に検査する必要がある場合には、検査局と監視委員会が、所要の連携を十分に図るとともに、可能な限り同時に立入検査を実施するよう努めることとしている。

第7節 検査情報の受付について

I 概要(資料 23-7-1 参照)

金融庁及び財務(支)局では、利用者保護の確保、利用者利便の向上に関して、より一層深度ある検証を行う観点から、従来から検査を実施している金融機関名を公表し、ホームページ上の入力フォーム、ファックス、郵送等を通じて、当該金融機関に関する以下のような情報を広く一般から受け付ける「検査情報受付窓口」を設置している。

- ① 顧客情報管理に関するもの
- ② 説明責任の履行状況に関するもの
- ③ 法令等遵守状況に関するもの
- ④ 苦情等処理に関するもの

II 情報の受付状況

1. 受付件数

22年度の総受付件数は、709件となっており、そのうち、預金等受入金融機関に関する情報が309件(44%)、保険会社に関する情報が308件(43%)、金融機関名や情報内容が不明なもの等が92件(13%)となっている。

2. 業態別の主な情報は、以下のとおりとなっている。

- (1) 預金等受入金融機関については、融資の実行、条件変更への対応、担保の取扱い等の金融仲介機能の発揮に関するものや、融資の審査管理に関する情報等のほか、投資信託や外貨建て保険等のリスクを有する金融商品の販売に際しての説明義務の履行や、システム障害に関する情報など、多様な情報が寄せられている。
- (2) 保険会社については、保険募集に際しての重要事項の説明等に関する禁止行為や、作成契約等の不適切な行為等に関するもの、保険事故の認定や支払い額の査定等に関するもの、苦情への顧客対応やその態勢整備に関するものなどが寄せられている。

第6部 国際関係の動き

第24章 金融危機再発防止に向けた国際的な取組み

2007年の夏に生じた世界的な金融市場の混乱は、2008年秋以降、更に深刻さを増し、「100年に一度」と言われる深刻な金融・経済危機に発展した。これを受け、2008年11月に先進国・新興国の首脳が一堂に会した第1回G20首脳会合「金融・世界経済に関する首脳会合」が開催され、2009・10年も引き続きG20首脳会合により、金融危機の再発防止に向けて金融規制改革が議論されるなど、国際的な取組みが進展している。当庁は、こうした国際的な取組みに積極的に参画している。

第1節 首脳・閣僚級の国際会議（金融サミット等）

I 概要

2007年夏に生じた、米国のサブプライムローン問題に端を発する世界的な金融市場の混乱に対しては、G7（7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議）やFSF（金融安定化フォーラム）を中心に、金融市場の安定化、金融システムの強化に向けた国際的な取組みが進められてきた。しかし、2008年9月のリーマン・ショックをきっかけに、金融市場の混乱が一段と深刻化し、「100年に一度」と言われる深刻な金融・経済危機に発展したことを受け、新興国も交えた首脳レベルの会合を開催すべきとの議論が高まった。こうした中、2008年11月に先進国・新興国の首脳が一堂に会し、第1回G20首脳会合（ワシントン・サミット）が開催され、金融危機への対応や金融規制・監督の改革等について議論が行われた。

その後、G20首脳会合は、第2回（2009年4月 於 ロンドン）、第3回（2009年9月 於 ピッツバーグ）、第4回（2010年6月 於 トロント）、第5回（2010年11月 於 ソウル）と開催され、金融規制・監督の改革等について継続的に議論している。ピッツバーグ・サミットでは、G20を国際経済協力の「第一のフォーラム」とすることに合意し、G20は定例化された。また、ソウル・サミットでは新しい銀行の自己資本・流動性規制に関するバーゼル銀行監督委員会での合意が承認されたほか、システム上重要な金融機関のモラルハザードのリスクを軽減し、「大きすぎて潰せない」問題に対処するために金融安定理事会（FSB）より提出された政策の枠組み等に合意した。

※G20メンバー：G7（日、米、英、独、仏、伊、加）、アルゼンチン、豪、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、欧州連合

II 活動状況

1. 主な首脳・閣僚級会議の開催状況

G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2010年10月22-23日、韓国・慶州）
第5回G20首脳会合（ソウル・サミット）（同年11月11-12日、韓国・ソウル）
G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2011年2月18-19日、仏・パリ）
G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（同年4月14-15日、米・ワシントンD. C.）

2. 第5回G20首脳会合（ソウル・サミット）

2010年11月11-12日に韓国ソウルで開催されたG20首脳会合では、金融規制改革について、これまでの進展が確認された。

具体的には、銀行の自己資本・流動性に係る枠組みに関するバーゼル銀行監督委員会の合意が承認されたほか、システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードのリスクを軽減し、「大きすぎて潰せない」問題に対処するために金融安定理事会（FSB）より提案された政策の枠組み、作業プロセスが承認された。

その他の検討課題としては、マクロ健全性政策の枠組み、新興市場国・途上国に関連する規制改革上の課題への対処、シャドールバンキングへの規制・監督の強化、商品デリバティブ市場の規制・監督、市場の健全性・効率性の向上、消費者保護の向上といった項目を2011年11月の仏カンヌでの首脳会合に向けて検討していくことが合意された。

Ⅲ 当庁の対応

我が国は、金融規制改革について、中長期的に国際的な金融システムの強化に資するものとする一方、各国の金融システムの実情の違いを十分に踏まえたバランスの取れたものとし、また十分な経過措置を設けるなど、実体経済への影響に配慮すべきであると主張してきた。ソウル・サミットで合意した新しい銀行の自己資本・流動性規制は、こうした我が国の主張を踏まえ、中長期的な自己資本の強化を図る一方、性急な実施による実体経済への影響に配慮した措置が相当程度盛り込まれており、金融システムの強化に向けて全体としてバランスの取れたものになったと評価できる。当庁としては、サミットにおける成果を踏まえ、各国当局や国内の関係当局等と連携・協調しつつ、その着実な実施を図るとともに、金融危機の再発防止・金融システムの強化に向けた国際的な議論に引続き積極的に参画している。

第2節 金融安定理事会（FSB）（旧 金融安定化フォーラム（FSF））

I 概要

1. 沿革

1997年に発生したアジア通貨危機等の際、一国における金融危機が容易に各国に「伝染」(contagion)した経験を背景に、1999年2月のG7での決定に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）が設立された。金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）は、2009年4月のロンドン・サミットの宣言を踏まえ、FSFが、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として発展的に再構成されたものである。FSBの発足会合は2009年6月に開催された。

2. 役割

FSBは、

- ① 国際金融システムに影響を及ぼす脆弱性の評価及びそれに対処するために必要な措置の特定・見直し、
 - ② 金融の安定に責任を有する当局間の協調及び情報交換の促進、
 - ③ 金融規制に係る国際基準の遵守におけるベストプラクティスについての助言・監視
- などを主な役割としている。

3. 組織

(1) メンバーシップ

FSBは、全てのG20諸国及び香港、オランダ、シンガポール、スペイン、スイスの国内当局のほか、国際金融機関、金融分野の国際基準設定主体などから構成され、我が国からは金融庁、財務省及び日本銀行がメンバーとなっている。FSBの議長は、FSFから横滑りする形でドラギ伊中銀総裁が務めている。

(2) FSBの構成

FSB本会合の下には、運営委員会(Steering Committee)、複数の常設委員会(Standing Committee)等の部会が設置されており、それぞれFSBに参加している各国のハイレベル実務家等により構成されている。

II 活動状況

1. 概要

2010事務年度においては、国際的な金融機能の安定化への対応等のため、計3回のFSB本会合が開催された。2006年6月の発足以来、計7回の本会合が開催されている(2009年6月、9月、2010年1月、6月、9月、10月、2011年4月)。

2. G20 サミット等に向けた取り組み

2009 年 4 月のロンドン・サミット以降、G20 サミットや財務大臣等会合に対して、主に以下を報告。

- ① ロンドン・サミット（2009 年 4 月 2 日）
 - ・「金融システムにおける景気循環増幅効果への対応」
 - ・「健全な報酬慣行に関する原則」
 - ・「危機管理における国際的連携に関する原則」等
- ② ピッツバーグ・サミット（2009 年 9 月 25 日公表）
 - ・「FSBの健全な報酬慣行に関する原則の実施基準」
 - ・「FSB憲章」等
- ③ G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2009 年 11 月 7 日公表）
 - ・「金融機関、市場、商品のシステム上の重要性の評価に関するガイダンス」
 - ・「金融危機と情報ギャップ」等
- ④ トロント・サミット（2010 年 6 月 27 日公表）
 - ・「システム上重要な金融機関におけるモラルハザードの抑制」等
- ⑤ ソウル・サミット
 - ・「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する報告書」（2010 年 10 月 25 日公表）
 - ・「格付会社による格付への依存抑制のための原則」（2010 年 10 月 27 日公表）
 - ・「システム上重要な金融機関（SIFIs）への監督の密度と実効性に関する勧告」（2010 年 11 月 2 日公表）
 - ・「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」（2010 年 11 月 12 日公表）

3. 国際基準の遵守強化に向けた取り組み

金融規制改革を巡る検討作業のほか、FSBは、国際基準の各国による遵守強化に向けた取り組みとして、国際協調及び情報共有に関する基準の遵守促進に向けた取組みや、FSBメンバー国間のテーマ別及び国別レビューを実施している。

テーマ別レビューは、金融規制、監督上の特定の国際基準・課題についてFSBメンバー各国の取組み状況を横断的にレビューするものであり、現在までに報酬慣行、リスク開示、モーゲージ審査慣行に関するレビューを完了し、報酬慣行に関して2回目のレビューが進行中である。国別レビューは、IMFによるFSAPの金融関連指摘事項についての是正状況のフォローが中心で、これまで伊・墨・西へのレビューを完了し、現在、豪・加・瑞を対象に実施されている。

第25章 金融監督国際機構

金融庁は、金融機関の活動や金融取引の国際化等に的確に対応するため、各国の規制監督当局により構成される金融分野の業態別又は業態横断的な国際会議に積極的に参加している。その主要なものとして、業態別には、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）及び保険監督者国際機構（IAIS）が、業態横断的には、前章掲載のFSBのほかジョイント・フォーラムが挙げられる。これらの会議においては、国際的な金融システムの安定を図る観点から、金融機関の監督等に関する国際的な原則・基準・指針等の国際的な監督ルールの策定が行われており、我が国としては、国際的なリーダーシップを発揮すべく、積極的な貢献に努めている。

第1節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

I 概要

1. 沿革

バーゼル銀行監督委員会（BCBS:Basel Committee on Banking Supervision、以下「バーゼル委員会」という。）は、1974年6月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1975年、G10中央銀行総裁会議によって設立された。バーゼル委員会の会合は、主としてスイスのバーゼルにある国際決済銀行（BIS:Bank for International Settlements）本部において年4回程度開催されており、事務局もBIS内に設置されているが、中央銀行の集まりであるBISとは独立した存在として位置付けられている。

2. 目的

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

- ① 国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等、国際的な基準の設定
- ② 銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供

3. 組織（資料25-1-1参照）

（1）メンバーシップ

バーゼル委員会は、G20が国際経済協力の枠組みとして本格稼働を始める中で2009年3月及び6月に段階的にメンバーシップを拡大し、現在、日本、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の銀行監督当局及び中央銀行から構成されている。我が国からは、金融庁及び日本銀行が出席している。バーゼル委員会の議長は、2006年7月から2011年6月末までオランダ中央銀行のウェリンク氏

が務め、2011年7月からはスウェーデン中央銀行のイングベス氏が後継議長とされている。

(2) 小委員会の構成

バーゼル委員会の下には、政策企画部会（PDG：Policy Development Group）、監督基準実施部会（SIG：Standards Implementation Group）、会計タスクフォース（ATF：Accounting Task Force）等数多くの部会が設置されており、それぞれバーゼル委員会に参加している各国・地域等の監督当局及び中央銀行の専門家等により構成されている。我が国は、バーゼル委員会に設置されている全ての小委員会に出席し、国際的な銀行監督ルールの策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的な貢献を行っている。

4. 性格

バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を国際的に整合性のある形で行うための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

II 活動状況

1. 概要

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

- ① バーゼルⅢの策定
- ② システム上重要な金融機関に対する対応

2010事務年度における主な活動は、以下の通りである。

2. バーゼルⅢの策定

2008年9月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革はG20首脳レベルでの主要な課題となり、中でも、国際的に活動する銀行の自己資本及び流動性に係る新たな規制基準の設定は、中核的課題とされた。

こうした流れの中、バーゼル委員会は、2009年12月に市中協議文書として規制案を発表したのを皮切りに、包括的な定量的影響度調査を実施。その結果を踏まえ、2010年7月と9月の2度にわたりバーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ会合（GHOS：Group of Governors and Heads of Supervision）が開催され、新たな規制基準の大枠について合意された。こうした新たな規制基準の大枠は、2010年11月のソウル・サミットに報告・了承され、その詳細が、2010年12月、「バーゼルⅢテキスト」として公表された。

バーゼルⅢテキストでは、①これまでの自己資本比率の最低水準の見直しと分子である自己資本の定義の見直し、分母におけるリスク捕捉の強化、②自己資本比率規制の補完的指標としてのレバレッジ比率の導入、③流動性についての新しい枠組みの詳細等を定めている。

自己資本比率については、普通株等 Tier 1 比率が従来の 2% から、最低水準とバッファで 7% と大幅に水準が引き上げられた他、資本の算入要件についても厳格化が図られているが、その実施については、新規制への円滑な移行を確保する観点から、2013 年 1 月から段階的に実施し、2019 年より完全実施するスケジュールが国際的に合意されている。また、新たに導入されるレバレッジ比率及び流動性規制については、2011 年からのモニタリング期間を経て詳細を詰めていくこととなっている。

3. システム上重要な銀行に対する対応

システム上重要な金融機関（SIFIs：Systemically Important Financial Institutions）に対する規制・監督上の措置については、2010 年 11 月に G20 ソウル・サミットへ提出・公表された FSB 報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、「グローバルな」システム上重要な金融機関（G-SIFIs）への規制・監督上の措置の検討を先行することとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）の①特定手法、②追加的資本上乘せ規制などが検討されており、2011 年 11 月のカンヌ・サミットで最終化されることとなっている。

第2節 証券監督者国際機構（IOSCO）

I 概要

1. 沿革及び現状

- (1) 証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会员（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて200機関（2011年6月末現在）となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている（1986年から2000年末まではモントリオール（カナダ））。
- (2) 我が国は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会员としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会员）の加盟地位を承継し、我が国からの普通会员となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が準会員、東京証券取引所、大阪証券取引所及び日本証券業協会が協力会員となっている。
- (3) IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2011年は4月にケープタウン（南アフリカ）で開催された。次回は、北京（中国）で2012年5月に開催される予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

2. 目的

- IOSCOは、以下の3つを目的としている（2010年6月年次総会において改正）。
- ① 投資家を保護し、公正かつ効率的で透明性の高い市場を維持し、システムック・リスクに対処することを目的として、国際的に認識され、一貫した規制・監督・執行に関する基準の適切な遵守を確保し促進するために、協力すること
 - ② 不公正行為に対する法執行や、市場・市場仲介者への監督に関する強化された情報交換・協力を通じて、投資家保護を強化し、証券市場の公正性に対する投資家の信頼を高めること
 - ③ 市場の発展への支援、市場インフラストラクチャーの強化、適切な規制の実施のために、国際的に、また地域内で、各々の経験に関する情報を交換すること

3. 組織（資料25-2-1参照）

- (1) 代表委員会（Presidents Committee）

代表委員会は、すべての普通会员の代表者で構成され、年1回、年次総会時に開催。代表委員会の下に、理事会及び地域委員会が置かれている。

(2) 理事会 (Executive Committee)

理事会は、専門委員会、新興市場委員会、各地域委員会の議長のほか、各地域委員会選出会員及び代表委員会により選出された9の普通会员で構成され、年次総会時を含め、年3回程度開催される。現在の議長はブラジル証券取引委員会のサンタナ委員長である。また、金融庁は、代表委員会選出理事の一員である。

理事会の下には、専門委員会、新興市場委員会、原則実施作業部会、リスク・リサーチ常設委員会及び自主規制機関等により構成される自主規制機関諮問委員会等が置かれている。

(3) 専門委員会 (Technical Committee)

専門委員会は、理事会により1987年5月に設置され、現在は金融庁を含む18の先進国・地域の普通及び準会員で構成されている。専門委員会は、国際的な証券・先物取引に関する主要な規制上の課題を検討し、そうした課題に対する実務的な対応を調整することを目的としており、実質的にIOSCOの政策決定面での最高意思決定機関である。

年次総会時を含め年3回程度開催される。2011年4月から、議長は我が国より金融庁総務企画局 河野正道金融国際政策審議官(2010年6月から2011年4月まで副議長)、副議長はスペイン証券取引委員会のレストイ副委員長が務めている。

専門委員会の下には、7つの常設委員会 (Standing Committee) が設けられており、専門的・実務的な議論が行われている。また、その時々々の証券市場におけるアドホックな諸課題について専門性の高い検討を行うため、幾つかの作業部会が置かれることもある。

(4) 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域委員会 (APRC: Asia Pacific Regional Committee) に属しており、同委員会は、年2回程度開催されている。現在の議長は、インド証券取引委員会のシンハ委員長である。

(5) 原則実施作業部会

理事会の下に置かれている原則実施作業部会は、1998年9月、証券市場規制の国際的ベンチマークである「証券規制の目的と原則」(所謂IOSCO原則)を、2003年10月にはIOSCO原則の実施状況を評価するための方法である「評価メソロジー」を策定した。現在は、原則を策定してからの市場の変化やIOSCOの成果を踏まえ、IOSCO原則・評価メソロジーの改訂作業を行っており、2010年6月にIOSCO原則の改訂版を公表したほか、原則の下に位置する注釈及びメソド

ロギーについて改訂作業を進めている。

4. I O S C O の性格

I O S C O は、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている（ただし、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定された I O S C O 多国間情報交換枠組み（以下「I O S C O ・ M M O U」という）については、2010年6月の代表委員会決議により、2013年1月までにすべてのメンバーが I O S C O ・ M M O U へ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーは I O S C O ・ M M O U に規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている）。

5. 我が国の対応

我が国は、理事会、専門委員会、アジア・太平洋地域委員会及び常設委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。また、前記のとおり、2011年4月より金融庁の河野金融国際政策審議官が専門委員会の議長を務めている（任期は次回北京総会（2012年5月予定）まで）。

II 活動状況

1. 概要

I O S C O は近年、証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善（I O S C O ・ M M O U の推進）に重点をおいて活動している。

2. 専門委員会

専門委員会は、後述（4～9）の各常設委員会を通じて活動しているほか、G20 首脳会合のマンデートを受け、ヘッジファンド、店頭デリバティブ規制、システムミック・リスクの軽減、市場の健全性など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、I O S C O メンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。

（2010年7月～2011年6月における報告書等）

- ・ 市場への直接電子アクセスの原則に関する報告書（2010年8月）
- ・ 店頭デリバティブの取引に係る報告書（2011年2月）
- ・ 「信用格付機関の活動に関する原則」の実施に係る報告書（2011年2月）
- ・ システムミック・リスクの軽減に係る証券規制当局の役割について（2011年2月）
- ・ ダークリクイディティの原則に関する報告書（2011年5月）

また、G20 や F S B 等の他の国際的なフォーラムへの協力も積極的に行っている。一例として、G20 の提言を踏まえ、支払決済システム委員会（C P S S）と共同で

2010年2月より、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関等の金融市場インフラに係る既存の基準の包括的な見直しを実施し、2011年3月にこれらの国際基準を1つにまとめた「金融市場インフラのための原則」市中協議文書を公表している。

また、2011年2月に店頭デリバティブ取引の取引所・電子基盤取引化について取り扱う「店頭デリバティブの取引に係る報告書」を公表したほか、市場参加者による取引情報蓄積機関への取引情報報告等をテーマとした報告書の作成も進めている。

3. アジア・太平洋地域委員会

アジア・太平洋地域委員会（APRC）は、域内におけるIOSCO原則の実施の推進やIOSCO・MMOUへの署名促進等を図るために、メンバーに対し、各種支援プログラムや研修を実施している。また、メンバー間の意見交換も活発に行われており、現在、各国における市場監視や不公正取引の規制上の課題、クロスボーダーの法執行に関する諸問題などの議論を行っている。

4. 会計・監査・開示常設委員会（SC1）

会計・監査・開示常設委員会は、多国間市場における証券の募集及び上場に係る会計、監査及び開示に関する諸課題について検討を行っている。具体的には、国際会計基準（IFRS）及び国際監査基準（ISA）等の整備・改善作業をレビューするために、新たな基準の公開草案が公表される毎にコメント・レターを发出しているほか、多国間で適用可能な開示のガイダンスの策定等を行っている。

5. 流通市場規制常設委員会（SC2）

流通市場規制常設委員会は、証券の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。現在は、G20の要請を受け、高頻度取引（HFT）への対応を含めて最新の技術発展が市場の健全性・効率性にもたらす影響を是正するための提言を2011年半ばまでに策定するべく、「市場の健全性・効率性」に係る市中協議文書の作成等の作業を行っている。

6. 市場仲介者常設委員会（SC3）

市場仲介者常設委員会は、クロスボーダーの環境下にある市場仲介者に関する規制監督上の諸課題について検討を行っており、2011年2月に「仕組債の価格検証における内部管理及び流動性リスク管理に対する規制アプローチ」、「集団投資スキームの販売時の情報開示に係る原則」（SC5と共同）、同年3月に「顧客資産の保護・移転等に係るサーベイ結果」について公表した。現在は、①市場仲介者の自己資本に係る基準、②複雑な金融商品の販売時における適合性原則の適用、③投資家教育等について議論を行っている。

7. 法執行及び情報交換常設委員会（SC4）

法執行及び情報交換常設委員会は、国際的な証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、情報交換

に関する非協力的な国・地域の当局との対話や、クロスボーダー取引におけるデジタル化された証拠の利用に関するベストプラクティスなどについて議論を行っている。

また、SC4と同時で開催されるIOSCO・MMOUの審査グループ（SG）において、MMOU署名申請当局の審査を行っている。SGでは、2013年1月1日までにIOSCO・MMOUのB署名当局（審査基準を満たさなかった当局）が通常のIOSCO・MMOUの署名当局となることを目指し、集中的な作業を行っている。

8. 投資管理常設委員会（SC5）

投資管理常設委員会は、集団投資スキームの諸課題について検討を行っている。2010年11月には「プライベート・エクイティの利益相反に関する報告書」を公表した。更に、2011年5月まで集団投資スキームにおける解約停止の原則案の市中協議を行った。現在は、集団投資スキームのバリュエーションや流動性リスク管理、米国で金融危機時に問題となったMMFの規制・監督等について議論を行っている。

9. 格付会社常設委員会（SC6）（旧格付会社作業部会）

格付会社常設委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。2011年2月、「『信用格付機関の活動に関する原則』の実施に係る報告書」の公表を行った。現在、格付会社の利益相反管理及び内部統制などについて議論を行っている。

10. リスク・リサーチ常設委員会（SCRR）

リスク・リサーチ常設委員会は、証券当局がシステミック・リスクをモニターしリスクの軽減方法を検討するための新しい常設委員会であり、2011年4月に初会合を開催した。

III その他

1. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

我が国は、これまで中国（1997年）、シンガポール（2001年）、米国（2002年）、オーストラリア（2004年）、香港（2005年）及びニュージーランド（2006年）との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。なお、2006年1月には米国との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に2006年5月、IOSCO・MMOUに署名するための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008年2月に署名当局となった。2011年6月末現在、80カ国の証券当局がIOSCO・MMOUに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報等を必要に応じて相互に提

供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

2. IOSCO理事会・専門委員会合同会合の東京開催

2011年4月のケープタウン年次総会において、2012年初に開催される予定の「IOSCO専門委員会・理事会合同会合」を東京で開催することが決定された。

第3節 保険監督者国際機構（IAIS）

I 概要

1. 名称

保険監督者国際機構（IAIS：International Association of Insurance Supervisors）

2. 設立およびその目的

1994年に以下の目的のために設立された。

- ① 効果的かつ国際的に統合的な保険監督の促進
- ② 世界の金融安定への貢献
- ③ 国際保険監督基準の策定及びその実施の促進
- ④ 保険監督者間の協調の促進
- ⑤ 他の金融分野の監督機関との連携 等

3. 構成

- ① メンバー：各国・地域の保険監督当局等（149）
- ② オブザーバー：保険会社や業界団体、国際機関等（125）
（2011年5月現在）

4. 組織（資料25-3-1参照）

年次総会において、新たな監督原則、基準、指針等が採択される他、年に4回開催される執行委員会において、主要な決定が行われる。

（1）執行委員会

ピーター・ブラウミューラー議長（オーストリア金融市場機構 保険年金金融監督局長）、早崎保浩 副議長（金融庁総務企画局参事官（国際担当））。年4回開催。

主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した24の国・地域（北米：5、西欧：5、アジア：5、オセアニア：1、中南米：2、アフリカ：1、中東：2、中東欧：1、オフショア：2）から構成されている。我が国は、1998年よりメンバーとして参加している。

（2）専門委員会

モニカ・メッヘラー議長（スイス連邦金融市場監督機構 副議長）。年3回開催。執行委員会の下で監督基準の策定等を所掌しており、我が国も、メンバーとして参加している。

（3）委員会等：執行・専門委員会の下で監督原則、基準、指針の策定にあたっており、2011年6月現在、16の小委員会等がある。

- (4) 事務局（局長：河合美宏氏、副局長2名、事務局員25名（2011年6月現在））：局員のうち2名は我が国ODAの枠組みにより派遣された日本人専門家である（本枠組みによる派遣は、2002年4月より開始）。所在地は、スイス バーゼル（国際決済銀行内）。

5. 我が国の対応

金融庁は、現在、執行委員会と専門委員会以外に、金融安定化委員会、コムフレーム・タスクフォース、ソルベンシー小委員会、保険グループ小委員会、ガバナンス・コンプライアンス小委員会、会計・監査小委員会等の主要な小委員会等に主要メンバーとして積極的に参画している。

II 活動状況

1. 金融危機を踏まえた対応

IAISは、金融危機を踏まえた対応として、2010年7月、「国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組み（ComFrame：Common Framework）」の策定を開始した。具体的には、国際的に活動する保険グループに適用されるグループ・ソルベンシーやリスク管理等の策定作業が行われている。

また、執行委員会直下に設置された金融安定化委員会では、FSB等における議論を受け、保険セクターにおけるシステムック・リスクの分析やマクロプルデンシャル・サーベイランス・ツールの検討などを行っている。特にシステムックに重要な金融機関（G-SIFIs）については、銀行業界のみならず保険業界でも検討が必要とされており、金融安定化委員会におかれた特別チーム（当庁（早崎参事官）ヘッド）で選定基準等の議論やデータ収集作業等が進められている。IAISではこの他、マルチMOU（多国間情報交換枠組み）への署名を促進している。

2. 保険監督原則、基準、指針の策定

各国の保険監督制度や監督経験を踏まえて、国際的な保険監督水準の向上のために監督原則、基準、指針を策定している。現在、金融危機の経験も踏まえて監督原則、基準、指針の改訂作業を行っているところ。

3. 保険監督のための資産・負債評価のあり方の検討

ソルベンシー小委と保険契約小委員会は、共同で、保険監督のための資産・負債評価に関する基準・指針の策定作業を行っている。IASB（国際会計基準審議会）において保険契約にかかる国際会計基準の策定作業が進められていることを踏まえ、当該評価基準・指針が、保険監督目的を果たすことができる範囲において国際会計基準と平仄のとれたものとなるよう、検討を行っている。

4. 保険監督原則、基準、指針実施のための技術支援

新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、地域セミナーの開催や研修教材の作成を行っている。我が国は、これらの活動を支援するための専門家を雇用する費用等を I A I S に拠出（2010 年度：3,296 万円）するなどの積極的な協力を行っている。

第4節 ジョイント・フォーラム

I 概要

ジョイント・フォーラム (Joint Forum) は、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、証券監督者国際機構 (IOSCO) 及び保険監督者国際機構 (IAIS) の13カ国の代表者により構成され、金融コングロマリットの監督上の諸問題や、銀行・証券・保険の各分野にまたがる監督上の諸問題を検討している。金融コングロマリットの国際的な業務展開や金融各分野の業態区分の不鮮明化により、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化の必要性が一層高まりつつあったことから、我が国は発足時 (1996年) から本会合に参画してきている (現在は、金融庁、日本銀行が参加)。

II 活動状況

ジョイント・フォーラムは、年3回本会合を開催するとともに、個別テーマにつき作業部会を設置して活動を行っている。

2010事務年度に開催された本会合は以下のとおり。

2010年11月 東京本会合

2011年3月 ローマ本会合

2011年6月 マドリッド本会合

2010事務年度については、複合的な金融機関によって現在使用されているリスク合算モデルの調査及び分析をもとに、2010年10月に「リスク合算モデルの発展」と題する報告書を作成・公表した。

今後もまた、新たなテーマを選定し、さらなるペーパーの作成を行う予定である。

第26章 金融に関するその他の国際的フォーラム

マクロ経済に対する金融セクターの安全性の重要性が増していること等から、前章に述べた規制監督当局により構成される国際的フォーラム以外においても金融に関する検討が活発化している。また、WTO等の場における金融サービス貿易の自由化交渉も行われている。金融庁は、我が国の立場を反映させるとともに、国際的な金融システムの安定化及び金融サービス貿易の自由化等に資するため、こうしたフォーラムに積極的に参加している。

第1節 国際通貨基金（IMF）

I 概要

国際通貨基金（IMF：International Monetary Fund）は、1944年7月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印されたIMF協定に基づき、1946年3月に設立された国際機関である。その目的は、①通貨に関する国際協力を促進すること、②為替の安定を促進すること、③加盟国の国際収支不均衡を是正させるため基金の一般資金を一時的に加盟国に利用させること等である。本部所在地は、ワシントンD.C.、専務理事はラガルド元フランス経済・財政・産業大臣である。最高意思決定機関は総務会（全加盟国の大臣級からなる）であり、原則として年1回総会を開催するが、通常業務については、我が国任命理事を含め、24名の理事からなる理事会が意思決定機関となっている。

II 活動状況

1. IMF 4条協議

IMFはIMF協定第4条に基づき、年1回加盟国に対して、調査専門スタッフを中心とするミッションを派遣した上で、当該国の経済状態、経済・金融政策等に関する報告書を作成し、理事会で討議を行っている。我が国に対する協議については、通常毎年夏に理事会が開催され、その結果がPIN（Public Information Notice）として発表されるとともに、理事会で検討された4条協議報告書が公表されている。

2011年の当庁との協議では、欧州の金融市場の混乱や新たな国際的な金融規制が銀行に与える影響などに関する意見交換が行われた。当庁はIMFに対し、我が国の金融セクターの状況や当庁の施策等について説明・議論を行い、我が国金融セクターの状況・課題が適切に理解されるよう努めている。

2. IMF・FSAP（金融セクター評価プログラム）

IMF・FSAPは、IMFや監督当局等の専門家が、IMF加盟国の金融規制・監督等に係る国際基準の遵守状況や金融システム安定性の評価を行い、結果を公表するもの。金融安定理事会（FSB）では、国際基準の遵守に向けた取り組みの一環と

して、メンバー国は5年毎のF S A P実施にコミットしている。また、IMFでは、システム上重要な金融セクターを有する国（日本を含む25ヶ国）について、F S A Pの一部（金融システム安定性の評価）を5年毎に実施することが義務化された。（ソウル・サミットで承認）

我が国では、前回F S A Pを2001年末から実施し、2003年9月に結果が公表された。2011年にはF S A Pアップデートの実施を受け入れることを決定したところであり、当庁としても積極的に取り組んでいる。

3. その他IMFの刊行物（WEO、GFSR等）

通常年2回刊行される「世界経済見通し（WEO：World Economic Outlook）」及び「国際金融安定性報告書」（GFSR：Global Financial Stability Report）においても、世界の金融システムの状況や政策対応に関する記述がなされている。近年では、世界的な金融市場の混乱を受けた今後の世界経済の見通しや世界の金融セクターに生じる損失累計額の推計、金融市場の安定化に向けてとるべき政策対応等が示され、注目を集めている。

第2節 経済協力開発機構（OECD）

I 概要

米国による戦後の欧州復興支援策であるマーシャルプランの受入機関として設立された欧州経済協力機構（OECE : Organization for European Economic Co-operation）が、欧州と北米が対等のパートナーとして自由主義経済の発展のために協力を行う機構として発展的に改組され、1961年に経済協力開発機構（OECD : Organization for Economic Co-operation and Development）が設立された。その目的は、①経済成長、②開発、③貿易の成長・拡大への貢献であり、現在、日本（1964年加盟）を含む31カ国が加盟している。事務総長はグリア（2006年～、メキシコ人）。

II 活動状況

1. 閣僚理事会

OECDの年間の活動報告がなされるとともに、次年度の活動について討議される。通例、日本からは外務省、経済産業省、内閣府等から関係閣僚が出席。

2. 経済開発検討委員会（EDRC : Economic and Development Review Committee）

OECD加盟各国等の経済情勢、経済政策全般について、定期的に国別相互審査と望ましい政策の勧告を行っている。審査は、加盟31カ国及び重要な非加盟国について、1年半～2年に1回程度行われており、金融セクターについての分析も含まれる。我が国については、直近では2011年4月に対日経済審査報告書が公表された。

3. 経済政策委員会（EPC : Economic Policy Committee）

OECD事務局の責任において、加盟各国の経済情勢を評価したうえで、経済見通し（OECD Economic Outlook）を検討・公表するとともに、必要な経済政策の勧告を行っている（年2回）。

4. その他

保険委員会、コーポレート・ガバナンス委員会、金融資本市場委員会（CMF : Committee on Financial Markets）等があり、それぞれテーマに応じた分析や情報交換が行われている。最近では、ソウル・サミットの合意を受けて消費者保護に関する原則の検討も行っている。

5. OECDを通じた金融庁によるアジア新興市場国への知的支援

OECDでは、非加盟国の金融セクター改革等の知的支援を行っているが、金融庁では2008年度よりOECD事務局に職員を派遣するとともに、ODA予算の拠出により、アジア新興市場国の金融セクター改革等の知的支援を行っている。

第3節 世界貿易機関（WTO）

I 概要

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）は1995年に設立された国際機関であり、貿易ルールの決定、貿易に関する国際紛争の解決を目的とする。事務局はジュネーブにあり、153カ国が加盟している（2011年6月時点）。最高意思決定機関たる閣僚会議は少なくとも2年に1回開催されるが、通常は、全加盟国の代表により構成される一般理事会が任務を遂行している。金融を含むサービス分野に関するルールは、WTO設立協定の不可分の一部であるGATS（General Agreement on Trade in Services）に規定されている。GATSは、最恵国待遇（MFN）を原則とし、各国の「約束表」に記載されている分野について、市場アクセス（他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、参入制限等をしないこと）及び内国民待遇（内外無差別）を保障する義務を負う等の枠組みを定めている。

II 活動状況（金融サービス分野）

（1）金融サービス交渉の構図

2000年2月に開始されたサービス分野の自由化交渉において、各国は自由化リクエストを交換し、オファーの改善を求めて二国間交渉を行ってきた。交渉は、四極（日、米、加、EC）を中心とした自由化推進派が新興市場国（中国、インド、ブラジル、ASEAN等）に対して、金融サービス自由化を促す構図となっている。

（2）リクエスト・オファー交渉

我が国は、業界の要望事項等を踏まえて作成された初期リクエスト（2002年6月）、改訂リクエスト（2005年2月）に基づいて、各国と二国間交渉を行ってきた。リクエストの主な内容は外資規制等の市場参入制限や内外差別的な規制の改善を求めるものである。また、各国からのリクエストや二国間協議での議論を踏まえ、我が国は初期オファー（2003年3月）、改訂オファー（2005年6月）を提出した。

（3）共同リクエストの提出と金融プルリ交渉

2005年12月に開催された第6回閣僚会議（於：香港）において、従来の交渉に明確な方向性を与えるために、二国間交渉に加えて、サービスの各分野（金融含む）において「プルリ交渉」の開始が合意された。

（参考）プルリ交渉

特定の国に対し、複数の国が共同で分野別の自由化リクエストを提出し、複数国間（リクエスト側及び被リクエスト側）で自由化交渉を行う交渉。

プルリ交渉のベースとして、自由化推進派の国（日、米、EU、加、豪、ノルウ

エー等)が主要な新興市場国(中国、インド、ブラジル、ASEAN等)に対し、金融分野におけるリクエストを2006年2月末に共同で提出した(我が国の従来のリクエストの内容に概ね沿ったもの)。

2006年から現在まで4回金融プルリ会合が開催され、我が国を含めたリクエスト側からの共同リクエストに関する説明に加えて、各国からオファーの自己評価やオファー改善の可能性につき議論が行われた。また、我が国は金融プルリ会合の前後等に二国間交渉を行った。上記プルリ会合では、参加国が一同に会してオファー改善に関する方針を互いに説明しており、オファーの出し惜しみやフリーライドを防ぐ効果が期待されていた。

(4) ドーハ・ラウンド交渉の中断と再開

2006年7月に交渉が一旦中断した後、調整が続けられ、2007年1月に交渉再開が合意された。その後、4回の金融プルリ交渉を行った他、高級実務者レベルを含め二国間協議を行った。また、金融サービスを含めたサービス分野につき、2008年2月に議長報告書、5月に改訂議長報告書が発出された。2008年7月、モダリティ合意を目指して閣僚会合が開催されたが、農業及び非農産品の市場アクセス(NAMA: Non-Agriculture Market Access)交渉において合意に達せず、サービス交渉も含め、ラウンド交渉は決裂した。その後、2009年、2010年内に4回、2011年6月までには2月、3月、4月、6月の計4回、WTOサービス・クラスター会合が開催され、来るべき本格的な市場アクセス交渉再開に備え各国とのバイ協議等サービス交渉における分野別の議論が行われた。

第4節 経済連携協定（EPA）

I 概要

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間あるいは地域間での国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は、主に世界貿易機関（WTO）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間乃至地域間での貿易自由化交渉に取り組んでいる。

我が国は、既にシンガポール（2002年11月発効、その後2007年9月改正議定書発効）、メキシコ（2005年4月発効）、マレーシア（2006年7月発効）、チリ（2007年9月発効）、タイ（2007年11月発効）、インドネシア（2008年7月発効）、ブルネイ（2008年7月発効）、フィリピン（2008年12月発効）、ASEAN全体（2008年12月発効）、ベトナム（2009年10月発効）及びスイス（2009年9月発効）との間で既にEPAが発効している。現在、湾岸協力理事会（GCC）諸国、オーストラリアとの間でEPA交渉を行っている（韓国との交渉は2004年以降中断中）。（資料26-4-1参照）従前より交渉を行ってきたインドとのEPA交渉については2010年9月に大筋合意、2011年2月に署名、同年6月に我が国国会の承認に至った（2011年8月1日発行）。また、ペルーとのEPA交渉も2010年11月に大筋合意に至った。更に2011年5月、EUとの間でEPA交渉のためのプロセス開始に合意している。

II 活動状況

当庁は、アジア諸国の重要性や我が国市場との緊密性を踏まえ、金融サービス自由化交渉に積極的に取り組んできている。自由化交渉においては、金融機関の海外進出や更なる業務展開のための環境を改善することを目指し、外国資本の出資比率制限、新規免許発給制限等、金融機関が他国へ進出する際の規制の撤廃あるいは緩和を求め、金融セクターの自由化を促している。また、規制の内容や運用の不透明性は、金融機関のビジネスを萎縮させる効果があるため、相手国金融規制当局との間で、透明性の向上についても積極的に議論を行ってきている。

さらに、相互に進出している金融機関の監督や両国・地域の金融市場の発展に向けた関係の強化を目指し、金融当局の協力や対話の枠組みを設定することにも積極的に取り組んできている。これまで金融規制当局間の関係が確立されていなかった相手国との間で、EPA発効後も対話を継続する枠組みを設けたことは重要な成果であり、幹部職員や中堅職員など様々なレベルを通じてコミュニケーションを深め、規制監督当局間の連携を強化してきている（具体的には、シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、チリ、インドネシア、ベトナム、インド及びスイスとのEPAの下で、金融当局間の対話を行う枠組みを設け、金融機関の相互進出の促進や資本市場の整備の方策等について相手国の規制監督当局と議論を行っている）。

第5節 金融活動作業部会（FATF）

I 概要

1. 金融活動作業部会（FATF）

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force on Money Laundering）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年7月のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年9月の米国同時多発テロ事件以降は、G7財務大臣声明を受けてテロ資金供与対策にも取り組んでいる。

メンバーは、OECD加盟国を中心に、現在34カ国・2地域が参加（下記参照）。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。現在は、2004年5月のOECD閣僚理事会での合意により、2012年までの活動期間延長が決定されている。

参加国・地域（2011年6月30日現在）

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港・中国、アイスランド、インド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、欧州委員会（EC）、湾岸協力理事会（GCC）

FATFの主な役割は、以下のとおり。

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATF参加国におけるFATF勧告の遵守状況の監視
- ③ 汎世界的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の拡大
- ④ FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

2. 「40の勧告」及び「9の特別勧告」（FATF勧告）

「40の勧告」は、刑事司法制度、金融機関への規制、国際協力等にわたるマネー・ローンダリング対策の基本的枠組みであり、「9の特別勧告」は、テロリズムとテロ行為に対する資金供与を探知、防止、抑止する上での基本的な枠組みである。IMF/世銀、FATF型地域機関においてもマネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際的基準として認められている。

3. F A T F相互審査

F A T F勧告遵守状況に関し、F A T F参加国間にて相互審査を実施しており、その審査報告書は、F A T F全体会合での議論を経て採択される。

被審査国は、相互審査において不合格(勧告が履行されていない、又は履行が不十分)と評価されたF A T F勧告について、重要勧告(F A T F勧告のうち特に重要とされる16の勧告)が合格と評価されるまで、不合格項目全てのフォローアップ実施状況をF A T Fに対し継続的に報告する必要がある。(初回は相互審査から2年後、その後は原則として1年毎に報告。)

4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に非協力的な国・地域の特定

F A T F勧告の遵守が不十分な国・地域(F A T Fメンバーに限らない)に対して是正措置を求めるなど、非協力的な国・地域に関する問題はF A T FのI C R G(International Cooperation Review Group)が取り扱っている。

F A T Fは、2007年10月以降、I C R Gプロセスを経て特定された非協力的な国・地域に関し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に重大な戦略上の欠陥があること等、金融機関にリスクの認識を促す旨の声明を発出している。

II 活動状況

1. F A T F第3次相互審査

F A T F勧告の遵守状況に関する我が国の第3次相互審査は、2008年に実施され、全49勧告中25勧告において履行の不備を指摘されている。審査後2年後にあたるF A T F 2010年10月会合において、我が国よりその改善に関する第1回フォローアップ報告を行った。第2回フォローアップ報告は通常どおり1年後の2011年10月が適切であることが採択されている。

2. F A T F第4次相互審査基準の改訂

2009年10月の全体会合での採択に基づき、第4次相互審査開始に向けF A T F基準改訂を行うため、F A T F作業部会内に専門家会合が設立されている。2010事務年度においては、同専門家会合は2010年9月、10月、12月、2011年2月、3月、5月、6月に開催され、第3次相互審査基準におけるF A T F勧告履行上の様々な問題点等を踏まえ、F A T F審査基準の改訂作業が進められている。

その一環として、F A T F審査基準改訂の方向性について民間セクターから意見を求めるためのパブリック・コンサルテーションが2010年10月及び2011年6月に実施された。F A T F基準の主要改訂項目は、リスクベース・アプローチ・コンセプト、顧客管理(勧告5)、公的地位を有する者の確認(勧告6)、新たな技術と非対面業務(勧告8)、内部管理(勧告15)、電信送金(特別勧告VII)、法人及び信託等の真の受益者確認(勧告5、33、34)、高リスク国への対応(勧告9、21、22)等である。

3. マネー・ローンダリング及び・テロ資金供与対策における非協力的な国・地域の特定

2009年4月のロンドン・サミットにおけるG20からの要請に基づき、4つの地域(アフリカ/中東、米州、アジア/太平洋、欧州/ユーラシア)毎の分析グループを設立し、非協力国・地域の特定作業を開始した。2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、FATFは非協力国・地域特定のための手続き、各国のFATF勧告遵守状況の概観等について報告を行った。

その後、2011年2月のFATF声明では、対抗措置の適用対象国としてイラン及び北朝鮮が特定された旨、公表された。

2011年6月声明では、上記の対抗措置適用対象国2カ国に加え、対抗措置適用対象国ではないが、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策において顕著な取組みを見せていない、あるいは取組みへの政治的意思が欠如している国として、エチオピア、キューバ、ケニア、シリア、ボリビア、ミャンマー、スリランカ、トルコが特定された。

第27章 海外の金融当局との連携強化

I 金融監督者間の2国間連携強化

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局等との連携を強化していくことが極めて重要である。ベター・レギュレーションにおける海外当局との連携強化の方針を踏まえ、個別案件ごとに連絡を取り合っているほか、定期的に金融監督当局等との協議を行い、各国金融セクターの現状や国際的な市場動向、規制・監督上の重要事項等について意見交換を実施している。最近では、アジアとの連携強化の視点からアジア当局との対話も重視している。

(最近の主な金融協議等)

- 2010年 8月 第3回日中ハイレベル経済対話（北京）
- 2010年 10月 日米保険協議（東京）
- 2010年 10月 日加財務金融協議（東京）
- 2010年 10月 日スイス財務金融協議（東京）
- 2011年 3月 日米経済調和対話（東京）
- 2011年 3月 第9回日中経済パートナーシップ協議（東京）
- 2011年 3月 日ベトナム金融作業部会の立ち上げに向けた準備会合（ハノイ）
- 2011年 4月 日インド金融協議（ムンバイ・デリー）
- 2011年 6月 日韓金融協議（ソウル）
- 2011年 6月 日中金融協議（北京）
- 2011年 6月 日米証券市場対話（東京）

II 金融庁の技術支援の取組み

金融庁は、銀行、証券、保険の3分野を一元的に監督する立場（integrated regulator）から、我が国の経験や前述の国際会議等での議論をアジアの新興市場国に伝えることを通じて、各国の金融当局との連携強化に努めることも重要な役割となっている。

また、近年、金融の国際化・一体化が急速に進展する中、我が国と緊密な関係を有するアジアの新興市場国の金融システムの健全な発展は、我が国を含む国際金融システムの安定性の向上において一層重要となっていることから、金融庁は技術支援の実施を通じたアジアの新興市場国の金融当局の能力向上や人材育成に積極的に取り組んでいる。